

# 阿見町議会会議録

平成27年第1回定例会

(平成27年3月3日～3月19日)

阿見町議会

## 平成27年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1 3
◎会期日程	1 4
◎第1号（3月3日）	1 7
○出席、欠席議員	1 7
○出席説明員及び会議書記	1 7
○議事日程第1号	1 9
○開 会	2 2
・会議録署名議員の指名	2 2
・会期の決定	2 2
・諸般の報告	2 3
・常任委員会所管事務調査報告	2 4
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙	2 6
・議案第2号（上程，説明，質疑，委員会付託）	2 6
・議案第3号（上程，説明，質疑，委員会付託）	2 7
・議案第4号（上程，説明，質疑，委員会付託）	2 8
・議案第5号（上程，説明，質疑，委員会付託）	2 9
・議案第6号（上程，説明，質疑，委員会付託）	3 1
・議案第7号（上程，説明，質疑，委員会付託）	3 3
・議案第8号（上程，説明，質疑，委員会付託）	3 4
・議案第9号（上程，説明，質疑，委員会付託）	3 6
・議案第10号から議案第23号（上程，説明，質疑，委員会付託）	3 8
・議案第24号から議案第31号（上程，説明，質疑，委員会付託）	4 6
・議案第32号から議案第39号（上程，説明，質疑，委員会付託）	5 3
・阿見町予算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告	7 9
・議案第40号から議案第41号（上程，説明，質疑，委員会付託）	7 9
・議案第42号から議案第47号（上程，説明，質疑，討論，採決）	8 0
・請願第1号（上程，委員会付託）	8 6
○散 会	8 6

◎第2号(3月4日) .....	87
○出席, 欠席議員 .....	87
○出席説明員及び会議書記 .....	87
○議事日程第2号 .....	89
○一般質問通告事項一覧 .....	90
○開 議 .....	91
• 一般質問 .....	91
海野 隆 .....	91
藤平 竜也 .....	120
永井 義一 .....	128
飯野 良治 .....	149
野口 雅弘 .....	163
○散 会 .....	169
◎第3号(3月5日) .....	171
○出席, 欠席議員 .....	171
○出席説明員及び会議書記 .....	171
○議事日程第3号 .....	173
○一般質問通告事項一覧 .....	174
○開 議 .....	175
• 一般質問 .....	176
浅野 栄子 .....	176
紙井 和美 .....	194
難波 千香子 .....	212
川畑 秀慈 .....	233
倉持 松雄 .....	243
• 休会の件 .....	250
○散 会 .....	250
◎第4号(3月19日) .....	251
○出席, 欠席議員 .....	251
○出席説明員及び会議書記 .....	251

○議事日程第4号	253
○開 議	256
・議員提出議案第1号（上程，説明，討論，採決）	256
・議案第2号（委員長報告，討論，採決）	257
・議案第3号（委員長報告，討論，採決）	258
・議案第4号（委員長報告，討論，採決）	259
・議案第5号（委員長報告，討論，採決）	261
・議案第6号（委員長報告，討論，採決）	262
・議案第7号（委員長報告，討論，採決）	263
・議案第8号（委員長報告，討論，採決）	264
・議案第9号（委員長報告，討論，採決）	265
・議案第10号から議案第23号（委員長報告，討論，採決）	266
・議案第24号から議案第31号（委員長報告，討論，採決）	276
・議案第32号から議案第39号（委員長報告，討論，採決）	280
・議案第40号から議案第41号（委員長報告，討論，採決）	285
・請願第1号（委員長報告，討論，採決）	286
・意見書案第1号（上程，説明，討論，採決）	286
・稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	288
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	289
○閉 会	290

# 第 1 回 定例会

阿見町告示第15号

平成27年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月16日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成27年3月3日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成27年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	3月3日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	3月4日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	3月5日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第4日	3月6日	(金)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（総務所管分）
第5日	3月7日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	3月8日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	3月9日	(月)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（民生教育所管分）
第8日	3月10日	(火)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（産業建設所管分）
第9日	3月11日	(水)	午後2時	委員会	・総務（議案審査）
第10日	3月12日	(木)	午前10時	委員会	・民生教育（議案審査）
			午後2時	委員会	・産業建設（議案審査）

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	3月13日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	3月14日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	3月15日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	3月16日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	3月17日	(火)	休	会	・議案調査
第16日	3月18日	(水)	休	会	・議案調査
第17日	3月19日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告</li> <li>・討論</li> <li>・採決</li> <li>・閉会</li> </ul>

第 1 号

[ 3 月 3 日 ]

## 平成27年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成27年3月3日（第1日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
秘書課長	武井浩君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
児童福祉課長	青山広美君
児童館長兼 児童福祉課長補佐	村田敦志君
障害福祉課長	煙川栄君
国保年金課長	岡田稔君
健康づくり課長	篠山勝弘君
商工観光課長	佐藤哲朗君
都市施設管理課長	柳生典昭君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長	菊池彰君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君
指導室長	根本正君
消防本部総務課長兼 予防課長	湯原清和君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

## 平成27年第1回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

平成27年3月3日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について
- 日程第6 議案第2号 阿見町名誉町民条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 阿見町放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 阿見町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

	議案第15号	阿見町行政手続条例の一部改正について
	議案第16号	阿見町政治倫理条例の一部改正について
	議案第17号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第18号	阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
	議案第20号	阿見町保育所設置条例の一部改正について
	議案第21号	阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
	議案第22号	阿見町工場誘致条例の一部改正について
	議案第23号	阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について
日程第15	議案第24号	平成26年度阿見町一般会計補正予算(第6号)
	議案第25号	平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
	議案第26号	平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第27号	平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第28号	平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
	議案第29号	平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第5号)
	議案第30号	平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
	議案第31号	平成26年度阿見町水道事業会計補正予算(第5号)
日程第16	議案第32号	平成27年度阿見町一般会計予算
	議案第33号	平成27年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第34号	平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
	議案第35号	平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
	議案第36号	平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第37号	平成27年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第38号	平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

	議案第 3 9 号	平成 2 7 年度阿見町水道事業会計予算
日程第17	議案第 4 0 号	町道路線の廃止について
	議案第 4 1 号	町道路線の認定について
日程第18	議案第 4 2 号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第 4 3 号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第 4 4 号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第 4 5 号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第 4 6 号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第 4 7 号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
日程第19	請願第 1 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

午前10時00分開会

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成27年第1回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（柴原成一君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

2番 藤平竜也君

3番 野口雅弘君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る2月24日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成27年第1回定例会につきまして、去る2月24日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から3月19日までの17日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、3月4日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

3日目、3月5日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

4日目、3月6日は午前10時から予算特別委員会総務所管分。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、3月9日は委員会で、午前10時から予算特別委員会民生教育所管分。

8日目、3月10日は委員会で、午前10時から予算特別委員会産業建設所管分。

9日目、3月11日は委員会で、午後2時から総務常任委員会。

10日目、3月12日は委員会で、午前10時から民生教育常任委員会、午後2時から産業建設常任委員会。

11日目から16日目までは休会で議案調査。

17日目、3月19日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

なお、今定例会から、一般質問の時間を40分と決めさせていただきました。

決めるに至りましたは、議員の中からいろんな意見が出ました。1時間でも足りないくらいだよというような意見もあり、そしてまた、議員自らが、なぜ質問の時間を削るんだというような意見も出されました。また、時間が無くなるのは執行部がきちんとした答弁をしてないからだというような意見も出ました。

そういう中で、委員長として、的を射た質問をし、要領よくしましょうよと、そして、明快なる答弁をいただけるようにしましょうというお話をさせていただき、まとめたように記憶しております。

そういう中で、執行部の方々におかれましては、議員の質問に対して真摯に、そして明快なる答弁をいただきたく、お願いを申し添えます。

各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月19日までの17日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの17日間と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第2号から議案第47号のほか、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願、以上47件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、まち・ひと・しごと創生法第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと地方創生総合戦略を阿見町において定めることについての陳情の1件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成27年2月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、御報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成26年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、3月2日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 常任委員会所管事務調査報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、先日行いました総務常任委員会事務調査について御報告申し上げます。

ちょっと声が出ないもので、聞きづらいと思うんですが、よろしく願いいたします。

私たちは、これから取り組むべきであろうふるさと納税制度及び阿見町の防災計画に反映することを目的として、先進地であります浜松市役所及び東京都墨田区の本所防災館を、去る1月22日から1月23日、2日にかけて、議員5名、総務部長、消防署総務課長、事務局長と、総勢8人でお尋ねをいたしました。

1日目は、浜松市役所でふるさと納税について説明を受けました。

浜松市では、寄附を活用する政策メニューを設けており、申し込み時に寄附金をどのようなものに充てていただきたいかということをお願いしてもらい、そちらのほうに優先的に使っていくという対応をしているとのことでした。

また、浜松市への寄附をいただいた方の思いを実現し、お礼品として地域の産物を贈ること、愛着を深めていただき、地場産業や市の税収増加に寄与しているとのことでもあります。

次に、財源の確保という観点から、実収入金額についての話になりました。

寄附に対して、経費としては、1万円から2万円未満の場合は、送料込みで3,000円程度の物を、差し引き約7,000円から1万6,999円程度です。次に、2万円以上の物については、送料込みで6,000円程度の物を見込んでいて、実質の品代としては5,000円ぐらいだと考えているとのことでした。

次に、寄附の件数の状況についてでありあますが、24年度、25年度、26年度の6月の15日以前については、非常に少ない数字でありますとのことでした。

その原因としては、2万円以上という区切りをつくっていなかったこと、よって、1万円以上の方には2,000円程度のお礼であり、かつ品数も5品目しかなく、積極的な体制でなかったことが原因だと言っておりました。

26年6月16日以降は、1万円から2万円未満の区分、2万円以上の区分、それに伴う物産品の充実ということから、49品目に大幅リニューアルをした結果、約10倍以上の申し込みをいただいている状況でありますとのことでした。

その結果、返礼品とふるさと納税による寄附との関係で、寄附自体が、「寄附」という言葉からちょっと離れていくような感じになるのが怖いということでした。

まだまだ、ふるさと納税制度に関しては、もっと深く研鑽する必要があるのかなあと、強く感じました。

次に、2日目は、本所防災館を訪問しました。担当者がたまたま土浦市から勤務しているとのこと、非常に親近感を覚えました。

その担当者から防災館の概要説明を受け、次に、ビデオ映像により、東日本大震災を主とした地震、津波、火災の恐ろしさを拝見しました。その後、体験コーナーに移り、水圧のかかったドアをあける実体験を行い、改めて、洪水時の水圧の強さを知りました。そして、次に、地震の体験コーナーに移り、半数ずつに分かれ、揺れ方の違う、震度6程度の地震を経験しました。本当に、テーブルの端にしがみついていないと、座っていても動いてしまう、そういう状況でした。それと同時に、たんすや家具類が倒れてくる様子は恐ろしく、これが現実であったなら、何もできないのではないかなあという感じがいたしました。改めて、家庭内の戸棚、たんす、食器棚等の転倒防止等及び普段からの防災グッズ——特に水、食料等の準備が必要であ

ることを痛感いたしました。

最後に、視察研修を受け入れていただきました浜松市議会事務局担当課課長様、本所防災館の担当者の皆様に、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

#### 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に難波千香子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました難波千香子君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、さよう決定いたします。ただいま当選されました難波千香子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

---

#### 議案第2号 阿見町名誉町民条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第2号、阿見町名誉町民条例の制定についてを

議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成27年度第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも、御多用の折にもかかわらず出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

早速ですが、議案第2号、阿見町名誉町民条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、産業振興、社会福祉の増進もしくは地方自治の振興又は学術、技芸、教育もしくは文化の進展に貢献し、その功績が卓絶であり、また町民の尊敬を受けている方に阿見町名誉町民の称号を贈り、これを顕彰することを目的として、名誉町民を選定する手続や待遇について必要な事項を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第3号 阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、議案第3号、阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第3号の阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、近年大きな社会問題となり、生活や生命を脅かす、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者等からの暴力の防止等について、町・町民・関係機関の責務を明らかにするとともに、町が実施する防止や解決に向けた施策の基本となる事項を定め、児童、障害者、高齢者及び配偶者などを持つ方が安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第4号 阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議案第4号、阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第4号の、阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されたことにより、介護保険サービスのうち、指定介護予防支援を行う事業者の事業の人員及び運営等に関する基準について、これまで介護保険法及び厚生労働省令により規定されているところを、町条例として新規制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第5号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、議案第5号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第5号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されたことにより、地域包括支援センターが行う包括的支援業務に関して、職員に係る基準及び員数並びに基本方針等について、これまで介護保険法及び厚生労働省令により規定されているところを、町条例として新規制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この議案第5号なんですけども、趣旨のところ、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるといように書いてあるんですけども、まず、阿見町でも社協の中にあると思うんですけども、まずこの規定の中で、今回、保健師その他これに準ずる者1名、社会福祉士その他これに準ずる者1名、主任介護、これも1名ということになってるんですけども、今現在、阿見町では、この体制はどのようになっていますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。現在、この地域包括支援センターのほうは、町から社会福祉協議会に事業委託してございます。それで、社会福祉協議会のほうではですね、保健師1名、それと社会福祉士2名、それと主任ケアマネージャーですね、この主任介護支援専門員2名の体制で業務を進めてございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この介護に関しましては、これからだんだん減ることはなかなかないとは思いますが、今部長がおっしゃったように、阿見町では1名、2名、2名ということなんですけども、この条例案では、1名、1名、1名ということで入ってるんですけども、

今の現状の中で、不足してんのか足りないのか、またはこの1名、1名でいいのか、町の考え方をちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。現在、この3条に規定しております第1号被保険者数の基準ですね、これで申し上げますと、阿見町は、11月末現在で1万1,631人の対象の方がございます。

それで、この27年度中には、この1万2,000人を超える可能性もございますので、この基準に照らし合わせますと、保健師がもう1名必要になってくるというようなことで、これはもう、社会福祉協議会と協議をいたしまして、職員を1名、保健師の職員を1名増員するというところで募集をしまして、確保する、採用する予定でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、まあ、現状、阿見町の中では、それぞれ募集して増員するという形で、現行の形からは下がらないという形で考えてよろしいんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの答弁。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。現行でもですね、十分な職員、十分対応できる職員を確保しておりますし、さらに保健師1名増員しますので、サービスは悪くなることはない、サービスがよくなるというようなことで進めていきたいと思っております。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第6号 阿見町放課後児童クラブ条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、議案第6号、阿見町放課後児童クラブ条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第6号，阿見町放課後児童クラブ条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は，平成26年9月定例会において議決され平成27年4月1日より施行される，阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき，同条例で定める放課後児童健全育成事業として町が実施する放課後児童クラブの設置及び管理について条例を定めるものであります。

以上，提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この6号の案ですけれども，これ，全協の中でいろいろ話に出て，いろいろ聞いたことあったんですけども，ちょっと1つだけ疑問があったんと言いますけれども，この中の第11条の負担金なんですけれども，その中の2項ですか，前項に規定する負担金の額は入会児童1人つき月額4,000円とするということがありますが，これ，兄弟関係があった場合には，そういった形での軽減措置とかそういうのは考えておりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい，お答えいたします。兄弟で人数が増えても，この1人につき月額4,000円という負担金の減額はございません。

ただ，別にですね，収入状況によりまして軽減措置はございます。12条で，規則で定めるところにより負担金の免除をすることができるということで，規則では，生活保護の方，それと児童の保護者がですね，町民税非課税の世帯であるときは免除することができるということで決めてございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね，この前の全協の中で，その12条ね，生活保護の方とか非課税の方の減免——免除措置はあるというのは聞きましたけれども，それ以外の通常の方でも，やはり2人ないし6年間だから3人というのも考えられるかと思うんですけども，そういったものがあるかと思うんですけども，やはりその中で，今現在は考えてないって，先ほどね，部長

の答弁だったんですけども、将来的に考える余地があるのかどうか、ちょっとそれをお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。いわゆる多子世帯ですか、の方に対しましては、例えば児童手当の手当てがございます。そのほかに、今度は、今、給食費を第3番目の子供さんの方は無料にするということもございますし、今度は、新たな子ども・子育て支援制度の中で現在検討中だと思いますけれども、第3子の保育料を軽減していこうという動きもございます。そのほか、今度の地域創生事業の中で、例えばキッズカードですか、をお持ちの方には、今度実施する商品券をさらに割引していこうというようなこともございますし、それから、1人親家庭の方には図書カードを配るとか、そういったさまざまな制度がありますので、そちらのほうで軽減を図っていくというような、さまざまな施策の中で軽減を図っていくようなことを実施してございます。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第7号 阿見町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第11、議案第7号、阿見町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第7号、阿見町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件

及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、27年4月より施行されます。

この法改正により、教育長は議会の同意を得て町長が直接任免することから、特別職職員として位置付けられる教育長の勤務条件等を定めるため、条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第8号 阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第12、議案第8号、阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第8号、阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法の公布に伴い、同法第12条の規定に基づき文部科学大臣が定めたいじめの防止等のための基本的な方針を踏まえ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ

効果的に推進するため策定した阿見町いじめ防止基本方針に基づき設置をする、阿見町いじめ問題対策連絡協議会やその他の組織に関し、条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） これも、この前全協で説明をいただいた部分なんですけども、この昨今ね、このいじめ問題、いろいろテレビなんかでもやられてますけども、まず、この11条の中で、調査委員会ですか、調査委員会は教育委員会の諮問に応じて、庶務は指導室という形になってまして、その後に再調査委員会——これは全協の中でも話が出ましたけども、この再調査委員会のほうになると、今度は町長の諮問になり、庶務が総務部総務課という形に書かれてますけども、この辺の関係をちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。基本的に、この間全協で説明したとおりで、重大な身体に支障が出るっち部分であって、調査委員会を教育委員会部門で、学校関係が中心だと思んですけど、そこで調査をして、基本的にはその調査結果を町長に報告して、町長はその結果を議会の皆様に報告するっち形になってるんですよ。だから、結果的に、教育委員会だけで結果を出すんじゃなくて、その教育委員会で調査した結果を明確にしたものを、町長部局である町長の部分に再調査をして、明確な、間違ってるのかどうかを確認していただくっちゅうような形、だから、同じメンバーでやっては、同じ部署でやっては同じ結果になるんで、教育委員会で調査した結果、明確にしたものは確かに間違いないよっち部分を、町長部局のほうでも、所管は総務部総務課なので、そこで所管して、その結果を明確にして議会の皆様に報告するっちゅう流れになっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そういう意味だったのか、ちょっと私の考えとは違ってはいるんですけども、いじめ調査委員会ってのを、調査委員の人が、教育、法律、医療、心理、福祉等について専門的な知識がある方、それで、その中で再調査委員会となると、同じカテゴリーの中での別な人と、この前根本室長がおっしゃってました。

私のほうとしては、この調査委員会のほうとしては、まず教育委員会マターになって、結局それは、再調査委員会になると町長マターというのかな、そういった、今回の教育委員会制度の中での、教育委員会の中で上に町長がいるって形がこれになってんじゃないかと思うんですけども、その辺は、次長、どうなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これは、総合教育会議つちゅうことで、新たに今度は法律改正で、要するに教育委員会が、要するに町長と会議を開くつち部分もありまして、当然、そのいじめ問題については、今まで町長はどうかのこのつちうことは言えなかった部分が、当然、町長が上になって指導をしてくつちゅうような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、調査委員会から再調査のほうにもし回った場合には、教育委員会のほうから町長部局のほうに行って、町長の権限が大きくなるという形ですね。

以上です。これは別に答弁はいいです。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第9号 阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第13、議案第9号、阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第9号，阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は，阿見町消防本部が稲敷広域消防本部と統合することから，現行の阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止し，関連する条例5本に関し，所要の改正をするものであります。

以上，提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については，会議規則第39条第1項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

総務常任委員会では，付託案件を審査の上，来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと，この前全協の中でどうだったかなと思って確認したいんですけども，先ほど次長のほうで，調査委員会が調査したのを議会に報告してありましたよね。それは，調査委員会の段階で議会に報告して，なおかつ町長のほうに回すのか，それとも，調査委員会から町長のほうに上げて，それを議会に報告するのか，そのタイミングはどっちなんですかね。

先ほど，確かね，次長のほうは，調査委員会の後に議会に報告してって言ったかと思うんですよ。それをちょっと確認をお願いします。

済みません，どうも。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。いじめ防止対策推進法つつうのが上にあるわ

けですね。その3号に、地方公共団体の長は前項の規定による調査を行ったときはその結果を議会に報告しなければならないという事で、その意味でございます。失礼しました。再調査委員会をやって、それを報告するという事です。

○4番（永井義一君） 再調査の後、報告するわけですね。

○教育次長（竿留一美君） そうです、はい。

〔「先ほどの答弁とはまちがってた」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） 同じ考えで俺言ったんですけど。

〔「いや、違います」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（竿留一美君） ああ、そうですか。一応、再調査委員会が議会に報告をしなければならないという事で、法律で決まっております。

以上です。

〔「再調査のほうですね」と呼ぶ者あり〕

---

議案第10号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第11号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第12号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第13号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第14号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第15号	阿見町行政手続条例の一部改正について
議案第16号	阿見町政治倫理条例の一部改正について
議案第17号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第18号	阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
議案第19号	阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
議案第20号	阿見町保育所設置条例の一部改正について
議案第21号	阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
議案第22号	阿見町工場誘致条例の一部改正について

## 議案第23号 阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第14、議案第10号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第14号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第15号、阿見町行政手続条例の一部改正について、議案第16号、阿見町政治倫理条例の一部改正について、議案第17号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第18号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第19号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第20号、阿見町保育所設置条例の一部改正について、議案第21号、阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について、議案第22号、阿見町工場誘致条例の一部改正について、議案第23号、阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について、以上14件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第10号から議案第23号までの、条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第10号の、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議につきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議等を行うことを目的に設置するものであります。

阿見町いじめ調査委員会につきましては、学校において、いじめによる重大事態が発生した場合、教育長の要請に応じ、その事実関係を明確にするため、関係機関の代表者15名程度の委員構成で調査を行い、その結果を報告し、必要に応じ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のための必要な措置について助言を行うことを目的に設置するものであります。

阿見町いじめ再調査委員会につきましては、重大事態が起きた場合、学校や学校設置者より調査報告を受けた結果、再調査の必要を認めた場合に、関係機関15名程度の委員構成で、学校や学校設置者による調査の結果についての調査を行うことを目的に設置するものであります。

次に、議案第11号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

教育委員会の委員のうち、委員長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員会の委員長の職が廃止されることに伴い削除するものであります。

文化財保護指導員につきましては、町の文化財の保護・活用を図るため、文化財の調査及び連絡調整等を行う者を非常勤特別職として追加するものであります。

阿見町いじめ問題対策連絡協議会委員、阿見町いじめ調査委員会委員、阿見町いじめ再調査委員会委員につきましては、議案第8号の、阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定することに伴い、非常勤特別職として追加するものであります。

阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議委員につきましては、議案第10号と同様の理由で非常勤特別職として追加するものであります。

次に、議案第12号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、今年度の人事院勧告に基づき、平成27年度以降の給与制度の総合的見直しに関する条例の改正等について、提案するものであります。

この条例改正の内容は、主に、人事院勧告に基づく給料月額の改定、管理職員特別勤務手当の支給要件の改正、勤勉手当の支給月数の改定及び稲敷広域との消防広域化による消防職給料表の削除等であります。

議案第13号の、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与条例の改正に準じ、町長及び教育長の期末手当の改正を行うものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新教育長が特別職の職員とされたため、これまでの阿見町教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止し、当条例に教育長を追加する内容を含んだ改正となっております。

議案第14号の、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与条例改正に準じ、任期付職員の給料及び期末手当についての改正を行うものであります。

議案第15号の、阿見町行政手続条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成26年6月に公布された行政手続法の一部を改正する法律により、国が行う行政指導に関して、許認可等に係る行政指導時における根拠の提示、行政指導の中止等の求め、法

令違反時における処分又は行政指導の求めに関する定めが加えられたことに伴い、阿見町行政手続条例においても同様の規定を加え、国が行う行政指導と町が行う行政指導とで扱いを同じくするために所要の改正をするものであります。

議案第16号の、阿見町政治倫理条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中で引用する教育長の任命に係る規定の条項について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号の、阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険料率が介護保険法の規定により、事業運営期間である3年間を通じての支出及び収入等の状況を勘案して設定することとされているため、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の介護保険料率について、介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み量や、介護保険制度改正に伴う介護報酬の改定率等に基づいて算出した額に改正するものであります。

また、平成27年度の介護保険制度改正により、各市町村に実施が義務付けられる、地域支援事業の新規事業の開始時期について、本附則に定めるものであります。

議案第18号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について及び議案第19号の、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、あわせて申し上げます。

本案は、平成27年介護保険制度改正に伴い、介護保険法施行規則の一部が改正されたことにより、国の基準を準用する条項を一部改正するものであります。

議案第20号の、阿見町保育所設置条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本年3月31日をもって町立学校区保育所が閉所となることから、当該条例で規定している保育所の名称及び位置を削除するものであります。

次に、議案第21号の、阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成20年12月に施行された、公益法人制度改革関連三法により、従来の社団法人及び財団法人については、法に定められた期間中に、それぞれ一般社団法人、公益社団法人及び一般財団法人、公益財団法人のいずれかに移行することが定められ、本条例において規定している社団法人茨城県稲敷医師会について、一般社団法人に移行していることから改正するものであります。

議案第22号の、阿見町工場誘致条例の一部改正について申し上げます。

本案は、圏央道の開通による沿線地域などの企業誘致競争に、県や稲敷市と連携して対応す

るため、町条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容であります。町では、平成26年度末まで、企業立地等促進奨励金の交付期間を5年とする措置を講じておりますが、この奨励措置を平成30年3月まで延長するものであります。

次に、議案第23号の、阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について申し上げます。

本案は、今後、ますます激化が予想される圏央道沿線の自治体等との企業誘致競争に対応するため、町条例について所要の改正を行うものであります。

阿見吉原地区につきましては、平成26年度末から、業務用地の分譲が開始されることから、企業誘致について、一体的かつ効果的に取り組んでいくため、奨励措置を阿見東部工業団地並みに拡充するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分からといたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

なお、本案14件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

3 番野口雅弘君。

○3 番（野口雅弘君） 議案第12号についてなんですけども、職員の給与に関する条例の一部改正、土浦市とかつくば市、利根町なんかは地域手当がついてると思うんですけども、県南地区でついてるところをちょっと教えてもらってもよろしいですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。地域手当につきましては、平成26年4月1日現在で県内市町村12市1町1村ということで支給をしている状況でございます。今御質問の県南地区につきましては、土浦市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、利根町という6市町になってございます。

○議長（柴原成一君） 3 番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） そうすると、これで、他の市町村とのね、格差が出てくると思うんですよ。このやつ、地域手当があるかないかで。

そうなってくると、職員を募集した場合ね、その職員がどこを選ぶかは、優秀な人ほど、こういう手当てがついてるところを選ぶんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。地域手当につきましては、国の基準等で定められた内容で交付しているということですが、その基準につきましても、全国知事会等からの意見等からも、いろいろな意見が出されているというようなことですが、そういう中で、今、議員御指摘のように、地域間の、そういう手当てが出る、出ないで、給与の格差が大きくなるというようなことで、優秀な人材の確保ができなくなるんじゃないかとか、そういう御意見が出てるのも現実でございます。

国のほうでは、そういう意見も参酌しながら、今後検討していくというようなこともありますので、町としては、原則として国の基準に従って、そういう対象になればそういう手当ても支給していきたいというようなことで考えてございます。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） それで、国の指定がつく、つかないというよりも、これ、牛久とか土浦、つくば、利根町まで入ってますから、利根町まで入って町としても出してるってことは、阿見町が独自に出すってことは、お考えが全然ないんですかね。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。地域手当につきましては、原則5万以上の市とか、あとは、利根町が町で支給されてるってのは、県の中核的な都市にですね、通勤している割合が一定の割合以上あるというようなことで、これは、30万以上の都市に通勤している割合がある一定以上ある場合にはそれが認められるというような国の基準が満たされてるということで支給しているところでございます。県内で国の基準が満たされてないで支給してるってのは東海村の1村だけだということで、ほかの市町村については国の支給基準に従って支給してるということですが、国の支給基準については一定の支給割合があるんですが、必ずしもその割合全額を支給しているということではございませんので、その市町村の財政状況に応じて支給しているというのが現状でございます。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 支給基準って言いましたけど、オルティエ本郷とかその辺を開拓していく以上は、そういう30万ですか、都市に行く、通勤する方が増えてくわけですよ。その辺

を考えれば、阿見町も都市化してくっっていくことを考えて、やっぱり地域手当っていうのは、阿見町は独自でも出すんだというような気持ちを出してもらったほうが、かえって職員の質も上がるし、これからの阿見町の執行部のほうの人も職員の人も考え方がどんどん都市化してくんじじゃないかと思うんで、その辺をよろしく願いして、一応ここで話は終わりにします。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はありませんか。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 議案の第11号ですね。この中で、文化財保護指導員、これが月額で12万9,700円ということで、これは常勤になるんですか、どういう雇用形態になるのかちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。文化財保護指導員、先ほど町長が説明しましたけど、文化財の保護・活用を図るためにちゅうことでやっておりますですね、開発行為をするときに、包蔵地って遺物とか遺跡がありますよね。その場合、今まで県にお願いして調査してもらってっていうような流れをしてきたわけです。今度は、質問のですね、非常勤で、3日で来てもらって、スムーズにそういう許可とかそういうものができるような形をとってきたいっていうことで計上しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、非常勤で週3日という形で、そういったことが開発行為のところでの調査というんですか、それをやると。

というと、一定程度著名な学者先生っていう形を対象にしてるわけですか。ちょっとその仕事の内容から見てどういう人物なのかと。まあ、決まっははいないんだろうけど、こういった役割をする人なのかって、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） この指導員つつうのは、普通は考古学が好きだっていう、そのような部分じゃなくて、ある程度考古学を勉強して、実際に発掘調査も経験して、ある程度の論文を書いて県に登録した人っていうような形で考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） その後、後で町のほうとしては具体的に〇〇さんっていう形で、頭の中にあるわけですか、今。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今、県のほうと調整して、いろいろ探してるところでございます、

はい。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はありませんか。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 第17号ですね、阿見町介護保険条例の一部改正について。先ほど、これからの3年間の中で介護保険料、前回これを全協の中で聞いたときに、現在4,400円が、ここに書いてあるとおり月額5,200円程度になると、全協でもらった資料の中にそう書いてあるわけなんですけども、介護保険に関して、国、県等々でやられてることから上げるから、阿見町も上げるんだってという感覚でいるかと思うんですけども、この辺ですね、やっぱり、この介護保険が年々上がって年金も下がってる等々があって、町のほうでは独自にですね、介護保険のほうの値上げを抑えるというようなことがあるのかなのか、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。介護保険の保険料なんですけども、これはサービスに対応した各対象者の御負担をいただくということなんですけども、まあ、保険料ですから皆さんで負担していただくということになるんですけども、できるだけですね、負担を軽減できるように事業を厳選してですね、精査をしているところなんですけども、やはり給付費対象者が増えてきて上げざるを得ないというような状況でございます。

それで、今回の改定に関しましては、所得の低い方に対して、4,400円から5,200円に上がりますので、その分値上げになりますけども、負担を軽減するというので、今までは6段階の保険料の設定だったんですけども、それが9段階になって、一番軽い方では、基準の0.5——50%だったのが、45%になったと。さらにこの3年間ですので、3年間の間の中で、さらに軽減することも国のほうで考えてるというようなことで、なるべく所得の低い方には軽減の措置をしていくというところでございます。

これが、この措置によって、この介護保険制度を運営していかなければいけませんので、それ以上のことは、ちょっと町のほうでは考えてございません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今ね、部長のほうからも話の中で、この全協でもらった資料の中でもね、本町では今後町が示す軽減割合に沿って軽減措置を実施していきますということで、もちろん国に沿ってやっていただくのがそうなんですけども、ぜひとも町のほうでも独自にすることもね、3年間のうちにしっかり考えていただきたいと思います。

もう1つ、18号があんですけど、いいですか。

○議長（柴原成一君） どうぞ。

○4番（永井義一君） 議案の18号、これ19号も同じことだと思うんですけども、先ほど町長

のほうも18, 19と一緒に説明されたかと思うんですけども、かなり長いやつなんですけども、18, 19, 2つあわせてちょっと聞くんですけども、今回、この改定によってですね、今現在介護を受けている人たちですね、その人たちに対して不利益とか不都合が生じるのかどうか、そこをひとつを教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今回の介護保険制度の改正では、保険料のほかに、サービスを受ける方の負担の改定とかですね、そういったものが改定されます。そのほかにですね、要支援の1, 2の方中心ですけども、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業というのが開始されてきます。これはやはり、地域に密着した、地域のそれぞれの介護の方になるべく沿ったようなサービスをやっというふうな考え方でやってございまして、地域密着型サービスというふうなことで、例えば認知症対応型の共同生活介護、グループホームとかですね、小規模多機能型居宅介護、こちらに出てきますけども、そういった介護の中で、高齢者の方が、住みなれたところで今の生活がなるべく継続できるようにというふうなことで、サービスを拡充していく予定でございまして。

ですので、現在のサービスよりも、さらにサービスが拡大していくと。なるべくそれぞれの方に沿ったようなサービスができるようにしていくというふうなことで、サービスが向上していくというふうに考えてございます。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号から議案第23号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第24号	平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第25号	平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第26号	平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第27号	平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第28号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）  
議案第29号 平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）  
議案第30号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）  
議案第31号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第15、議案第24号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第25号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第26号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第27号、平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第28号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）、議案第29号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）、議案第30号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第31号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第24号から議案第31号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第24号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額から4億3,260万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ152億9,279万7,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正について、歳入から主なものを申し上げます。

第1款町税では、個人町民税で、個人所得の回復の遅れ等を勘案し、所得割を減額する一方、固定資産税で、調定見込より、土地、家屋及び償却資産をそれぞれ増額。

第5款株式等譲渡所得割交付金では、回復傾向にある企業業績と株式売買代金の拡大により増額。

第8款自動車取得税交付金では、税率引き下げの影響等により減額。

第11款地方交付税では、国の補正予算の成立に伴い追加配分された普通交付税を増額。

第15款国庫支出金では、総務費国庫補助金で、額の確定に伴い民生安定施設整備事業補助金を減額する一方、国の補正予算による地域住民生活等緊急支援のための交付金を新規計上。このほか、額の確定に伴い、民生費国庫補助金で臨時福祉給付金給付事業費補助金を、土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金を、農林水産業費国庫補助金で被災農業者向け経営体・育成支援事業補助金をそれぞれ減額。

第16款県支出金では、総務費委託金で、額の確定に伴い、茨城県議会議員一般選挙費及び衆議院議員総選挙費委託金を減額。

第19款繰入金では、特別会計繰入金で、本郷第一土地区画整理事業の終息に伴う剰余金の一般会計繰出しにより、土地区画整理事業特別会計繰入金を新規計上。基金繰入金で、財源調整により財政調整基金繰入金を皆減。

第20款繰越金では、前年度繰越金を増額。

第22款町債では、事業費の確定に伴い防犯灯LED化整備事業債、防災行政無線整備事業債及び消防機械力整備事業債をそれぞれ減額するものであります。

次に、4ページからの歳出であります。全般的に事業費の確定による減額を行っているほか、国の補正予算による財政措置に伴い、地方創生・地域消費喚起等に係る新規事業及び既存事業に係る経費を追加計上しております。

第2款総務費では、財産管理費で、額の確定に伴い、仮設庁舎借上料を減額。企画費で、国の補正予算に伴い、道の駅整備に係る調査等委託料及び総合戦略等基礎調査委託料を新規計上。電子計算費で、行政情報及び住民情報ネットワーク運営事業に係る電算システム委託料及び使賃料を減額。町民活動推進費で、国の補正予算に伴い、男女共同参画推進事業及び町民協働推進事業を増額。地域安全対策費で、防犯灯LED化整備事業に係る備品購入費及び防災行政無線放送施設整備工事費を減額する一方、国の補正予算に伴い、災害対策費を増額。選挙費で、茨城県議会議員一般選挙費及び衆議院議員総選挙費を減額。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、国保財政安定化支援事業に係る繰出金の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を増額するほか、給付額の確定に伴い、臨時福祉給付金を減額。保育所費で、民間保育所に係る保育単価の増に伴い、あゆみ、ひかり及びさくらの各保育園運営負担金を増額。

第4款衛生費では、予防費で、子宮頸がん予防接種などが見込みを下回ったことにより、定期予防接種委託料を減額。塵芥処理費で、額の確定に伴い、霞・さくら両クリーンセンターの運営費及び維持管理費を減額。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、国の補正予算に伴い、新規就農者支援事業及び産学官連携事業を増額するとともに、額の確定に伴い、被災農業者向け経営体・育成支援事業補助金を減額。農地費で、農業集落排水事業特別会計における前年度繰越金の計上等により、農業集落排水事業特別会計繰出金を減額。

第6款商工費では、商工業振興費で、国の補正予算に伴い、プレミアム付商品券事業補助金を、規模を拡大して計上するとともに、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業補助金を増額。また、観光費で、阿見町PR映像等作成業務委託料を新規計上。

第7款土木費では、公共下水道費で、公共下水道事業特別会計における前年度繰越金の計上等により、公共下水道事業特別会計繰出金を減額。土地区画整理費で、土地区画整理事業特別会計における前年度繰越金の計上により、本郷第一土地区画整理事業繰出金を皆減。

第8款消防費では、常備消防費で、稲敷広域消防本部と共同整備による消防救急無線デジタル化整備事業に係る負担金について、緊急防災減災事業債の活用に伴う償還金負担への変更により減額。

第9款教育費では、公民館費で、額の確定に伴い、本郷ふれあいセンターに係る維持補修工事費を減額。

第11款公債費では、額の確定に伴い、元金及び利子の償還費を減額。

第12款諸支出金では、公共施設の新設・老朽化対策等の財源を確保するため、公共公益施設整備基金積立金を増額するものであります。

次に、6ページの第2表、繰越明許費につきましては、道の駅整備推進事業ほか19件について、年度内に事業完了とならないため、また、国の補正予算に伴う計上のため、翌年度に繰り越すものであります。

次に、7ページの第3表、地方債補正につきましては、防犯灯LED化整備、防災行政無線整備及び消防施設整備について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

議案第25号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から2,217万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ53億265万円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、第3款国庫支出金で、交付額の確定に伴い、一般被保険者療養給付費等負担金を増額する一方、後期高齢者支援金負担金を減額。

第4款療養給付費等交付金で、交付額の確定に伴い、退職被保険者等療養給付費交付金を減額。

第9款繰入金で、額の確定に伴い、財政安定化支援事業繰入金を増額。

第10款繰越金で、財源調整のため、前年度繰越金を増額。

歳出では、第2款保険給付費で、一般被保険者療養給付費を増額する一方、退職被保険者等療養給付費を減額。

第3款後期高齢者支援金等では、額の確定に伴い、後期高齢者支援金を減額。

第7款共同事業拠出金では、額の確定に伴い、保健財政共同安定化事業拠出金を減額するものであります。

次に、議案第26号、公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から4,321万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ27億7,749万8,000円

とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

また、国の補正予算による財政措置に伴い、平成27年度に予定していた下水道工事を一部前倒して計上しております。

歳入の主な内容としましては、収入見込額の増に伴い、公共下水道使用料を増額するほか、額の確定に伴い、社会資本整備総合交付金を減額。財源調整のための一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額。町債では、事業前倒しに係る公共下水道事業債を増額。

歳出では、維持管理費で、流入汚水量の増に伴い、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金を増額。下水道事業費で、吉原地区下水道工事業務委託料について、事業前倒しに係る事業費4,000万円を留保し、その他事業費の確定に伴う減額を行うものであります。

次に、3ページの第2表、繰越明許費につきましては、公共下水道整備事業で、受益者負担金賦課徴収事務費ほか2件について、年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、公共下水道事業及び流域下水道事業の限度額を変更するものであります。

次に、議案第27号、土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に7,129万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,629万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、財源調整のため一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額。

歳出では、額の確定等に伴い、本郷第一土地区画整理事業に係る各種委託料等を減額。諸支出金で、本郷第一地区の事業終息により、当該事業に係る剰余金について、一般会計繰出金を新規計上するものであります。

次に、議案第28号、農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から195万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億6,641万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、額の確定に伴い、接続支援事業補助金を減額するほか、財源調整のため一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額。雑入で、放射能対策に要した経費の一部として東京電力から支払われた損害賠償金を増額。

歳出では、接続見込数の減により、実穀上長地区農業集落排水設備設置工事費補助金を減額するものであります。

議案第29号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に3,102万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ27億2,533万4,000円と

するものであります。

歳入の主な内容としましては、額の確定に伴い、国庫支出金で介護給付費負担金を減額。支払基金交付金で現年度分の介護給付費交付金を減額。

繰入金では、給付費の増により介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金繰入金をそれぞれ増額。

歳出では、利用者の増加に伴い、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費等をそれぞれ増額する一方、施設介護サービス給付費を減額。諸支出金で、実績精算に伴い、償還金を増額するものであります。

次に、議案第30号、後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から125万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億1,753万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、繰入金で、額の確定に伴い事務費等繰入金及び広域連合事務費負担金繰入金をそれぞれ減額。諸収入で、実績見込みにより後期高齢者健康診査受託料を減額。

歳出では、納付金で、広域連合事務費負担金の減により、後期高齢者医療広域連合納付金を減額。保険事業費で、受診者の増に伴い、健康診断等委託料を増額するものであります。

議案第31号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ7,000円を増額するものであります。

その内容としましては、共済組合負担金のうち、期末勤勉手当に係る率の改正に伴い、職員給与関係経費を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（柴原成一君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案8件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 一般会計のほうなんですけども、33ページですね。この下のところの保育所費のところですか。あゆみ、ひかり、さくらと、予算ですが、これ12月でも確か増額補正してると思うんですけども、今回また改めて増額ということだったんで、ちょっとその背景

を教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。児童福祉課長青山広美君。

○児童福祉課長（青山広美君） はい、お答えいたします。あゆみ、それからひかり、さくらですね、これは町内の民間保育所3園に対する運営負担金でございまして、国の基準単価に基づき交付をしているものでございます。

12月にですね、国のほうから通知がございまして、国の基準単価が増額改正されました。これは、平成26年の4月にさかのぼりまして増額改正ということで、今回増額補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 12月に国から通知があったと今ね。

ちょっと、12月補正は、その前のですよ。今回3月補正で国からのその通知が来たからってのは。その12月の部分ってのは、何かあったんですか。

○議長（柴原成一君） 児童福祉課長青山広美君。

○児童福祉課長（青山広美君） はい、お答えいたします。12月の補正はですね、入所児童の増加に伴う増額ということでさせていただいております。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第31号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午前11時44分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第32号	平成27年度阿見町一般会計予算
議案第33号	平成27年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第34号	平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
議案第35号	平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
議案第36号	平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
議案第37号	平成27年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第38号	平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第39号	平成27年度阿見町水道事業会計予算

○議長（柴原成一君） 次に、日程第16、議案第32号、平成27年度阿見町一般会計予算、議案第33号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第34号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第35号、平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第36号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第37号、平成27年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第38号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第39号、平成27年度阿見町水道事業会計予算、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平成27年第1回阿見町議会定例会の開会に当たり、平成27年度の町政運営の基本方針につきまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、平成22年3月に阿見町長に就任して以来、一貫して、まちづくりの基本は、町民の良識が町政の常識であるとの理念に立ち、より多くの町民の皆様方の御意見を伺いながら、笑顔のあふれるまちづくりを進め、日々、全力で町政運営に当たってまいりました。

議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力をいただき、町政の進展は着実なものとなっております。ここに改めて感謝を申し上げます。

さて、我が国の経済は、緩やかな回復を続けており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響も全体として和らいでいる状況にあります。設備投資は、企業収益の改善に伴う緩やかな増加、公共投資は、高水準で横ばいの動きを続け、個人消費は、底がたく推移しております。

今後は、公共投資が緩やかに減少することが見込まれるものの、輸出、設備投資、鉱工業生産は、緩やかな増加が予想されるとともに、個人消費は底がたく推移し、住宅投資は底がたさを回復するものと見られています。

このような状況から、総じて我が国の経済は緩やかな回復基調が続き、消費税率引き上げの影響も収束していくものと見られています。

しかしながら、新興国・資源国経済の動向、欧州における債務問題、米国経済の回復状況などをリスク要因として抱えており、なお予断を許さない状況にあります。

次に、財政状況につきまして、政府は、財政運営に対する信認を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取り組みを着実に推進するとしております。しかしながら、国と地方を合わせた長期債務残高を見てみますと、平成26年度末で約1,009兆円、対GDP比205%の見込みとなっており、年々増加する傾向に変わりがないことから、国と地方自治体の財政状況は危機的な状況にあります。

本町の状況につきまして、初めに歳入面では、特に大規模法人等の償却資産の増加による固定資産税収の増加が見込まれるものの、個人町民税収の回復には至っていないこと、さらに、法人町民税の税率引き下げの影響により、町税全体としては微減が見込まれることから、依然として一般財源の安定した確保が難しい状況にあります。

歳出面では、医療・介護等の扶助費を初めとする義務的経費の自然増、公共施設の維持補修費の増加が続き、経常収支比率が前年度から0.4%悪化し、92.9%にまで上昇しております。このようなことは、町政の自由度が狭まり、財政の硬直化を意味するものであり、こうした状況を改善していく必要があります。

次に、阿見町を取り巻く状況ですが、今年は本町にとって大きな節目の年となります。昭和30年の1町3村の合併により誕生した現在の阿見町は、4月に60周年を迎えます。また、予科練平和記念館は、2月に開館5周年を迎えました。さらに、行政運営に関し、阿見町消防本部と稲敷広域消防本部が4月に統合いたします。こうした節目にあつて、先達への敬意を抱きながら、これまでの町の歩みを再認識するとともに新たな時代へ向かう町の将来に思いを馳せる格好の機会になるものと考えております。

また、町の産業に関しては、雪印メグミルクの工場が本格稼働を始め、生産地として阿見町が記された商品を店頭で目にする機会が増えました。当町では近年、企業の進出が続きましたが、5月に予定される首都圏中央連絡自動車道の延伸は、さらなるアクセスの向上につながることから、新たな企業進出が大いに期待されるところであります。

こうした企業進出、市街地の整備、その他施策による着実なまちづくりにより、町の人口は12月1日現在、過去最高の4万8,059人となり、4万8,000人台で推移しております。しかしながら、その増加はたいへん緩やかなものであるとともに、若年層割合の減少、これに伴う生産年齢人口の減少が進み、将来の町の活力を低下させる要因として懸念されています。さらに危惧されることとして、25年後の2040年には、町の人口が4万人を切るという推計があります。

我が国が世界に先駆けて迎えた人口減少、超高齢社会の中にあつて、人口減少、高齢化と地域経済縮小の悪循環という構造的な課題に正面から取り組み、これを克服するために、自ら考え、責任を持って中長期的な視野を持った施策展開が求められていると認識しております。

以上、我が国の経済、町の財政状況、町を取り巻く状況を申し述べましたが、これらを踏まえ、住民福祉の向上、よりよい町を築いていくためには、これからの10年が重要な時期になるものと考えます。この期間内においても、政府が向こう5年間で強力に進めようとする地方創生の展開を見据えるならば、この5年間で町の将来を左右する極めて重要な時期に当たると考えており、第6次総合計画に基づく施策について、断固たる決意を持って進めてまいり所存であります。

このような考えのもと、今、やらなければならない重要施策につきましては、積極的に推進すべきであると考えております。依然として厳しい財政状況にありますが、さらなる行財政改革を進めるとともに、施策の選択と集中による財源の有効活用、さらには基金の活用を通じ、諸施策の実現を図りたいと考えております。

ここで、新年度に実施する主な施策につきまして、第6次総合計画の体系に基づき、その概要を御説明いたします。

初めに、人がつながるまちづくりであります。

まず、ふれあいのまちづくりにおける、町民参加の促進とコミュニティ活動の充実につきましては、町民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的意識を共有し、役割を分担する、協働のまちづくりに引き続き取り組んでまいります。昨年は、阿見町マラソン大会運営業務において、協働の手法による事業が実現いたしました。この他、協働の取り組みとして飛躍的な広がりを見せているものとして公共施設里親制度が挙げられます。現在29団体、延べ2,000人以上の方々には道路や公園の管理にかかわっていただいております。こうした取り組みをさらに展開していくために、協働のまちづくり運営委員会による検討を進めてまいります。

また、行政区や自治会などのコミュニティ活動の支援を継続してまいります。昨年2月になりますが、筑見区自治会は、長年にわたる自主的な活動が評価され、地域づくり総務大臣表彰を受賞いたしました。このような自主的な取り組みが各地で展開されることの一助として、地域コミュニティの活動拠点となる各行政区の集会施設の設置と適切な維持管理を支援してまいります。あわせて、ふれあい地区館活動や、まい・あみ・まつりを通し、多くの町民が参加できるよう取り組んでまいります。

人権と平和の尊重につきましては、引き続き、人権を守り、生命を尊重する取り組みを進めるとともに、平和な社会の実現に努めてまいります。この取り組みの中心となる予科練平和記念館では、入館者が30万人を超えるとともに開館5周年を迎えたことから、新年度に記念式典

を開催いたします。

男女共同参画社会の実現につきましては、活動拠点となる男女共同参画センターを1月に設置したことから、より一層の事業展開を図ってまいります。

国際交流の促進につきましては、米国スーペリア市や中国柳州市との交流を進めるとともに、町国際交流協会を中心に国際交流の推進に努めてまいります。

産学官連携につきましては、地域連携協力協定に基づく諸活動が、新たな展開を迎えております。昨年は茨城大学の地（知）の拠点整備事業が文部科学省により採択されました。新年度より、地域の課題を扱う講義が予定されており、町からも職員が講師としてかかわることとなります。また、阿見中学校のほか、学区内の3つの小学校が指定校となったことから、スーパー食育スクール事業を、茨城大学との連携により継続してまいります。さらに、鹿島アントラーズFCとのフレンドリータウン協定に基づく、フレンドリータウンデイズ「阿見の日」につきましては、霞ヶ浦高等学校とも連携を図り、一層の盛り上がりを見せました。新年度につきましては、これをさらに拡充するとともに、町の障害者を招待するなど、新たな試みを実施してまいります。このほか、東京農業大学との連携においては、民間企業等を巻き込んだ、さまざまな検討が進められ、その成果が近くあらわれるものと見込まれます。

次に、町民の視点にたったまちづくりにおける、行政運営につきましては、社会情勢や多様化する町民ニーズを的確に捉え、町民の視点に立った行財政運営に取り組むとともに、地方分権に対応した自立性の高い町を目指してまいります。

このうち、行政改革においては、新たな行政改革大綱及び実施計画に基づき、行財政改革に引き続き取り組んでまいります。

行政評価においては、昨年設置した外部評価委員会による第三者評価を継続して実施いたします。これにより、事務事業の改善、限られた財源の有効な活用につなげてまいります。

行政組織機構の見直しにおいては、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズに対応するため、これまでも適宜見直しを行ってきたところですが、新年度に向けた見直しは規模の小さいものとなっております。しかしながら、大きな社会状況の変化にあることから、中期的な展望を見据えた中での改革に着手する時期を迎えていると考えております。

人材育成・人事制度においては、目標管理による人事評価制度を通じ、成果意識、改革意識を醸成してまいりました。昨年より評価結果を勤勉手当に反映しており、職員の仕事への意欲向上、さらに意識向上を、さらに図ってまいります。

財政の健全化につきましては、行政評価や行政改革の取り組みをもとに、事業の優先的な選択により限られた財源の重点配分を図り、効率的で弾力性のある健全な財政運営に取り組んでまいります。また、将来にわたる町税等の財源の的確な把握と安定的な確保を図るため、財政

需要を勘案した中長期的な財政計画を策定するとともに、収納対策の強化や課税客体の的確な把握などに努め、計画的・効率的な財政運営を図ってまいります。

このうち、公有財産の適正な管理・有効活用においては、庁舎及び中央公民館耐震補強工事に取り組んでまいります。このような公共施設の維持管理に関し、中長期的な課題を把握し、適切な対処を図るとして、公共施設等総合管理計画の策定に着手いたします。

また、健全な財政運営に資するものとして、下水道事業、農業集落排水事業の財政状況や経営状況の透明性を高め、もって健全な運営を図るため、地方公営企業法を適用する公営企業会計化に着手いたします。

さらに、道の駅整備を念頭に、民間活力導入可能性を調査いたします。

窓口サービスの向上につきましては、引き続き、日曜開庁業務や電話予約による証明書の交付サービスを実施するとともに、職員の業務遂行能力や接客能力の一層の向上に努めてまいります。しかしながら、今年12月までの間、庁舎耐震補強工事により、本庁舎と仮設庁舎に窓口が分散することとなりました。サービスの低下を最小限とするため、各課職員が工夫を凝らした運営に努めるとともに、フロアマネージャーを増員するなどによる対応を進めてまいります。

また、マイナンバー制度導入に当たり、平成28年1月以降の個人番号カード交付を控え、本年10月には町民一人ひとりに12ケタのマイナンバーを通知する事務を円滑に行ってまいります。

広報・広聴活動の充実につきましては、新たな町ホームページへの更新が、3月末に予定されております。これにあわせて、子育て支援、防災・防犯・交通安全、観光物産などの分野で一斉メール配信サービスを開始することにより、町からの情報伝達における即時性の確保、内容の充実を図るとともに、町民の皆さんからの御意見、提言などをいただく機会となる広聴会を引き続き実施してまいります。

情報公開・個人情報保護、情報化の推進につきましては、これまでの取り組みに合わせて、マイナンバー制度の導入を契機とする行政手続の効率化・簡略化の推進を検討するとともに、個人情報や内部情報の管理を徹底し、情報流出などを回避するためのセキュリティ対策と、職員の意識向上を図ってまいります。

広域行政の推進につきましては、消防広域化により、さらなる安全・安心のまちづくりの推進、住民サービスの向上を目指し、新・稲敷広域消防本部が4月に発足いたします。

また、3月には上野東京ラインが開業し、常磐線の一部が品川まで乗り入れることとなります。この背景には茨城県を初めとする関係市町村との長年にわたる協力と活動があります。こうした活動を支えるための必要な負担を行い、政策の実現、行財政運営の効率化を進めてまいります。

次に、2つ目の、人を育むまちづくりであります。

まず、健康と元気を支えるまちづくりにおける、町民の健康づくりにつきましては、あみ健康づくり21の第二次計画に基づき、町民がいつまでも元気で生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。健康寿命の延伸、健康長寿を目指し、町民の主体的な取り組みを推進するとともに、これを支援してまいります。

また、疾病予防の推進につきましては、おたふくかぜ予防接種費用の一部助成を新たに実施するなど、国が推進しているワクチン接種事業に積極的に取り組み、感染予防や重症化予防に努めてまいります。

国民健康保険制度の適正な運営につきましては、健康の自己管理を促し、医療費の抑制と適正化を図るため、特定健康診査や特定保健指導など、予防対策の充実と、ジェネリック医薬品の利用促進に引き続き取り組んでまいります。

このほか、後期高齢者医療制度、介護保険制度並びに国民年金制度につきましては、引き続き、適正な運営に努めてまいります。

次に、みんなで支え合うまちづくりにおける、地域福祉の推進につきましては、アンケート調査の結果と、前計画の進捗状況の評価を通じ、新しい阿見町地域福祉計画の策定に取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、高齢者が家庭や地域の中で生きがいを持ち、健康で生き生きとした生活となるよう、阿見町長寿福祉計画に基づく生活支援を推進してまいります。また、高齢者の活動の場として利用されている福祉センターまほろばには、快適な利用ができるよう、管理運営に努めてまいります。

障害者福祉の充実につきましては、新たに策定された阿見町障害者基本計画・障害福祉計画に基づき、ニーズの変化に対応した福祉サービスの提供に努めるとともに、総合的な相談・支援体制の充実を図ってまいります。

子供・子育て支援の充実につきましては、保育所入所待機児童の解消及び多様化する保育ニーズに対応するため、平成25年4月から家庭的保育事業を実施してきました。本年4月からは、子ども・子育て支援新制度において、家庭的保育事業を地域型保育に位置づけるとともに、新たに1か所の開設を予定しております。

この他、町が認可する小規模保育事業所の開設が予定されるとともに、保育環境の充実を図るため、中郷保育所、二区保育所、児童館の改修を行ってまいります。

さらに、放課後児童対策としましては、阿見小学校区放課後児童クラブ専用施設を建設し、高学年までの通年受け入れを実現してまいります。

また、子育ての負担軽減を目的とする学校給食費第三子無償化事業、中学3年生までの医療費無料化を継続してまいります。

次に、豊かな人づくりにおける、幼児教育と学校教育の充実に、児童生徒の健康管理と安全対策につきましては、心豊かな人づくりを目指し、自ら学び自ら考える力、社会の変化に適切に対応できる力を育てるため、阿見町教育振興基本計画に基づく諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。このうち、特色ある取り組みの1つに挙げられるスーパー食育スクール事業は、関係各所と連携をさらに強化して取り組んでまいります。

また、近年の少子化に伴い、児童生徒が減少する一方、市街地では人口増により教室不足が生じるなどの課題が生じています。新小学校が開校するまでの対応として、本郷小学校においては、プレハブ校舎をリース方式により整備いたします。関連して、中期的には、小中学校の適正な配置が必要となっております。町民の方々への説明会や統合準備委員会による検討を進め、阿見町学校再編基本計画に基づく再編を実施してまいります。

さらに、児童生徒の安全で質の高い教育環境を確保するため、老朽化が進む給排水設備及び空調設備の改修工事を、年次計画に従い進めてまいります。新年度においては、朝日中学校の改修工事、本郷小学校、阿見中学校の実施設計を行います。このほか、平成30年の開校に向けた、新小学校の実施設計に着手をいたします。

次に、いつでもどこでもだれでも学べるまちづくりにおける、生涯にわたって学べる環境づくりにつきましては、阿見町生涯学習推進計画に基づき、町民の生涯学習活動の支援と学習環境の充実に努めてまいります。町民の学習機会をさらに身近なものとするため、各行政区集会施設へ届ける体制の定着を進め、事業の拡大とともに学習効果を高めてまいります。また、生涯学習事業と茨城大学農学部公開講座との連携による高度な学習機会を、新たに提供いたします。

スポーツの振興につきましては、スポーツ活動の啓発を目的とした町民運動会や町民マラソン大会を実施するとともに、スポーツに対する意識や技術力の向上を図るため、トップアスリートやプロ選手の直接指導によるスポーツ教室を引き続き実施してまいります。また、生涯スポーツの拠点となり得る総合運動公園の適切な維持管理に努めてまいります。

文化芸術活動の推進につきましては、自主的な文化芸術活動を行う団体への支援を行うとともに、文化啓発のイベント、展示会などの開催による、文化に触れる機会と活動の場を提供してまいります。その一環として、公民館やふれあいセンター等における、フロアコンサートを開催するなど、音楽で元気にするまちづくりを引き続き推進してまいります。

次に、3つ目の、暮らしを支えるまちづくりであります。

まず、総合的・計画的なまちづくりにおける、土地利用につきましては、町全体の発展・活性化に向けた計画的な土地利用を推進するとともに、景観に配慮した都市環境づくりに努めてまいります。

将来の都市像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、昨年より検討を進めている都市計画マスタープランを策定するとともに、長期間未着手となっている都市計画道路のあり方を検討するため、都市計画道路再検討事業において、その方向性を導き出してまいります。

さらに、南平台地区の居住環境や土地利用促進を図るために地区計画を定める南平台地区まちづくり事業に着手いたします。

市街地の整備につきましては、県が進めている阿見吉原土地区画整理事業における公共施設整備に係る事業分担金を支出するとともに、引き続き事業全般について支援・協力を行ってまいります。

荒川本郷地区まちづくり事業においては、大規模地権者であるUR都市機構を含めた勉強会を引き続き実施して地域の土地活用意向を促すとともに、民間事業者による宅地開発を積極的に誘導することにより、土地利用と定住の促進につなげてまいります。また、地区計画に基づく地区施設道路や新小学校開校に備えた通学路の整備を進めてまいります。

さらに、都市基盤の軸となる幹線道路においては、中央、西部、東部地区を結ぶネットワーク化を図る、都市計画道路寺子・飯倉線の整備に向け、路線測量及び予備設計業務を実施いたします。

次に、快適で住みよいまちづくりにおける、道路の整備及び維持・管理につきましては、国の交付金制度を活用し、年次計画による整備促進を図るとともに、既存道路の維持補修や交通安全施設の整備に取り組んでまいります。

また、道路等のインフラの長寿命化を進めるとともに、道路里親制度の普及を図り、道路の清掃や花壇の管理など、町民との協働による維持管理を推進してまいります。

公園・緑地の整備及び維持管理につきましては、新市街地内の適正な公園整備を図るため、県と連携しながら、阿見吉原土地区画整理事業地内の公園・緑地の整備を推進してまいります。また、安心して快適な環境を保持するため、公園の見回り点検を強化するとともに、公園・緑地里親制度を普及し、適正な維持管理に努めてまいります。

良好な住宅・住環境づくりにつきましては、地区計画等を活用した住環境の維持増進を図るとともに、開発指導による適切な市街地の誘導に努めてまいります。

また、町営住宅においては、昨年より住宅使用料徴収業務や施設管理業務など管理業務を委託したことにより、収納率が大幅に改善いたしました。新年度においては、この委託業務の範囲を一部拡大することにより、適正かつ迅速で公平性の高い管理の推進と人件費の削減を図ってまいります。

景観形成につきましては、魅力ある景観づくりを目指し、美しい自然環境の保全、整備に努

めてまいります。

次に、活力と賑わいの産業づくりにおける、農業振興につきましては、新規就農者への支援に加え、農業経営に意欲を持って取り組む農業後継者に対する支援を継続し、担い手農家の育成に努めるとともに、農業経営の規模拡大、農用地利用の効率化、高度化の促進を図るため、農地中間管理機構を活用した農地集積、集約化を進めてまいります。

さらに、農産品のブランド化や6次産業化においては、産学官の連携を進め、新商品開発や事業創出を実現し、安定した農業経営と生活基盤づくりに努めてまいります。

商工業の振興につきましては、本町を取り巻く商業環境の変動を踏まえ、町商工会等との連携を図りながら、地域資源を活かした新商品開発の支援を引き続き実施するなど、地域商業の活性化を図ってまいります。特に60周年を迎える今年は、国の緊急経済対策と足並みをそろえ、例年より規模を拡大し、プレミアム商品券の販売による商業振興を実施いたします。

さらに、積極的な企業誘致を進めるため、企業立地奨励金など、優遇制度の拡充、PRに努め、茨城県と連携して優良企業の新規立地を促進し、産業の活性化や雇用の創出による定住人口の増加につなげてまいります。

観光の振興につきましては、霞ヶ浦や予科練平和記念館などの地域観光資源に加え、大規模企業の工場見学施設設置による産業観光の充実を図り、町内への誘客に努めてまいります。また、移動販売車あみカフェにより、予科練平和記念館や各種イベントにおいて、町の特産品を販売し、PRしてまいります。

また、地域振興及び観光振興を担う場となる道の駅につきましては、道の駅基本計画に基づき、事業性を念頭に置いた検討段階へと進めてまいります。

4つ目は、安全・安心のまちづくりであります。

まず、潤いのある生活環境づくりにおける、上水道の整備及び維持管理につきましては、給水区域の拡大を図るため、配水管の新設整備を行うとともに、加入分担金の軽減措置を引き続き実施するなど、普及率の向上を図ってまいります。また、災害時等においても安定した供給体制を確保できるよう、老朽化した既設配水管の布設替えもあわせて実施してまいります。

下水道の整備及び維持管理につきましては、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の全体的な事業計画である、生活排水ベストプランに基づき、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るとともに、地域の特性に応じた生活排水対策を進めてまいります。新年度からは、長寿命化計画、自然災害に備えた業務継続計画の策定に着手いたします。

また、荒川本郷地区の雨水調整施設である調整池築造工事を進めるとともに、阿見吉原土地区画整理事業の西南地区の管渠整備を、茨城県との協定に基づき進めてまいります。

河川・都市排水路の環境整備につきましては、大雨時の冠水や浸水を解消するため、西郷地

内の排水路整備を進めてまいります。

次に、町民の生命と財産を守るまちづくりにおける、地域防災対策の推進につきましては、阿見町地域防災計画に基づき、自主防災組織を中心とした実働型の総合防災訓練を引き続き実施するとともに、実践的な災害対策知識や技能を身に付けた防災リーダーを育成し、地域防災力の強化を図ってまいります。

防災行政無線においては、引き続き整備を進め、4月より同報系無線の運用を開始いたします。この機会に、町民に対する防災行政無線の運用方法を周知するとともに、防災に関する意識啓発を効果的に図ることを狙いに、防災ハンドブックを作成し、各戸配布いたします。あわせて、家庭における備蓄の普及啓発に努めるとともに、公的な責任として、一定量の食料品、消耗品等の備蓄を計画的に進めてまいります。

消防・救急対策の充実につきましては、消防広域化により、消防団に関する業務等を、町が行うこととなりますが、引き続き町民の安全・安心が守られるよう、しっかりと取り組んでまいります。

交通安全対策の推進につきましては、交通安全教化員による交通安全教育を通じ、意識啓発を図るとともに、交通安全キャンペーンや街頭立哨など、地域における交通安全活動を推進してまいります。

防犯対策の推進につきましては、青色防犯パトロール車によるパトロールの強化や地域の自主的な防犯活動を推進するとともに、防犯意識の普及・啓発や防犯体制の強化に努めてまいります。

最後になりますが、環境を守り育むまちづくりにおける、地球環境の保全につきましては、地球温暖化による異常気象や生態系への影響など、地球規模での環境問題が深刻化する中、環境基本計画に基づき、町民と行政が一体となって、環境にやさしいまちづくりを推進してまいります。

この、環境基本計画の優先的取り組みに位置づけられた、環境保全基本調査が終了したことに伴い、調査結果をまとめた報告書を作成し、これを広く公表、活用することを通じ、町の自然環境に対する意識啓発を進めてまいります。

また、環境負荷の軽減を図る取り組みとしては、防犯灯のLED化、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を行ってまいりましたが、新たな取り組みとなる、住宅用LED照明設置に対する助成を開始いたします。これによる電力使用量の削減、温室効果ガスの排出抑制、環境意識の向上などの効果を期待するものとなります。

生活環境の向上につきましては、不法投棄防止のため、環境保全監視員によるパトロールの強化及び地域の環境美化推進員による連絡体制の確立を図るとともに、引き続き不法投棄禁止

看板と監視カメラを設置することにより、抑止力の強化を図ってまいります。

また、生活環境対策である動物愛護においては、阿見町動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物の愛護及び適正飼育の確保を引き続き図ってまいります。

資源循環型社会の形成につきましては、建設から18年を経過した霞クリーンセンターの計画的な維持補修に努め、適正な運営と長寿命化を図ります。また、ごみ収集・運搬においては、昨年より事業の統合と契約形態の見直しを行ったことにより、業務の効率化や経費縮減を図りました。引き続き円滑に業務を進めるとともに、広報活動の強化による、分別収集の徹底を進め、可燃ごみの減量化や資源物の再利用化を図ってまいります。

自然環境の保全につきましては、霞ヶ浦、河川、平地林などの自然資源を積極的に保全し、限りある資源を次世代に継承してまいります。特に、当町の重要な地域資源である霞ヶ浦湖岸の親水性を向上させるため、国に登録した「湖まちづくり計画」に基づき、国土交通省との連携を図りながら、湖岸の環境整備を進めてまいります。

以上、主な施策の概要につきまして、申し上げましたが、議員各位並びに町民の皆様方なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、平成27年度の施政方針といたします。

少し待ってください。

それでは、平成27年度の一般会計予算から説明をいたします。

議案第32号、平成27年度一般会計予算の概要について申し上げます。

まず、予算編成に当たっての基本的な考え方から申し上げます。

歳入面では、個人消費に弱さが見られるものの、景気は緩やかな回復基調が続いており、雇用、所得環境及び企業収益の改善が、今後、税収面等に反映されていくことが期待されます。

一方で、消費税率10%への引き上げが1年半先送りされたことにより、社会保障制度に対する国の財源裏づけが不透明な状況にある中、地方財政の計画的運営を保障する地方交付税については、減額の方針が示されるなど、依然として厳しい状況にあります。

歳出面では、公共施設の老朽化対策経費、扶助費、特別会計への繰出金などが高負担となっており、安定した財源の確保に向けた取り組みが不可欠となっております。

予算編成に当たりましては、阿見町第6次総合計画に定める重点施策の着実な推進と、財政の健全性を両立するため、あらゆる財源確保策を講じるとともに、町民生活の向上のために真に必要な事業を推進することを基本として、限られた財源を、重点的かつ効率的に配分することを念頭におき、取り組んだものであります。

それでは一般会計予算の概要を申し上げます。

一般会計の予算総額は、154億5,900万円で、平成26年度当初予算と比較して6.2%の増とな

っております。

その主な理由としましては、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、待機児童の解消及び子育て環境の向上を図るための民生費の増や、小中学校の設備改修を初めとした教育環境の改善を図るための教育費の増、さらには、役場庁舎、中央公民館、霞クリーンセンター等の公共施設や道路橋梁に係る維持補修費の増などによるものです。

歳入におきましては、町税は、法人町民税率引き下げの影響により、前年度と比較し、0.7%減と見込んでおります。また、地方税の補完的機能を果たす地方交付税及び臨時財政対策債は、国全体の地方税が増収と見込まれるなか、大幅に抑制されており、総額で19.2%の減額となっております。

本町の行政活動に必要な経常的経費は増加傾向にあり、一般財源の大きな増加は見込めない状況にありますが、安全で安心して暮らせるまちづくりを第一に、防災対策などの緊急課題に引き続き取り組んでいくとともに、環境負荷低減対策、保健・医療・福祉や教育環境の充実、地域産業の振興など、町民生活を支え、経済を活性化するための施策を積極的に推進することで、総合計画に定める、定住促進と安心の実感を高めるまちづくりを実現してまいります。

さらに、これら重要施策の実施に必要な財源の不足につきましては、財政調整基金及び公共公益施設整備基金により対処するものであります。

次に、7ページの債務負担行為につきましては、本郷小学校の仮設校舎借上料について、期間と限度額を設定するものであります。

8ページの地方債につきましては、防災行政無線整備事業など12件について、限度額、利率等を設定するものであります。

続きまして、議案第33号から第39号までの、平成27年度特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げます。

特別会計は6件で、予算総額は124億1,900万円となり、前年度との比較では、7.9%の増となっております。

その内訳であります。議案第33号の、国民健康保険特別会計予算は、62億1,800万円で、17.3%の増。

議案第34号の、公共下水道事業特別会計予算は、23億3,700万円で、10.6%の減。

議案第35号の、土地区画整理事業特別会計予算は、900万円で、40%の減。

議案第36号の、農業集落排水事業特別会計予算は、1億6,800万円で、0.6%の増。

議案第37号の、介護保険特別会計予算は、29億3,300万円で、8.8%の増。

議案第38号の、後期高齢者医療特別会計予算は、7億5,400万円で、5.8%の増となっております。

また、議案第39号の、水道事業会計予算は、18億4,260万6,000円で、9.2%の増となっております。

以上、当初予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当部長が説明をいたしますので、慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から、議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第32号についての説明を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） それでは、議案第32号、平成27年度の一般会計予算の内容について御説明をいたします。

お手元の平成27年度阿見町予算書を御参照願います。

まず、歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。11ページをお開きください。

第1款町税から御説明いたします。

第1項第1目個人町民税では、給与等所得の改善が穏やかなことなどにより、現年所得割で2.3%の減、現年課税分全体では、前年度と比較しまして2.2%の減額計上。

第2目法人町民税では、法人税割税率引き下げの影響により19.4%の減、現年課税分全体では15.4%の減額計上。

第2項第1目固定資産税では、土地で、地価下落に伴い0.7%の減、家屋で、評価替えの影響により0.9%の減、償却資産で、設備投資の増加に伴い18.0%の増、現年課税分全体では3.6%の増額計上、町税全体では、前年度と比較しまして0.7%の減額計上となっております。

13ページの、第1款地方交付税では、国の地方財政対策による総額0.8%減と、地方消費税交付金の増による基準財政収入額の上昇の影響等を勘案し、地方交付税全体では、前年度と比較しまして21.8%の減額計上となっております。

15ページの、第15款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付費負担金の新規計上などにより、23.6%の増額計上。

16ページの、第2項国庫補助金で、防災行政無線施設整備に係る民生安定施設整備事業補助金の減などにより33.0%の減額計上、国庫支出金全体では、前年度と比較しまして3.7%の減額計上となっております。

17ページの、第16款県支出金の第1項県負担金では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付費負担金の新規計上などにより、34.9%の増額計上。

17ページから19ページの、第2項県補助金では、安心子ども支援事業費補助金の皆減などにより7.9%の減額計上。

19ページの、第3項委託金では、茨城県議会議員一般選挙事務費が皆減となる一方、国勢調査事務委託金の新規計上などにより1.8%の増額計上、県支出金全体では、前年度と比較し14.8%の増額計上となっております。

20ページの、第19款繰入金では、財源調整としての財政調整基金繰入金及び公共公益施設整備基金繰入金の増などにより、前年度と比較しまして162.3%の増額計上となっております。

21ページから24ページの、第21款諸収入では、阿見吉原地区公園緑地整備負担金の新規計上などにより、前年度と比較しまして13.7%の増額計上となっております。

24、25ページの、第22款町債では、民事財政対策債が減となる一方、庁舎耐震化事業債及び学校施設整備事業債の新規計上などにより、前年度と比較しまして4.4%の増額計上となっております。

次に、26ページからの歳出について申し上げます。

第1款議会費では、議員報酬関係費の増などにより、前年度と比較しまして0.8%の増額計上となっております。

28ページからの、第2款総務費であります。第1項総務管理費の第1目一般管理費では、職員給与関係経費の増などにより6.2%の増額計上。

30ページから33ページの、第2目諸費では、合併60周年記念式典事業の新規計上などにより16.9%の増額計上。

36ページから40ページの、第7目財産管理費では、庁舎耐震改修に係る経費の増などにより142.0%の増額計上。

43ページ、44ページの、第9目電子計算費では、行政情報ネットワークサーバーの更新完了による運営事業費の減などにより13.5%の減額計上。

45ページから49ページの、第11目町民活動推進費では、男女共同参画センターに係る経費が増となる一方、集会施設敷地購入事業補助金の減などにより22.7%の減額計上。

49ページから53ページの、第12目地域安全対策費では、防犯灯LED化整備事業の皆減、事業規模の大きかった防災行政無線放送施設整備事業の減などにより73.5%の減額計上。

55ページの、第2項徴税費の第2目賦課費では、土地家屋評価に係る賦課事務費の増などによる32.9%の増額計上。

59ページから61ページの、第4項選挙費では、茨城県議会議員一般選挙費を皆減する一方、阿見町議会議員一般選挙費及び農業委員会委員一般選挙費の新規計上により45.8%の増額計上。

62、63ページの、第5項統計調査費の第2目期間統計調査費では、国勢調査事業の新規計上

などにより481.5%の増額計上。

以上、総務費全体では、前年度と比較しまして13.7%の減額計上となっております。

次に、第3款民生費について申し上げます。

64ページから67ページの、第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の各繰出金の増などにより7.5%の増額計上。

67ページから71ページの、第2目老人福祉費では、敬老事業の増などにより2.4%の増額計上。

71ページから76ページの、第3目障害者福祉費では、サービス利用者の増加に伴う障害者介護給付事業及び障害者訓練等給付事業の増などにより6.5%の増額計上。

77、78ページの、第6目医療福祉費では、医療給付事業の増により3.4%の増額計上。

81ページから83ページの、第2項児童福祉費の第1目児童福祉総務費では、新年度も引き続き給付が決定した子育て世帯臨時特例給付金に係る経費の計上などにより41.1%の増額計上。

84ページから88ページの、第4目保育所費では、中郷保育所の設備改修に伴う保育所維持管理費の増及び子ども・子育て支援新制度による地域型保育事業の新規計上などにより13.5%の増額計上。

88ページから92ページの、第5目児童館費では、阿見小学校放課後児童施設整備事業の増などにより50.9%の増額計上。

以上、民生費全体では、前年度と比較しまして13.3%の増額計上となっております。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

97ページ、98ページの、第1項保健衛生費の第3目健康増進費では、健康診査事業の減などにより12.8%の減額計上。

99ページから101ページの、第2項清掃費の第2目塵芥処理費では、霞クリーンセンター運営費及びさくらクリーンセンター維持管理費の減などにより4.4%の減額計上。

101ページから103ページの、第3項環境衛生費の第1目環境総務費では、施設改修に伴う、牛久市・阿見町斎場組合負担金の増などにより14.2%の増額計上。

以上、衛生費全体では、前年度と比較しまして1.0%の増額計上となっております。

次に、第5款農林水産業費について申し上げます。

109ページから113ページの、第1項農業費の第3目農業振興費では、農地集積総合支援事業の新規計上などにより5.9%の増額計上。

114ページの、第5目農地費では、農業基盤整備事業の増などにより19.2%の増額計上。

以上、農林水産業全体では、前年度と比較しまして5.7%の増額計上となっております。

次に、第6款商工費について申し上げます。

116ページ、117ページの、第1項商工費の第2目商工振興費では、立地企業に対する企業立地奨励金の増により120.4%の増額計上。

117ページから119ページの、第3目観光費では、霞ヶ浦湖岸のサイクリングロード等の整備に係るかわまちづくり推進事業の減などにより59.6%の減額計上。

以上、商工費全体では、前年度と比較しまして51.7%の増額計上となっております。

次に、第7款土木費について申し上げます。

121ページ、122ページの、第2項道路橋梁費の第2目道路維持費では、老朽化対策に係る道路橋梁維持補修事業の増などにより34.1%の増額計上。

122ページから124ページの、第3目道路新設改良費では、道路新設改良事業の増及び特定地区整備事業の新規計上などにより21.0%の増額計上。

125ページから127ページの、第4項都市計画費の第1目都市計画総務費では、南平台地区地区計画策定業務委託料の新規計上などにより28.1%の増額計上。

127、128ページの、第2目街路事業費では、新たに事業化する都市計画道路寺子・飯倉線整備事業の新規計上となる一方、都市計画道路中郷・寺子線整備事業の皆減などにより0.1%の減額計上。

128ページの、第3目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金の増により6.9%の増額計上。

128、129ページの、第4目公園費では、事業規模の大きかった阿見吉原地区の公園緑地整備事業の減などにより49.6%の減額計上。

131ページの、第7目開発費では、阿見吉原土地区画整理事業の道路等関連工事分担金の減により30.3%の減額計上。

以上、土木費全体では、前年度と比較しまして1.4%の減額計上となっております。

次に、第8款消防費について申し上げます。

132ページの、第1項消防費の第1目常備消防費では、本年4月の、阿見町消防本部と稲敷広域消防本部の統合に伴う予算の組み替えを行っており、これまで職員給与関係経費及び消防庁舎維持管理費など課目ごとに計上していた各種経費につきまして、当該経費見合い分を一括して稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費分賦金として計上しており11.0%の減額計上となっております。

132ページから134ページの、第2目非常備消防費では、報償費等の増加による団員報酬、福利厚生費の増加などにより6.2%の増額計上。

135ページの、第3目消防施設費では、化学消防ポンプ自動車、高規格救急自動車等に係る

消防機械力整備事業の減などにより86.8%の減額計上。

以上、消防費全体では、前年度と比較しまして21.3%の減額計上となっております。

次に、第9款教育費について申し上げます。

136ページから141ページの、第1項教育総務費の第2目事務局費では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う認定こども園支援事業の新規計上などにより50.0%の増額計上。

141ページから149ページの、第2項小学校費の第1目学校管理費では、本郷小学校仮設庁舎借り上げ料の増等に伴う学校施設整備事業及び新設小学校整備事業の増などにより24.1%の増額計上。

153ページから157ページの、第3項中学校費の第1目学校管理費では、朝日中学校の設備改修工事費の増などにより217.2%の増額計上。

163ページから172ページの第4項社会教育費の第3目公民館費では、中央公民館耐震改修及び冷温水機改修に係る維持管理費の増などにより88.1%の増額計上。

182ページから184ページの、第5項保健体育費の第2目体育施設費では、総合運動公園の芝張り替え工事費が減となる一方、町民体育館耐震設計委託料の新規計上などにより8.9%の減額計上。

184ページから187ページの、第3目学校給食費では、給食管理システム導入に伴う運営費の増などにより、前年度と比較しまして2.8%の増額計上。

以上、教育費全体では、前年度と比較しまして38.0%の増額計上となっております。

187ページの、第1款公債費では、長期借入金等の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので、前年度と比較しまして0.7%の減額計上となっております。

以上で、平成27年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第33号についての説明を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい。議案第33号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の199ページをお開き願います。

平成27年度の予算総額は62億1,800万円で、前年度と比較しまして17.3%の増となっております。これは、歳入歳出とも、国保税調定、療養諸費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金など数年次の実績内容から勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

207ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税では、前年度と比較しまして、一般被保険者で0.7%の増、退職被保

険者で28.1%減の計上となっております。これは、国保被験者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し、制度改正に伴う軽減額等を考慮した結果、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、歳入歳出の全体状況により必要措置額を計上したものであります。

208ページの、第3款国庫支出金ですが、第1項国庫負担金の第1目療養給付費等負担金は、歳出の一般療養給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金に係る負担金で、前年度と比較しまして0.1%の増額計上。

第2目高額医療費共同事業負担金は、歳出における歳出における高額医療費共同事業拠出金に係る負担金で、前年度と比較しまして9.3%の増額計上。

第3目特定健康診査等負担金は、特定健診等の委託費用に対する負担金を計上しているもので、前年度と比較しまして3.1%の増額計上。

第2項国庫補助金の第1目財政調整交付金における普通調整交付金では、近年の状況を勘案し、前年度と比較しまして11.3%の減額計上。また、特別調整交付金は、市町村の国保運営努力に応じ、国の予算の範囲の中で県及び国が評価査定し交付されるもので不確定なことから、当初予算では課目措置としております。

以上、国庫支出金全体では、前年度と比較しまして1.2%の減額計上となっております。

第4款療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る療養諸費の町負担分や、後期高齢者支援金等相当額などに対する交付金で、前年度と比較しまして5.5%の減額計上。

第5款前期高齢者交付金は、65歳から75歳未満の後期高齢者の医療費負担における保険者間の不均衡を是正するもので、前年度と比較しまして16.8%の増額計上。

第6款県支出金の高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び都道府県財政調整交付金は、国庫支出金と同じ趣旨によるもので、前年度と比較しまして1.0%の増額計上。

第7款共同事業交付金の第1目高額医療費共同事業交付金は、高額な医療費支出に伴う共同事業、拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして9.3%の増額計上。

第2目保険財政共同安定化事業交付金は、同様に、共同事業、拠出金事業により配分される交付金で、事業対象レセプトを1件30万円以上から1円以上へと拡大したため、前年度と比較しまして173.5%の大幅な増額計上となっております。

以上、共同事業交付金全体では、前年度と比較しまして140.6%の増額計上となっております。

第9款繰入金は、前年度と比較しまして3.7%の増額計上となっております。一般会計からの繰り入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰り入れとして町医療福祉制度による国保医療費波及分補填経費などとなっております。

次に、歳出について御説明いたします。

212ページをお開き願います。

第1款総務費は、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして3.5%の減額。

214ページの、第2款保険給付費は、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案し、前年度と比較しまして4.1%の増額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

217ページの、第3款後期高齢者支援金は、前年度と比較しまして2.5%の増額計上。

218ページの、第6款介護納付金は、国保被保険者のうち、40歳から65歳未満の介護保険制度第2号被保険者に該当する拠出金を納付するもので、前年度と比較増減なしであります。

第7款共同事業拠出金は、高額な医療費支出の多い保険者を、県内各国保保険者が共同で拠出し合い、保険者間の医療費負担の均衡を図るもので、前年度と比較しまして140.6%の大幅な増額計上となっており、保険財政共同安定化事業拠出金の事業対象レセプトを1件30万円以上から1円以上と拡大したため、増額計上となっております。

219ページの、第8款保険事業費は、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制、制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等の事業費として健診委託料などを計上しているもので、前年度と比較しまして0.5%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第34号についての説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。議案第34号平成27年度公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の229ページをお開きください。

平成27年度の予算総額は23億3,700万円となり、前年度と比較いたしますと、主に吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託料や荒川本郷地区の下水道工事費の減額により10.6%の減額計上となっております。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

235ページをお開きください。

第2款第1項の使用料につきましては、阿見東部工業団地内企業の排水量増を見込みまして、前年度比3.2%の増額計上。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、国庫補助対象事業である吉原土地区画整理事業の工事委託料減額に伴い、前年度比27.9%の減額計上。

第4款第1項の県負担金につきましても、国庫補助金と同様の理由から、前年度比38.7%の

減額計上となっております。

次に、236ページです。第6款第1項の他会計繰入金につきましては、地方公営企業法適用化業務委託の皆増等に伴い、前年度比6.9%の増額計上となっております。

第8款第2項の雑入につきましては、法適用化業務の一括委託に伴い、農業集落排水事業特別会計からの負担金が皆増となるための増となるものです。

第9款第1項の調査につきましては、記載対象となる下水道工事が減額になることにより、前年度比10.7%の減額計上となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

237ページをお開きください。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、職員給与関係経費や下水道事務費、使用料徴収事務費及び受益者負担金賦課徴収事務費等であります。

法適用化業務委託料の皆増及び消費税納付額の増額等により、前年度比で37.1%の増額計上となっております。

次に、239ページをお開きください。

第2目の維持管理費です。管渠の正常な機能を維持するための保守点検委託料及び汚水処理に要する霞ヶ浦広域流域下水道維持管理負担金となります。管路延長の増により、下水道台帳更新委託料等が増額となりまして、前年度比2.1%の増額計上となったものでございます。

次に、240ページをお開きください。

第1款第2項の下水道事業費ですが、主なものとしましては、職員給与関係経費や公共下水道整備事業費及び霞ヶ浦広域流域下水道事業負担金であります。吉原地区及び荒川本郷地区の工事費の減額並びに霞ヶ浦広域流域下水道事業負担金の減額によりまして、前年度比23.8%の減額計上となっております。

最後に、242ページをお開きください。

第2款公債費です。下水道事業債の元金利子の償還費でありまして、前年度比11.3%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第35号についての説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。議案第35号、平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の249ページをお開きください。

平成27年度の予算総額は900万円となり、前年度と比較いたしますと40%の大幅減額計上と

なっております。これは、本郷第一土地区画整理事業の一般保留地完売等に伴う事業費の減額によるものでございます。

歳入の主なものについて申し上げます。

予算書の255ページをお開きください。

第1款第1項の手数料につきましては、分納による徴収精算金の督促手数料を想定した課目設定となっております。

第3款第1項の他会計繰入金につきましては、前年度比14.4%の増額計上となっております。

第5款第2項の雑入につきましては、分割徴収精算金として158万円を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の256ページをお開きください。

第1款第1項第1目の本郷第一土地区画整理事業費の主なものは、委託料、工事請負費、補償、補填及び賠償金で、前年度と比較しますと24.1%の減額計上となっております。主な減額の内容としまして、一般保留地の完売等に伴う役務費、委託料、工事請負費、補償費の減額であります。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第36号についての説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。議案第36号、平成27年度農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の259ページをお開きください。

平成27年度の予算総額は1億6,800万円となり、前年度とほぼ同額の計上となっております。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

265ページをお開きください。

第2款第1項の使用料につきましては、供用開始4年目となる実穀上長地区の接続を見込みまして、前年度比3.8%の増額計上としたものでございます。

第3款第1項の県補助金は、主に実穀上長地区の地方債元金償還金に対する交付金であります。これまで3年間の期間限定で接続支援補助金がありましたが、期間満了のために皆減となり、前年度比35.9%の減額計上となったものでございます。

次に、266ページをお開きください。

第4款第1項の他会計繰入金につきましては、本特別会計内で賄いきれない部分への、一般会計からの繰入金でございます。法適用化業務負担金の皆増等により、前年度比1.3%の増額計上。

第2項の基金繰入金につきましては、実穀上長地区の事業債償還金の増額に伴い、前年度比19.3%の増額計上となっております。

第6款第1項の雑入につきましては、小池地区の道路路面復旧負担金を計上したため、前年度と比較しまして大幅増となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

267ページをお開きください。

第1款第1項の施設管理費の主なものは、職員給与関係経費と各地区の施設管理に要する経費です。法適用化業務負担金が皆増となったため、前年度比2.9%の増額計上となっております。

271ページをお開きください。

第2款公債費につきましては、元金償還の増額により、前年度比5.7%の増額計上となっております。

最後に、272ページをお開きください。

第3款諸支出金につきましては、実穀上長地区の県交付金を減債基金に積み立てるもので、県からの交付金が減額となったため、前年度比32.6%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第37号についての説明を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 議案第37号、平成27年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の279ページをお開き願います。

平成27年度介護保険特別会計の予算総額は29億3,300万円で、前年度と比較しまして8.8%の増となっております。これは、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増による介護保険給付費が増額、及び平成27年度制度改正により、地域支援事業費の増額によるものであります。なお、歳出の約95%を占める保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、第2号被保険者の保険料である支払基金からの交付金、及び65歳以上の第1号被験者の保険料により賄われます。

それでは、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

287ページをお開き願います。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに50%の公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国25%、県12.5%、市町村12.5%であり、国の負担のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整する調整交付金として交付され

ます。

まず、第1款保険料では、65歳以上の第1号被保険者数の増加及び3年に1度の保険料の改定により、前年度と比較しまして13.2%の増額計上。

第3款国庫支出金では、保険給付に要する費用の20%は国の法定負担分とする介護給付費負担金、また、市町村間の財政力の格差を調整するために第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金、並びに地域支援事業に係る交付金で、保険給付費総額の増に伴い、前年度と比較して6.1%の増額計上。

第4款支払基金交付金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費に係る29%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度と比較して9.0%の増額計上。

288ページの、第5款県支出金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費の12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業費の19.75%が県の法定負担分であり、前年度と比較しまして9.2%の増額計上。

289ページの、第7款繰入金の第1項一般会計繰入金では、町の法定負担分である12.5%の介護給付費繰入金、及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金がそれぞれ増額となり、合計で5.4%の増額計上。

第2項基金繰入金は、第1目介護給付費準備金からの繰り入れの必要がなかったため、増減はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

290ページをお開き願います。

第1款総務費の第1目一般管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しているもので、職員給与関係経費の減額により、前年度と比較しまして16.2%の減額計上。

291ページの、第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、電算処理委託料の減額により、前年度と比較しまして4.1%の減額計上。

第3項介護認定審査会費では、介護認定審査会費及び認定調査などに要する経費を計上しているもので、認定調査件数が増えていることから6.9%の増額計上。

292ページの、第4項趣旨奨励費では、制度改正に伴うパンフレット購入数の増により、59.4%の増額計上。

293ページの、第5項計画策定委員会費では、介護保険事業計画が、3年に1度の見直しを終了し計画策定業務委託料が皆減となるほか、委員会開催回数の減などにより、大幅な減額計上となっております。

第2款保険給付費ですが、293ページから294ページの、第1項介護サービス等諸費では、冒

頭に申しあげましたように、介護サービス利用者の増加が見込まれることから全体的に増加傾向にあり、主なサービスでは、居宅介護サービスが12.8%の増額、地域密着型介護サービス費で16.9%、施設介護サービス費が3.9%の増額となるほか、ケアプラン作成件数の増に伴い居宅介護サービス計画給付費が7.2%の増額となり、全体で9.4%の増額計上となっております。

295ページから296ページの、第2項介護予防サービス等諸費では、要支援認定者数がほぼ横ばい傾向にあることから、全体で0.3%の増額計上。

296ページの、第4項高額介護サービス等費では、高額介護サービス費が介護サービス等諸費の伸びに伴い7.1%の増額計上となり、297ページの、第5項高額医療合算介護サービス費も15.3%の増額計上。

第6項特定入所者介護サービス等費では、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け、その差額について公費負担するもので、3.4%の増額計上となっております。

298ページの、第4款地域支援事業費ですが、第1項介護予防事業費の第1目維持予防事業費では、通所型介護予防事業が臨時職員賃金の減により28.4%の減額、維持予防対策把握事業は、対象者の増によりデータ集計業務委託料などが増額となるため9.2%の増、合計では10.8%の減額計上となっております。

299ページの、第2目一次予防事業費では、介護予防運動機能向上事業の事業協力者謝礼の増額により44.0%の増額計上。

300ページの、第2項包括的支援事業では、町社会福祉協議会に委託している阿見町地域包括支援センターの運營業務に係る経費であり、制度改正により、これまで一般会計で実施していた地域包括ケア業務を当センター業務に移行したことにより人件費などが増となり、4事業合わせて50.2%の増額計上となっております。

第3項任意事業費では、今年度から実施している、第5目在宅医療介護連携推進事業費が皆増となるため、合わせて13.0%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第38号についての説明を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 議案第38号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の309ページをお開き願います。

平成27年度の予算総額は7億5,400万円で、前年度と比較しまして5.8%の増となっております。これは、歳入歳出とも、前年度の実績内容などから勘案計上を行ったものであります。

では、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

315ページをお開き願います。

第1款保険料では、前年度と比較しまして1.7%の増額計上。

第3款繰入金では、職員給与費関係経費、事務費等保険料軽減に係る保険基盤安定、広域連合事務費及び療養給付費などに係る町負担分を、一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして8.5%の増額計上となっております。

次に、歳出の主な項目につきまして御説明をいたします。

317ページをお開き願います。

第1款総務費では、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして1.0%の増額計上。

318ページの、第2款納付金では、町が徴収した保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費などに係る町負担分などを、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして5.9%の増額計上。

第3款保険事業費では、高齢者健診及び人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制のための委託料や諸経費を計上しているもので、前年度と比較しまして8.5%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第39号についての説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい。議案第39号、平成27年度阿見町水道事業会計予算について御説明いたします。

325ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数を1万5,995戸、年間総給水量を443万7,231立方メートルと見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、327ページをお開きください。

収入は、前年度比2.3%増の11億8,540万9,000円となり、その主な収入は、給水収益、いわゆる水道料金の10億587万4,000円を見込んでおります。

支出は10億9,605万8,000円で、主な支出は、県企業局に支払う受水費4億1,292万7,000円、減価償却費2億6,190万円、支払利息2,023万6,000円でございます。

続きまして、4条予算の資本的収入及び支出について御説明いたします。

328ページをお開きください。

資本的収入ですが、前年度比108%増の3億5,720万2,000円となり、加入分担金1,263万

6,000円、工事負担金2億4,456万6,000円、企業債1億円を計上しております。

工事負担金は、吉原土地区画整理事業地内の配水管の布設を町が受諾工事をするためのもの  
でございます。増額の主な理由は、工事負担金の増及び企業債の皆増によるものでございます。

次に、資本的支出です。前年度比24.3%増の6億5,719万7,000円となり、主な支出として、  
建設改良費6億2,916万3,000円、企業債償還費2,803万4,000円を計上しております。

建設改良費の内訳としまして、345ページをお開きください。

支出の節、中ほどにございます、25工事請負費の説明欄をごらん願います。

配水管新設工事に2億6,560万円、老朽管布設替え工事5,052万4,000円、吉原I C地区内工  
事に2億3,060万円という内容でございます。増額の主な理由は、吉原I C地区内工事の増と  
いうことでございます。

最後に、326ページにお戻り願います。

ただいまの、4条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入が資本的支出に対して2億  
9,999万4,000円不足しております。その不足額につきましては、減債積立金2,803万3,000円、  
過年度分損益勘定留保資金2億7,196万1,000円で補填するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。本案8件については委員会への付託を予定しておりますので、質  
疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号から議案第39号につい  
ては、全議員をもって構成する阿見町予算特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長  
の互選をお願いいたします。

会議の再開は、阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

午後 2時33分休憩

---

午後 2時45分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

阿見町予算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告

○議長（柴原成一君） 阿見町予算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を行います。  
事務局長に報告させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは御報告いたします。

阿見町予算特別委員会の委員長に佐藤幸明議員，同じく副委員長に海野隆議員です。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で阿見町予算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を終わります。

予算特別委員会では，付託案件を審査の上，来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第40号 町道路線の廃止について

議案第41号 町道路線の認定について

○議長（柴原成一君） 次に，日程第17，議案第40号，町道路線の廃止について，議案第41号，町道路線の認定について，以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第40号の，町道路線の廃止について及び第41号の，町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本案は，主に吉原地区における区画整理事業や県道竜ヶ崎阿見バイパス完成による町道の廃止及び認定であります。

以上，提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案2件については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号から議案第41号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第42号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
議案第43号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
議案第44号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
議案第45号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
議案第46号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
議案第47号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○議長（柴原成一君） 次に、日程第18、議案第42号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第43号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第44号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、議案第45号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、第46号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、第47号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第42号から議案第47号までの、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

阿見町政治倫理審査会の委員は、阿見町政治倫理条例第6条第3項の規定により、地方自治の本旨に理解があり、かつ政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者又は地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で公募に応じた者のうちから、いずれも議会の同意を得て町長が委嘱することとなっております。委員の任期は2年となっております。現在、6名の委員が在任しており、本年3月31日で任期満了となります。

川村氏、中島氏につきましては、専門的知識を有し、人格・識見ともに優れており、最適任であることから引き続き委嘱したいと考えております。

黒田氏、戸ノ岡氏につきましては、これまで委員として熱心に取り組んでいただきましたが、両氏とも本人の意向により、本年3月31日の任期満了をもって退任される予定です。

したがいまして、後任としまして、伊藤氏、八木氏を選任したいと考えております。

伊藤氏は、長い弁護士経験を持ち、人格・識見ともに優れ、さらに、女性委員登用の上でも最適任であると考えております。

八木氏は、若手の弁護士として活躍し、人格・識見ともに優れ、また、委員の年齢構成のバランスをとる上でも最適任であると考えております。

また、安相氏、村木氏は、一般公募の応募者として選考した結果、人格・識見ともに優れており、適任であると考えております。

以上、6名を阿見町政治倫理審査会の委員として委嘱いたしたく提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案6件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。

御異議がありますので、質疑から行います。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 一般的な話をお聞きしたいんですけども、まず、この阿見町政治倫理審査会委員というのはですね、対象者は町長と我々議員であるというふうに思いますが、これは間違いないですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） そのとおりでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうしますとですね、この委員になる方々というのは、つまり、町長及び私ども議員とですね、一般的に利害関係のない方々が選ばれるというのが望ましいと思われるんですけども、それでいいですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど町長も提案理由で申しましたとおり、政治倫理等に関し専門的な知識を有しているということと、選挙権を有する者というようなことで、特に利害関係とかそういうことには触れてはおりませんが、公正公平な判断ができる者が適任だというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） この委員のですね、候補者の中にですね、これは個人なのでね、直接的ではないんですが、ある人物、弁護士事務所に属している、ある弁護士がいるんですけども、この弁護士事務所はですね、現在私とですね、私と係争のある民事訴訟の代理人が所属している弁護士事務所に所属してるんですね。これは、やっぱり利害関係者の一員であると思うんですが、これはどうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。弁護士の推薦につきましては、先ほど申しましたとおり、茨城県弁護士会の土浦支部のほうに弁護士の推薦を依頼して、推薦をさせていただいたお2人をございまして、その利害関係があるかどうかというについては、町のほうでは把握してございません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ですから、私が今係争の相手方の代理人が所属している弁護士事務所に所属していると。これは、一般的に利害関係、つまり私と利害関係があるというふうに言えるかと、ふさわしいかと、こういうふうに話をしたんですけど、いかがですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 利害関係は持ってないと思っております。

どういう形で海野議員は訴えられたんですか。それ聞かないとみんなわかんないでしょう。

○5番（海野隆君） そうですか。済みません。

○町長（天田富司男君） うん。きちんと教えてくださいよ。

○5番（海野隆君） はい。

○町長（天田富司男君） それでね、訴えたところが同じ弁護士事務所だからって、それが利害か。あなたが訴えられる要素があったから訴えられたんであって、民間の人がね、弁護士は誰を頼もうと、これはしようがないんじゃないですか。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 乱暴な議論でね。誰だって構わないって話になったんですが。

実はね、私はですね、せつかくね、町長が言えということなのでお話します。

実は、町内のね、今井設備というね、業者ですね、その業者が、私に対してですね、民事訴

訟、損害賠償請求ですけれども、してきました。その代理人がですね、これ、礎法律事務所に所属している福岡という所長だと思いますね。この方は、それ以前にもですね、その今井設備の代理人として私に抗議文を送ってきたりですね、多分その事務所が書いた抗議文がですね、議会議長宛てにも送られてきたと、こういうふうに理解をしておりますが、そういう経過があります。

で、一般的に、その弁護士事務所とですね、弁護士の関係というのは、通常ですと会社と会社に所属している社員と、こういうね、やっぱり意味合いも持っております。

したがって、それを町長が言うように、全然関係ないんだと、誰が誰を訴えようが自由じゃないかと、こういうふうにはならないと私は理解しておりますので、私はここであえてね、そういうことを聞いたんです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 質問ですか。

○5番（海野隆君） いやいや、何か町長が話してほしいって言うから話したんです。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これは一括ですか。

○議長（柴原成一君） いや、1つ1つ行きます。

○5番（海野隆君） じゃあ42号からですか。

○議長（柴原成一君） ですから、反対がありますので、議案1つ1つ採決いたします。

○5番（海野隆君） 1つ1つ採決するっていうことね。

○議長（柴原成一君） 討論は一括でいいです。

○5番（海野隆君） 討論は一括でいいんですか。

○議長（柴原成一君） はい。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私はですね、この議案第45号、八木健治というね、弁護士の方がおりますけれども、この方を政治倫理審査会委員に委嘱することは反対でございます。

反対の理由は、先ほども述べましたけれども、やっぱり委員は、我々というかな、議会議員及び町長に対する態勢はやっぱり中立な立場であるべきであると、このように思いますので、私は反対をいたします。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私は、今の海野議員の反対の討論は公私混同も甚だしいというふうに思います。

民事は場外で幾らでもね、海野さんがとことん最後までやったらいいんですよ。それを議会の中に持ち込んで、それを反対の理由にするというのは、私情がかなり入ってるってことなんです。だから、私はこの場所で反対の理由を述べるには非常に不適當な反対の理由だというふうに思います。

これは、民事の場合には、先ほども町長が言われたように、誰の物件を、委託されたものを預かって、これはいいわけですから、それをここでやった場合には、非常に、私は公私混同も甚だしいと。私もね、幾つか全協でその裁判のことに触れましたけれども、非常にね、公私混同。全協の場で、そんな、自分の娘のことを言っているのかとかね、そんなことまで言っちゃうんですね。私が言ったら大変でしょうけども。

そういうことを、この公の場で言う必要はないというふうに感じまして、私は賛成をいたします。

○議長（柴原成一君） はい。ほかに討論はありませんか。4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は反対討論をします。今回、このね、八木さんという方は、名前を今初めて聞いたんですけども、その方が、そういった形でかかわっていると。

町のほうは、土浦の弁護士会に依頼して、頼んで、その後、この人がどういう人なのか、どういうことをやってんのか、ですから、阿見町の議員に対してこういうことをやってるっていうことを、調査をしてないでここに出してきてると。

〔「おかしいよ、それは」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） ね。でしょう、さっきそう言っていましたからね。

ですから、私はこういうのを推薦するんだったら、ちゃんとそういうのを聞いて、審査して——審査してって言うのかな、確認して、こういうのにだすべきだと、私は思います。

ですから、そういった観点から、私は反対します。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 個人的な私情とか言うけどもね、この政治倫理審査員というのは、我々町長と議員に対する審査をやるわけですよ、政治倫理上の。だから、それは個人なんです。だから、個人と相反するものが入ると、これは不公平も甚だしいですよ。何かの問題が

起こったときに、必ずそういう、反対という余地があるはずですから、個人で話をしたらだめだとか、そういう問題ではありません。

ということで、極めてふさわしくない人物であるということを申し述べて、反対といたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

御異議がありますので順次採決いたします。

初めに、議案第42号を採決します。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第43号を採決します。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第44号を採決します。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第45号を採決します。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

はい、結構です。

可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が裁決をいたします。

本案に対し、議長は可と表明いたします。よって、本案は原案どおり同意することに決しま

した。

次に、議案第46号を採決します。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第47号を採決します。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は、原案どおり同意することに決しました。

---

#### 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第19、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 3時06分散会

第 2 号

[ 3 月 4 日 ]

## 平成27年第1回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成27年3月4日（第2日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
秘書課長	武井浩君
管財課長	朝日良一君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
児童福祉課長	青山広美君
健康づくり課長	篠山勝弘君
商工観光課長	佐藤哲朗君
環境政策課長兼 放射能対策室長	岡野栄君
廃棄物対策課長	野口恭男君
都市計画課長	大塚芳夫君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長	菊池彰君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君
指導室長	根本正君
消防本部総務課長兼 予防課長	湯原清和君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成27年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成27年3月4日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成27年第1回定例会

一般質問1日目（平成27年3月4日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 海野 隆	1. 学校再編計画について 2. 地方創生について 3. 工事期間の延長について 4. 放射性廃棄物の処理方法及び東海第二原発避難計画について 5. 町長の政治姿勢について	教 育 長 町 長 町 長 町長・教育長 町 長
2. 藤平 竜也	1. 高齢者対策事業における東京特別区との連携について 2. 総合運動公園について	町 長 教 育 長
3. 永井 義一	1. 阿見町の水道料金について 2. 住宅リフォーム助成制度について 3. 子ども・子育て支援新制度について	町 長 町 長 町 長
4. 飯野 良治	1. 食育教育への取り組みについて 2. 空き教室の活用について 3. 名誉町民条例の活用について	教育長・町長 教 育 長 町 長
5. 野口 雅弘	1. 消防広域化に伴う消防活動について 2. フィルムコミッション事業について	消 防 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） どうもおはようございます。今日も傍聴席にたくさんの傍聴者がおられてですね、たくさんの傍聴者の前でやるのは非常に気持ちいいということで、久しぶりにね、一番最初の一般質問をいたします。

私も孫が生まれまして、先日というか昨日ですね、孫の初節句ということでお祝いをいたしました。女の子の健やかな成長を担う伝統行事であるひな祭り、女の子のお子さんのいる御家庭ではですね、ひな人形を飾って、白酒、ひし餅、あられ、桃の花等を供えて祝ったのではないかと思います。川崎での事件等をですね、考えますと、虐待や暴力のない環境でですね、子供たちがすくすくと育ててほしいというふうに希望したいと思います。

今議会ではですね、さきの議会の全員協議会で示されてですね、その場でも非常に議論のあったですね、阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者からの暴力等の防止に関する条例、この案がですね、修正されて、議案に入る前に、提案される前にですね、再提出されるということがございました。全員協議会あるいはこの議会の場、一般質問もそうですけれども、議論を通じてよりよい場にしていくという場ですのでですね、執行部も修正をする必要性があれば率直に認めていただくことをお願いしたいと思います。今回ね、そういう全員協議会での議論をですね、提出前に修正をしてですね、出していただいたと、再提出されたということについてはね、評価したいと思います。私たち議会も、議員もですね、議案につ

いてはしっかりと精査をして、議論をして、チェックをするということの必要性をですね、改めて感じた次第でございます。

一般質問の場合、この場合ですね、そのような場になることを希望して、それでは、一般質問を行います。

第1の質問ですけれども、第1番、学校再編計画について質問をいたします。

1-1、学校再編計画の現状はどの段階にありますか。

2番、各小学校区単位で行われた意見交換会での住民の意見や要望はどのようなものがありましたか。

3番、パブリックコメントにおける意見や要望はどのようなものがありましたか。

4番、教育委員会ではどのような議論をしていますか。

5番、住民の合意がなければ統廃合しないというのは具体的にはどのようなことですか。

6番、学校規模適正化との関係では小規模学校の運営をどのようにするのですか。

7番、小規模特認校という制度はどのような制度ですか、また全国ではどのように運営されていますか。

8番、再編方針や再編検討委員会では小規模特認校の制度について検討したことはありますか。

9番、検討しているとすれば、なぜ小規模特認校についての提示がありませんでしたか。

10番、検討していなかったとすれば、なぜ検討の対象に上らなかったのですか。

11番、今後住民が小規模校の存続を望んだ場合、小規模特認校の導入を検討する用意はありますか。

12番、本郷小学校通学区再編成説明会ではどのような意見が出ましたか。

13番、本郷小学校と実穀小学校の統合がない前提の想定では本郷小学校は1学年1学級となります。バランスを欠いていませんか。

14番、意見を踏まえて、今後、本郷小学校及び本郷地区の新小学校通学区割りについてどのような方針で臨むのですか。

15番、本郷地区の新小学校の水泳授業及びプール使用について方針を明らかにしてください。

以上、残余の質問については質問席で行います。

○議長（柴原成一君） ただいま15番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 皆さん、おはようございます。

学校再編計画についてお答えします。

まず1点目の、学校再編計画の現状はどの段階にあるかについてお答えします。

学校再編計画は、3月には学校再編計画検討委員会から答申をいただき、年度内に教育委員会で決定してまいりたいと考えております。

2点目の、各小学校単位で行われた学校意見交換会での住民の意見や要望はどのようなものであったかについてお答えします。

統廃合に慎重な意見としましては「学校は地域にとっては大変重要な役割を持っている」「本郷地区に新小学校を新設せず、既存の学校を利用したほうがよい」「学校再編は重要だが、どういう町や地域にするのか、そういった面も一緒に考えていくべきである」などがありました。

一方、学校再編に積極的な意見としましては「早く統合を進めてほしい」「地域の人が反対でも、保護者の意見を尊重してほしい」などがありました。

3点目の、パブリックコメントにおける意見や要望はどのようなものがあったかについてお答えします。

統合校のトイレやエアコンなどの施設整備、スクールバスの運行や通学路の整備をしてほしいといった意見がありました。また、本郷小学校と新小学校の通学区域について、再検討が必要であるという意見も多数ありました。

4点目の、教育委員会ではどのような議論をしているのかについてお答えします。

学校再編検討委員会に諮問しておりますので、教育委員会の議題とはしておりませんが、適宜報告をし、委員さんから意見をいただいております。阿見町立学校再編に関する基本方針の決定に当たっては、議題として取り上げ、承認いただき決定しております。

5点目の、住民の合意がなければ統廃合しないというのは具体的にはどのようなことかについてお答えします。

住民の方々が学校を地域の問題として十分に検討いただけるように図っていきたいと考えております。また、保護者の意見も尊重したいと考えております。

6点目の、学校規模適正化との関係では小規模学校の運営をどのようにするのかについてお答えします。

阿見町では、「生きる力を育む教育の推進」を教育目標としております。さらに学校の規模の大小にかかわらず、その地域・学校において特色のある学校運営を引き続き進めるよう指導しております。

7点目の、小規模特認校という制度はどのような制度か、また全国ではどのように運営されているかについてお答えします。

小規模特認校は、従来の通学区域は残したままで、小さな学校で学びたい、子供を学ばせたいという希望者に対して、通学区域にとらわれず、入学・転学を認める制度です。

平成24年度の文部科学省の調査によると、全国で103の自治体で特認校を運営しております。県内においては、茨城町の1校が特認校として運営しております。なお、茨城町の特認校は、統合により平成27年度末で廃校になるようです。

8点目の、再編方針や再編検討委員会では小規模特認校の制度について検討したことはあるのか、9点目の、検討しているとすれば、なぜ小規模特認校についての提示がなかったのか、10点目の、検討していなかったとすれば、なぜ検討の対象に上がらなかったのか、及び11点目の、今後住民が小規模校の存続を望んだ場合、小規模特認校の導入を検討する用意はあるかについてお答えします。

平成25年3月に策定した阿見町教育振興基本計画に基づき、学校再編検討委員会を立ち上げ、小中学校の適正規模・適正配置について検討してまいりましたので、特認校制度については検討しておりません。今後も導入する考えはございません。

12点目の、本郷小学校通学区再編説明会ではどのような意見が出たかについてお答えします。通学区域案による通学児童数のバランス、児童の心のケア、通学路の安全対策、町としての本郷小学校地区の将来像・計画、まちづくりの考え方などについての御意見がありました。

13点目の、本郷小学校と実穀小学校の統合がない前提の想定では本郷小学校は1学年1学級となるが、バランスを欠いていないか、14点目の、意見を踏まえて今後本郷小学校と本郷地区の新小学校通学区割りについてどのような方針で臨むのかについてお答えします。

学校再編検討委員会では、町全体の学校の適正規模・適正配置について検討してきました。本郷小学校と実穀小学校との統合が望ましいという議論のもと、これを前提に策定しております。

本郷小学校と新小学校の通学区域は、平成27年度に検討委員会を新たに立ち上げ、関係地区の委員で組織し検討してまいりたいと考えております。

15点目の、本郷地区の新小学校への水泳授業及びプール使用について方針を明らかにしてほしいについてお答えします。

この件に関しましては、現在検討中です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いろいろとたくさんの質問に答えていただいております。

まずね、1から5までの学校再編計画の関係ですけれども、年度内までに再編検討委員会からの答申をもらってですね、教育委員会で決定するという答弁だったですね。この地域住民の意見や要望、今までにのる述べましたけれども、具体的にはどのようなものとして答申に盛り

込まれて、最終的な再編計画に反映されていくのか。それから、意見交換会では教育長以外の教育委員の姿を余り見かけませんでした。教育委員会で本当にこの議論をして意見が出ているというんですけれども、議事録を拝見した感じではね、意見というのはほとんどないですね。本当にこれ教育委員会で決定できるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。まず、1つはですね、逆になるかと思うんですが、教育委員会で議論が1つも行われないうことかと思うんですけど、平成25年度にですね、6月に再編検討委員会を立ち上げ、1段1段積み上げてここまで来たっちゃうのは、海野議員さんも御存じかと思ひまして、その中には、地域の代表——メンバーですよ、それから議会の代表、それから保護者の代表、それから知識経験者ということで、そこに教育委員会は諮問して、議論していただいて、それを答申をいただいて、最終的には教育委員会で再編計画青写真を決定するっちゃうような形になっております。

それから、実毅小から8つの小学校っちゃうことで意見交換会、いろいろ、基本的には大事なことは、賛成とかそれから反対ということよりもですね、基本的には、住民それから保護者が満足、少なくとも納得するような形で、こういうことで今進めてきておひまして、当然、再編計画、前に全協にも提示したように、そういう部分を考慮しながら、例えばスクールバス、それから通学路の問題という部分は織り込んだ、それを大事にして、計画では、平成30年以降にですね、そういう、今、対象校が君原小、それから実毅、吉原、第二小っちゃうのがありますよね、その部分については、当然そういう、先ほど教育長が答弁したように、合意を図りながらさまざまな議論をして、当然、4つの——仮称ですけど、検討委員会を立ち上げて、さらに議論を深めて合意形成を図る。当然、通学路についても同じなんですけれども、改めて通学路の検討委員会を立ち上げて、それで議論を深めて、少なくとも、先ほども、何回も言うんですけど、保護者・住民が納得できるような形で、そういうプロセスで進めていきたいと考えております。

以上です。

○5番（海野隆君） ちょっと答弁漏れがあるようですね。

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 昨日の所信表明でも言ったとおり、統廃合は進めるという、実施するという。これはやっぱり、今後10年の第6次総合計画もそうですけど、阿見町百年の計だと私は思っております。これをやっぱり実施していくということが、阿見町にとって、地域創生等もいろいろありますけど、これを実施することによって阿見町を元気にしていきたい。いろ

いろこの問題ありますよ。実際に、統廃合に必要な対策として、こういう問題があるよと。なくなる学校の資料展示とか、新しい校区、全体での行事と、先生を増やし、きめ細かい教育、そういう中で、やはりこういうものをきちんと対応していく。そしてやっぱりきちんと理解をしていただけるようにしなけりゃいけない。特にやっぱり議員各位にもお願いしたいのは、やらない相談じゃなくて、どうやったら前に進めて町を元気にしていくかと。私はいつも職員にもそういう話をしております。何かやっぱり新しいことをやることによる提案をしたときには、やらない相談じゃなくて、どうやってできるかということが大事なんであって、やっぱりこれは阿見町百年の計を、今、やろうとしている。そういう時期であるということをお理解をいただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 一番大事なのはね、その関係地区のね、住民とか保護者、この意向をやっぱりね、しっかりと踏まえると。その上で、それに対応した教育体制をつくってあげると、これが私は一番大事だと思っておりますので、そういう形でね、まあ、何が何でも計画、国家百年の大計じゃなくて、阿見町百年の大計だつってね、どしどし進めるということではなくて、丁寧にやっていただきたいと思います。

さっきね、次長、私は具体的に、答申にどういう形でね、盛り込まれるのかということをお話ししたんですが、答弁もあのような答弁なので、次に進みます、時間もないんでね。

6から11までの、小規模特認校制度についてです。文部科学省としてね、この制度はですね、一応制度化しております。この制度化は、どういう経過で、経緯でね、制度化されて、それで全国的にはどのような地域で制度化されているのか、まずこれについてお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的にはですね、先ほど教育長が答弁したとおりなんですけど、ともかく特認校の状況を見ますとですね、旧市街地、それから山間部、それから離れ島、当然、通学距離が通学バス、船を使っても1時間以上というような部分で、そういう部分なんです。先ほど言いましたように、茨城町の広浦小学校ちゅうのは、廃校になりますけど、そういうことで、ほかの地域からも来るような形で、2人しかいないみたいなんですけど、ここは阿見町なんです、先ほども言ったように、再編基本計画の中で、そういうことで、うちのほうは、8小学校、もう1時間以内では完全に……。部分を統廃合していきますよちゅう形となっております。ただ、文科省は、要するに地域の、当然、コミュニティーの場所、それから防災の拠点で、どうしても、どうしてもですよ、その小学校なくしたくないよちゅう部分に、そういうことで、特認校ちゅうことで、区域以外のところからも、保護者の同意ちゅうのがあれば、そこに

通えるよっちゅうような制度でなっておるところです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 阿見町には特認校はそぐわない。それはなぜかという、阿見町はですね、東西に11キロですよ。そして南北に9キロ。端から端まで行ってもね、普通に車を走らせれば20分以内で大体みんな行ける場所です。そういう地域に、やっぱりそういう特認校というのは、やっぱりそぐわない。そういう思いであります。だからこういう答弁をきちんとしていただきました。あくまでもね、阿見町全体、ここの地域だ、地域だではなくて、阿見町全体を考えて、やっぱり百年の計を、私たちは今やらなければいけないんですよ。今やらなければいけないものを、ずるずるしてはいけないと私は思っております。今やらなければいけないことを、やっぱりやっていく、着実にやっていくということが、やっぱり阿見町の元気を持続させる。そういうことになると私は考えておりますので、これはやっぱり議員各位にも、先ほども言ったとおり、やらない相談じゃなくて、どうやったらできるかと。地域におりていても、やはり地域の人に、どうやったら理解していただけるか。そういうことをやっぱり考えて、皆さん行動していただきたい。いつも後ろ向きな話の中でやるのではなくてね、やっぱり前向きにやっついこうという、そういう一体感を持って、皆さんと一緒に、私は統廃合を進めていくということをやっついきたいと、そう思っています。

○議長（柴原成一君） 静粛にお願いします。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 何か拍手がね、起きたようですけども、私はそう思わないんですね。これね、やっぱり教育委員会がね、各小学校区でね、説明したときにどう言ったか。これは地域の人が決めるんですよ。そういうふうに言っていたのがね、じゃあ、どういう説明だったのかって話になりますよ、今の答弁聞いたら。それは置いて、本当はね、つまり平成9年にね、文部科学省が、この小規模特認校制度をね制度化したっていうことをね、答えてほしかったわけ。その背景とか、そういうことについて。つまりもう既にね、平成9年——もう今平成27年でしょ。そうするともうね、20年とは言わないけども15年以上前、20年近くなる前から、こういう制度っていうのはあったんですよ。確かにね、さっき次長がおっしゃったね、いろいろ、市街化区域、市街化調整区域、これ線引きやったからそうなるの当たり前なんです。そういう中で、それをどうその地域に学校を残すかっていうことで、いろいろ工夫をしたわけですよ。これは教育改革プログラム、この中に入っているんですよ。これが私は、今回のことで検討されなかったというのは残念だなと思っておりますけども、これ茨城町の例をね、今回ね、この茨城県で出してますけど、日立の中里小学校、中学校、それから水戸市の国田小学校、中

学校、これは小規模特認校ではないんですか。それは効果がないんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今も言ったとおり、阿見町では特認校は考えていないということです。それで、今回のね、小中学校の統廃合推進というのは、もう国の、国が今、決めているんですよ。茨城県がそれを前もってやろうとしてやっているわけです。そういう中で、やはり小中学校の統廃合は必要だよと。そういう形で、これ、国は決めているんじゃないですか。もう手引とかそういうこともできているんじゃないんですか。それに沿って、やっぱり阿見町はこういう地域だから、これが山だ何だでね、それこそ通うのには大変だと、統合するには大変だと、そういう地域であるならば、それはそういう手法をとることもいいでしょう。しかし阿見町は、先ほども言ったとおり平坦で、海拔21メートル、平均、そういう地域で、そういう場所であるならば、十分スクールバスを通せば、安心・安全に子供たちを運べると、私はそう思っております。

また、地域の考えは確かに必要です。ただ、阿見町の百年の計を考えたときには、やはり阿見町というものを地域住民によく考えていただきたい。今からの百年を考えたときに、非常に大事な視点だから、私は言っているんですよ。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これね、教育委員会制度が4月から変わりますので、町長がね、積極的に発言されるというのはわかりますが、しかし、住民にとっては、やはり突然のね、説明ですよ。住民にどうやって説明してきたんですか。ここの学校の存続については、住民自身が決めるんですよと、こういうふうに言ってきたのと大きく違っちゃうじゃないですか。それからね、山とか川ばかりあるところでね、この小規模特認校制度がやってるんじゃないありませんよ、これ。品川区だってやっていますよ。市街化区域の中だって、人数減ってるんですよ。札幌市なんか一番最初の例で、どんどんそれで進めていったんですよ。札幌市は大きいからね、市街化調整区域のところはあるかもしれないけど。

まあ、時間がないので、その後、行きますけれども、つまりね、特認校制度については検討しない。今後も導入する考えはないと言ったときにだよ、じゃあね、その存続を望んだときにどうするんですか。答弁してください。これ、町長がいいんじゃないの。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 存続を望むという、そういう状況をつくらないために、今やろうとしているんじゃないですか。そういう仮定の話じゃなくて、今からどうやって進んで統廃合を進めるかと、そのことを言っているんですよ。地域、地域、やっぱり地域の人たちにもきちんと理解をしていただく。今からの阿見町百年の計にどう皆さんが携わっていくのか、このこと

をやっぱり……。海野議員はね、ここに、本当に阿見町にきちんとした居を構えてないからそういうことを言えるけど、ほかの16人の議員は、みんな阿見町で死ぬんですよ。みんなここで、やっぱりそれなりの生活をして、ここでやっぱり墓を持って死ぬんですよ。そういう意識がありますか。今、だって、自分あれですよ、どこに生活っていう、そういうにおいが全然しないじゃないですか。やっぱり、よく考えてくださいよ、阿見町のことを。それが一番大事だと思う。

○議長（柴原成一君） 傍聴人の方に申し上げます。私語は控えてください。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あの、大変な問題な発言だと思うけれども、こんな発言したらね、大変な問題だと僕は思うんですけど、もう時間がないからね、先行きます、申しわけないけどね。これは後で問題にしたいと思います。

それでね、12から15までの新設小学校関連についてお伺いします。

児童数のバランスという点ではね、実毅小学校の動向、これがね、大きな影響を与えると、やっぱり思いますね。少なくともね、実毅小学校が存続するかしないかというのはわからないわけです、現時点で。だから、町としても2つの案をつくっているんですよ。町長もね、さっきから行け行けどんどんでやってるけども、町民に対してはね、少なくともいろいろな選択肢を示していくと、こういうことが私たちにとって大事じゃないですか。これを無視してね、もうどんどんどんどんやっていくっていうのは、私と手法とは異なるということだけは申し上げたいと思います。

私のところにですね、保護者からの要望がね、届いております。これは町にもですね、多分パブリックコメントということで届いているのではないかなと思いますけれども、つまり、先日ね、本郷ふれあいセンターで、通学区域に関してのね、説明会、これも学校再編検討委員会が主催して行いましたね。そうとうたくさんの方が来て、いろんな意見をおっしゃってました。ここにね、答弁で書いてあるね、まあ3行なんですけど、これではなかなかね、わからないものですから、私もブログにですね、しっかりと書いて、皆さんにね、触れるような形にしておきましたけれども、つまりね、そこでおっしゃっている、住民の方々からの御意見によりますとね、まず第一に、再編検討委員会、しかもその中で、通学区に関して説明するときですね、そのことを議論する場にですね、関係の区長さんなり、あるいはその地区のですね、方々が一切入っていないと、そういう中で、こうしたことが本当に検討できたのかと、こういうことをおっしゃってました。ただね、この方もですね、非常に再編検討委員会ではですね、丁寧な議論が行われていると、このことについては敬意を表したいと、こうも述べています。

で、次の質問ですけれども、そういう中でね、今後ね、通学区検討委員会が27年度に立ち上

げるといことになるようですけれども、どのようなメンバー構成で、この通学区検討委員会  
が立ち上がるのか。さっきのね、町長のね、言い方からすると、もう決めたんだ。教育百年の  
大計だって言ってね、あらかじめ決めた案をです、どしどしと進めていくということのない  
ように、私はしていただきたいと思いますが、その点についてどうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。再編検討委員会というのは、広く町の全て  
の代表者たちで進めてきました。今度の新小学校については、本郷地区旧行政区の区  
長さん、当然入ってくるかと思えますけど、代表者ですね、代表の方、それから、本郷地区の  
保護者の代表、それから、当然、実穀小なんかも当然関係してきますので、実穀小というよう  
な形で、今、考えておまして、まだ具体的には、誰をうちゅう部分は、4月以降、今、検討  
しているところでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いやいや、これは質問時間に入れないでください。答弁漏れがあります。  
私が日立市の例と、それから水戸の例を出しました。それに対して町長が答弁したんだけど、  
町長はそのことについて触れていないので。

○議長（柴原成一君） はい、わかりました。教育次長竿留一美君。

○5番（海野隆君） 議長、申しわけないですけど、議長のほうでですね、しっかり質問者が  
ですね。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○5番（海野隆君） 質問をしていることについては、答弁漏れがあるかないかということ、  
しっかりとね、精査して、それで答弁させるようにしてください。

○議長（柴原成一君） わかりました。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほどの海野議員の質問にお答えいたします。確かにですね、日  
立市中里小中、それから水戸市の国田小中うちゅう形で、特認校うちゅうことの制度で、今、実  
際やっています。ただ、どちらも1年生から9年生まである、要するに小中一貫校ということで、  
これもまた阿見町とは、その運営上は違ったところだけということをお理解いただきたいと思  
います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 以上ですと言われても困っちゃうんですけども、まあ、とにかくね、  
この学校再編計画及びね、本郷小学校の通学区の問題、それから、その学校プールの問題、こ

の学校プールの問題もね、もう一切つくらないんだと、それから、各小学校区で、あちこちでやるんだということはね、町長は答弁されていて、今、検討中っていうんで、また別な検討があるかなというふうに思うんですが、時間がないので、次に移ります。

2番目の、地方創生についてお伺いします。

1番目、地方創生制度というのはどのような制度ですか。

2番、阿見町地方戦略会議の発足時期とメンバーはどのようなラインアップになりますか。

3番、戦略づくりを支援する国から職員派遣を要請しますか。

4番、議論の期間と阿見版——阿見町版ですね、総合戦略の策定確定時期の見込みはいつごろですか。

5番、策定過程における町民の関与、参加については、どのような機会を想定していますか。

6番、議会の関与についてはどうですか。

7番、検証について、具体的にどのような期間及び手法を考えていますか。

8番、地方創生に想定されている具体的な施策メニューの方向性と現実の阿見町で行われている施策の乖離はありませんか。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方創生について、1点目の、地方創生制度とはどのような制度かにお答えをいたします。

我が国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、将来にわたって活力ある社会を維持することが課題となっております。これに対し「まち・ひと・しごと創生法」が昨年11月に施行され、これを根拠に「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」策定の努力義務を地方公共団体に課すことにより、全国的な取り組みを促すものとなっております。これに対する国の支援として、情報の収集と提供、交付金による財政支援、人的支援等が行われるものとなっております。

続いて、2点目から7点目まで、地方版総合戦略の策定体制に関し、一括してお答えをいたします。

町の体制については、1月29日の庁議において、「人と自然が織りなす、輝くまち創生本部」の立ち上げを決定し、2月13日に第1回を開催いたしました。本部の構成は、町長を本部長に町庁議規程第4条に定める幹部職員と総務部次長の12名からなるものです。なお、戦略づ

くりを支援する国からの職員派遣については、町として要請しておりません。

外部の方々の関与については、国は「産官学金労言」をキーワードに、幅広い参画の形を例示しております。町もこの趣旨に沿い有識者会議を設置する準備を進めております。人選はこれからとなりますが、法の第3条から6条において、国、地方自治体の責務、事業者と国民の努力が定められていることから、施策の推進において事業者の役割が大きいものと考えられます。したがって、町産業界を中心とする構成を考えているとともに、限られた時間の中で活発な議論が行えるよう、10名程度の少人数での会議を考えております。

策定後の検証については、この有識者会議が中心的役割を担う形で進めたいと考えております。施策の実施に当たっては、その成果を測る指標をあらかじめ設定することとされておりますPDC Aサイクルを機能させるためにも、定期的な開催により、各施策の効果や課題を把握し、施策の見直し、総合戦略の見直しに反映したいと考えております。

その他、町民の関与については、限られた時間での策定が求められることもあり、町総合計画策定時のような手法を取り入れることはできませんが、アンケートの実施等による意見の収集を考えております。特に女性の就労、子育てについては、男女共同参画センターにかかわる方々の協力を得た調査の実施を準備しております。限られた時間ではありますが、さまざまな形で関与いただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

議会の関与については、全員協議会において適宜報告し、御意見をいただくことに努めてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを通じ、平成28年度予算への反映を念頭に、秋までに町総合戦略を策定したいと考えております。

最後に、8点目の、想定されている具体的な施策メニューの方向性と現実の阿見町で行われている施策の乖離はないのかにお答えいたします。

平成26年度の補正予算により予定する事業のうち、プレミアムつき商品券事業につきましては地域消費喚起を目的とするものとなりますが、地方創生先行型として実施を予定する事業については、国の総合戦略における、「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標に沿うもののほか、町総合戦略の策定に係るものであることから、乖離はないものと考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。10人程度のね、少人数で「人と自然が織りなす、輝くまち創生本部」、町としての戦略、総合戦略会議ですけれども、それを立ち上げると。

そこを検証の機関にするということのようですよね。ただ、住民の意見をどういう形で取り入れるというかな、反映するかと、そういうことについてはね、ちょっとこう具体的なものがなかったんですけども、共同参画センターの方々はわかりましたけれども、今回の議会にもね、陳情が出されておりました。これ南平台の方ですね。町民の関心は非常に高いのではないかと、いうふうに思います。したがってね、町民全体に議論の進み具合とか方向性、そういったものをね、説明して、意見を聞く会、これは10月ごろ、秋ごろって言ったかな、秋までにですね、策定したいというと、半年もないぐらいの時間になりますので、意見を聞く集会等をですね、開催する考えがあるかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今、町長が答弁しましたとおり、秋ごろまでに総合戦略を策定するというような予定でございまして、その節目、節目、折り目、折り目で、議会等にも報告をしていくというようなことで考えております。当然、そういう内容については、町民にも広報、町のホームページ等を通して、広報をしていくというようなことで考えておりますが、そういう集会を設けるというようなことについては、今のところは、現在は考えてないということでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、考えてないということなので、考えていただけませんかという話をしているんですけども。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） お答えいたします。先ほど申しましているように、策定する期間が半年間、秋までに策定するということで、期間的にもかなりタイトなスケジュールで進まなければならないということもありますので、なかなかそういう機会を設けるのは困難だということで、今、判断しておりまして、なかなかそれが難しいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まあ、そうおっしゃらないでですね、私としてはですね、せめて、本当は2回ぐらいね、中間と最終的な取りまとめのときに、町民全体を対象にしてね、そういう集会をやるといいと思いますよ。これは本当に住民が自ら地域のことを考えるっていうね、これは大切な機会、そのことが眼目なんですから、この地方創生のものっていうのはね。有識者がばっばっと集まって決めちゃうんじゃないんですよ。それはいろんなアンケートとって、それでもわかるかもしれないけど、やっぱり、住民が自ら自分の地域のことについて将来像を考えたり、現状を考えたり、今後進む方向性を考える。このことはとても重要なことです。ですからね、最低でも、本当は中間と最終報告内のとき、せめて1回ぐらいね、やっていただきたい

ということを希望して、この問題については終わりにしたいと思います。

議会もですね、いろんな機会がありますでしょうから、提言も含めてね、議会での一般質問の提言も含めて進んでいきたいと思います。

続いてですね、工事期間の延長についてお伺いします。

1、工事期間の延長を行った契約案件は、22年から25年度について年度ごと件数はどの程度ありましたか。その理由はどのようなものでしたか。

2番、26年度では、現時点で期間延長は何件発生していますか。その原因は何ですか。

3番、契約期間延長についてのペナルティはどのようなものがありますか。

4番、期間延長によっての不都合はどのようなものがありますか——不都合はありませんかということですね。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、1点目の、工事期間の延長を行った契約件数とその理由についてですが、件数については、平成22年度が20件、平成23年度が23件、平成24年度が22件、平成25年度が30件であります。

その理由については、それぞれの工事で要因が異なりますが、工事現場の形状、地質、湧き水等の状態や施工上の制約などの施工条件について、予期することのできない状態が生じたため必要な期間を延長したものです。

次に、2点目の、平成26年度の期間延長の発生件数とその原因についてですが、平成27年1月末現在での期間延長の発生件数は7件で、その原因としては、管路掘削等において想定していなかった湧き水の発生や、掘削残土の搬出先である県のストックヤードの受け入れ開始が遅れたことなどであります。

次に、3点目の、契約期間延長についてのペナルティはどのようなものかについてですが、請負者の責任によらない正当な理由で期間を延長する場合は、いわゆるペナルティはありませんが、請負者の責任により期間内に履行することができない場合は、履行遅滞による違約金の発生、さらに、契約に違反する事実が確認できた際には、指名停止などのペナルティが考えられます。

次に、4点目の、期間延長によっての不都合はないかについてですが、当初計画より工事がおくれることにより、地域住民などの生活に支障が出ることなどの不都合が考えられます。さらに、施工業者にとっても期間延長によって工事費の入金がおくれ、資金の借入が必要になるなど、双方に不都合が出ると考えられます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。平成22年度20件、25年度が30件、私の感覚ではね、相当件数が発生しているなあという感覚があります。これは、その前のね、平成22年度以前の10年間ぐらいと比較しないとね、わからないと思いますが、平成21年度以前と比較しても、これは相当増えているということですか、それともずっとこのような数字で推移しているんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。過去ですね、その10年前までは、まださかのぼって調べてないので、その多い少ないということは、ここでは申し上げられないですが、22年からの状況で申しますと、ただいま答弁申し上げましたように、若干増えつつあるというような状況でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） わかりました。それで、工事期間延長ということで、発注者じゃなくて請負者の原因による工事期間延長事例というのはありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えいたします。請負者によります工事期間の延長という事案はございません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） もう放棄しちゃったっていうのがあるのかもしれませんが。以前に教育委員会関係で、耐震設計についてね、受注したんだけど、完了できなくてほかの業者がやったとかって話も聞くんですが、これは請負者の責任による工事期間延長事例には当たらないですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今回の御質問が工事契約案件でしたので、それについてお答えしました。今のお話は設計業務ですので、そういうものについては過去にございました。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうするとね、つまり請負者の責任による工事期間延長事例はなかったということになるんですけれども、そうするとね、つまりそうすると、この工事期間延長は全て予期することのできない状態が生じていたと、こういうふうになると思うんですね。せめてね、平成25年度の30件、それから平成26年度ですか、1月時点で7件ということなんですけれども、この具体的な工事場所であるとか、業者名とか、それからその原因とか、こういうこと

については答弁できますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えします。平成25年度の30件ということで答弁させていただきました。その件数をですね、ここに説明……。答弁でも申しましたが、個別の要因によってそれぞれ予期できない要因が起きてやっているものでございます。26年度は件数は7件ということで、そちらにつきましては、簡単にですけども御説明できると思います。

まず、総合運動公園の工事がありまして、その中で芝の張り替え工事をやったんですけども、そこで芝の生育がですね、天候不良の影響でおくれたと。それによって工期が長くなったというのが、まず1件ございます。

もう1件、ほかの公園でですね、公園施設のフェンスとかそういったものを修繕するのにもですね、これも、その修繕箇所の別のところに緊急工事が発生したため、その影響でそのフェンス工事がおくれたと、そういったものがございます。

そして、どちらも、こちら側ではちょっと予期できない事案があったものでございます。

あと、水道工事、下水道工事につきましては、答弁でもお答えしましたが、現場で想定外の湧き水が発生したりとか、掘削残土、県のストックヤードに持っていくべきところをですね、県のほうのストックヤードの受け入れが、ちょっとできなかったと、そういう状況があったものでおくれたということでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） もうちょっと具体的にお聞きしたいんですけども、下水道工事だったかな、荒川本郷地区でね、行われている何本か、今度工事が入ったと思うんですね。何業者かやっております、地区的にはね、同じ地区なので、状況的には同じかなと思うんですけども、この中で工事期間延長をしたところはありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えします。荒川本郷地区なんですが、下水道工事10本発注しております。その中で、今の段階で工期を延長したところが2工区、あと、今回の議会で繰越明許の手続きをとっているものが3本あります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それぞれ原因について教えてくださいませんか。

○議長（柴原成一君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） 10本のうち9本につきましては、湧き水が出て工事の進捗が悪

くなって繰り越しというか工期の延長。もう1本につきましては、掘削したところ、不明な管が出てまいりまして、その管の所有者、所在、撤去していいものかどうか等々の調査に時間を要して、工期の延期ということになります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ちょっと答弁の確認なんですけど、10本工事があって、2工区工事延長があったと。1本については湧水ですね、湧き水ね。それから1本については不明管があったと、これでよろしいですか。

○議長（柴原成一君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） 申しわけありません。10本の工区がありまして、7本の工区については、もう手続をしてまして、残りの3本については、今回の議会で繰り越しによる工期の延長をお願いしているということになります。その7本のうちの2本については、工期の延長をしているということになります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうするとね、荒川本郷地区は私の地元なので、よくね、あの辺は歩きます。相当あそこにね、新しい住宅が張りついていて、その対応でね、上下水道をしっかりとやられているということはわかっていますが、ほかの7工区についてのうちの2本かな、2工区で、1本だけですよね、湧水というのは、原因として出ているのはね。7工区終わって、そのうちの2工区が、1本が湧水で1本が不明管と。そうすると、ほかの5本——1工区の不明管も含めて、湧水っていう事例で工事がおくれるということはなかったんですか。

○議長（柴原成一君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） どうも私の説明が悪いようで申しわけありません。全部で10本ありまして、3本については、今、議会のほうに繰り越しのお願いをしています。その10本のうちの9本について湧水があって、3本は議会の承認が得ないと工期の延長ができませんので、7本終わっているもののうち全ての工区で水が出てます。で、その7本の中で2工区に関してのみ工期の延長を行っています。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ちょっと頭混乱しちゃうな。そうすると、同じ湧水という事態があっても、工期延長を認めた場合と、まあ、工期内に契約どおりですね、工事が完了したというところがあったということですよ。そうすると、一方では湧水が出ているにもかかわらず工期を

しっかり守って工事ができたと。ところが、延長したところについては、湧水が出たという理由で工期の延長を認めたと、こういうことになりますか。

○議長（柴原成一君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） 工期の延長につきましては、先ほど答弁でも申し上げたとおり、正当な理由があるものということになります。ただ、町長答弁でもあったように、双方に関して不利益が出ます。業者にとっても不利益が出ますので、例えば、今1班でやっているところを、水が出て、2班入れて、何とか工期を守りますという業者に対しては、無理無理工期の延長ということはいけませんし、水が出て、どうも工期内に終わりそうもないので、工期の延長をお願いしたいという業者にのみ工期の延期をするというようなことになります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いや、ちょっとね、よくわからないというか、そうすると、少なくとも湧水があると、それが予期できないというね、事態だったということ判断するのは誰なんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） 地下埋設物の工事については、掘ってみなければわからないというような状況もございます。事前に試掘等を行えば、そこで水が出る出ないは確認できますが、試掘を行うことによって、またその試掘費という新たなお金が発生しますので、より安価に工事を進めようとする、掘って水が出た段階で設計変更をかけましょうというやり方が一番安価なやり方でありますので、そういうやり方で今まで行っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あの辺は、陸田ていうかね、田んぼもね、ありますので、水は出るだろうかと予測はつくような感じはしますが、わかりました。この件についてはね、後でまた、今後もですね、お聞きしたいと思います。

次に移ります。4番目。

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。次に移るんでしたら、ここで暫時休憩をしたいと思います。暫時休憩をします。会議の再開は午前11時10分からといたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、傍聴者に申し上げます。傍聴者の心得として、傍聴席においては次の事項を守らなければならないとなっております。(1)として、議場における言論に対して拍手等をして可否を証明しないこと。傍聴者の皆さん、よろしくお願いします。

それでは、質問を続けます。5番海野隆君。

○5番(海野隆君) それでは、4番目の質問に入りたいと思います。放射性廃棄物の処理方法及び東海第二原発避難計画についてお伺いします。

1番、放射性廃棄物の処理方法について。

1月28日にですね、茨城県は、環境省の大臣だったかな、副大臣だったかな、をお呼びしてですね、指定廃棄物の処理方法を検討する会議が開催されました。阿見町の環境省アンケートに対する回答はどのようなものだったのでしょうか。

それから、会議での阿見町としての発言はどのようなものだったですか。

それから、阿見町として、今後の保管についての方針はどのようなものですか。

最後に、その他、公共施設や教育施設での放射性物質——括弧、土壌ですね、土壌中の処理処分についてはどのような方針ですか。

2番目として、東海第二原発避難計画についてお伺いします。

複合災害時の想定についてはどのようなことを想定されていますか。

スクリーニングについての場所や手法についてはどのような想定であると言われてますか。

阿見町から避難する住民についての想定は立てていますか。

福島第一原発事故時の影響を受けた阿見町の状況は安定ヨウ素剤の使用を必要としていませんか。

それから、阿見町小中学生の心臓検診結果の動向についてはどのような評価をしておりますか。

最後に、希望者だけでも継続的な検診を支援する考えはありませんか。

以上です。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 放射性廃棄物の処理方法についてお答えをいたします。

1点目の、1月28日に指定廃棄物の処理方法を検討する会議が開催されたが、阿見町の環境省アンケートに対する回答はどのようなものだったのかについてです。

昨年10月、環境省が市町村訪問の事前協議の際、国の方針として、県内1カ所に処分場を設置し処理するというスタンスから、その方針を尊重し、近隣自治体の意向を加味した上で、県内1カ所と回答しております。

2点目の、会議での阿見町としての発言はどのようなものだったのかについてであります。

県内1カ所に指定廃棄物を集約して、国管理のもとに適正に保管していくことが最良であると考えますが、住民の理解を得ることが困難とされる処分場であることから、設置場所が決まらず、時間だけが経過していく今の状況から、それぞれの自治体が国の責任において分散保管を継続していくのが現実的であると考え、そのように発言いたしました。

3点目の、阿見町として今後の保管についての方針はどのようなものかについてであります。

いまだ県内の処理方針が未決定であることから、今後、実際に指定廃棄物を保管する14市町による会議の場が設けられ、県内の処理方針について協議する予定となっております。県内の処理方針が決定するまでの間につきましては、引き続き厳重かつ適正な保管を継続してまいります。

4点目の、その他の公共施設や教育施設での放射性物質等の処理処分についてはどのような方針かについてであります。

除染事業で発生した除去土壌については、フレキシブルコンテナに入れて遮水シートを覆った上、覆土をするなど、飛散・流出防止措置を講じた上、現場保管をし、定期的な事後モニタリングにより監視をしております。モニタリングの結果は、直近で1時間当たり0.054マイクロシーベルトから0.117マイクロシーベルト、平均約0.079マイクロシーベルトで、周辺の状況とは特に変わりありません。

今後の対応については、国において方針や対応が定まっていないため、引き続き事後モニタリングにより定期的に監視し、現場保管を継続してまいります。

次に、東海第二原発避難計画に関する御質問にお答えします。

まず、御質問にお答えするに当たり、茨城県原子力安全対策課が進めている広域避難計画策定の現況を御説明いたします。

昨年12月17日に茨城県庁にて、東海第二原子力発電所からおおむね30kmの範囲、いわゆるUPZ圏内の避難元であるひたちなか市と、避難先に指定された当町を含む県内12市町村で、県の担当課を交えて、避難所の割り当てや運営方法について協議を行った経緯があります。

その中で、議員御指摘の複合災害時の想定については、県の構想では、今回の避難計画では、原子力施設の単独災害を前提に96万人の避難先を確保するものとしており、複合的な災害を想定して条件を示すことは必要と考えてはいるものの、災害の状況はさまざまであることから、具体的な状況については、今後の課題として専門家の意見を聞きながら検討していくとのことで、町としても県の動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

2点目の、スクリーニングについての場所や手法については、県の見解では、常磐自動車道の友部サービスエリア、もしくは美野里パーキングエリアで行うことを想定しているものの、今後、国からスクリーニングの方法が示される予定ということで、現時点では詳細は示されて

おりません。

3点目の、阿見町から避難する住民についての想定ですが、現段階では、ひたちなか市のよ  
うに避難先や避難経路の選定は示されておりませんが、東日本大震災での福島第一原発の事故  
災害の経験や、万が一放射性物質等の影響が広範囲に及んだ場合を想定して、町地域防災計画  
「原子力事業所事故応急対策」の中で、初動時の情報提供や受け入れ先への要請を行うもの  
としております。

今後、東海第二原発避難計画に関しましては、県及びひたちなか市と調整を図っていく中  
で、折に触れて進捗状況を示していきたいと考えております。

4点目の、福島第一原発事故の影響を受けた阿見町の状況は安定ヨウ素剤の使用を必要とし  
ないかという質問にお答えします。

町の放射能の状況については、放射線医学総合研究所及び放射線影響研究所等の複数の専門  
家の助言から、茨城県での健康調査は必要ないこと、県立医療大学、茨城大学の講演会及び助  
言等から、日常生活を制限するレベルではないということがわかっております。

また、放射性ヨウ素の半減期が8日と短期間であること、既に4年が経過していること、さ  
らに、県内では安定ヨウ素剤の使用をした市町村がないということから、当町の状況では安定  
ヨウ素剤の使用は必要ないと考えております。

小中学生の心臓検診等につきましては、教育長から答弁させていただきます。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 5点目の、阿見町小中学生の心臓検診結果の動向についてどの  
ような評価をしているか、および、希望者だけでも継続的な検診を支援する考えはないかにつ  
いてお答えします。

心臓検診につきましては、小学1年生から中学3年生の全ての生徒が内科検診により受診し  
ております。また、心電図検査を学校保健安全法に基づき小学校1年生と中学校1年生で実施  
しております。

過去5年間の検査結果といたしましては、一次検査で要精密検査の対象となった後、受診し  
た精密検査の結果、学校生活での注意を必要とする要管理児童は——小学校です、平成22年度  
1名、23年度4名、24年度11名、25年度8名、26年度8名です。要管理生徒は、平成22年度2  
名、23年度9名、24年度12名、25年度6名、26年度6名でした。このように、要管理児童生徒  
数については、ほぼ横ばいの状況となっております。

希望者に対する継続的な検診の支援については、その他の疾病の問題もありますので、現在  
は検討しておりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） まず、放射性廃棄物の処理方法についての答弁について、再度質問をします。

当初ですね、環境省の方針、国の方針どおりにですね、阿見町としては1カ所に集約して保管すべきではないかと、こういう回答をしていたにもかかわらずというんですか、いたんだけれども、先日のね、その会議の中では、それぞれ分散保管を継続したほうがいいんじゃないかと、こういう発言をしたということで、まあ一応方針の変更があったんですけども、その方針の変更を促した事由というのは、ここに一部書いてありますが、どういう事由だったのか教えてください。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これはもう、あの場でいなければわからないと思います。大体、北のほうの高萩市にしても、北茨城市、その他の市町村、全てがやっぱり分散保管すべきだという、そういう意思を強く持って、自分の考えを述べていました。そういう中で、確かに、じゃあ、自分のところでそれを請け負うよつつつても、これほどこの市町村でもね、受けられないと私は思っております。そういう考えは前々から持ってたんですけど、やはり国の考えが1カ所という中でね、やはりそれでは国に準じてという、そういう思いで、今回の答えを出したわけですけど、やはり、あの場にいれば、守谷の市長さんもそのような状況を、やっぱり把握して、やっぱり分散処理にしようというような、そういう考え方を、やっぱり述べておりました。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） わかりました。その場にはいないもんですから、状況を聞いたんですけども、それで結局、分散保管をね、継続するということになりますとですね、阿見はね、県内でも非常に保管の状態はいいということで言われております。ここを視察したいというぐらいまでなっているようですので、そうするとね、しかしそうは言っても、減衰するのを待ってね、8,000ベクレル以下になればね、廃棄物として処分場のほうに移送するということになるのではないかなとは思いますが、当面ね、継続するとなると、それなりのね、費用というか、かかると思うんですけども、そういうものについての提示というものはあったんですか、国から。まだそこまでは行ってませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 私のほうからお答えします。阿見町のほうの指定廃棄物については、159.4トン、今、保管をしております。基本的な考え方としては、今、町長が答弁したとおり、当面は町のほうで継続して、国の方針が決まるまで保管をしていくというふうなことになろうかと思っております。ただ、これはあくまでも特措法に基づいて、19条でしたか、国が責

任を持って、その指定廃棄物については収集・運搬・保管をするというふうなことになっておりますので、分散保管をしたことによって、町が全て費用を持つということではなくて、あくまでも国がそういう費用についても出すべきだというようなスタンスで考えております。ただ、その費用を出すとか出さないとかといった部分については、まだ国ほう、県のほうからも、そういう明らかな回答は出てといたしますか、意見は出ておりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） では、次の質問に移ります。公共施設、教育施設でのね、土壌を処分したわけですけれども、除去土壌ですね。これは幸い、幸いと言いますかね、モニタリングでは、通常、周辺の状況と変わらないということなんですけれども、これはフレキシブルコンテナに入れて、上下を遮水シートで覆った、その結果なんですとか、それとも、その結果で、このような周囲の状況と変わらないという状況になっているのかどうか教えてください。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 遮水シートということではないんですが、ビニールシートなんですけれども、一応、まあ遮水シートは遮水シートなんですけれども、フレキシブルコンテナに入れて、それをシートに覆って、覆土50センチしているというふうなことで、まあ、周辺の状況とは変わらないと。これはモニタリングをしておりますので、それを定期的にホームページでも確認はされているかと思っておりますけれども、その周辺の状況とは全く、今の段階では変わらないということでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） これは土壌に埋めているのでね、多分劣化も少ないと思うんですけども、地上にあるフレキシブルコンテナは、本当にね、草が生えちゃって、根が入っててね、本当にこれでいいのかと思うようなところもありますね。阿見の場合にはね、そういうことで、ぜひ今後も継続してやっていただきたいと思います。

それではね、続いて、子供たちの関係ですが、ここにですね、文部科学省が調査したね、これは平成26年度まで載っていますので、心電図異常の割合というものがね、全国の割合が書いてあります。小学校ですとですね、26年度で2.34%、中学校では3.33%。この全国のレベルと比較して、阿見町の状況はどうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。26年度、これは小学校1年生なんですけど、2.83%、それから中学校1年生、こちらは5.91%になっております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうですか。私がこの前、情報公開でいただいた分では、小学校は

3.7%になってませんか。中学校が6.8%。違いますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。県平均がですね、3.7%、小学生。その数値かと思えます。中学校の県平均は3.7という形になっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） じゃあ、私の統計のとり方というか、集計表を自分でつくってみたんだけど間違っただのかもしれないね。それでね、この答弁ではですね、「このように、要管理児童生徒数については、ほぼ横ばいの状況となっています」と、こう書いてあるんですけど、平成22年度というのは、22年4月、つまり東日本大震災が起きる前ですね。で、平成23年度以降が東日本大震災が起きた後。心臓疾患の状況というのはいろんな要因があるので、一概にどうだったかと言うことはできないけれども、少なくともですよ、少なくとも、この要管理児童生徒数については急増したというふうに、これは評価できないんですか。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 実際には総受診者数がありましてですね、それから心電図異常者っっちゃうことで率が出るわけです。結果的に心電図異常者というのは、当然、専門機関でかかりまして、何ら問題ないよというような形がいて、残りで要管理者が横ばい状態ですよということで、先ほど教育長が答弁しております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いや、そうじゃなくて。急増してないのかと聞いたんだから、そのことについて答えてくれないと。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ですから、要管理者については横ばい状態ですよという、先ほど教育長が答弁したとおりです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） いいですか、その要管理児童、これ平成22年度は1名だったんですよ。23年度が4名、24年度が11名、25年度が8名、26年度が8名。それから、要管理生徒は、平成22年度2名、23年度9名、24年度12名、25年度6名、26年度6名なんですよ。だから急増してないかって聞いたの。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 小学生は平成20年度は6名おりました。次の年3人、次の年1名、

4, 11, 8, 8となっております。その年によって変わっております。それから、生徒のほうは、平成21年度は5人おりました。その次2人, 3人, 12人, 6人, 6人となっております。専門家ではないので、それ以上のことは、私たちがどうのこうのということとはわかりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私のところにね、子供の健康を守る市民ネットワークというところから資料を、送ってきたというかいただいたというか、それによるとね、この方々はですね、県内の各市町村について調査をされたようですね。それで、どういう調査かという、比較的線量が高く要管理の子供たちが増加した市町村、それから、線量が高い地域を含むが要管理の子供たちは増加していない市町村、それから、比較的線量が低く要管理の子供たちも増えていない市町村と、こういう3つのね、分類をしたようです。それで、自治体によってね、いろいろ差があるんだけど、阿見町についてはね、こういう評価をしているんですね。平成25年度、他の市町村では——この当時はね、26年度の結果が出てなかったということなんですけどね、平成25年度、他の市町村では、心臓の疾病以上は落ちついてきていますが、阿見町は増加傾向のままでしたと。こういうね、評価をされて、私に対してですね、阿見町は少し、保護者のね、安心も含めて、検診の継続であるとか、何らかの対策をとったほうがいいんじゃないかと、こんなことを言うておりましたけど、この評価についてはいかがお考えですか。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 先ほども申し上げましたとおり、20年度には6名おりました、小学生。24年11名になりましたが、25年8名、26年8名という数字になっております。中学1年生は、21年度に5名おりましたが、25年度・26年度、6名・6名となっておりますので、さっき海野議員がおっしゃったように落ちついてきているのかなという感じはしますが、27年度、28年度と調査結果を出してみないことには、まだ何とも言えないですが、落ちついてきているものと思っております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 統計をね、処理するときには、もうちょっとね、長いスパンでやらないとだめです。私がね、これいただいた分についてはね、22年度からで、突然21年度のね、例が出てくるということになりますから、最低でもね、過去10年ぐらい、つまり阿見町として、本当の、上下があるにしても、つまりその学年によっていろいろな状況が違うから、その平均をとって数字を出すとか、そういう形でのね、話ならばちょっと納得できるんだけど、ちょっとその統計のね、処理の仕方というのが、ちょっとまあ、私としてはよくわからないということなんですけど、それでですね、私としては、せめてね、希望者、希望者については、何らかのね、対策や対応を、その必要とするようなデータだと、私は思います。本当にね、希望者へ

の継続的な支援をね、必要としないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど教育長が申したとおりですね、心電図ばかりじゃなくて、その他の疾病もございますので、当然、今は検討はしておりません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） よくわかりました。希望者がいたときにはですね、丁寧に対応していただきたいと思います。

それとね、ちょっと先ほどの、1点目のほうに戻るんですけども、答弁ではね、既に4年が経過していることからヨウ素剤の使用は必要ないと考えていると、こういう答弁なんですけど、質問の趣旨はそうじゃなくてね、当時の状況ね、当時の状況は、安定ヨウ素剤の使用を必要としない状況だったのかと、こういうことを聞いたつもりだったんです。今ね、もう4年目になってね、こんな半減期がね、短いね、ヨウ素剤について、私がわざわざね、聞くということはないわけですから、当時の状況について必要じゃなかったのかと。とうことは、そうするとね、今、県内で安定ヨウ素剤を30キロまでに配置するのかどうかとか、それから30キロを越えても配置すべきじゃないかと、こんなね、議論が、市町村によっては議論も起きていると、こういうことをお聞きしております。それで、ちなみに前回、これは福島第一原発でね、阿見からは遠い——遠いと言っても、東京よりは近いんだけども、遠いところで起きた事故ですけども、それでもあれだけの影響があったと。ましてや、今回ね、東海第二原発が再稼働するとなれば、その危険性というものはあるわけだから、そのことについてどうかということをお聞きしたんです。以上です。そのことについて、再度質問したいと思います。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 質問の趣旨が理解できなくて、大変失礼いたしました。今の現在も安定ヨウ素剤が必要なのかというふうな趣旨で答弁させていただきました。

安定ヨウ素剤については、備蓄というふうなことで、前回の海野議員に対しても御答弁をさせていただいたところです。阿見町といたしましては、当時の福島第一原子力発電所事故の部分について、そういった事故が発生するというふうな想定は全くされていなかった。これは茨城県、それ以外の市町村も全てそういうふうな状況だったんじゃないかなというふうに思います。ですので、安定ヨウ素剤を備蓄していることもなかったし、それを使用ができなかったというふうなことでございます。

ただ、前回にも御答弁をさせていただきましたとおり、知事はUPZ30キロメートル圏以外の部分について、安定ヨウ素剤の備蓄については、それほど必要ないんだろうというふうな話

をされておりますし、当時、それは東海第二原発の部分ですけれども、福島第一原発の部分について、安定ヨウ素剤の使用が必要であったかどうかということについては、阿見町としては、それほど影響はなかったんじゃないかなというふうには考えております。また、備蓄についても、今の段階では考えてはいないというふうなことでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問、町長の政治姿勢についてということで、2点ほどお伺いしたいと思います。

第1点は、1月28日の社会福祉協議会理事会、これは欠席されたわけですが、どのような理由によりますか。

2番目、町外——町の外ですね、他市の現職市長を批判する街頭演説は阿見町の利益になりますかと、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、町長の政治姿勢について、1点目の、1月28日の社会福祉協議会理事会の欠席は、どのような理由によるのかについてお答えします。

先ほどの御質問にもありましたが、1月28日には午前10時30分から水戸プラザホテルにおいて、第4回茨城県指定廃棄物処理促進市町村長会議がありました。当初、この会議の開催は午後1時からという連絡があり、社協の理事会と重なるため、理事会の日程変更について調整を行いました。既に昨年12月に理事会の開催通知が各理事宛てに発送されていたこと、前後の日程でも別な公務が入っていたことから日程変更はできませんでした。

最終的には、指定廃棄物市町村長会議は午前10時30分から開催するという正式な通知がありましたが、指定廃棄物の会議は毎回NHKニュースや新聞各社などにも取り上げられる大変注目度の高い会議でありますので、会議が長引くことも十分想定されることから、議事は社協の副会長にお願いすることとし、理事会を欠席することにしたものであります。

ちなみに、社協の理事会は年に七、八回、定例的に開催されているものであり、当日は副会長が議事を進め、通常どおり終了したとの報告を受けております。

2点目の、町外で他市の現職市長を批判する街頭演説は阿見町の利益になるのかについてお答えいたします。

最初に、じゃあ利益にならないというのは、どういうところが利益にならないのか、後で海野議員にも、どういうところが利益にならないのかなと、それをちょっとお話ししてもらいたいなど……。

特別職である市町村長は、地方公務員法の政治的行為の制限を受けておりませんので、自ら

の政治信条を街頭演説等で表明することは全く自由であり、何ら問題はないと思います。政治家として自らが信じることを自らの責任において発言しているわけであり、町の利益に関係する、しないという話ではありません。もしも利益が損ずるというなら、どういう話なのか聞かせていただきたい。

ちなみに、海野議員も昨年の県議会議員選挙では、土浦市の候補者の事務所開きに行かれたり、取手市では候補者と街頭演説活動を行ったことをブログに書かれておりますが、阿見町の利益云々ではなく、自らの政治信条に従った行動だったのではないかと思います。私も一人の政治家として自らの責任において行動しただけであると申し添えます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それではですね、社協の理事会、年何回か開かれているということでございますけれども、当日ですね、指定廃棄物市町村長会議が終了が早ければ戻るという選択肢はなかったんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） その選択肢はありませんでした。あのときはですね、その14市町村、要するに、この廃棄物を持った市町村が集まって、もう一回この問題に対してやろうという、そういう意見が、北茨城の市長の豊田さんから出ました。しかし、副大臣等が忙しいということでそれがなされなかったわけであっただけでね、もしもそういう事態になったら、とてもじゃないけど、そういう時間には帰ってこられない。それであるならば、最初からもう副会長に議事を任せるとい、それが一番いいのではないかなと。私が行く、行かないという、そういうことよりも、まず、もう行けないという状況の中で任せるとい、その選択が一番ベストだと思って、私はその選択をさせていただきました。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） この指定廃棄物市町村長会議が終了したのは何時ですか。

○議長（柴原成一君） 廃棄物対策課長野口恭男君。

○廃棄物対策課長（野口恭男君） お答えいたします。私も事務方として随行しておりました。会議はですね、午前の10時半から12時ということで終了しております。ただ、先ほども町長からありましたように、14市町村で話をするというような動向もあったということもございました。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私が確認したところですね、11時半には終わっていたと、こういうふうですね、県のほうにはお聞きしました。11時半に終わってですね、食事をしたとしても、1

時半の会議には十分、私は間に合ったのではないかなと。私がいただいたね、運転手の運行記録によりますとですね、1時には阿見町に着いているようですね。会議終了後の公務はあったんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 運転手さんはですね、そのときに、もう着いた時点で帰っていいよと、もう今から公務じゃないから、そうやってちゃんとやってますよ。だから、先ほど言ったとおり、14市町村でもしもそういう話し合いがあったらできないわけだから、先ほども、もう答弁してるじゃないですか。そういう状況の中で、行けないということで、もう副会長にお願いしたというのが、これが本当の話でありますし。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうするとね、先ほどのね、話とね、矛盾しちゃうのよ。何でかっていうと、何時に終わるかわからない会議で、なぜ運転手を帰しちゃうんですか。それはおかしいと思います。まあ、いいです、いいです。それでね、まあ、時間もないので、申しわけないんですけど、その会議終了後の公務についてはね、なかったようですね。答弁がなかったようですから。

それで、実はね、当日、同僚の議員の1人と町長はですね、那珂市においてですね、市長選挙が行われたその真ただ中でですね、街頭演説を行いました。私もその撮影した様子をね、見ましたけれども、まあ、現職市長のね、人格的なことにも触れてですね、現職の批判を繰り返すと、こういうことをね、街頭でですね、阿見町長であるという紹介を受けながらやっておりました。

先ほど町長はですね、それは全く自由なんだと、特別職なので、何ら問題ないと、政治家として自らが信じることを自らの責任で発言しているわけだからという話をしておりました。しかし、阿見町長というのはですね、これは町を代表して、政治家であると同時に、町を代表して対外的に、対外的に町を代表するね、職務であるということも、やっぱり事実だと、私は思います。そうすると、まあ、同僚議員などは、現職市長とは一度も話ししたことはないと思いますが、その方々がですね、人格批判をしてね、選挙演説をすると、これは私からするとね、常軌を逸していると思わざるを得ません。私はね、なぜ利益にならないか。これはいろんなね、選挙中、選挙後もですね、那珂市民の方々からね、いろんな御意見をいただきました。私自身がね、阿見町でどのように過ごしているかという批判もあったようですね。それはその集会のときにもいらっしゃって、そういう話をしていたようですけども、まあ、少なくとも、さまざまな会議とかですね、会合で、市町村長というのは同席をいたします。こういう言動をとることは、阿見町の利益には決してならないということを申し上げたいと思います。さらに

ですよ、市民からはですよ、さまざまな意見がありました。どういう意見か。阿見の町長って、一体どんな人物なんだと。阿見町ってどんなやつなんだと。こういう批判もたくさん受けました。少なくとも、選挙で、他市長のことですよ。町内のことならね、自分で責任持ってどしどし話をすればいいかもしれませんが、どういうですね、人間的関係とか、同席したときにね、その関係を取り繕うのか、今後一切、その批判した市長とはね、話もしない、付き合いもしないと、こういうことをね、覚悟して言ってるのかどうかわかりませんが、私としては、こういったこと自体が常軌を逸しているし、阿見町の利益にならないということを申し上げて質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（柴原成一君） これで5番海野隆君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は午後1時ちょうどにいたします。

午前11時49分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番藤平竜也君の一般質問を行います。

2番藤平竜也君の質問を許します。登壇願います。

〔2番藤平竜也君登壇〕

○2番（藤平竜也君） 皆さん、こんにちは。朝までの雨もうそのようにすっきりと晴れ渡り、傍聴席のほうも大分すっきりとはしましたが、元気にやっていきたいと思えます。

今回、私は高齢者対策事業における東京特別区との連携について質問いたします。

私はこれまで2度にわたり高齢者対策事業における東京特別区との連携について質問をしてきました。昨年9月の定例会にも行ったばかりで、当初は、このタイミングでまたこの質問をする予定はありませんでした。しかし、さきの全員協議会において、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略の全体像が示され説明を受けました。正直、それまではぼんやりとしたイメージしか持っていませんでしたが、自宅で再度資料を確認していると、総合戦略の主な施策の1つである地方移住の推進に日本版CCRCの検討・普及が含まれており、阿見町も絶対にこの流れに乗るべきだと思い、今回の質問に至っております。

地方創生につきましては、全ての自治体にその取り組みが期待されており、当町においても、そのガイドラインの策定は非常に重要な課題になるのではないのでしょうか。さきに述べたとおり、私はこれまで2度にわたり、アメリカのCCRCを例に、高齢者対策事業における東京特別区との連携の重要性を訴えてまいりましたが、政府の動きにつきましても、さきの2月21日の日本経済新聞に非常に興味深い記事が出ております。ちょっと紹介させていただきます。

タイトルのほうが、「地方で第二の人生応援。政府が有識者会20に補助を検討」というものです。内容のほうが、「政府は高齢者の都会から地方への移住を支援する。バリアフリーの高齢者向け住宅をつくり、近くで生涯学習やボランティアなどができる仕組みを整える。健康なうちに地方に移り住み、退職後の第二の人生を楽しめるようにする。地方創生の目玉事業と位置づけ、月内にも有識者会議を立ち上げて、財政支援などの具体策に検討する」この後、ちょっとCCRに対する簡単な説明がありまして、「政府は、高齢者住宅の建設や運営費を補助するほか、移り住んだ場合の助成金の拡充を検討している。地方を絞って規制緩和する地方創生特区の指定も視野に入れる」最後のほうに、「モデル事業の開始に必要な経費を2016年度予算の概算要求に盛り込む」とあります。

このように、政府も地方への移住について積極的な姿勢を見せております。これを機に、当町における地方創生戦略の1つとして位置づけることは、阿見町のさらなる発展と地域の活性化に大きく貢献するものと思われませんが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 高齢者対策事業における東京特別区との連携についてお答えいたします。

これは前々から、私も、東京都23区との連携というような形で都市との交流、それもまあ、お年寄りもそうですし、若い人たち、子供たち、そういうものをやはり積極的に取り入れていってというような、そういうものを考えておりました。3度目の一般質問ということで……。

12月に公表されました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国が進める地方創生の考え方、基本方針、施策の方向等が示されております。この中で、「地方への新しいひとの流れをつくる」という基本方針に従い、地方移住の推進が施策の方向性の1つとして列挙されております。これに従うアクションプランにおいて、日本版CCRの検討が掲げられ、まずは検討会を設置し、平成27年度中に実現に向けた検討会の結論を得ることとされ、平成28年度以降にモデル事業を実施すること、これを踏まえた所要の措置と全国展開を進めることが記されております。

このことに関し、石破茂地方創生担当大臣は、2月24日の記者会見で、高齢者が元気なうちに移住し、必要に応じて医療・介護を受けられる共同体であるCCRに関する有識者会議を設け、導入を本格検討する考えを明らかにされました。翌25日には、元総務大臣の増田氏を座長とする有識者会議が開かれ、平成27年度内に報告書を取りまとめる方針であることが発表されております。

町では、これまでも近隣市町村と連携しながら、アメリカにおけるCCRCをモデルにしてプラチナタウン構想の検討を進めてまいりましたが、昨年10月には、民間の立場から調査・研究する組織として、阿見町プラチナコミュニティ研究会が発足し、月1回のペースで研修会や先進事例の視察を行いながら議論を重ねていただいております。3月中には、同研究会は町にプラチナタウン構想に関する提言書の提出を予定しているとのことでした。

こうした動きに対し、町では、国の交付金等に関する調査を進めているところであり、早ければ6月議会にも具体的な構想策定のための補正予算をお願いする予定で進めているところであります。

議員御指摘のとおり、東京特別区は、都市と農村の交流を進める上で魅力的なパートナーであります。東京都在住者のうち50代男性の半数以上、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示していると言われており、都市部の元気な高齢者を積極的に受け入れることにより、都市と農村との交流を進め、町の活性化につなげたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。3月中には提言書も出されるということ、それとあと、町の交付金の調査も進めて、6月議会のほうにもというお話だったんですけども、この交付金について、これはかすみがうら市でもプラチナタウン構想がありまして、一旦は交付金出されておりますけれども、内容としてはこれと同じようなものになるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。こちらの交付金につきましては、今、国のほうで総務省と国交省といろいろ窓口があるようですが、これは総務省のほうに交付金をつなぐということで、現在、調査機関であるシンクタンクのほうに、町が窓口になって、その調査機関のほうに委託するというようなことで、国の補助について、つなげるという、そういうことを、今、検討しているということでございます。失礼しました。今、総務省と言いましたが、内閣府でございます。それで、前のかすみがうら市で交付を受けているというのは、ちょっと今、どちらのほうから受けていたかというのが、ちょっと把握していませんので、同じ内容で交付を受けるかというのは、ちょっと今、お答えできないんですが、今回新たに内閣府のほうに、そのCCRCについての調査を委託する交付金を調整中というようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 前のかすみがうら市のプラチナタウンのときは、特別地域再生計画事業費ということで1,000万の内閣府へのということだったと思うんですけども、じゃあ、それと違うような形になる可能性も、まだあるということなんですかね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） こちらにつきましては、国の、やはり総合戦略に基づいた移住策ということでございますので、そういう国の趣旨に沿った内容での調査ということになるかと思えます。詳細は、どういう調査内容であったかというのは、今、私のほうでは、ちょっと詳細つかんでおりませんが、そういう経過も踏まえた上での新たな、また、調査ということになるかと思えます。それにつきましては、今度、具体的に検討が進めば、今後はこういう高齢者向けということですので、窓口は、そういう高齢者担当のほうで窓口となって、そのシンクタンクと調整を図っていくというようなことになるかと思えます。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） わかりました。ありがとうございます。政府のほうも、こういった形で、今、積極的に動き出そうとしている。阿見としても、今回、内閣府の交付金も申請することなんで、今になって考えてみると、本当にかすみがうら市はもったいないことしたなというような思いもあるんですけども、そのほかにも、やっぱり、答弁のほうにもありましたけれども、都会に住んでいる方の中にもニーズがある、50代の男性で半数以上、50代女性、60代で3割以上ということでニーズがある。東京との距離感であったりとか、それから、この距離感でありながら、これだけ自然があるということを考えて場合は、阿見町というのは、これを実現する上で、本当に最適な場所だと思いますね。阿見町が先駆けて地方創生の拠点となるようなことができれば、少子高齢化、それから人口減少社会に対するモデルとして全国に発信することができるんじゃないかと思いますが、その点、どうお考えでしょうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そのとおりだと思っております。CCRCはやはり積極的に進めていきたいなと、そう思いますし、東京都の移住というのは、銀行あたりでもよく考えていて、やっぱり、東京にお家があって、それを貸して、今度はこの地方に住むとか、そういうようなシステムをつくりたいなっていう、そういう金融機関もありますから、そういう金融機関とのタイアップとかしていけば、また違ったものが出てくるんじゃないかなという、そういう思いをしております。何はともあれ、やはり町を元気にするためには人を増やしていくということが一番大事なかと、そういう観点から、やはりやっていかないといけないなと。ただ、あくまでもね、行政は下支えであって、民間が主導してやる、そういう事業だと思いますので、民間主導の中でやっていきたいなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。民間主体ということで、私もそういうことにはなると思うんですけども、阿見町のほうとしても、地方創生の戦略として、戦略の柱とし

て位置づけることができるのであれば、構想の窓口としての役割、大きく果たすことができると思います。町がやっぱりそういう形で積極的に関与しているというほうが民間のほうも入ってきやすいと思うんですけれども、その点、どうでしょう。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。議員おっしゃるとおりだと思います。それで、町でも地方版の総合戦略をこれから策定するというようなことでございますので、そういうことも念頭に置きながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。地方創生の総合戦略自体がこれからということなんで、これ以上、私のほうからはごちゃごちゃ言うこともないんですけども、チャンスだと思うんですね。せっかくのチャンスなんで、これ本当に実現できれば、阿見町大きく発展できるようなことだと思いますので、積極的に進めていただきたいなというふうに思います。

1 問目終わります。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） それでは、2問目の、総合運動公園について質問いたします。

1つ目として、野球場へのスピーカーの設置についてですが、総合運動公園には4面の野球場があります。しかし、スピーカーはメイン球場の1面にしかありません。これまでも、例えばですけども、開会式の国旗掲揚の際、風向きが悪く音声のほう届かなく、君が代の声が届かず、国旗掲揚のときに国旗が上がらない、そういった場面も私も見てきました。スムーズな大会運営には、全ての面に声が届くよう、スピーカーを増設するべきではないでしょうか。これが1点です。

もう1点、駐車場の防犯対策についてです。昨年度——通告書では、ちょっと「昨年」と書いてしまったんですけども、昨年度、学童野球大会の開催中に車上荒らしが発生しました。保護者が子供たちの応援に夢中になっているすきを狙った卑劣な犯行です。このような終末の大会中以外にも、平日の昼間でも、ウォーキングなどで車を駐車場にとめたまま長時間にわたり車から離れる方も数多くいらっしゃいます。利用者が安心してスポーツに打ち込めるよう、駐車場に防犯カメラを設置すべきではないでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 総合運動公園についてお答えします。

まず、1点目の、野球場へのスピーカー設置についてお答えします。

総合運動公園には野球場が4面あり、放送設備についてはメイン球場に3基のスピーカーが整備されていますが、サブ球場及びB・C球場にはありません。周りが静かではっきりと発音すれば、メイン球場のスピーカーでサブ球場でも聞こえる状況です。しかし、B・C球場については、離れているので、メイン球場の放送の内容を聞き取ることは困難な状況です。

メイン球場の放送設備は、球場が開設した平成13年当時のものであり、設備そのものも老朽化してきております。今後、野球場4面を使用した際の放送を考慮して、放送設備の見直しを検討してまいります。

次に、2点目の、駐車場の防犯対策についてお答えします。

当町の運動公園は、野球場・テニスコート・フットサルコート以外は自由に出入りでき、駐車場も6カ所に分散しております。正門付近の砂利駐車場とテニスコート付近の駐車場以外は、昼夜を問わず一般道から直接駐車場に出入りできるようになっております。

以前、防犯カメラの設置を検討しましたが、車両と車両の間で犯罪が行われた場合、カメラには映りにくく、全ての駐車場全体をカバーするには相当数の防犯カメラが必要で、費用も多額になることから設置には至りませんでした。

今後、駐車場ごとに車上狙いを呼びかけるのぼり旗や立て看板を設置するようにします。なお、引き続き利用者に対し注意喚起を呼びかけてまいります。

○議長（柴原成一君） 議長より申し上げます。ただいまの答弁の中に、「車上狙いを呼びかけるのぼり旗」とありますが、「車上狙い防止を」というふうに入れてよろしいでしょうか。

○教育長（青山壽々子君） すいません。

○議長（柴原成一君） はい、すいません。

2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 議長、ありがとうございます。私もそこをちょっと突っ込もうと思っていたんで。

それでは、最初、スピーカーについてなんですけれども、答弁の中で、とにかく古いんで、見直しを検討してまいりますということなので、これは前向きな答弁と思いたいんですけれども、具体的に、いつぐらいから使えるようにということを想定していらっしゃいますでしょうか。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） じゃあ、答弁いたします。流れとしてはですね、まずは計画にのせて、予算の確保をしてっちゃうことで、だから、前向きに検討して予算が通って、28年度予算からっちゃう部分なんですけど、弱いでしょうか。まあ、とにかく、予算の確保をした形で、

積極的に進めていきたいと思えます。感じてますから、はい。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 弱いですって言いたいところなんですけれども、なるべく早くお願いいたします。

スピーカーに関しましては、大会運営の方のアナウンスだけの問題じゃあないと思うんです。どうしても大会開催ということになりますと、駐車場のほうもいっぱいになります。そうすると、やっぱり路上駐車であったりとか、そういうことも多く発生しますんで、そういうものの移動を呼びかけるのにも大変有効だと思うんです。今の状態ですと、とにかく全部の面1人1人に声をかけないと移動を呼びかけられないということもあります。そのほかにも、例えば落とし物の案内だとか、そういうことにも有効に使えらると思えますので、ぜひお願いいたします。町長も大会のときには、若栗の野球場を少年野球のメッカにしたいというふうにおっしゃっておりますので、なるべく早くできるようにお願いいたします。

それと、防犯カメラに関してなんですけれども、過去に車上荒らしというのは何件くらい発生してるか、おわかりでしたらお願いします。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今、確認しているところで言いますと、23年度で1件、それから25年度で1件、それと、藤平議員さんがおっしゃられるように26年度に1回ということで、3件ちゅうような形で報告を受けております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） わかりました。件数としてはさほどは多くはないのかもしれないですけども、やっぱり被害に遭われた方のことを考えると、やっぱり本当に対策はしていただきたいと思うんですけれども、今後、のぼり旗ということでしたけれども、今は何か対策というのはしていらっしゃるんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今もですね、これ慌てていたんですけど、引き続きですね、大会の主催者に対しては注意喚起を呼びかけている、それから、あそこに管理業者がいます、管理業者にもですね、見回りしてもらって、窓があいている、鍵があいている、それから、子供を中に入れたまま出てるちゅう部分については、当然、その管理会社からそこに言ってくちゅうような形。もう3年ぐらい前からでしょうかね、この「車上荒らしに注意」ということで、車の中にはカードや小銭、車内には置かないようにしましよとか、それから、かばん類やジャケット、上着などは中に入れんなよちゅうことで、これは教育委員会、施設にこういう部分

を張っているんですが、あと、のぼり旗は今のところ1つつちゅうような形で、さらにこれを増やしていくつつちゅう形をとりたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 今のその注意喚起の紙というのは、どこに、ちなみにあるんですか。私、見たことないんですけれど。

〔「ああ、これ今からなんですよ」と呼ぶ者あり〕

○2番（藤平竜也君） わかりました。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的に、御存じだと思うんですが、予科練とか、関係ないんですけど、給食センターとか各公民館の入り口には、必ず入れてあるんですけど、総合運動公園は、ちょっと、このベースですから張れないんで、これを大きくしたものを張っておくつつちゅうような形をとりたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） よろしく願いいたします。

あと、防犯カメラとはちょっと違っちゃうんですけれども、例えばこの少年野球の大きな大会であったりとか、あと、町子連でも球技会とか、たくさん人が集まって駐車場も満杯になるようなことあると思うんですけれども、こういう大会の際に警備員を配置するとか、そういうお考えというのはどうでしょうかね。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的には、引き続き町のほうの部分で管理者に見回ってもらうのと、当然、大会の主催者のほうも、そういう形で警備の係を用意してくれよつつちゅうような形をお願いするつつちゅう形で進めていきたいんです。警備員、独自で、相当の来園者いるんで、その大会ごとに町としては警備員を配置する考えはないんで、利用者にもそういう注意喚起を促していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） わかりました。そしたら、警備員を配置するように要請はするけれども、町としては……。要するに、例えばですけれども、警備員を配置した際、その金額を補助するとか、そういったことは考えてないということですか。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 一応、皆さん利用される方が責任を持ってつつちゅうことなんで、

町としては、その方に助成金とか支援金を出すちゅうような考えはございません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） わかりました。町としてものぼり旗とかで注意は喚起していただけるということですが、やっぱり、確かに抑止力にはなると思うんですけども、やっぱり人が実際歩いて見て回っているというのが一番、それとあとは防犯カメラも抑止力の1つになると思うんですけども、そういうことでありましたら、なるべく頻度を上げて巡回していただくような形でお願いします。

総合運動公園がああ場所にある以上、歩いて来れる方という人は本当にごく一部だと思います。つまり、車で皆さん来るということになると思いますので、安心してスポーツに打ち込めるよう、そういう環境をつくっていただきたいということを要望しまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで2番藤平竜也君の質問を終わります。

次に、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君、登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） 皆さん、こんにちは。そろそろお昼過ぎて眠くなってくるころだと思いますけども、私の一般質問を始めたいと思います。

まず、阿見町の水道料金についてですね。この質問は、一昨年12月の議会でも同様の質問をいたしました。その後の推移も考えて、再度質問をいたします。

まず、町の水道事業ですが、この間、配水管の埋設が盛んに行われてきました。このことは水道普及率を向上させる手だてとしてはよいことだと思うのですが、思うようにいっていないことも事実ではないでしょうか。前回の質問でも、普及率は84.7%と答弁しています。まず、現在の普及率と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、町民の暮らしを守る観点からお伺いします。水道事業は、安全・安心な水を供給することだと思います。配水管が通っていても、井戸水を飲料水として使っている家庭も多くありますが、昨今の地震の多発などで地下水脈の変動などが十分に予想され、飲料水としては好ましくないものも含まれる可能性があります。町は、まず配水管の整備を優先的に行い普及率を向上させると言っていますが、私は、改めて、水道料金体系の抜本的な見直しを行うことが普及率を向上させることだと考えています。この間、いろいろな方から話を聞きますと、家の前まで水道管が通っているけど、料金を考えると水道に変える気はしない。そういった言葉が返

ってきます。また、使っていないのに余分にとられる、そういう声も聞きます。実際に使っても使わなくても1,800円という考え方は変えるべきではないでしょうか。基本料金はなるべく安く、そして、使った分だけの料金を支払うことが、町民に納得して水道に加入してもらう本筋ではないでしょうか。

前向きな御答弁をお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町の水道料金についてお答えします。

まず、阿見町の水道普及率についてですが、平成21年度末の阿見町水道普及率は80.6%で、茨城県平均92.3%、全国平均97.5%と比べ極めて低いことから、平成20年度に策定した阿見町水道ビジョンをもとに、普及率向上のため、阿見町水道施設整備基本計画を平成22年度に策定しました。

阿見町の水道普及率は、平成25年度末で85.1%となっており、平成21年度末より4.5ポイント普及率が増加しております。しかし、平成24年度末の茨城県平均の93.3%、全国平均の97.7%と比べ、いまだ低い状況であることから、今後も施設整備計画に基づき配水管整備を積極的に推進し、未整備地区の解消による普及率の向上を図ってまいります。また、その配水管整備とあわせて、加入分担金軽減措置や、給水装置を新設する者に対して無利子による工事費の貸し付けなどの制度を策定し、普及促進に努めてまいります。

御質問の水道料金体系の抜本的な見直しによる普及率向上についてであります。先ほどお話ししました、阿見町水道施設整備基本計画に基づく計画的な配水整備工事に係る費用や、近年の少子高齢化の急速な進行による県供給量減少による県水道料金の値上げが懸念されていることなどから、水道料金体系の見直しは現段階では考えておりません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） なかなか答弁では見直しのほうはできないということなんですけども、まず、現在の普及率、これが25年度で85.1%ですか、答弁されているんですけども、その後に、私のほうで、今後の見通しについてという質問項目もあるんですけども、その辺がどうなっているのかなと思うんですよ。今の答弁の中では、配水管の整備ですとか、貸付金とか給水装置の新設、そういうのが書いてあるわけなんですけども、具体的に、今後どのような形で伸ばしていくのかの見通しを教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） 今後の見通しなんですけども、それぞれ使用が可能になったところ、

ピンポイントで加入分担金軽減措置、あと貸付制度等を郵送で資料を送っております。そういうことをしながら徐々に上げていこうということで考えてますが、具体的に今、数字で毎年1%ずつ上げますとか、0.5%ずつ上げますとかという数字は、今のところは持っていません。以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今かなりね、埋設されているんで、その本管が通った、水道管が通ったところに資料等々を送ってやっているという話があったんですけども、今回、私の一般質問の中で、料金体系の見直しということで話出させていただきたいんですけども、その料金体系の見直しに関して、前回の答弁ですか、前回と言っても一昨年 of 答弁なんですけれども、その当時の都市整備部長の話なんですけれども、水道使用量が10%以下の家庭ですか、その割合が約38%と聞いているんですけども、私のほうでは水道の抜本的な見直しというのは、この間、3回目になるかと思えます。その中で、基本料金1,800円で10立方まで一緒というのではなく、やはり1立方からの計算をということで、これは課長もおわかりになっているかと思うんですけども、その中で、今現在、阿見町の中で10立方メートル以下の家庭の割合というのはどのぐらいですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。永井議員さんの質問、10立米以下ということなんですけども、10立米だと金額1,800円が変わりませんので、10立米未満ということで。

○4番（永井義一君） それはそれでいいですよ。

○上下水道課長（坪田博君） はい。今、10立米未満ということになりますと、25年度のデータで29.5%ということになります。前回36%とお答えしているんですけども、これは10立米以下ということで、10立米も入っているんでポイントが高くなっています。今回は10立米を抜いていますので29.5%ということになります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、実際のところは前回とそんなに数的には変わらないと思っていいわけですか。わかりました。じゃあ、先ほどの答弁の中で29.5%、約30%の家が10立米未満ですよ。そういった方々がいるわけなんですけども、やはり先ほど、私の冒頭の質問の中で言ったように、やはり家の前までは通っていても、なかなか水道管をじゃあ、本当、止水栓までもできてるんだけど、そこから中に通すのはなかなかという人がいるわけですよ。それで、前回、これも一昨年の答弁なんですけれども、この阿見町の今の10立方メートル未満の使用料ということで、私、前回、土浦市との比較をしたんですけども、その土浦市との

比較で、土浦市は基本料金が1,600円、それを単純に割って、10立方メートルで同じ金額になるようにして1立方メートルからの計算をしたんですけども、前回たしか横田部長のお話だと、シミュレーションしているということをお聞きしたんですけども、今回、この一般質問に出すのに、この10立方メートルまでを、仮に1立方メートルからやったときのシミュレーションというのは出していますか。

○議長（柴原成一君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。今回もシミュレーションをしております。今回のシミュレーションの結果、2,960万強の減収になると考えられます。前回の一般質問のときには3,800万ということでお答えしていると思います。前回の場合には、全ての水道の領域というか、家事用だけじゃなくて工業用とかそういうのも全部含めた形で答弁いたしました。永井さんとのやりとりで、困っている方は家事用だ。だから、一般の家庭の方だというようなことなんで、今回はそれに絞ってシミュレーションをしました。で、2,960万強ということでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 前回はちょっと、前回の数字がその辺で工業用水も入っていたということで、実際は約3,000万ですか、このぐらいの減になるということなんですけども、実際、この間、水道会計、ずっと私も議員になってから見ていまして、黒字がずっと続いていると。もちろん、その工事をやるということで、その黒字分をもちろん工事に埋めるというのは、町の施策としてやられているのはわかるわけなんですけども、この間、工事をやられていても、なかなか水道普及率が上がらない、なおかつ一般の家庭での、はっきり言って、10人のうち3人は10立方メートル未満で使われているわけなんですけども、そういう人たちが、やはりそれでも水道料金を基本料金1,800円払っているという実態があるわけですね。ですから、町のほうとしては、その実態は非常にわかっているかとは思いますが、やはりこの間、ずっと話ししている中で、町のほうとして、やらないやらないじゃなくてですね、そのシミュレーションする中で、実際2,960万、約3,000万の減収はなるにしても、そこを黒字分から埋めてでもですね、やはりそういった町民目線で、そういった1立方メートルからにやると。または、それがもしできなければ、じゃあ5から始めたらどうなのかと。1立方メートルからの計算もあるし、私もちょっと5立方メートルからがどうなのかと計算してみたんですよ。課長も計算されているかもしれないんですけども、単純計算になりますけども、基本料金1,150円で5立方メートルまでがそのまんまで、6から130円の加算でということで、これも10立方メートルで1,800円になるわけなんですよ。ですから、そういった努力をなさっているのか、これから努

力をしようと思うのかも含めて、ちょっとお答えください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） 前回の一般質問でも、前部長が答えているとは思いますが、これから大きな使用量の変動、例えば大きな工場が来て、1日何千立米も使うようになりました。で、何億も収益が上がりましたというようなことがあれば、これは当然、何らかのことは考えていかななくてはならないとは思っています。ですから、未来永劫この料金体系を固持してやっていくんだということではございませんので、その点は御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の答弁、そうですね、一昨年答弁、横田部長でしたか、の中で、同じような答弁がなされたと思うんですけども、私が今言ったのは、その黒字部分を少しでもね、入れてでも、そういったことをできないかという質問なんですけども、そういった考えはありますか。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。そういった、今のですね、土浦市との料金体系の違いですとか、それから、阿見町の料金が高いというのは認識しております。ただし、水道会計は公益企業会計ですので、安心・安全な、やはり水を供給していくというようなことで、そういった安定経営というのが求められます。

それで、料金改正を考える場合はですね、まず、中長期的な財政の収支見通しですね、それを計画することになります。これは当然、今申し上げましたように、安定経営を図る上で必須の前提条件になるわけでございます。その後、料金の体系の検討ですとか、段階的に進めていきまして、料金の決定ということになるわけなんですけども、その前提となります財政の収支見通しなんですけども、25年度、昨年9月の決算議会の決算の水道会計の意見書がありますけども、そちらがですね、前年度と比較しまして減収減益というような、そういったことになっております。議員も当然ごらんになっているかと思いますが、原因としましては、大口取引先の解約によります影響、それから路面復旧、それから減価償却の増加等ということでございます。3.11の震災後にですね、やはり大口のところですね、自主水源を求めるといような、そういった動きが出てきております。それから、今、幹線道路等に埋設管を、環状管を入れているんですけども、ある程度交通量が多いものですから、それに対する路面復旧というものが工事量が多くなっている。そういった、ちょっとマイナス要因がある中での減益減収というようなことになっております。

ということですので、そういうようなですね、不安定要素がある中で、今現在、その料金見

直しの前提条件となります財政の収支見通しというのは、ちょっと今の段階ではですね、見通しができないというような、そういった状況にあります。ですので、今後、この数値がですね、さらにですね、減収になる場合も想定されますので、今の段階ではですね、議員のそのような料金体系ですとか、そのような見直しということについては、したくてもですね、できないような状況ということでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今、部長のほうで、中長期的な安定経営という話、ございました。水道会計、私の知る範囲内では、こちら判断できない部分があるんですけども、この間、ずっと私の範囲内では、もちろん企業会計ですから黒字ね、大幅な黒字ですけども、赤字になるのはあれですけども、黒字が続いていたと思うんですよ。過去、どのぐらいまで黒字が続いてました。わかる範囲内で構わないので、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。水道会計、平成12年からのデータなんですけど、平成12年から赤字になったことはございません。いつも収益は、幾ばくかの収益は上がっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の話で、平成12年からということで、幾ばくかの黒字、私の見ている最近の部分でも、かなりの黒字っていう言い方になるかと思うんですけども、その中で、先ほど、部長のほうで、あそこの工場でね、自主水源、まあ、井戸を掘ったわけですよ、そういったことが起きて水道を使わなくなったということがありますけども、今現在、あそこの工業団地で、これから誘致するところもあるかと思うんですけども、自分のところ、今言ったような、井戸を掘って町の水を買ってないっていうところは、ほかにありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） 全く町の水を使ってないところは1社あります。ほかは自分のところで井戸を持ちながらも町の水道は使ってくれております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 1社だけで、あとは両方使っているという言い方なんですかね。今回の議案の中でも、企業誘致という議案が入ってますけども、やはり来てもらう企業に対しても、やはり町の水道を使ってもらうということは、もちろん町としても考えて企業誘致のあれをや

っているかと思うんですけども、町の水使わないで井戸水使われるからだめなんだって、別にペナルティしろということは、もちろん言いませんけども、そこは積極的に町の水を使っていたきたいんですけども、先ほどの中長期的な安定とありましたけれども、平成12年度から黒字、部長のほうから言わすと、これから先のことははっきり言ってわからないからということはあると思うんですけども、やはり、今平成27年、もう15年ぐらいですか、そういった形で黒字になっているんで、私はですね、そろそろ今の賃金体系からも脱却する時期じゃないかと思っているんですけども、町のほうとしてはどういう認識がありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） まず、利益の部分ですけれども、右肩上がりでですね、利益が上がっていればいいんですが、逆にですね、だんだんだんだん下がってきているというようなことです。で、昨年の決算がいい例といいますか、減収減益になったということでございます。4,000万円ほどの利益なんですけども、今、永井議員が御指摘の、基本料金から従量制にかえて3,000万ほど減額になりますと、そうすると利益は単純計算で1,000万ちょっとになります。その後ですね、プラス減価償却ですとか、それから路面復旧等が増額になりますと、今度は赤字になる、そういった可能性もあります。そういうことですので、その後ですね、あとそれと、これから実際、時限爆弾と言われていています、公共施設のそういった更新というようなことも、当然考えていかねばなりません。ひたちなか市は18%の水道料金の増額というようなことで、昨年末に、そういったことで打ち出したということがあります。それにつきましては、やはり設備の更新というようなことを念頭に入れての中長期計画を出して導いた数字というような形で聞いておりますので、町も当然、その辺のところをにらんだ中で計画を立てるということになりますと、右肩上がりで利益が上がっているということになれば、その辺は検討するに値するんですけども、逆に下がっている状況ですので、今の段階ではできないというような、そういったことでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 利益が上がってないって、今、部長のほうの話ですけども、数字的にはそうだと思います。ただ、私のほうの感覚としては、水道管布設という、そういった工事が先行されてることによっての費用がかさんでいるという見方があります。ですから、言ってしまうと、先行投資と言っていいのかわかりませんが、そういった形での、今の利益が下がっているということだと私は認識しております。

あと、もう1つ、先ほど、この答弁にも書かれているんですけども、県の水道料金の値上げが懸念されているというのがありますが、実際、県の水も、私もいろんな形で調べる中で、やはりあそこも非常に大幅な黒字を上げてて、逆にもう水道料金下げろというような形も考え

られるんですけども、具体的に、料金の値上げが懸念されていると文言で書いてあるんですけども、何か具体的なそういった動きというのはあるわけですか。

○議長（柴原成一君） 都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 最初の御質問のですね、設備投資をしているから、その分利益が減っているというような、そういったことではなくてですね、予算書をよくごらんいただきたいんですけども、3条という予算と、それから4条予算がありますけども、3条は、今、供給する水の、要は収入と支出ということで、そういった設備投資は入っておりません。4条について、そういう設備投資が入ってますので、ですから、その3条では、純然たる今の水を供給するのに幾らかかるのかってというような形でやってまして、それが昨年度全体で4,400万円の利益があったということでございます。ですので、その設備投資に関係なしに、今度、その料金体系を見直しますと、例えば3,000万減額になると、1,000万とかって、そうなるということですので、その辺は、ちょっと誤解のないようにお願いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） 県の動向についてお答えいたしたいと思います。県のほうは、今、県南西、県南と県西の水道事業を統合して新たな水道事業を起こしましょうというようなことで動いています。県西については、水が非常に足りない状況、県南については、最初この話が出て、県南・県西の各市町村長さんが県のほうに、水が足りなくなりそうなので、どうか整備をお願いしますということで、平成12年か13年に要望書を上げています。それから県のほうで、じゃあ県南と県西を統合した形で事業を行いましょうということで進んでいたんですが、途中、水源に求めてた八ッ場ダムがやらない、やる等々の話も出て、そうこうしていくうちに、県南に関しては、どうも水が足りてるようだ。で、阿見に関しては、ちょっと足りなくなるんですが、阿見以外はどうも足りてるようなので、県南は取り下げよう。で、この県南西という新たな事業を起こせば、間違いなく料金は上がるでしょうというようなことは言われています。で、県南、仮にとりやめましようということで、今、各市町村長さんの意向を聞いている状況なんですけど、そういう中で、仮にそれを取り下げても、各自治体余ってるだけじゃなくて、使用水量が減る傾向にあります。そうすると、県の水も当然売れない、県も減収になってくる。減収になれば、維持管理をするために、県も値上げということになるんじゃないかということで、私ども非常に懸念しているところであります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 県南と県西の統合というのは、私も、昔のことで知らなかったんですけども、実際、今、県南地域では、今、課長おっしゃったように水余っていますよね。実際、

県から余分に来ちゃってて、どうすんだよということであるかと思うんですけども、県のほうも、そういったところで、売れないから上げるということじゃあ、これはまずいと思うし、それは前、1回、県南地域の首長の方たちが連名で、値上げすんなって出したっていう記憶がちょっとあるんですけども、ここ四、五年、もうちょっと前ぐらいかな、そういったことで、懸念されるということはわかるんですけども、県のほうは置いといたとしても、この阿見町のほうですね、この水道料金の問題、やはり、使ってる人が町民なわけですよ。もちろん大口の工業団地のほうもあるかとは思うんですけども、やはり個々の町民の使っている人たちがどう思うのかというのをね、ぜひとも考えていただきたいんですよ。先ほどの、3条と4条の話、わかります。でも、その中でも、やはり使っている県民がそっぽを向かれたんでは、町の水道としてはどうしようもないと思うんですよ。ですから、やはりその3割の人たちがね、いるということなんで、これは今回3度目という形になりますけども、ぜひともやっていただきたいということで、今回3回目いたしました。ただ、これで終わるわけじゃなく、いろんな状況を考えてね、この水道料金の問題はやっていきたいと思しますので、これからもよろしくお願ひします。

以上で1問目を終わります。

○議長（柴原成一君） ここで暫時休憩をいたします。会議の再開は2時5分からといたします。

午後 1時56分休憩

---

午後 2時05分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井議員の質問を続けます。

○4番（永井義一君） じゃあ、2つ目の質問に行きます。

住宅リフォーム助成制度についてです。昨年の6月議会でも質問しましたが、阿見町での住宅リフォーム助成制度について質問いたします。昨年の質問では、執行部の方でちょっとわかりづらかったみたいなので、今回は、この住宅リフォーム助成制度での地域経済への波及効果の実証による、その制度の実施を求める。

御承知のとおり、昨年6月に小規模企業振興基本法が施行されました。全国385万の中小企業で、そのうち9割が小規模事業者と言われており、地域の経済や雇用を支える極めて重要な位置にあります。

昨年、土浦市でこのリフォーム事業を実施した結果、予算の17倍の経済波及効果を上げたと言われています。ちょっとここに、たまたま、今年の1月5日付の茨城新聞なんですけど、書

いてるので、ちょっと読みます。土浦市のやつですね。

予想を超える申し込みに、市は比較的手続きが簡便で、小規模リフォームでの使い勝手がよかったからではないかと、事業の継続と予算増額を検討し始めた。市内個人住宅のリフォームを対象に、10万円を超える工事について費用の10分の1を補助と。上限が10万円するものと。さらに、市内施工業者の工事を対象とすることで、地域経済の活性化にもつなげる一石二鳥をねらったと。助成額は、1件当たり平均8万2,000円で、同課は、工事全体で2億7,000万円の経済効果があったと試算していると。こういった形で新聞に載っております。

このように、地域経済を活性化させる起爆剤としての、この住宅リフォーム助成制度はうってつけのものではないかと思えます。今回、一般会計の予算の中で、住宅用のLED照明設置の補助制度の話が出されていますけども、照明器具だけではなく、もっと幅広く市民のニーズに応えることが求められているのではないのでしょうか。そのことから、今回、この助成制度の実施について質問をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） すいません、質問者以外の私語は慎んでください。

それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 住宅リフォーム助成制度についてお答えいたします。

現在、町では、町商工会等と連携し町内の中小企業に対する支援を行っております。

まず、町商工会が実施するプレミアムつき商品券事業に対する支援を平成21年度から行っておりますが、特に平成27年度は、発行総額2億4,000万円、プレミアム率20%という、町の消費の拡大及び経済の活性化、市民の生活支援に資する、これまでにない規模の事業として支援する予定であります。

また、中小企業金融支援事業として、茨城県信用保証協会、町内金融機関、町商工会の協力を得て、町内中小企業の事業者に対し、事業資金の融資・保証をあっせんし、金融の円滑化を図ることを目的に自治金融制度を実施しております。

さらに、町商工会が実施する商工まつり、桜まつり、その他商工会の各専門部等への事業費支援を行っているところであります。

このように、町では、より多くの中小企業者に、より効果のある支援を行っているところでありますので、これまでの一般質問でもお答えしておりますが、住宅リフォーム助成制度の導入は、今のところ考えておりません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今回、回答を今、お伺いしまして、私の質問は一体何の質問なのかなと。中小企業支援策……。実際ね、この回答の中で、中小企業に対する支援を行っていると、

後段のほうで書かれていますけども、私が言いたのはですね、この住宅リフォーム助成制度を実施することで、リフォームを行いたいと考えている住民の方のですね、背中を町が押すべきじゃないかと、そういったところが基本になっています。それに連動して、町内の業者を使うことによって、お金が町内を回り、経済効果が上がるのではないかと、こういうふうな観点で質問をしたわけなんですけども、はっきり言って、ここに今、答弁書ありますけども、タイトルは住宅リフォーム助成制度についてというふうなんですけども、中小企業のずっといろんな、プレミアム券とか、いろいろ中小企業に対しての支援をずっと書いてあって、それですから住宅リフォーム制度は導入は考えておりませんというようなくだりになってしまっているということで、結果的に住宅リフォーム助成制度をやって、結果的に町の中小企業が潤っていくという形になるかと思うんですよ。ですから、町の中小企業の施策については、私も知っていますし、あえて今回質問をしているわけではありません。

これも前回、平成26年の6月議会ですか、そこでも質問したわけなんですけども、その中で、生活産業部長のほうで、「住宅リフォーム対策について、どういうふうな経済対策の波及効果があるのかということを検討しないわけではありませんでした」と。ちょっとカットしまして、「考え方としては、町内の事業者がどのくらいあるのか、そこまでの把握はできなかった」というような、この時間の中でできなかったというようなことが書いてあって、どこまで経済対策の波及効果があるのかということは、なかなか今の時点の中で見えていないというような答弁があるわけなんですけども、今回、この一般質問を出したわけなんですけども、その経済波及効果は、土浦市の中でも、こういった17倍の波及効果があったんだよということを書きましたけども、今回、前回は時間的な問題があってできなかったけども、今回はそのシミュレーションみたいな形のをやりましたか。それをお伺いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） お答えいたします。永井議員には、これまでも、異なった切り口の中で、住宅リフォーム制度の御提案をいただきまして、町の考え方としては、現段階では、その制度は導入しないというふうなことで答弁をさせていただいております。

今回、経済波及効果を実証的にやったらどうかというふうな御提案の中で、まず、個人に対する補助事業を実証的に行うというふうなことがいいのかどうかというふうなことも、また考えていかなければならないというふうなことでございます。

それから、土浦市の例、これは茨城新聞に出ていたというふうなことです、多分、これは12月の一般質問の中を踏襲した中で新聞に出たんじゃないかなというふうには思っています。確かに、1,600万の予算の中で2億7,000万円の実績があったというふうなことです。これはあくまでも、その1,600万円の補助予算の中で2億7,000万円の実績があったというふうなことで、

経済波及効果が、必ずしも、その経済波及効果というふうには、担当部長はそういうふうには答弁はしてはいますが、土浦市の場合には14万人の人口で5万8,000世帯のところでございます。阿見町は4万8,000に対して1万8,000の世帯というふうなことで、どれだけの住宅リフォームをしたいというふうな人がいるのかというようなことのアンケートも、そういったものもしてはおりませんし、住宅リフォームということになりますと、ある程度の金額が張った事業費になってくるんじゃないかというふうには考えられます。そういったことを総合的に考えますと、住宅リフォームをする1つの目的として経済波及効果が、果たして阿見町のほうであるのかどうか。波及効果の捉え方というのは、厳密に言うとは、いろいろ難しい計算式で出されるのが波及効果だというふうには認識しているんですけども、波及効果があるのかというふうなことについては、ちょっと疑問が残るところではございます。そういった観点から、どのくらいの需要が見込めるか、あるいは、補助事業を進める上での目的、波及効果というふうなところに疑問があるというふうなこと、それから、一定の事業者に対する経済支援みたいな形になってはいけないんじゃないかと、そういったことを総合的に考えると、今の段階では住宅リフォーム制度を進めることについては慎重にならざるを得ないということではございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 部長、前日も私が一般質問したときにも、部長おられて、こういった答弁されてると思うんですけども、今、土浦市と比べて……。ですよね。一応、これね、湯原幸徳君と書いてありますので……。そのときにも話出たと思うんですけども……。いいですか。今、土浦市と比べて阿見町は小さくてという話がありましたよね。実際、今、茨城県で、これちょっと2013年の資料なんですけども、茨城で今、積極的に行われているところあるんですけども、北茨城、茨城町、大洗町、城里町、結城市、境町、坂東市、常陸大宮市、美浦村、筑西市、大子町、下妻市、かすみがうら市とずっとあるんですけども、ほとんど阿見町と似たりよったり、もちろん阿見町より多いところもあるけど、少ないところもある。結構小さいところが多いんですよ。私は、前回の質問した中で、いや、小さいところも結構多いんだなと。ですから、小さいところは小さいところなりに、うまく回していけるのかなということも考えたわけですよ。ですから、先ほど部長のおっしゃった、土浦市と比べて大きいからどうのこうのということは、私は当たらないと思います。

なおかつ、今回の質問に対する回答の中でね、住宅リフォーム助成制度がやらないっていうのは、結果的にわかりますけども、それを検討できないわけっていうのが書いてないんですよ。中小企業はこだけやってるから、中小企業に対する支援はこうなんだよ、だから住宅リフォームやらないんだよっていうふうなくだりになっています。ですから、ちょっともう一回、再度お聞きしたいんですけども、まず、この間、こういった提起して、全国各地でも増えていま

す、はっきり言って。いろんな形で、どんどん、これ今、2013年の資料ですけども、去年、今年ともっと増えています。そういった形で実施している自治体があるわけなんですけども、阿見町として、この中小企業政策はもういいです。それ以外で、どうしてこれが今、検討できないのかっていうのをお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 先ほど、土浦市の例をとった中で、一応比較をさせて、町の考え方を述べさせていただいたというようなことでございます。確かに、茨城県内では15市町村が住宅リフォームをやっているというふうなところでございまして、確かに人口の少ないところも、世帯の少ないところもやっているというふうな、これは各市町村の考え方だと思います。ただ、先ほど私が述べたのは、土浦市との経済波及効果の中で2億7,000万円の経済波及効果が、果たして阿見町の中でどれくらいあるかというようなことを、正確におはかりすることが困難であるというふうなことで、住宅リフォームを進めることについては、今の段階では難しいというふうなことを答弁させていただいたというふうなことでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃ、まあ、一言で言うと、波及効果がわからないからやらないんだよということですかね。実際、土浦市とのね、比較も、波及効果ははかれることは困難だと、今、部長おっしゃいましたんでね。実際、もっと勉強してください。部長は、部長になってまだ1年、2年だと思いますので、もうちょっと勉強して、どういうことがあるのかというのも、これはもちろん勉強することは、勉強したから確実に、じゃあ、やらなきゃいけないんだよということはないと思うんですよ。ただ、わからないからやらないんだよというんじゃないで、やっぱり、ぜひともいろんな勉強とか、あといろんな方に聞いていただいて、それでやる、やらないっていうのは、その先だと思うんですよ。ですから、まずそのプロセスが、私は必要じゃないかと思うんですよ。ですから、町長のほうがね、やれとかやるなどか、言うか言わないかわかりませんが、これは部として独自にやってもいい部分だと、私は思うんですよ。その中で、やって、これは無理だなという判断はもちろんあります。または、これはおもしろそうだなという判断もあるかもしれません。今回の回答の中では、私、この質問、2回目の質問なんですけれども、こういった回答が出てくるとは思わなかったのは事実です。もっと積極的に、町としてね、やっていただきたいと思うんですよ。先ほど言ったように、今、どうしようかなって考えている町民が、もしいるとします。そういった中で、こういった制度をつくることによって、背中を押すということだって、やっぱり必要になってくると思うんですよ。ですから、それによって、やっぱり阿見町がいろいろお金が回っていくということも考えられますので、これはもうぜひともですね、検討していただきたいと。で、検討したから必ずやれ

とは、そこまでは言いません。ただ、その後でどうなのかというのを、今の回答ではどうしようもないと思うんですよ、はっきり言って。ですから、そこを町として、やっぱり町としてしっかり、日々のルーチンワークやるのももちろんそうですけども、やっぱりこういった仕事もしていかなきゃいけないんじゃないかと、私は思います。その中でね、この住宅リフォームに関しても、先ほどの水道の問題でもないんですけども、これからまだね、ぜひともやっていただきたいと思って、私のほうとしても、話は持っていくしますので、ぜひとも、その辺をよろしくお願いいたします。

じゃあ、これで2つ目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、3つ目の質問に移ります。

子ども・子育て支援新制度について。子ども・子育て支援新制度が今年の4月より実施されます。この新制度への移行について、昨年9月議会や12月議会で議論されましたが、非常にわかりづらい内容なので、再度お伺いします。

まず、この制度は、待機児童を解消することが目的であったと思いますが、今現在の阿見町の待機児童の人数と、その年齢構成を教えてください。

それと、今後、それがどのように解消されるのかについても、具体的に教えてください。

また、保護者が希望する保育所に入れないということがあるのかも教えてください。

次に、保育料の問題です。新制度では、階層の定義で、所得税額から所得割額に変わっています。このことによって保育料が変わる子供がいるのか、いないのか教えてください。

また、2号認定と3号認定で保育標準時間と保育短時間に区分されます。このことで、今までの保育料が上がることはありますか。もしあるとすれば、どのようなケースで、どのように解消すれば防げるのかも教えてください。

以上です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、子ども・子育て支援新制度についてお答えいたします。

まず初めに、町の待機児童と年齢構成についてであります。

町の待機児童は、平成26年4月1日現在で13名でしたが、本年3月1日現在では83名となっております。また、年齢構成は、0歳児が55名、1歳児が15名、2歳児が8名、3歳児が4名、4歳児が1名、5歳児が0名となっております。

次に、今後この待機児童がどのように解消されるのかについてであります。

平成27年4月においては、私立保育園の定員増、私立幼稚園の認定こども園への移行、家庭的保育事業所の増設、小規模保育事業所の開設等により、入所の枠を確保しておりますので、

施設を限定しなければ、全ての方が入所できるものと考えております。

次に、保護者が希望する保育所に入れなかった場合についてですが、希望施設の入所枠がない場合には、希望どおりには入れないことがあります。

希望施設については、第1希望から、最大で第5希望まで記載していただき、各家庭の就労等の状況により保育の必要性について公平に点数をつけ、点数の高い順から希望施設への入所承諾を行っております。

平成27年4月入所につきましては、昨年11月に一斉申込みの受け付けを行い、現在2次募集分までの利用調整が終了したところであります。各年齢とも枠はありますが、希望先によっては入所不承諾になっている場合もございます。3次募集で再度利用調整を行う予定としております。

次に、新制度における保育料についてですが、まず、新制度では、階層の定義で所得税額から所得割額に変わるが、これによって保育料が変わることはあるのかについてであります。

昨年9月の議会全員協議会でも説明させていただきましたが、国における算定によりますと、現行の所得税額区分と新制度の市町村民税所得割での区分は同等と試算しておりますので、これにより保育料が変わるということは、基本的にはないものと考えております。

最後に、2号及び3号の保育認定で保育標準時間と保育短時間に区分されるが、このことで保育料が上がることはあるのかについてであります。

保育標準時間と保育短時間の認定は、保護者の就労状況において、フルタイム就労等による11時間の保育が必要か、パートタイム就労等による8時間の保育が必要かにより区分されるものです。保育料額の設定については、現行の保育料と保育標準時間の保育料を同額としており、保育短時間の保育料は保育標準時間より安く設定しておりますので、区分されることにより保育料が上がるということはありません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今回、これに関しては、かなりこちらも具体的に設問したんで、具体的に回答されているなと思います。

それで、聞くんですけども、まず、待機児童の問題ですね。待機児童、私の持っている資料ですと、これが県の資料で去年の10月1日で、阿見町が41名だったんですけども、この段階で見ても、県内で3番目なんです。水戸、つくば、阿見という順番でね。この段階で見ても、ああ、阿見、相変わらず高いなと思ったわけなんですけども、この中で、今回、3月1日現在、県のほうの人も言うてましたね、3月1日が一番多くなりますよということだったんですけども、その中で83名ですか、になってますね。それで、やはり、0歳児、1歳児、2歳児が3号認定と言われている部分がかかなり多いと。これで94%ぐらいになるんですかね、占めていると

思います。今回の回答で、待機児童の解消ということがありますが、  
「施設を限定しなければ」ということが書いてありますね。親のほうはですね、自宅と職場と保育所って、その位置関係あります。その位置関係を考えて希望するこの保育所、または第2としてあげる保育所と考えるかと思うんですけども、再度伺いますけども、この親の希望する保育所に入れないということで、今回、2次募集では、希望先によって入所不承諾になっている場合もあって、今回3次募集をやると、回答のほうに書いてあるわけですけども、実際、今回、希望できる保育所に入れない児童がいるのかどうなのか。

それとあと、これは過去の話でいいんですけども、過去、希望するところに入れなかった児童がどのぐらいあったのか教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず、今年、現在、入所の申し込み、4月からの申し込みの受け付けをやっておりますけども、1次と2次行いました。それで、1次の受け付け、11月にしたんですけども、そのときには申請者249名のうち、入所ができなかった、希望どおりにいなくて入所ができなかった人が22名おりました。それで、2月に2次募集を行いまして、申請者の方が52名いたんですけども、その中で希望どおりにいなくて入所ができない方が19名ございます。3次受け付けやってまいりますので、それがどうなるかというのもあるかと思えます。

それと、もう1点、ちょっと先走ってしまうんですけども、4月は一応定員と決まっておりますけども、それで、その定員の枠の中で募集をしていきます。その後ですね、定員枠を増やす場合がございます。定員以上に、一応国で決めた要件、1人の面積とかありますよね。その面積の枠で定員以上に入れることもできる可能な施設もございますので、そういったことでも、さらに定員枠を増やした中でも募集が可能になってきますので、そういった先を見ていくと、これが解消していくんではないのかと。

絶対、上の子と一緒にこの場所でなければいけないとか、先ほど永井議員がおっしゃったように、通勤の関係で、この場所でなければ、ほかは入れないという方がいらっしゃると思いますので、全て完全にとはい切れませんが、定員とかそういった枠の中では解消できるんじゃないかというふうに考えています。

○議長（柴原成一君） 児童福祉課長青山広美君。

○児童福祉課長（青山広美君） はい、お答えいたします。過去に入れなかった人数ということですけども、最終的にですね、入れなかったという方はですね、その年度の4月1日現在の待機児童数が、そのまま入れなかった人ということでカウントされます。そのカウントですけども、第1希望しかですね、希望していない方については、国の基準によりまして、待機

児童には含めないということになってますので、その方の人数は含まれてないということでございます。ちなみに、26年の4月1日現在で言いますと、先ほど答弁の中でもあったかと思いますが、13名の方が過去に入れなかったということでございます。これが4月1日現在で不承諾になった方ということになります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今回のこの子ども・子育ての新制度の中で、町のほうとして、その辺の調整役っていうんですか、そういうのをやると思うんですけども、昨年13名が入れなかったということなんですけども、今、部長の話ですと、今年これから第3次のやつをやって、定員枠を増やすと、今、話がありましたよね。それで、実際、26年と、今度は27年、学校区保育所が今度は閉園になって、ここが減りますけども、今、定員枠を増やすといたのは、どこの保育園になるんですか。ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。定員枠を増やすのは、まず、あゆみ保育園ですね。この保育園が、60名の定員枠を増やします。それと、さくら保育園が10名、それと、町の保育所ですけども、二区保育所10名、南平台保育所が10名、定員枠を増やします。その他、認定こども園とか家庭的保育所でやっていきますけども、定員枠を増やすのは、以上の4保育園・保育所でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） こちらのほうの資料では、あゆみのほうは60名と聞いていたんですけども、あと、さくらと二区と南平台。じゃあ、これ各10名を増やしても、先ほどの部長の話じゃないけど、子供のスペースに関しては十分クリアできるわけですよ。はい、わかりました。

それで、あとですね、保育料の問題なんですけども、この回答の中では、所得税額と所得割額って、非常にわかりづらいことで、私も最初、町から資料をもらったとき、非常にわかんなくてあれだったんですけども、この全協での説明のときにも、料金は変わらないという部長の答弁があったかと思うんですけども、今回も、「これにより保育料が変わるということは基本的にはないと考えております」と。この「基本的に」というのは、ちょっと怖い部分があるんですけども、保育料は変わらないんですよという、確認の質問です。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） この所得税額と市町村民税の所得割額、このそれぞれ基準が1階層から8階層までありますけれども、この考え方は、国のほうで試算して、同じ基準だということなので、これで計算しますと、変わらないように設定したということでござ

います。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） わかりました。それで、今、話が出た、階層なんですけども、8階層になっているかと思うんですけども、これは、ちょっと町の会議での議事録を見ていたらですね、阿見町子どもに優しいまちづくり推進会議というのがありまして、この中で、階層の問題がちょこっと出ているんですよ。それで、私も前に水戸市の資料をもらったときに、水戸市の階層が10階層に分かれているんですよ。ちょっと阿見のというか、この前もらったやつと比較したら、1つの階層で、もう2つに分かれていて、料金が若干違っているんですよ。それで、この階層に関してなんですけども、先ほど言った町の会議の中で、事務局のほうからの回答で、階層区分も他市町村では、多いところで13階層に分かれているところもあり、市町村の裁量で変更できることになっているという、事務局からの話があるわけなんですけども、この階層に関して、国が、阿見町が8だよというのも、もちろんありとは思いますが、水戸みたく、もうちょっと分けて、そこで保育料を少しでも安くできるとか、そういった階層分けを、もうちょっと考えたことはありますか。ちょっと答弁お願いします。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今までもですね、この国の基準に従いまして実施をしてきたところでございます。それで、一部ですね、軽減世帯というのもございます。それで、このやり方で進めてきたということでございます。他の市町村でですね、地域性、それなりに政策とかで変更されているところもあるかと思っておりますけれども、町の場合は、このやり方でやってまいりまして、なじんできていますと、理解をいただいているというように考えています。今回は、さらに、時間によってですね、保育時間によって、2つの料金を設定しておりますので、さらに、この階層がプラス2倍になったというような考え方もできますけれども、こういったものもございますので、これで当面は進めていきたいというふうに考えています。で、過去もこのとおりやってまいりましたということです。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私も13階層までであるところがどこかというのは、ちょっとわかりませんが、先ほど言ったように、水戸では10階層に分けてやっているということで、ですから、どこの階層が分かれたんだっけなあ。多分、この5階層が半分に分かれて、この9万7,000円から16万9,000円というところが、たしか2つに分かれていたんじゃないかと思うんですよ。ですから、そういったことで、少しでも額がね、緩和されればいいのかなと思って、ちょっとお伺いしました。

これが、ぜひとも検討してみていただきたいと思います。

次に、保育時間の問題なんですけども、この保育時間、保育標準時間と保育短時間、この2つに分かれるんですけども、今現在、子供たち通っていると思うんですけども、今現在入っている子供たちに関しては、どのような区分になるわけですか。ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 現在の児童の方は、保育標準時間のほうになります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） わかりました。そうですね、私もそうしていただきたいなという希望もあったんですけども、標準時間でやっていただければいいかと思います。

それで、あとこれから入る人によって、親の就労によって、特に2号、3号認定の子供たちが標準になるか時短になるかという形になってくるかと思うんですけども、まず、標準の場合にはいいんですけども、時短の場合になると、親の仕事によって延長保育ということも考えられると思うんですよ。朝早く行かなきゃならないという——パートの人で、いう方もいるかと思うんですけども、まず、時短のほうでですね、延長になった場合、保育料の料金はどうなるのか、ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） 児童福祉課長青山広美君。

○児童福祉課長（青山広美君） はい、お答えいたします。保育短時間の方がですね、延長保育を利用する場合にはですね、延長料金がかかります。公立保育所の場合はですね、8時半から18時45分までということで、延長時間は4時半から6時45分までの延長時間となりますけれども、この分については、公立については延長料金がかかりません。ほかの私立保育園等につきましては、保育短時間は、通常8時から午後の4時までということになりますので、残りのですね、保育時間、午後8時まで私立の場合はやっていますけれども、そこまで見てもらうとなると、延長保育ということで、それぞれ有料で保育をしていただくということになります。料金のほうですけども、これは施設によって若干違うんですけども、私立保育園につきましては1時間当たり200円、それから認定こども園のほうについては、各施設で設定をしているということで、若干料金が違うというところがございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、公立保育園では延長はかからないけれども、私立はかかるという、今、話でしたよね。私立で、仮に朝の延長保育、私立の場合、大体保育短時間、朝8時からというのがあると思うんですけども、これ、ちょっと私も平成27年度の保育所入所案内というのを見ているんですけども、その中で、朝の時間帯、あゆみ保育園とかひかり保育園のところをたまたま見ているんですけども、朝の時間帯の有料というのは書いてないんです

けども、それはどうですか。ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） 児童福祉課長青山広美君。

○児童福祉課長（青山広美君） 保育短時間ですね、早朝の延長保育は、私立保育園では実施しないということになってございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、8時前は、保育短時間のところは預からないという形になるわけですか。ちょっとそれ教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長青山広美君。

○児童福祉課長（青山広美君） はい、そういうことになります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうなると……。いや、私はてっきり朝からあるのかなと思っていたんですけども、そうなってくると、先ほどの、親が希望するところになかなか入れないということが、非常に大きな問題になってくると思うんですよね。先ほど言ったように、自宅、職場、保育園という3つの位置関係を考えて、どうしてもこの保育園に入れたいけども、朝7時半からのパートがあつてとかいう人が、もし今いたとして、そうすると、8時までは保育園預かれないという形になるわけですよね。そういったところでの救済措置っていうんですかね、先ほど答弁の中で、「保育の必要性について公平に点数をつけ、点数の高い順から希望施設への入所承諾を行っている」ということ書いてあるんですけども、その辺はどうなっているんですか。ちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長青山広美君。

○児童福祉課長（青山広美君） 大変失礼しました。今の早朝の延長保育の件ですけれども、ちょっと私が持っている資料がですね、実施しない資料と実施するの資料が、ちょっと2種類ありまして、ちょっとこれ確認させていただきたいと思います。大変申しわけございません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと時間損したかなとか言って。まあ、いいや。はい、わかりました。じゃあ、それちょっと後で確認して教えてください。お願いします。

それで、先ほどの答弁に戻りますけども、延長保育に関してですね、私の資料で言うと、有料になっているところで1時間200円とありますよね。短時間保育というのも8時間で、標準が11時間だと思ってしまうんですけども、その頭と終わりの区切り方の問題になるかと思ってしまうんですけども、仮に8時から就業しなきゃならないということで考えると、7時半ぐらいに子供を預けると。ですから、終わりのところは十分保育時間に間に合うんですけども、朝が30分延長保育になってしまいますというようなことが起きてくると思うんですよね。そうした場合に、実際は8

時間なんだけれども、プラス、さっきの話で200円ですか、取られてしまうという現象が起きるかと思うんですけども、その点の救済措置というのはあるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。児童福祉課長青山広美君。

○児童福祉課長（青山広美君） 代替措置というのには特にごさいませんで、標準時間とですね、短時間の、この認定の仕方なんですけれども、保護者のうちですね、就労時間の少ないほうの1カ月当たりの就労時間によって、標準時間と短時間というのが分けられます。一月ですね、120時間以上就労している方については標準時間、120時間以下の場合は短時間認定ということで認定されまして、短時間の場合は8時間保育で賄える時間数ということで認定をしている関係でですね、1日8時間の保育時間ということになります。それで、延長保育が必要な方についてはですね、先ほど早朝のやるやらないの話がありましたけれども、認定こども園等では、早朝6時半からの延長保育も実施してますし、夕方はですね、午後8時までの延長保育も実施してますので、そこで1時間当たり200円なりの金額を払って対応をしてもらうということになります。

保育料のほうはですね、短時間の保育料は標準時間よりも安く設定してございますので、それに延長保育の時間数をプラスして、1時間200円程度ですけれども、それを負担していただいて、標準時間の方との調整をとっていくというような形で設定されたものです。それに対して、短時間の方の延長保育に対する助成というようなことは、特にはございません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 朝の部分で30分多く保育園に預けるけども、終わりはもっと早いんだけども、やはりそれは関係なく、8時からスタートでの時間計算で、延長保育の料金がかかってしまうというのが現状なわけですね。ぜひともこれは解消していただきたいと思うんですけども。

先ほど、認定こども園、これは阿見の認定こども園なのかな、では、6時半からというのは、ここに、延長保育で朝6時半から書いてありますけども、やはりこれも、先ほど言ったように、親の住んでいるところがどこなのか、職場がどこなのかによっても、やはり変わってきてしまいますし、これは町として、親の仕事の時間の配分で、これだったらここの保育園がいいですよとか、そういった形での整理っていうんですか、それはもちろん町でやられているんですよ。それ、ちょっとお答えください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 申請のときにですね、いろんな申請書とともに、そういった状況をですね、就労の状況等をお聞きしまして、それで、第5希望まであって、そこでいろん

な条件で優先順位をつけていくというようなことがございますので、そういったいろんなケースがありますので、そういったものも考慮しながら、場所を御希望に沿えるような場所にしていくというようなことは、基本的には考えて進めてございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今回ね、この4月から始まるということで、町のほうとしても初めてやることで、いろいろごたごたごたがあるかとは思うんです。基本的には、今現在保育所に通っている子供、またはこれから保育所に通おうという子供をね、待機児童をまず解消するというの一番大きな目的だと思います、今回のこの改正に関しては。ですから、それと同時に、今、子供たちを保育園に預けている子供たちのね、親も含めて、現状維持でそれ以上上がらないと、それは行政のほうでしっかりやっていただきたいと思います。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（柴原成一君） これで4番永井義一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時5分からといたします。

午後 2時52分休憩

---

午後 3時05分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番平岡博君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

飯野議員の質問の前に、先ほどの青山課長からの発言を求めます。

○児童福祉課長（青山広美君） 先ほどの永井議員の質問で、保育短時間ですね、早朝における延長保育についての答弁をさせていただきます。

私立保育園3園ともですね、早朝の延長保育につきましては、希望があれば実施をするということでございます。時間はですね、7時から8時まで。利用料金のほうはですね、公立にあわせて無料で実施をしたいということでございます。

それから、夕方の延長保育ですけれども、保育短時間の場合は16時までとなってまして、延長保育がですね、16時から18時までについては、こちらでも無料で実施をするということでございます。ただし、18時以降8時までについては、時間当たり200円を徴収するというところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。失礼いたしました。

○議長（柴原成一君） 次に、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、こんにちは。先ほど、お昼休み、車で走りましたが、もう

窓をあけても、本当に今日はね、春爛漫のすごいいい天気でした。私も喜んでいいのか、悲しんでいいのか、ちょっと複雑な気持ちなんですけど、初孫が生まれました。男の子です。5月の節句が恐ろしいと、まあそういう感じです。それとですね、午前中の同僚議員の一般質問の中で、他市町村に応援演説に行った同僚議員がいるというような話がありましたけれども、あれは私であります。まあ、多分、同僚議員もその街頭演説を聞いてたと思うんですけども、非常にね、周りからは感激されて、よかったという話を聞いて自信を持ちました。

さて、そういうことで、通告に従い、教育長、町長に質問をいたします。

食育教育への取り組みについて、3点にわたり質問をいたします。

日本の食料自給率は、カロリー換算で40%と極めて低く、世界では年間8億人が餓死の危機にさらされている中で、食料の大切さと命のとうとさを教育していくことが現在極めて重要だと考えます。朝食をほとんどとらない、家族で食事をするののない孤食、偏った栄養、肥満、生活習慣病の低年齢化と、食の問題が憂慮されています。食育の基本は家庭にあると思います。その家庭での教育力、実践力が低下している現在、教育現場での取り組みが一層重要になっています。そこで伺います。

1つ目です。全国で33カ所、茨城県では阿見町、阿見中学校区だけというスーパー食育スクールの取り組みについての進捗状況を伺います。

2番目に、家庭との連携はどのようにしているのか、2つ目です。

3番目に、食育のテーマでもある、朝御飯を食べる、家族で食べる、地元の食材を食べるなどの当たり前の生活を定着させるには、町民運動の取り組みが必要であると考えますが、広報紙で町民の朝食を紹介するなどの考えがあるのか。

この3つについて答弁を求めます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 食育教育への取り組み、スーパー食育スクール事業の進捗状況についてお答えします。

スーパー食育スクール事業は、今年度から阿見中学校区で実施しており、1、朝ごはんを食べよう、2、家族で御飯を食べよう、3、地元の食材を食べようの3つのテーマで取り組んでいます。このテーマに合った項目で、年度の初めと終わりにアンケート調査を行い、変容を捉えています。朝食の摂取率を町全体で昨年と比較してみると、小学校では昨年と変化なく91%と高く、中学校では、昨年78%から今年は87.3%へと大きく伸びています。

今後は、阿見中学校区の取り組みを朝日中学校区・竹来中学校区へと広げていきたいと考え

ています。

また、家庭や地域との連携を深めるために、のぼりをつくったり、「ぱくぱく通信」を発行したりしています。取り組みの内容を知らせ、協力を呼びかけています。

次に、家庭との連携はどのようにしているのかについてお答えします。

「給食だより」や「ぱくぱく通信」で学校での取り組みを知らせ、家族で食事をする回数を増やすなど家庭で協力していただきたいことをお願いしています。

さらに、食に関する講演会を実施したり、保護者向けの調理実習や親子調理実習などを行ったりして連携を深めています。

3番目の、広報紙で町民の朝食を紹介するなどの考えにつきましては、町長より答弁させていただきます。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、飯野議員の、食育教育への取り組みについてということで、私も一言言いたいんですけど、やめましょう。

3点目の、朝御飯・家族で御飯・地元の食材を食べるなど当たり前の生活を定着させるには町民的運動の取り組みが必要であり、広報紙で町民の朝食を紹介するなどの考えはあるかにお答えいたします。

町には、食生活改善推進協議会という、健康な食生活について普及啓発し地域活動を実践するボランティア団体がございます。平成27年度には、町の広報誌「広報あみ」を活用し、協議会の活動状況等について掲載する予定となっています。その中で朝御飯についての記事を掲載するなど、食育に関した取り組みについて周知を行っていきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） スーパー食育スクールの事業は、全国でですね、51事業、65校中33校を選定されたんですね。その中に茨城でただ1つ阿見町ですね、阿見中学校区が選定を受けているわけですね。期間は1年ということですが、この国からの予算はどのくらいあるか教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。これは昨年の方の第2回の補正でですね、補正額で110万3,000円組んで、内訳として、特財98万1,000円、残り一財が12万2,000円っちゃうことですから、直接県を通して町に交付されるというような形かと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 国の予算は2億円がとられているということを、資料の中にありますけども、それを33校で割ると、もうちょっと、選定された市町村に来る予算は大きいのではないかなと思うんですけども、どうなんでしょう。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。まず最初なんですけど、1年ちゅうことじゃなくて、うまく行けば3年ちゅうことで、まだまだ債務負担行為とかそういうのじゃないので、一応3年ちゅうことなので。先ほどの質問なんですけど、県のほうで400万をとってるちゅう形になっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） わかりました。県のほうでこの400万のあれをどういうふうに、このスーパースクール事業に使うのか、これはちょっとわからないんですが、これだけのね、命にかかわる事業、しかも全国で33カ所の中で、これはちょっとね、少ない予算だなど。これを3年で生徒も含めた家庭に定着させるというのは、よっぽど本腰を入れてやっついていかないと、なかなかね、定着という……。そのときはキャンペーンでやるかもしれないけども、これは日常、食だから、命を支え、死ぬまでね、食べ続けるということが人間の宿命だし、それをやっついてくのは、やっぱりきちとした習慣をつけるということが大前提になってくると思うんですね。だから、この事業はね、本当に、考えてみると、学校ばっかしじゃなくて、食にかかわる生産者、流通業者全てにね、かかわってくる大きなね、事業だというふうに捉えたほうがいいと思うんですね。

それで、指定校の一覧をちょっと見ますと、北海道から鹿児島県まで33校あるんですけど、阿見は5番目にカウントされています。学校、家庭、地域の連携による食育の推進ということが取り組みのテーマになっているんですけども、ほかのね、学校のテーマを見ると、もうちょっと具体的なんですね。山形県のサワムラ中学校ですか、見たら、食育を通じた自己管理能力をテーマにするとか、東京都なんですけども、学校、家庭での和食推進の取り組み。この和食っていうのね、非常にテーマとして具体的に取り組んでいるんですね。家庭で食べる食事が、今どうしてもね、軽食っていうかね、軽い、電子レンジでチンして食べるような手軽な食事体験になっているのを、やっぱりここで和食がね、見直されて、それを取り入れようという動きがね、非常になってますね。それを見たときに、先ほどの答弁の中で、朝御飯の摂取量が、平成25年度で91%、中学校が78%。これだけ見るとね、非常に食べてて、9割の子がね、朝御飯をとってると。中学校では約8割がね、とってると。これ高いねと。今年は87.3%と伸びたという数字が出てますけども、この中身を見るとですね、先ほど言った、ふりかけ御飯やトース

ト、いわゆる簡単に主食だけで食べてしまうと、御飯の上にふりかけを食べたり、トースト焼いてね、コーヒーとかそういうので済ましてしまうという内容が3割もいるわけですね、30%。これはやっぱりね、中身をね、もうちょっとこだわっていくことが大事だと思うんですね、やるのに。だからこそ、和食の推進が、私はね、必要になってくると思うし、いわゆる素材を、お母さんと一緒に台所に、中学生になったら、女の子も男の子もね、手伝ってあって、自分で、やっぱり食事をつくってみるという体験を通して、自分でつくったやつうまいねという話で、だんだん大事にしていくものが身につく。そのね、実践をしていかないと、ただパンフレットで、主食ばっかしじゃなくてね、副食も食べましょうということではね、なかなか進まない。やっぱりそこは、教育委員会も含めてだけど、町全体でそういう、一緒にね、自家野菜を生産しようとはまでは行かないけども、やっぱり買って来た素材からね、自分たちの食をつくっていくというふうにするような取り組みをね、形態化したほうがいいと思うんですけども、この数字について、中身について、どういう御感想をお持ちか、ちょっと、教育委員会でお願います。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。数字は数字で捉えていただきまして、ただ、このスーパー食育スクール事業は、新たに新規でやるちゅう部分もあるし、以前から、阿見町ではですね、食育ちゅうのは取り組んでいるちゅうのは御理解いただきたいと思います。当然、教育振興基本計画がありまして、さらには食育の取り組みにちゅうことですね、教育委員会として小中学校の、将来大人になり未来を担う子供たちの食教育を目指しますよちゅう形でやっております、1つは食育教育。JA茨城かすみさんにお手伝いしていただいたり、茨大農学部「のらボーイ・のらガール」をお手伝いしてもらった学校ファーム事業、これ8小学校でやっております。さらには、町農業担当部署で、「阿見町を食べよう」というようなものも、これスーパー食育スクールの事業に組み込んでいるというような形でございます。それから、当然学校では、食の授業ということで、総合的な学習において教科特別活動における食育、例えば牛乳協会における出前授業、それから、茨城大学生の連携事業として、給食の秘密をテーマにした農作物のできるまでというような、さまざまな取り組みをあるちゅうことで、数字だけで捉える部分じゃなくて、今後そういうことで伸ばしていきたいと考えておりますので、御理解のほどいただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今、竿留次長がね、話したように、阿見は非常にそういう意味で、学校給食の素材についても、米を初め地元の野菜をね、多く使って、生産者もそこへ出向いて、

学校の現場にね、で、生産の苦勞を話したりして、大分ね、取り組みについては浸透はしてきているのは、私も認めるし、よくやっているなという感想を持っています。

一緒にですね、食事づくりの、先ほども言ったけど、参加がほとんどしない、いわゆる手伝いもしないと。自分を出されてきたものを何でも食べるだけと。おなかいっぱいになればという割合はどのくらいだと思います。いわゆる手伝っている割合はどのくらいか、そういう数字はありますか。子供たちが。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） そういう調査の資料はないと思います。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） これは北海道のね、地域研究所のほうで出している資料の中にありました。ほとんどしない生徒、男子が60%、4割はやっていると、女子は45%、だから、6割強はね、手伝っているという資料ですね。これで大事なものは、先ほど言ったように、食事づくりの経験の少なさは、食材の生産への関心の少なさ、野菜の真の知識の低さ、安易な加工食品への依存などにつながっていることを感じているということなので、案外ね、昔はきっと、手伝うことは当たり前のようなんだけど、今の子供たちは、確かに勉強が忙しかったり、塾、スポーツで忙しくて、なかなかね、台所に立ってお母さんを会話しながらそういうものをつくるという時間は少なくなっているのは確かだけど、やっぱり、ちょっと昔に戻っていただくということが、意外とそういう習慣をね、定着させて、コミュニケーションを持たせるということなんで、ちょっとやっぱりその辺も、これから食育の中で現場を知ってもらおうというのも、自分で現場に立って、その食べるものをつくってみると。たまにでもいいんですよ。だから、それが大事なということ要望しておきます。

それですね、この町で出しているスーパー食育スクールの「ぱくぱく通信」ですね、「ぱくぱく通信」の中に、学力と朝食の摂取との関係グラフというのが載っていますね。国語から算数まで、小学校、中学校載っているんですけど、毎日食べている子と全く食べていない子、これ結構ね、学力にもあらわれてくると。これ根本室長とも事前にちょっとお話しして、そういうことがこういう数字であらわれているというのは、本当に、食べれば学力が上がるんだという思い込みなのかなと思ってたら、やっぱりね、話聞いてみたら、もっと複雑だというふうに聞いて、そこの関連をちょっと教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） お答えいたします。この間、お話をしたとおりでなんですけれども、御飯を食べれば点数が上がるというのであれば、恐らくどんな子供もテスト前にいっぱい御飯を食べるとかっていうふうになるかと思うんですが、そういうことではなくて、朝食をとるよ

うな規則正しい生活を、そういった生活のリズムを整えるということが自分を律する。例えば、帰ってきて見たいテレビがあると。でも、やらなきゃならない宿題が終わってから見ようとか、自分をきちっと律することができる、そういった生活をするということに、朝食を食べるという習慣が結びついてきて、行く行くは学力の向上につながるということだというふうに御説明はしたと思います。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今、室長が話されたように、確かにね、毎日食べるのは習慣だけでも、本能でもあるんですね、食べるというのは、食欲は。理性はね、本能にかなわないんですね。やっぱり理性でね、幾ら律しようと思っても、食べることは最優先して、それからどういうものを食べたなら自分の体にいいのかとか、さっき言った生活習慣をね、自分をコントロールすることが学力につながるんだよと。生活習慣があって、勉強やんなくちゃいけないという、こういう理性が、食欲にもね、勝って、勉学のほうに向かうと。そういう本能と理性のね、常に人間というのは、そういう闘いの中で、大概私なんか本能に負けちゃうほうなんだけど、そういうことだと思うんで、これからは、ぜひですね、そういう理性をね、理性っていうのは、勉強しないと、なかなか生まれないから、そういうものを学習、食育スクールの中で学習していただいて、食べることと生活習慣を律することは一体だということを、やっぱり子供たちにね、周知していただきたいというふうに思います。

3番目なんですけど、新学習指導要綱に基づく教員向けの食に関する指導の手引というものがあると聞いたんですけども、そういうのは配布されておりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 既に配布済みでございます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 全国ですね、全都道府県の公立学校に4,620人の栄養教諭が配置されているというふうに聞いています。阿見町では何人ぐらい、栄養教諭が存在しているのか教えてください。

○議長（柴原成一君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 現在、阿見町には1人、阿見小に栄養教諭が張りついております。その栄養教諭を各学校で活用して食育のほうを進めているところです。あともう1人、技師というのがおまして、これは栄養教諭とは違って、単独で授業をすることは、教諭ではないのでできないんですけども、同じような仕事を、担任のお手伝いなどをすることはできます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) 多分、栄養教諭がどういう内容で授業しているかは、ちょっと今、聞かないとわからないんですけども、教諭の配置、食育のね、指導体制っていうのは、やっぱり、阿見で1人しかいないわけで、本当はもっと欲しいと思うんですよ、これだけ生徒がいて、そういう指導をしていくところでは。その食育に取り組んだ成果を科学的に検証するということは、その栄養教諭が、やっぱり先頭に立って、普通の教諭とは別にやるわけですか。検証ですね、成果の検証。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長(根本正君) 詳しいところは、申しわけないんですけど、わからないんですが、その検証という部分については、各学校で、その向いている方向性というか、目指しているものが若干ばらつきがありますので、その学校で、こんなふうな授業を展開してほしいとかって、というような、栄養教諭に依頼があるんですね。学年ごとによっても違いますし。その目標を達成するように、栄養教諭が仕事をいただいているというようなことですので、検証というところまでは、恐らく行ってないかと思います。

○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。

○6番(飯野良治君) 栄養教諭が果たす役割は、非常に、1人だけでも大きなものがあると思うんですね。だから、やっぱり統一的に、このテーマを決めて、3年間だったら3年のスパンで、子供たちがね、始める前と始めてから、そういう生活習慣が身につけて、しかもそれが学力のほうにね、反映して、命の大切さが本当にみんなが肌で感じて、この間みたいな殺人みたいなね、そういう悲惨なことがないように、他人の痛みをわかるような子供たちが、阿見ではね、本当に育っていくと、そういう実感をしていく上で、この栄養教諭は、やっぱり、栄養教諭は、もっと広げないといけないと思うんですよ、1人であってもね、全体の先生方に。だから、その中心的な役割を担っていただく栄養教諭のね、取り組みを、ちょっともう1回、根本室長から、お願いします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長(根本正君) 各学校、各学年で、そういった食育に関する年間のスケジュールがありまして、そこに要請があったら随時出向いて行って、事前にその担当教諭と打ち合わせをしまして、こんな場面にこんなふういろいろな持っている資料などを提供してもらったりとか、実際に、その栄養教諭、潮崎という教諭なんですけれども、その方が、単独で授業を行う中、担任がフォローのほうに回るとか、いろいろなスタイルがあるんですが、そういう形で進めております。

以上です。

○議長(柴原成一君) 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それでは、学校給食法とのかかわりですね、それで、食に関してですね、どういう実践的な取り組みというか、私も学校給食の審議員になって、1回、浅野議員と一緒に、浅野さん委員長ですけども、出席して、会議をやったんですけども、あれ以来ね、会議の要請もなくて、どうなったのかなという思いは持っているんですけど、学校給食法の中で、そのスーパー食育との関連というのは、どういうものがあるのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 学校給食法とですね、このスーパー食育の関連つつうのは、ちょっとわからないんですが、少なくとも、町の栄養士、先ほど根本指導室長が言いましたように、午前中は潮崎教諭もいるし、それから、もう1人茂木さんという栄養士がいます、中学生のカロリー、体に合った献立づくり、それから小学生に合った献立づくりつつうことで、日々苦勞しながら献立をつくってるつつう部分なんです。だから、給食法とどうのと、当然、給食法との絡みでは、安全な、おいしいまでは行かないでしょうけど、安心・安全なつつう部分は、当然、給食法とは絡んでくると思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 「ぱくぱく」ですね、給食センターが、本当に先進的な設備でね、地元の野菜を使って子供たちに提供している。これをもっとね、一般の人たちにも知らせる必要があるし、広報紙なんかでね、もちろんそれはやっているんですけども、実際にやっぱり行って見学してもらおう。しかも、たまにはね、どういう内容のものを食べているか、そういう体験のね、給食の試食会なんか意識的にやっていくということが必要なんです。そういう考えはありますか。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） まずはですね、今のスーパー食育で、先ほどは答弁しませんでしたけど、楽しい給食の時間ちゅう時間がありましてですね、給食調理員との小学生の交流給食ちゅう形でやっております。それから、今、届ける学習、集める学習じゃなくて、さらに、今の中央公民館と4つの館から、66地区の広場に届ける学習の中で、当然、届ける学習ばかりじゃなくて移動学習があるんですね。その中で、第二小のふれあい地区館の活動事業として、給食センターの、要するに視察というような形で。だから、1つをやれば、結構皆さんもそういう形で、そういう広げていくつつう。せっかくのああいう施設ですから、どんどん行ってもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 見学コースもね、きちっと整備されていて、試食ができたらね、本当に、みんなこんなにすごい施設が阿見にあるんだということで誇りにも思えるし。それはぜひね、意識的にやっていただきたいし、宣伝活動を広げて行っていただきたいというふうに思います。

次にですね、先ほども、地域の農産物の活用がありましたけども、この中にも、地域別に四季のね、食べ物のあれば載っています。これがそのくらい進んでいるか。具体的に数字的にわかればそうなんですけども、農協さんとか、今、産直センターさんとか、出てますけども、米は別にして、地元の野菜あるいは果物、そういうものはどれくらい、全体の中で使われているのか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。地産池消ちゅう形で、阿見町ばかりじゃなくて、県内の野菜の使用率ということで、実績で言いますと、24年度については43%、県平均では、これはこのときには県は38.8なんです。平成25年は60.3%、県平均は39.7。残念ながら、26年の実績については40%。これは1学期の部分なんで、最終的にはどうなるかっつう部分。1学期の部分で40%ちゅうような形で数字を捉えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 阿見町は遊休農地がね、県の中でも上から数えたほうが多いという、本当にもったいないね、農地の管理されないっつうか、生産に供しない農地があるんで、できればですね、本当にもっと増やしていただいて、そういう遊休農地で、例えば、面積、いわゆるスケールメリットのある野菜っていうと、サツマイモとか阿見の特産の落花生とかあるんですけども、そういうものも、本当は焼き芋なんかもね、やってもらったらいいし、落花生のゆでたのなんでもね、給食の中でちょっとやったら、食べたことのない子供たちもいると思うんですね。だから、その辺までちょっと広げていただくということが、飛躍するかもしれないけど、遊休農地をね、減らしていく1つの手だてにもつながるし、また、この間、農業委員会にそういう問い合わせが生産者からあって、遊休農地をね、無農薬で落花生づくりをしたんだけど、どうしたらいいでしょうという人も出てくるぐらい。だから、今まで給食に使われなかったサツマイモを、ペースト状にすることもないし、丸ごとでいいんですけども、そういうのをね、使っていただいて、給食に出してもらおうと、そういう試みもね、ぜひやってほしいなというふうに思います。

どうですか、ちょっと感想を、そういう、拡大するという、60%最大のところを、もうちょ

っと広げていただくという努力ですね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 学校給食という点ではないんですが、学校ファームのほうで落花生やサツマイモの栽培をしまして、生の落花生を子供たちが初めて食べるとか、焼き芋を焼いて食べるとかっていう体験はしております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 全体的な面で、ぜひこの食の問題はね、捉えていただいて、子供たちは学ぶのが仕事、学校で学ぶばかりじゃなくて、自然の中から学ぶことも多いわけで、人間はそうして発展してきたし、利口になってきたわけですね。自然から学ぶという姿勢をね、このスーパー食育スクールの中から、ぜひともね、子供たちに教えていただきたいなというふうに思います。

この質問の最後になりますけど、食はですね、人間の命を支える根源的なものです。全て食べるものは命を、全て食べるものは、命をいただいている。命のあるものをいただいて、人間は生きているという、罪な存在なんですけども、そういう認識が欠けていると思います。それは、口に入るまでの過程がわからないということに起因します。生産から流通、調理までの多くの命と手間がかかっていることを知らせるのは町の仕事であります。命の大切さを学ぶことのできる唯一の分野です。この点について、町長のお考えを、ちょっと最後にお聞かせください。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう、今、そのとおりですよ。食は命そのものですから。やっぱり本当にね、食の大事さというか、そういうものは非常に大事だと思います。そういう面では、少しでも子供たちにとってね、食の勉強をしていただいて、こういうふうにしてできているって。落花生なんて、本当に下にね、実がつくなんていうこともほとんどわかんない人が多いということですから、そういう勉強等もしていただいて、やっぱり阿見町のおいしいものを食べていただけるような、そして学校ファームでね、やっぱり土にね、親しむという、それも非常に大事だと思いますし、ちょっと拡大ばかりし過ぎちゃっているような気がしますけどね、飯野議員、休耕地だ何だの話では、これはちょっとまずいなと思ったんですけど……。まあ、そういうことで、やはり食の大事さということは、やっぱりきちんと教育の視点でも捉えてやっているという、そういう今、答弁等も聞いていただければわかると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。

それでは、2番目の質問に入ります。

空き教室の活用について質問いたします。

学校は地域コミュニティーの中核であります。近年、少子化による児童生徒数の減少などに伴い、空き教室あるいは余裕教室が生じています。余裕教室とは、将来にわたって恒久的に余裕となると見込まれる普通教室のことです。遊休化している教室の有効活用について2点質問いたします。

災害に備えての備蓄倉庫としての転用、もう1つは文芸・ギャラリーの発表の場としての活用です。

以上のことが可能かどうか、お尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 空き教室の活用についてお答えします。

御質問の、各小中学校の空き教室で遊休化している教室の有効活用として、災害に備えての備蓄倉庫としての転用及び文芸・ギャラリーの発表の場としての活用でございますが、現在、各小中学校において普通教室以外に学習室、多目的室及び資料室などで使用しており、空き教室はない状況です。

仮に教室を備蓄倉庫に利用したとしても、備蓄物の点検・管理等で人の出入りがあり、ギャラリーについても、平日や休校日に不特定多数の人が出入りをするのが考えられ、児童生徒のいる教室と解放の教室とを遮ることができないことから、不審者等の侵入が安易となり防犯上問題が出てくるのが考えられます。このことから、学校施設以外の転用は難しいと考えます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 今、教育長の答弁で、余裕教室というかね、遊休教室はないんですよというお話でした。確かに、私、実穀小学校を見てもね、ちょっと子供たちが1学年1クラスで、前の筑見のね、子供たちが最大のときに想定して校舎つくられたんだから、相当空き教室ってというかね、使われてないところがあるんだろうというふうに考えて、そういうものをそのままほっとくよりはね、できる限り有効に活用して、備蓄倉庫なんかだって、改めてつくるよりは、あそこは避難場所に、学校は当然なっているわけだから、そこにちょっと保存できる食料とかそういうものが、教室にね、建てなくても、中の一部になればいいなというところから、そういうあれになっているんですね。

全国的にはね、社会教育施設や社会福祉施設、保育所として活用する例も、私もね、いろいろ資料をとってみたらあるんですね。全くこれ、今ないんですけども、空き教室は、安全上の問題ですね、いわゆる不特定多数が出入りして、その責任の所在を明確にした、例えばそうい

う管理団体とか、そういうことがあれば、不特定多数でないんですね。だから、その点あれば可能かどうかですね、ちょっとお伺いします。責任の所在が明確だと、もし何かあった場合にはそこが責任だというときは、そういう。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 例えば実穀小学校ですが、前は1学年2クラス対応の学校だと思います。今は少人数指導というようなことがあります。隣の教室に半分の子供が行って、少ない人数で教育を受ける時間があります。それから、以前はとれなかったPTAの方々が会議する部屋とか、それから、生活科の作品を展示したり、図工の作品を保管しておいたりとか、社会科のいろいろ実穀小学校付近で出土したものとか、そういう歴史的なものを展示したりというような部屋に使ったりすると、空き教室というのはない状況にあります。

精いっぱいいろいろ工夫して、児童クラブの子供たちが使う教室だけは、何とか工面しようということで工面してもらっている状況です。

子供が生活している間は、今、飯野議員が御提案くださいましたようなことは、恐らく無理だと思います。再編計画により、統合されまして、子供たちが生活しなくなった場合には可能かと思えます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 別な観点なんですけども、可能性のところで、国から補助を受けて整備された建物については、補助金等にかかわる予算の執行の適正化に関する法律の縛りがあるというふうに聞いています。国庫補助金の事業が完了して、完了後10年以上経過した余裕教室ですね、を転用する場合は、国庫納付金を返納するのが不要となる、積極的な活用の促進を国が図っていると、逆にね。多分、だから、国がその方針として、統廃合の促進を進めている中で、多分、こういう活用が、補助をもらって大概、学校なんかはね、建てたりするんで、それが別な用途に使われてしまうということは、その補助金の趣旨に合わないから、もしそれをやった場合には返納しろということなんですけど、その返納のあれも不要っていうかね、ちゃんとしたあれがあれば、そういう事例なんですけど、そのとおりかどうか、ちょっと。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。これは小中学校の施設ばかりじゃなくて、この間、中央公民館なんですけど、前は目的外使用で、あそこに生涯学習を置きちゃだめだよっちゅうことで、法律が改正しまして、10年を過ぎれば、当然黙ってはやれないですよ、そこに申請して許可をいただいて、返金はしなくていいですよっちゅう事例があります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 本来はね、統廃合のその教室がないぐらい子供たちがね大勢いることが必要なんですけど、現実的にそういう少子化のね、状況が現実には、意外と思っているよりも早くなってしまったので、いろいろこれからね、統廃合の問題も、今日、ちょっと出てきましたけれども、学校のね、地域のコミュニティーとしての存在も含めて、知恵を出しながら、そういうのを見通しながらですね、これからやっていただきたいということで、2番目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は4時5分といたします。

午後 3時56分休憩

---

午後 4時05分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。6番飯野良治君の質問を続けます。6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 3番目の質問です。名誉町民条例の活用についてを質問いたします。名誉町民の対象範囲を拡大し、活用すべきではないかという問題について質問いたします。

この質問は、私が提出したのは2月の24日、全協で議案の説明を受ける前日の23日に提出しており、今回出された阿見町名誉町民条例の対象範囲の規定は、今回の条例の第2条第2項に規定されておりました。

私の質問の趣旨は、町政の発展は行政に限るものではなく、産業、経済、公共の福祉、文化、スポーツなどの、おのれの置かれた立場で最善を尽くして、そのことが著しく町政の発展に貢献した事例に贈られることが条例の趣旨だと、それに沿うものだというところであります。官指導、行政中心の考え方を改め、町民各階層から名誉町民たるにふさわしい方を選び検証すべきだと提案したのですが、今回出された名誉町民の条例は、非常にこの私の考えに沿ったものだというあれがあります。出された条例には、第1条に、社会の発展に著しい功績があった者とし、2条第2項の規定に入っていないのはスポーツだけです。広い意味で文化の発展に貢献と、それをフォローしているのかなという理解はありますが、町長の答弁を求めます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 3点目の、名誉町民条例の活用についてお答えします。

名誉町民条例につきましては、昨日、議案として提案させていただき、総務常任委員会に付託されているところであります。

まず、議員御質問の、名誉町民の対象範囲を拡大し、活用すべきではないかということについてですが、条例案の第2条で、称号を贈る条件を規定しております。その中で、産業の振興、

社会福祉の増進，もしくは地方自治の振興または学術，技芸，教育もしくは文化の進展に貢献し，その功績が卓絶な者であることとしておりますように，対象範囲は非常に広く捉えております。

また，選考に当たっては行政関係者だけではなく，一般町民の入った選考委員会を構成すべきではないかという御質問についてですが，県内で名誉市民条例のある41市町村のうち9市町村で選考委員会等を設置する旨の条例または施行規則がある状況です。

当町では，これまで名誉町民条例を制定する動きがなかったという経緯から考えますと，名誉町民の活用は，これからの人に光を当てていきたいと思っております。今の段階で選考委員会を設置する考えはありません。名誉町民として推挙するにふさわしい人があらわれてきたときなど具体的な段階となりましたら，検討したいと考えております。

条例案を議決いただきました後，広報などで名誉町民制度を広く町民に周知し，さまざまな分野で活躍されている方々の励みになるよう積極的に活用してまいりたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。今の答弁の中で，選考委員会はね，常時設置するというか，前もって設置するんじゃなくて，名誉町民として推挙するにふさわしい人があらわれてきたときなど，具体的な段階となりましたら検討したいという答弁をいただきました。それで結構です。ぜひ，このあれを活用していただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。終わりです。

○議長（柴原成一君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

次に，3番野口雅弘君の一般質問を行います。

3番野口雅弘君の質問を許します。登壇願います。

〔3番野口雅弘君登壇〕

○3番（野口雅弘君） 1人傍聴席がいますので，張り切って行きます。皆さん，こんにちは。まず，今回，消防長が最後の登壇ということになりますので，それは皆さん，記憶しておいてください。

今年のある地区の初参会に参加しましたら，消防団の若い人から，団員を増やしたいので協力をお願いしますと区に申し出があったんです。そのとき何人かが質問されて，4月からは稲敷広域になるので消防団はなくなるのではと本気で思っている人が何人かいました。それで，そのために，町のみんなが，消防署と消防団のこれからがわかるように質問させていただきました。

平成27年4月1日から阿見町消防本部と稲敷広域消防本部が広域化になり，消防団事務については町部局に所管が変わるが，今後の消防団体制及び消防署との消防活動はどのようになる

のか、以下の点についてお聞きします。

1つ、消防団の担当課について。

1つ、消防団事務担当職員の配置について。

1つ、消防団員数及び車両等整備について。

1つ、消防団活動は現在と変わりはあるのかについて。

1つ、災害等が発生した場合の消防署と消防団の任務・役割及び消防活動の連携について。

1つ、出初め式や操法大会等における消防署の支援について。

1つ、広域化により消防団体制に課題はあるのかについて質問いたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長川村忠男君、登壇願います。

〔消防長川村忠男君登壇〕

○消防長（川村忠男君） それでは、野口議員の第1問目についてお答えします。消防広域化に伴う消防活動についてであります。

まず、1点目の、消防団の担当課につきましては、近隣市町村の組織機構を参考にしまして、現在、総務部交通防災課で調整しているところであります。

2点目の、消防団担当職員の配置については、消防広域化に伴い、消防団事務と消防施設——これは消火栓、防火水槽、それから水利標識等になりますけれども、その管理が町役場に移管されるため、指導的立場として、現在、消防団事務、消防施設を担当している職員を稲敷広域の職員の身分で、当面、阿見町役場に2名出向させ、うち1人は消防団事務専任として、町職員1名とあわせて2名の配置を予定しております。

3点目の、消防団員数及び車両の整備につきましては、広域化後も消防団員定数条例420人に変更はありませんけれども、全国的に消防団員が不足している中、当町においても現在358人と定数に満たない状況でありまして、引き続き団員確保に努めてまいります。また、車両・資機材につきましては、3カ年実施計画により順次整備してまいります。ちなみに平成27年度は、第1分団の消防ポンプ自動車——CD-1型ですけれども、その車両の更新を予定しております。

4点目の、消防団活動に変わりがあるのかにつきましては、消防団活動は火災地震等による被害を軽減することや管轄区域の火災予防広報、さらには女性消防団員による防火防災教室の実施、また、災害に対応すべき各種訓練を実施しており、広域化になりましても、地域に密着した災害活動を行うことにより地域住民の安全・安心を引き続き確保してまいります。

5点目の、消防署と消防団の消防活動の連携につきましては、火災等が発生した場合、まず消防署の消防隊、次に消防団が現着します。で、災害対策指揮本部を設置しまして、その指示

命令のもとに消火活動を行います。特に消防団にあっては、現場近くに消防水利等がない場合は水利の中継をしたり、また、現場周辺の交通体制——交通整理ですね、及び残火警戒等を行います。広域化になりましても、引き続き消防署と消防団が協力連携し、消火・救助に当たり、従来の活動に変わりはありません。

6点目の、出初め式や操法大会等における消防署の支援につきましては、消防広域化になりますと、式典それから大会等の運営等は、役場所管課のほうが行うこととなりますけれども、阿見消防としてできる限りでの支援・協力はしていきたいということで考えております。

最後になりますけれども、7点目の、広域化による消防団体制に課題はあるのかについては、稲敷広域構成市町村において、7年にわたり問題なく消防団運営が行われているということであり、また、当町においても、これまでの消防団との調整の中では、広域化になっても消防団体制については何ら課題がないものということで思っております。

以上であります。最後の答弁ありがとうございます。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 質問ですけれども、担当課は交通防災課で、職員2名を配置するというのですが、現在の交通防災課の人数が少なくならずに、2名増員と理解してもよろしいんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防本部総務課長湯原清和君。

○消防本部総務課長兼予防課長（湯原清和君） はい、お答えいたします。現在の交通防災課の人数プラスという考えでおります。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 災害時等にですね、消防署と消防団が迅速的確に対応できるよう、事前に調整会議及び災害対応訓練などをどのようにするのか教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防本部総務課長湯原清和君。

○消防本部総務課長兼予防課長（湯原清和君） はい、お答えいたします。消防団との連携につきましては、各市町村の消防団長が消防運営委員会のほうの委員になっておりますので、その会議の中で調整が図られます。また、消防団分団長会議等を行いますとき、諸所の幹部も一緒に出席しますので、その席で調整となります。また、合同訓練につきましては、今までも合同訓練はやられておりません。それで、消防団は消防団、消防署は消防署で訓練を実施しております。それでも、消防団が中継という形をとりますので、うちの消防団、阿見町消防団、練度が高いものですから、任せておいて大丈夫ということで、今までも不都合は一切生じており

ません。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） この間ですけど、あるところで、稲広の知り合いの人と会ったんです。そしたら、10月になると、実際は救急車が今の3台から2台になるよって言われたんですよ。それが本当なのかどうか、これまでの説明では、当面、現有台数3台は確保するということがあったんですけど、当面というのは10月までということじゃあないですよ。

○議長（柴原成一君） 消防本部総務課長湯原清和君。

○消防本部総務課長兼予防課長（湯原清和君） はい、お答えいたします。現在、阿見町消防署、3台の救急車を保有しております。それで、一番古い車両ですが、これの耐用年数が切れますのが平成30年に切れます。それなものですから、そこまでは3台体制、その後、今度は桜東署それから隣の新しくできる江戸崎の消防署等からも救急車が出動になりますので、その状況を勘案いたしまして、1台その車両を廃車するか、更新するかは、そのときに決定となります。それですので、現在の車両はそのまま阿見消防署のほうの配置になります。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 質問は以上なんですけど、最後に、消防署と消防団は、長年一体になって活動してきたところであり、今後も消防署と消防団の連携を密にし、消防広域化によって、さらなる町民の方々の安心・安全につながるよう要望し、1問目の質問は終わらせていただきます。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） フィルムコミッション事業について質問します。

茨城県においては、平成14年度にいばらきフィルムコミッションを立ち上げ、映画やテレビドラマなどの撮影誘致に取り組み、全国一の撮影実績を誇っております。

私も先月、町村議員会で県庁を訪れたときに、フィルムコミッションの撮影実績のポスターや撮影場所の写真がたくさんありました。その中で、阿見町で撮ったという実績の写真は1枚もなかったんです。そこで、一般的にフィルムコミッション事業は、撮影関係者の食事や宿泊などによる経済効果はもとより、ロケ地に多くの観光客が訪れることによる地域の活性化や自然や歴史的建物等の地域資源など、地域が持つ魅力が広く発信されることで自治体のイメージアップ効果が期待できるとされております。

阿見町では、平成24年にあみフィルムコミッションを立ち上げています。そして、5月から、阿見町において本格的な撮影が行われる映画「さくら花」については、大部分が阿見町で撮影されることから、町のイメージアップ効果や経済効果も大きいものがあると思います。そこで質問します。

これまでの撮影実績について。

あみフィルムコミッションの活動内容について。

今後のフィルムコミッション事業の取り組みについて。

以上です。お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） フィルムコミッション事業についてお答えします。

野口議員御指摘のとおり，茨城県は映像製作会社が集中する東京から近距離にあり，しかも変化に富んだ自然など，さまざまなシーンの撮影に対応できるロケ地を有していることが注目され，数多くの映画やテレビドラマ等のロケ撮影が行われております。

当町においても，映画やテレビドラマ等の撮影支援やロケ誘致により，商業・観光の振興を図り，町の魅力をPRするため，平成24年4月に，あみフィルムコミッションを設立しております。

1点目の，これまでの撮影実績についてであります，平成24年度に7件，平成25年度に8件，今年度については4件の撮影実績があります。

2点目の，あみフィルムコミッションの活動内容についてであります，あみフィルムコミッションのホームページを開設し，いばらきフィルムコミッションのホームページともリンクして，ロケ地に関する相談・案内，宿泊施設・飲食店等の紹介，地元住民への協力依頼などを行っております。

また，あみ観光協会と連携した事業として，平成24年度は，映画「赤い鯨と白い蛇」の上映会を，ロケ地見学ツアーや，主演女優である香川京子さんのトークショーを盛り込んで開催いたしました。

平成25年度は，子供たちに人気の「劇場版仮面ライダーウィザード」の上映会をヒーローショーや物産イベントを実施しながら開催しました。

今年度につきましては，3月7日に，かすみ公民館において，映画「サクラ花」の監督である松村克弥さんが自ら監督を務めた映画「天心」の上映会を，「サクラ花」のPR告知を兼ねたトークショーを盛り込んで開催いたします。

3点目の，今後のフィルムコミッション事業の取り組みについてであります，平成27年9月に公開を予定している「サクラ花」の上映会をトークショーなどのイベントを盛り込んで開催し，より効果的にPRしてまいりたいと考えております。

さらに，映画やテレビドラマの製作会社等に対し，町内のロケ資源を広く周知し，活用して

いただけるよう、あみフィルムコミッションのホームページの掲載情報のさらなる充実を図るとともに、ロケ資源の再発掘やエキストラの拡充、ロケ撮影に対するサポート体制の強化などを図ってまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） これで見ますと、いろいろ、トークショーを盛り込んだ開催とか、いろいろお金を使っているとは思いますが、今年度の予算にも、見たんですけども、単独では、あみフィルムコミッションの予算というのが予算化されていませんが、どういうふうになっているんですか、お聞きします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。予算につきましては、観光協会のほうから支出をするというふうなことで予算計上、ですから、町の観光協会のほうに補助金を出しております。その中で対応するというふうなことでなっております。なぜかと言いますと、先ほど町長の答弁にありましたように、フィルムコミッションについては、宿泊施設のあっせんですとか、食事のあっせん、それから撮影場所の調整まで、多種多様にいろいろな活動が出てきます。状況によっては、その撮影者が、というか制作する側の意図によって動かなければならないというようなことで、当初にいろんな消耗品ですとか役務費ですとか、いろんなことを想定して予算を組んでも、なかなかそれが実態に合わないというふうなところもございますので、観光協会の中である程度柔軟に対応できるような予算の執行をしたほうがいいたろうというようなことで、観光協会のほうから支出をしているということで、当初のほうには入っていないというふうなことでございます。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 今聞いた話で行きますと、観光協会でお金を出しているんなら、最初から観光協会内あみフィルムコミッションにしちゃったほうが、より自由にお金が使えんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 観光協会も商工観光課内にあるわけなんですけれども、フィルムコミッションのPRの1つの手段として、観光協会内フィルムコミッションというようなことで、それがより効果があるのであれば、それは検討、特にやぶさかではないんじゃないかなというふうに思っております。ただ、今は、フィルムコミッションを商工観光課内というふうないろいろなPRはしておりますけれども、それが観光協会でないというふうなことについては、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） それでは、どうもありがとうございました。これからもフィルムコミッションが活躍できるように、私ども、私どもちゅっちやまずいんですけど、商工会とかその辺を、農協とかいろいろできることを手伝いながらやっていってもらえれば、より発展すると思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（柴原成一君） これで3番野口雅弘君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 4時29分散会

第 3 号

[ 3 月 5 日 ]

## 平成27年第1回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成27年3月5日（第3日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君				
教	育	長	青山壽々子君			
総	務	部	長	横田健一君		
町	民	部	長	篠原尚彦君		
保	健	福	祉	部	長	坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター長	高須 徹君
児童福祉課長	青山広美君
健康づくり課長	篠山勝弘君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	佐藤哲朗君
環境政策課長兼 放射能対策室長	岡野 栄君
学校教育課長	菊池 彰君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君
指 導 室 長	根本 正君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青山公雄
書 記	大竹 久

平成27年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成27年3月5日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成27年第1回定例会

一般質問2日目（平成27年3月5日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 浅野 栄子	1. 予算と地方創生について 2. 茨城国体の成功とスポーツ振興推進について	町 長 教 育 長
2. 紙井 和美	1. 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」に若者の力を 2. 産官学連携と第6次産業の発展について 3. 「道の駅」整備計画について	町 長 町 長 町 長
3. 難波千香子	1. 地方創生交付金を活用したプレミアム商品券発行业について 2. 食育と地産地消の推進について 3. 住宅用LED照明設置の助成について	町 長 教育長・町長 町 長
4. 川畑 秀慈	1. 地方創生について 2. 公共施設維持管理計画について	町 長 町 長
5. 倉持 松雄	1. 安心できる学校生活	教 育 長

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

議事に入る前に申し上げます。

昨日の海野隆議員の一般質問において、天田町長の答弁の中で不穏当な発言があったということで、天田町長に謝罪を申し入れますが、天田町長いかがでしょうか。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まず結論から言えば、謝罪をするという、そういうものではないそう思っております。こないだの——昨日の質問の中でこのときかな、やっぱり拍手が起きたのは。やはり実際に生活のにおいが全然してないわけだから。ほかの人たちはそういう思いをしてると思いますよ。海野議員がここできちんとした生活をしてるのかと。今の状況の中でアパートで暮らして、そして奥さんもいないっていう、今の状況ね。やっぱり二重生活してるわけですから。そういう意味では議員各位の中でもそういう思いをしてる人がいるんじゃないかな、そう思います。この発言が……。

○議長（柴原成一君） 発言者以外は黙ってください。

○町長（天田富司男君） 私が発言してるんで。ね。私に対してのあれですから。

私は弁明でも何でもありません。当たり前のことを当たり前のように答弁してるわけでありますから、私にとっては当たり前であると。なぜこの問題に対して弁明しなければ……。謝罪しなければいけないのか、それは私には全然わからない。そのことだけは言っておきます。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

各議員の方は全員協議会室へお集まりください。執行部の方は、全員協議会が終わるまで少々お待ちください。

午前10時02分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど全員協議会室で、昨日の町長の答弁について協議いたしました。

再度天田町長に謝罪の申し入れをいたしました。謝罪をするということでございますので、天田町長の発言を許します。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 本当に1時間以上も、議員各位にはこの問題に対していろいろな御意見があったということであります。本当に1時間も皆さんには嫌な思いをさせたことに、まずお詫びを申し上げたい、そう思います。

先ほどは海野議員の問題に対してこちらの人権問題等も絡むという、そういう問題もあります。本当に奥さんの話までもしてしまった。そういうことに対して、非常に私としてもお詫びをしなければならない。陳謝をしたいと思えます。

どうも海野議員、申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（柴原成一君） はい。

これより議事に入ります。

---

#### 一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、12番浅野栄子君の一般質問を行います。

12番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

#### 〔12番浅野栄子君登壇〕

○12番（浅野栄子君） 皆さん、おはようございます。本当は10時に始まっていたはずでございますが、私が一番バッターになるときは大抵いろんなことが、アクシデントが起きまして。私が一番バッターでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

都道府県の2015年度当初予算案が2月20日に出そろい、一般会計の歳出総額が公開され、全体の70%に当たる33都道府県が増額予算だったということです。予算は国の地方創生に積極投資への取り組みで経済活性化・地域活性化・人口減少対策などへの政策へつぎ込まれています。

茨城県の前予算を見ると、復興地方創生に照準を合わせた産業・生活大県の推進ということで、一般会計は前年度当初比の6.5%に当たる709億円増の1兆1,613億4,300万円で、過去最大の予算規模だそうです。阿見町も前年度より6.2%増で154億5,900万円と、近年最大の規模の予算であるということです。

各市町村それぞれの予算、キャッチフレーズを掲げ、新聞掲載がありました。「予防接種や

子育て支援」牛久市、「工業用地整備が本格化」つくばみらい市、「人口減少対策に力」稲敷市、「駅周辺整備に重点」石岡市、そして、我が阿見町は「子育てや定住促進」ということでした。

安倍首相が第187臨時国会で所信表明演説を行いました。要旨は災害に強い国づくり、復興の加速化、地方創生、外交、成長戦略など多岐にわたり、多くの政策が組み込まれた演説でした。その中で、取り組むとして重要課題にしたのが少子高齢化で、日本の人口の急減、地域社会の維持困難という現状から少子化に歯止めをかけ、都市群に流出した企業と人材を地方に呼び戻すということでした。

打ち出した政策がまち・ひと・しごと創生総合戦略です。国は、この政策に対し総額3兆5,059億円の補正予算を組み、地方自治体へ各地の実情に応じた地域総合戦略をつくる努力を義務づけました。地域の実情に応じて活用できる交付金や少子化対策取り組みへの補助金があるだけでいいということで、地方自治体が色めき立ったのは言うまでもありません。新たな交付金制度による地域活性化が期待できるわけです。

地方自治体は、地方創生計画を作成し国の認定を受けることにより、計画に記載した事業に交付金の支援措置が受けられるのです。昨年から今年当初にかけて、町も事業の企画書を作成し始めました。施策に当たりテーマが2つあるそうです。1つは、超高齢化人口減少社会における持続可能な都市、地域の形成。2つ目には地域産業の成長、雇用の維持・創出。

そしてまた、支援策に求められる条件、機能が幾つかあり、特に注目すべきは超高齢人口減社会の対応で、1つに若者に魅力のある地域拠点と都市と中核とした拠点とネットワークの構築を。地方へ若者の呼び込み、若者の地方就職の促進。2つ目に人材バンクの統合的運用等による中高年の地方移住の支援。3つ目、観光による交流人口の拡大、公共交通ネットワークの再構築、地域資源を活用した取り組みの支援。1つとして6次産業化を含めた地域資源のビジネス化支援、2つ目に地域密着型事業の立ち上げ支援。これは、いろいろな施策に対して具体的な方向づけが明示されております。

国は、2060年に約1億人の人口を確保する中長期的人口ビジョンと5カ年の政策目標と施策の策定をし、地方は地方人口ビジョンとして、各地域の人口の転出動向や人口推計の表示、地方総合戦略として産業、人口、社会インフラなど実態調査を分析し、客観的な指標を設定して施策をつくる。つまり、人口ビジョンと総合戦略をそれぞれの方向から立て、早期策定し、国へ提出する。

しかし、認定を受けなければ交付金はいただけないわけです。2020年までの5カ年計画作成、指標、数値を入れるという国のサイドでつくるのは大変だと地方自治体は頭を抱えているという記事を読みました。

政府から交付金をいただけるということで、早くつくって早くお金をもらえという市長さんもいるそうですが、数値目標を達成するために手段を優先してしまい、住民の声を聞かないのでは本末転倒になってしまわないかという懸念もあります。しかし、この交付金で少しでも流れが変われば、地域としては一石二鳥というわけですから、しっかりとたくさん施策を提出し、交付金をいただいでほしいと思います。

昔、ふるさと再生1億円という政策がありました。小さな村、大きな都市、平等に1億円が交付されました。それぞれの自治体が自由に自分たちの村や町のために使えたというのは、本当に今思えばすごいということだったと思います。2020年までが勝負だ、結果が出ないとだめなんだ、地域の現場に根差した政策を考えてほしい。大事なものは地域の現状です。お金がつかならこんなふうにやってみようよ。町長、議員、住民と職員が一緒になって地域を盛り上げ、分裂したままではいけません。統合してより賢い選択をしなければなりません。

人口減少はとめられない、減っていくのは仕方がない、増やすことは難しい。だとすれば、人口の減り方を少しでも緩めていく。結局、住み心地のよい町をつくるイコール安心して子供を産める、育てられるという安心の町です。その町を目指す、人間にとって暮らしやすい町になるはず。阿見町にとって何が課題なのか、創生は何を目指せばいいのか、しっかりと策定していただきたい。

阿見町の地方創生ビジョン、総合戦略はどのような展開を見せるのか、その構想と戦略についてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、こんにちは。

傍聴者の皆さん、本当に申しわけございませんでした。1時間強もお待たせいたしました。

早速それでは浅野議員の質問、予算と地方創生について。今回は地方創生が随分出ておりますので……。

新年度予算に関し、他市町村の状況が報道等でも取り上げられております。予算規模が大きくなる自治体が多いようですが、その背景は各地で異なることと思われ。さまざまな施策を地方創生の一環として広く捉えることもできますが、ここでは地方創生の支援策となる国の交付金に限定してお答えいたします。

この交付金は、平成26年度の国の補正予算によるものであり、各地方公共団体においても、平成26年度の補正予算化が進められているところであります。平成27年度の予算については、国から手続等が示されている段階にはなく、どこの自治体においても反映されていないものと

思われます。町においても新年度予算には含まれておりません。今後、補正予算により対応することになると考えております。

続いて、20日に県庁にて開催されました「まち・ひと・しごと創生連絡会議」について、その内容は、総合戦略策定に関する県の策定スケジュールが示されたこと、平成26年度補正予算で対応する県事業のうち、市町村の協力が必要なものの概要説明と質疑があったものであります。

町総合戦略の策定に関しましては、海野議員の質問にお答えしたとおりであります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 県では、この創生に対してのですね、創生本部を2月19日までに立ち上げた。そして、この19日までに創生本部というのですか、それを立ち上げた市町村が44市町村の中で18市町村だったとありますが、町はいつ立ち上げたのでしょうか。その体制と……。先日の要旨の中には入っておりましたが、その体制と活動状況、有識者会議について。そして促進プロジェクトチーム、これの人数、これからの活動計画、そしてそのサブ推進チームっていうんですか、サブ推進チームですね、それぞれの人員構成、それはどのようにになっているのかお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

まず、町で創生会議本部をいつ立ち上げたかということですが、1月に庁内で庁議を開催いたしまして本部会議を立ち上げるというような内部で協議をいたしまして、1回目の創生本部会議を2月19日に開催してございます。それとですね……。失礼しました。2月の13日に1回目の創生本部会議を……。

昨日の海野議員の質問に答えた内容と重複するということですが、1月の29日に庁議において町の創生本部を立ち上げたというようなことですが、それで1回目2月13日に会議を開いたというような経過でございます。メンバー的には庁議のメンバーに総務次長を加えた12名というようなことですが、

有識者会議ということですが、こちらもお答えしたとおりでございますが、ほかの外部からということですが、産官学金労言というような幅広い分野から参画をしていただくということで、人員的には10名以内というようなことで予定をしているところでございます。

あとは、この総合戦略を策定したその施策を、内部でプロジェクトチームを立ち上げて取り組んでいくかどうかという問題につきましては、今後策定した内容に基づいてどういうメンバーで取り組んでいくかということについては、今後の協議の中で決めていきたいというふう

に考えてございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、創生本部はできたけれども、まだ一番の定住促進のプロジェクトチームはこれからだということですね。はい。これから、これは早急なというので、いつごろの予定は組まれておりますか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。策定が、来年度27年度の秋ごろまでに総合戦略を策定するというような計画でございます。それに基づいて特化したプロジェクトを立ち上げる必要があるかとか、そういうことも踏まえるとそれ以降になるかというふうには思いますが、今年度の――26年度の補正予算にも組みましたように、地域活性化、地域住民生活の緊急支援交付金に係る補正予算というように、その中で地方創生先行型というようにところで、町としてはその定住促進という部分で、その補正予算の中でも盛り込んでいるところでございます。

そういう中で、今の段階からもう既に準備はもう、そういう制度設計とかいう部分では進めているところもでございます。そういう部分で具体的に進めるに当たって、関係部署の協力連携が必要だということであれば、そういうプロジェクトチーム、そういうものも今後検討していくというふうなことになるかと思えます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） その定住促進というのが、この予算の売りでしたので、安定した雇用の維持創出、人の流れを変える、結婚・出産・子育ての支援、これは今一番大切なことですから、そのプロジェクトチームをですね、早急に立ち上げて推進していただきたいと思えます。

そして、前にお伺いしました産官学金労言と、そういう中でですね、これによると、総合戦略の効果検証に際しては、その妥当性・客観性を担保するために、この政府からですね、外から見たプロの達人が今「輝くまち阿見」と言っていますが、もっと輝く町にしてくださいんじゃないかと思うんですが、そういう国のですよね、職員派遣について町では要請しないと、そういうふうにありますけれども、プロの達人をですね、戦力になってくださる達人を要請しないという理由は何かありますでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

これも昨日の質問の中で答えたということですが、町では自前で総合戦略を策定していくというようにところで、データの分析とかいろんな細かい資料の取り寄せとか収集とか、会議録の支援とかそういう部分ではコンサルに委託する部分もございますが、基本的には町の

職員が策定していくというようなことで考えてございます。そういう意味で、国のほうからのそういう職員の支援は求めないということでございますが、もう1つ、国のほうでは地域創生のコンシェルジュ制度というものも制度として設けているようでございます。

そういうコンシェルジュ制度ということにつきましては、茨城県出身の国の職員ですね、各省庁に勤めております職員、そういう職員を活用して相談に乗っていただく、アドバイスをいただくというようなこともありますので、町としても必要に応じてそういう制度を活用させていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 今のお答えの中にコンサル委託というお話がありましたけども、石破創生担当大臣はね、コンサルはだめとそのように言っておりますので、今おっしゃいましたようなね、やはり市町村のこのコンシェルジュっていうんですか、それからコーディネーター、そういう方を使って、阿見町独自のですね、阿見町が本当に希望する予算獲得をお願いしたいと思います。

で、たくさんいろいろなビジョンが出ておりますけれども、見ているとですね、阿見町としては今行っている事業を国で言う消費喚起・生活支援型、地方創生先行型に当てはめているような感じもするんですね。この施策というのは、今後どのように進行して国へ提出するのでしょうか。この目標の決め方、それから施策に、大体大きな見出しだけで、その具現化がありませんね。その具現化というのはいつごろしていらっしゃるのでしょうか。提出というのはいつごろしてですね、交付金はいつごろいただけるんですか。そのいろいろな計画というのはどのようになっているのでしょうか。お願いします。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

基本的にはこの総合戦略も町の6次総合計画、その中で掲げてる政策と大分重複というか、同じような施策が上げられるところでございます。それというのも、今度の6次総合計画の重点施策の中では、1点目の重点施策として定住促進、そして2つ目が安心安全というような大きな2つの重点施策を10年以内に達成していくというような目標を掲げて6次総合が26年度からスタートしたというところでございます。

そういう中において、国においても地方創生、そういうものを——地方版の総合戦略を策定するということになりました。そういう中に町としては町の6次総合計画に国がそういう形でさらに支援をしてくれるというような認識で、さらに町のなかなか単独ではできない部分を国の支援を受けながら前倒しをしながら、すぐに取り組まなければならないものは速やかにそういうものを活用して取り組めるというような状況になってきているのかなというふうに判断をし

ております。そういう意味では、6次総合と重複する施策が出てくるというのは、これはそういうことになろうかというふうに思います。

また、今後策定する総合戦略の中で、また新たな施策、具体的な施策が出されればそれも盛り込んでいくというようなことになろうかと思えます。それについても今後の中の――創生本部会議の中でそういうものをよく検討しながら、それぞれ施策の中には当然KPIという成果目標も設定していかなければならないということでございますので、十分その辺は精査をしながら策定していきたいというふうに考えております。

それで、その計画の策定につきましては、昨日も御説明したように、秋ごろまでには策定しなければならないということで、その策定した内容に応じて国がその内容を判断して、それに交付金がつくかどうかということもありますので、それからの国からの交付決定というようなことになろうかというふうに、今の段階ではそういうふうに判断しております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 国の決定がおりて、一番最初にその交付金がいただけるという、一番最初というのは大体いつごろなんですか。補正予算に組み込まれるという、そういうお話もありましたけれども。

○議長（柴原成一君） 企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まず平成26年度補正予算分につきましては、県・国のほうへの実施計画の提出につきましては3月上旬に――今週ですね、今週中に県のほうに提出いたしまして、国のほうへ上げていくという形で、その中で国のほうで精査して決定されるということで、歳入として入ってくるのは翌年度明けてからの話になると思います。

あと、27年度に策定します総合計画の部分についての実施計画の提出等のスケジュールについては、まだ国のほうからも示されていない状態ですので、現状――今は平成26年度補正予算に組んだ地方創生先行型の事業内容について、国のほうにつないでいるという状況でございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。

国はですね、特に安倍首相は女性の活躍推進への企画立案、これをね、女性が輝く社会と、こう言っております。この阿見町の中にはですね、女性の活躍する、そういう戦略というんですか、政策がちょっと見当たらないんですけどもね。女性参画ではありませんよ、女性団体への支援、または女性の非正規問題、そういう女性の輝く社会をつくるための企画。そういうものは、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。ただいまの御質問ですが、地方創生の関係でのお話かと解釈をいたしまして、ちょっと答弁させていただきますと、今回の補正予算の中で計上させていただいてますが、女性の社会進出等を支援する施策立案に向けた基礎調査ということで、120万だったですかね、125万5,000円……。125万7,000円。失礼しました、ちょっと頭に入ってなくて。の、補正予算を今回計上させていただいております。

で、女性の雇用促進とか子育て支援、それからワークライフバランスの確保など、女性の社会進出を後押しする町の施策を今後検討していく上での基礎調査というようなことで考えているところです。

失礼しました。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。考えていただきまして。

昨日質問、永井議員にありましたね。やはり女性が輝く、その中の一端でもですね、子供を安心して育てる中に、やはり待機児童という問題は大変大きな問題です。でも、待機児童が昨日は随分いるというお話でしたよね。その待機児童がですね、ゼロになるというのも、やはり女性が輝くのに必要な要因ですので、それもしっかりとね、考えていただきたいと思います。

それから、地域創生先行型の中で、観光振興事業というのがここに499万9,000円の中ですね。この観光振興事業の中の町の定住促進というのは、どうなのか。そしてまた、プロモーションを作成すると、そのようにおっしゃいましたけれども、この町のPRのプロモーションということだそうですが、このプロモーションビデオですね、いつ、どの場所で、誰がつくって、そしてその活用はどのように活用するかをお聞きします。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） お答えいたします。

今回補正予算の中で地方創生先行型ということで、町のPR映像等の作成業務についても補正予算で計上させていただきました。これは今浅野議員が言われたとおり、町の観光についてのPRを内外に広めていくというふうな観点から、この地方創生先行型に該当するんだろうというふうなことで予算を計上させていただいたんですけれども、ただ具体的にまだどういふふうな形で進めていこうかというふうなことを、内部の中でしっかりと制度を決めているわけではございませんけれども、ただ、町の持つ魅力、それを内外にPRするということで、それに伴って定住促進を図っていかなければならないというふうな観点でこういった事業をするものですから、例えばアウトレット・コミュニケーションでの活用、あるいは企業誘致に伴って企業誘致活動の中でPRをしていくような事業に、そのプロモーションビデオを貸し出すとか、

あるいはまい・あみ・まつりですとかさわやかフェアなどにもそういったものを活用して住民にPRしていくというふうな考え方で、今思っております。

ただ、具体的にまだまだいろんな活用方法があるというふうにも思っておりますので、それはこれから精査をしながら進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。茨城国体も開かれることです。そうですので、やはり阿見町のPRとしてもですね、県は47都道府県中47位という、こういうことですので、阿見町もですね、その県の47位ではなく、やはりほかの日本に、または世界に向けてそういうPRも必要じゃないかと思っておりますので、このプロモーションビデオは大変期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、若者の支援につきまして、ようやくですね、第3子について、第3子以降の出産促進ということで、第3子以降の……。第3子ですね、第3子に交付が決定されました。第3子以降を交付10万円ということで、ありがとうございます。しかし、ほかではですね、30万とか100万とかすごいお金が入っておりますので、それを見るとね、ちょっと少ないかなと思ひますけれども、これもですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この中で、やはり大きな骨子がたくさんありますけれども、その中の優先順位をつけていただきましてですね、阿見町がもっともっと輝くまちになるように、創生の促進をよろしくお願ひしたいと思ひます。

で、第1問目を終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、第2問の茨城国体の成功とスポーツの振興推進についてを質問いたします。2013年9月7日ブエノスアイレスで行われた第125次I O C総会において日本で2020年にオリンピックが開かれることが決定されました。「お・も・て・な・し」、そしてI O C委員の方が「トウキョウ」とおっしゃったことが思い出されます。国民が一丸となって世界の選手、人々を迎え、スポーツのすばらしい祭典となったあのオリンピックの興奮と感動が再び味わえることに、今から心をときめかせております。皆さんもそうでしょうか。

そして、このたび県にとってはオリンピックと同様なスポーツの祭典、国民体育大会——国体が41年ぶりに開かれることになりました。国体は広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図り、地方スポーツの振興と地方文化の発展を図ることが目的です。私は、当時美浦村で行われました馬術大会で受付の役目をしていましたので、直接国体に触れており、感動も直接受けることができました。阿見町の国道、町道の道端には、いろいろな花が美しく咲きそろう、茨城が一体となって開かれている実感がありました。二、三年後も真っ

赤なカンナの花が町道に咲いており、いつまでも名残が残っております。

そのときのテーマは「水と緑のまごころ国体」でした。そのときの、まさに茨城の姿であったと思います。今回は「いきいき茨城ゆめ国体」だそうです。これもまた、現在の茨城にぴったりのテーマであると思われます。選手、監督・コーチだけでも前回の千葉国体では2万2,550人、前々回新潟国体では2万2,826人ですので、家族やそのほかを合計すると3万人以上になるのではないかと思います。この機会はビッグチャンスです。大いに活用し、茨城県が、先ほど申しましたように、47都道府県中47位という、残念ながらすさまじいワースト記録を持っております。ですから、知名度・観光度ともにベスト1に輝くよう、阿見町を訪れる大勢の方々に茨城のよさ、阿見町のよさを大いにアピールし、それぞれの選手が気持ちよく演技できるように心を込めてお迎えしたいものです。

そのためにも競技場所の整備には十二分な配慮が必要不可欠です。より早く検討し、万全の整備をするためには、早期からの準備が必要かと思われます。国体に関する準備は立ち上がったのでしょうか。

1、茨城国体の準備状況について。①国体準備室などの組織体制について。競技の内容と設置場所の対策について。プレ国体について。水上スポーツの振興計画について。

2点目、スポーツ振興に向けての環境整備について。阿見町には、多くのスポーツを楽しんでいる人がいます。種類はさまざまですが大変頑張っておられ、素晴らしい成績を残している人がいることも聞いております。この素晴らしい原石から、将来Jリーガーや大リーガー、またはオリンピック選手が出現するかもしれません。スポーツの宝物を大切にし、育て上げることも町の役目なのかなと思います。

それなので、町にスポーツ振興課の設置はいかがでしょうか。そしてまた、その振興課を背負い阿見の魅力を伝える。また来町した選手、監督またはアスリート教室の講師とのパイプ役としてスポーツ大使の登用は考えられますか。また、選手は試合参加に遠征はつきものです。経済的な面についての支援体制はあるのでしょうか。そして、素晴らしい成績を残した人を表彰する場は設定されているのでしょうか。選手にとって表彰、激励会は大きな後押しになり、精神的にも自信と向上心が生まれるきっかけとなるはずです。

阿見町はスポーツを愛好する人たちにとって、環境はどうなのでしょう。競技力を向上させる上で、運動施設の上で、そして指導者の数と質について。阿見町がこの国体を機にスポーツへの意識を高め、スポーツの町としても充実している素晴らしい町だという、これこそ成長戦略を発揮する1分野だとして前進していただきたくお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 浅野議員の、茨城国体の成功とスポーツ振興推進についてお答えします。

まず1点目の、茨城国体の準備状況についてお答えします。

①国体準備室などの組織体制についてですが、茨城国体に向けた対応は、生涯学習課を中心に進めているところです。今後の状況次第とはなりますが、少なくとも平成28年度から新たな体制で準備に当たる必要があると考えております。

競技の内容と設置場所の対策についてですが、競技内容はセーリング競技です。会場は陸上自衛隊武器学校地内に、艇置場や各県連のテント等を設置し、敷地内にあるスロープを使用する計画です。また、武器学校に隣接する予科練平和記念公園に本部棟及び大型のイベントテントなどを設置します。審判員や救助員などが乗船する運営艇は土浦市のラクスマリーナに停泊する予定です。なお、レースは掛馬から島津にかけての霞ヶ浦沖合で行う予定です。

プレ国体について。セーリングは通常リハーサル大会を開催していますので、当町においても同様に開催予定です。

水上スポーツの振興計画について。現在水上スポーツの振興計画はありませんが、当町の水に関するスポーツ事業としては、阿見中学校のプールを活用した水泳教室や霞ヶ浦でのジュニアヨット教室を開催しています。また、昨年度から県セーリング連盟の事業で、阿見町長杯ヨットレースを霞ヶ浦で開催しております。

次に2点目のスポーツ振興に向けての環境整備についてお答えします。

スポーツ振興課の設置についてですが、状況に応じ、町組織全体のあり方の中で検討していきたいと考えております。

次に、スポーツとともに町の魅力を伝えるスポーツ大使の登用について。阿見町には阿見町をPRするジャンルを問わない「あみ大使」の制度がありますので、スポーツに限定した大使の登用は考えておりません。

3点目のスポーツ競技大会奨励金制度について。当町には、スポーツ大会出場補助金制度があり、関東大会や全国大会等に出場するための交通費及び宿泊費について、要した費用の一部を補助しています。

スポーツ功労者の表彰について。小中学生は教育委員会で年2回表彰しております。体育協会及びスポーツ少年団でも、毎年の総会時に表彰しています。

最後に、これまでの姿勢とこれからの計画について。

ア、競技力の向上についてですが、平成23年度からプロやアマチュアのトップレベルの選手やコーチ等が小中学生に直接指導するトップアスリートスポーツ教室事業を開催しており、小

中学生の競技力向上を図っているところです。

イ、運動施設の整備についてですが、町の運動施設には、総合運動公園・町民体育館等があります。各施設とも年々老朽化が進んでいますので、町民の健康維持増進及び競技力向上のため、計画的に維持管理に努めているところです。

ウ、指導者育成についてですが、スポーツ推進委員が研修会に参加したり、体育協会とスポーツ少年団が毎年合同で研修会を開催するなど、指導技術の取得と向上に努めています。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時55分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野栄子君の一般質問を続けます。

12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは質問させていただきます。

茨城で国体が開かれるのは2回目です。前は昭和49年、29回国体。今回は74回国体で41年ぶりですので、経験のない方もいらっしゃると思います。前回の成績は男女総合第1位、天皇杯をいただいています。女子も総合1位で皇后杯という成績でした。今回も素晴らしい成績が残せるとうれしいです。

この近隣市町村では土浦市が水泳・軟式野球・相撲・高校野球、牛久市では軟式野球・空手道、つくば市では体操・自転車・アーチェリー・パワーリフティング・ダンスパフォーマンス、美浦村はディスクゴルフ、稲敷市はトランポリンが開かれる予定です。そして、土浦市は今回の予算の中に国体準備として軟式野球会場の川口運動公園野球場を1万人観客席改修、それから夜間照明設備と3カ年をかけての予算を取りました。牛久市も軟式野球会場の改造工事として2億3,405万円を上げたのと、ほかの市町村では準備を始動したのですが、阿見では生涯学習課を中心に進めていると御答弁がありましたが、現在はどのような状況なのでしょうか。

そしてまた、プレ国体と称して前年度に予備大会があるそうですが、少なくとも2年前には準備が整っていなければと思います。この点はいかがお考えでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。

まずはですね、平成24年度――過去に戻りますけれど、7年前にセーリング競技会が阿見町ちゅうことで内諾を得ました。で、25年、これ6年前なんですけど、中央競技団体正規視察が

ですね、来まして、武器学校の視察、これ町長、教育長も含めた中で視察をしております。で、27年度、4年前ですね、こちらについては準備委員会設立発起人会というのを設立いたします。それが28年度に準備委員会設置——これ事務局を設置して、それが……。これ3年前なんですけど、実行委員会を設置してく。で、先ほど教育長が答弁しましたけど、この28年度には当然準備室を設けなければいけないですよっちゅうことでなっております。

で、プレ大会は当然2018年の1年前に当然プレ大会を実施していくっち形で考えております。以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） その、じゃあ準備委員会が発足しているということですね。準備委員会を発足させるというんですね。じゃ、その準備委員会のね、委員会のメンバーの方はどのような方がメンバーになって準備をするのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長兼中央公民館長佐藤吉一君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（佐藤吉一君） はい。準備委員会でございますが、役員としまして会長、副会長等いろいろと、顧問等とありますが、首長を筆頭にしまして、教育長、それから議員の皆様とか、それからいろんな部門がございますので、行政の関係、それから学校、それからスポーツ・レクレーション関係、宿泊関係とか輸送とか、さまざまな……。もちろん通信、そういった関係の団体も、また学識経験者なども踏まえて実行委員会を組織する予定となっております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 大変人材が豊富なようですので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、今回陸上自衛隊武器学校内が計画されておりますね。会場がね。その武器学校には、いつでも自由に入れるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 当然、これは武器学校なんで、当然承認を得てもらって、申請してオーケーであれば入れる。例えば観桜会とかですね、桜祭りのときなんかは一般開放もして。それから、今予科練から雄翔園には自由に行けるような形してますけど、当然場所によっては許可を得ないと入れないっていう場所が、立ち入り禁止ちゅうところもありますんで。

以上です、はい。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 第6次総合の中にもね、湖まちづくり推進事業、これ797万5,000円が計上してありますね。これは霞ヶ浦湖畔の親水性を向上しますということで、霞ヶ浦湖畔の

町として湖畔の親水性を向上させることにより、あみプレミアム・アウトレット等の観光客を霞ヶ浦に誘導しますという。それから、その中には歩道の整備工事、それからウォーキング、島津公園の梅植、それから掛馬水泳場のあった掛馬地区内と。

そういうことで、町としてもですね、霞ヶ浦に近いという本当に霞ヶ浦という、湖を持っていない地域にとっては大変にうらやましいところなんですね。ですから、その霞ヶ浦を町としてはもっともっと活用したらどうかと思うんです。

ですから、霞ヶ浦、今次長さんがおっしゃったように、セーリングやったり、それから競技大会をやったりといろいろ利用しているわけですから、霞ヶ浦湖畔でね、この機会に、この小さなヨットハーバーのようなそういうもの、または栈橋をつくって町の方が普通にそこに自転車で رفتったり、またはウォーキングをしたり、そういうサイクリングをした人が休憩できるような施設にして、そこを盛り上げることはできないかと思っておりますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

質問の趣旨としては、国体が開催されるということに伴って霞ヶ浦周辺を活用した町の振興策を考えたらどうかというようなことかと思いますが、そういうことに関しまして、昨年26年度の補正予算でですね、そういうコンサルに調査委託をした経緯がございます。国体の会場、第1候補としては、今教育委員会のほうで答えたとおり武器学校敷地内というようなことと、あとは町の開催するに当たっては大室地区の船だまりの西側のあたりと。あとは大室のストックヤード跡地、その辺を活用した振興策、国体の開催に向けての検討をしたところでございます。

検討内容としては、そういう場所に開催するに当たっての許認可等の法令上の取り扱いはどうなっているのかとか、あとはそこに施設整備をした場合の経費、運営費とかスケジュール等、そういうものを検討した結果ですね、結果としては今答弁したとおり、武器学校敷地内で開催したほうがあらゆる面でいいだろうというような判断でございます。

ほかの2つの大室地区の船だまりとか大室ストックヤードについては、新たに設備新設——そういうスロープとか栈橋とかつくるためにはかなり新設整備費用が増大するということや、用地を、スロープを設置するなり栈橋を設置するに当たっては漁業補償問題とか環境アセス調査、地盤改良、そういうものがあるため、スケジュール的になかなか厳しいというような問題。大室ストックヤードについては、今現在霞ヶ浦高校でグラウンド整備計画が進んでいるということで、そういうところを町がそこに会場として行う場合には、霞ヶ浦高校さんのそういうグラウンドの整備計画のスケジュールが大幅に変わってしまうというような問題があるというよ

うなことを総合的に判断しまして、当初の武器学校敷地内の開催が望ましいだろうというような結論に達したということでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 申しましたように、この機会じゃないとですね、そういうことができないんじゃないですか。それから自分の地域のね、そこでやっているのに、そこにね、自分の名前を書いて入っていいですかと、そんな許可をもらいながら国体を見学するという自体がね、やはり町民にとってはね、おかしいんじゃないかと思うんですよね。みんなで応援したり、見たり、見学できたり。そういう施設となればですね、阿見町……。

じゃあ、このね、湖畔の町の親水性を向上しますと言っているこれは何なんですか。そこがやるのが費用がかかる、これがこうだから、だめだからって。それはね、やっぱりへ理屈でね、これをやろうとすればですね……。だって現にですね、ヨットレース教室を開いたり、それからジュニアヨット教室ですか、そういうのを開催して、阿見のプールでやってるっていうんじゃないですか。そういうのは、その練習や何かね、阿見のプールを利用してそういうことをやっていたり……。まあ、それはちょっとあれかもしれませんが。じゃあ何のためにね、霞ヶ浦が近くにあって、それを利用しないのか。そこのところがちょっとね、不思議なんですよね。予算がない、できませんと、それで片づけてよいものなんでしょうか。

このね、国体というのは、なかなか回ってこないものですよ。こういう機会を利用しないでいつやるんですか。今じゃないんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 少しわかってないのかなと思うんですけど、競技の場所は掛馬と島津の下のほうでやるんですよ。

○議長（柴原成一君） 浅野議員、浅野議員、答弁聞いてからにしてください。

○町長（天田富司男君） だから、要するに人を見るのには、観客は向こうで見るんです。そうでしょう。だって、レースは掛馬下と島津のほうでやるわけだから。島津下でやる。で、島津も小公園が今、この3月までにはきれいになりますし、3月15日……。

○議長（柴原成一君） 浅野議員、答弁終わってからにしてください。

○町長（天田富司男君） 何をつくるとか何とかじゃなくて、湖まちづくりをどう今から活かしていくかってことを、今から私たちは考えているんです。だから、今は国体の話をしてるんでしょう。国体の話。だから国体はもう武器学校の場所で設定してやりますよと。これはもう本決まりです。そして、競技をする場所は掛馬下と島津、あの地域でやりますから。あそこあたりにね、やはり観客席とかそういうことは設けられるとは思いますが、十分あそこで見ら

れますので、その点はよく御了承下さい。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい、わかりました。ではね、栈橋とかね、普通のヨットレースとかそういうものが自由にできるような、そういう施設が将来考えていただければよろしいかと思しますので、よろしくをお願いします。

それではですね、スポーツをしているとやはり経済的に負担がかかりますね。で、スポーツ競技大会奨励金制度っていうのがね、あればいいのかなと思いましたがけれども、補助金が出ているというお話がありましたのでね、という答弁がありましたので、補助金について、どのような大会にどのぐらいの補助金が出るのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長兼中央公民館長 佐藤吉一君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（佐藤吉一君） はい。生涯学習課で出しています阿見町スポーツ大会補助金でございますが、補助対象大会といたしまして国、県それから日本体育協会などが主催する大会で県代表として出場する全国大会、もしくは関東大会。以上の大会ということでの対象となります。

それから補助対象者としましては、町内に住所がある、または町内に事業所——勤務する方ですね、であって体育協会に加盟している、またはスポーツ少年団に加盟している選手ということになります。対象経費には先ほど答弁にあったように交通費と宿泊費ということになります。対象額につきましては、国内——日本国内で開催される大会につきましては、個人につきましては小学生また中学生は補助率の限度はありません。その他付き添いとか大人の方については2分の1で最高限度額は3万円ということになっております。同じ国内で団体の場合は15万。国外——日本外、外国で行われる場合には個人の場合は5万円が限度額、団体については30万円が限度額ということになっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。何かオリンピックは金が300万、銀が200万、そういうお話もありますけど、やはり皆さんのそういうね、補助金、それは大変ありがたいものですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、やはりスポーツをしている人、そういう人はみんなから応援されたというのはとても向上心もある、精神的にもね、とてもうれしいものです。そういうスポーツアスリートというか、そういういろんなすばらしい賞を残した人の表彰ですね、表彰、年2回行っているということですがけれども、それはどういうときに行っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい。年に2回行っております。1回は11月の第1土曜日に行われる教育の日という、体育館のほうで多分議員さん方もいらしたと思うんですが、そこで1回目を行います。2回目は、こないだ行いましたが2月の後半に、今年度は中央公民館のほうで表彰式を行いました。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 私も教育の日に一度見学いたしましたけれども、やはりみんな町民、また皆さんの前で表彰していただくということは、激励や表彰していただくことは大変スポーツ選手にとってうれしいことですので、これからも続けていただきたいと思います。

それから、トップアスリートを育てるということですね、トップアスリート教室がありますね。そういう中で選手たちに行う教室は年何回ぐらいか。そしてまたですね、この阿見の中でそういう子供たちを育てている方たちに対してですね、やはりすばらしい指導者の一言っていうのはその選手の向上を急に上げるんですよね。ですから、そういうところに携わっている人たちにもやはり研修会を開いていただいて、技術を上げていただきたいと思いますが、そういうトップアスリート教室の開催とその指導者に対しての研修会はどのように行っているのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。

ちょっと平成23年度から始まりましてですね、今までやった部分についてちょっと読みますんで、いいですかね。野球教室2回、それからサッカー教室2回、バドミントン教室1回、それからミニバスケットボール教室1回、それからソフトテニス教室1回、バレーボール教室1回、バスケットボール1回、それから陸上競技の長距離教室1回、それから小中学校を対象にした陸上競技教室1回、それから剣道教室1回。あ、最後に言えばよかったですね、合計12回です。

以上です。

○12番（浅野栄子君） 指導者の研修会。

○議長（柴原成一君） 教育次長長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。

トップアスリートを育てるための指導者ちゅうことではなくてですね、今まで……。何ページだっけ、これ……。

○議長（柴原成一君） 執行部の方に申し上げます。焦らず正確に答弁をお願いいたします。

生涯学習課長兼中央公民館長佐藤吉一君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（佐藤吉一君） はい。失礼しました。

それでは、研修についてですが、答弁でも申し上げましたが、体育協会、スポーツ団体が合同で年1回研修等行っております、内容につきましてはさまざまなんですけれども、特に指導者の育成に特化したものではなく、指導者それから体協の役員等々ですね、が参加できる研修会ということで、一般に行われる消防の救急講座ですとか、あとは講演会、それからニューススポーツとか、さまざまな分野での研修会を行っております。

以上です。

あ、それからスポーツ推進員も上部団体で県南それから関東、それから全国のスポーツ推進員の競技会がございますので、そういった場に行って指導を受けてくるというようなことも参加させていただいております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） すばらしい指導者の一言っていうのは、すばらしいね、技術を上げると言いますのでね、やはりトップアスリート教室に来る講師の先生ですね、そういう講師の先生にも、そういう研修会のときに来ていただいて、指導者にね、お話をさせていただいたらと思うんですね。

先日、私ある機会がありまして、元ジャイアンツの仁志選手ですね、仁志敏久選手ですか、その方のお話を聞きましたけれども、さすがにね、普通の体育関係の先生のお話とは違って、やっぱりすばらしいなと、そう思うことが多々ありました。ですので、やっぱりトップアスリート教室だけではなく、トップアスリートが指導者の方にもお話していただくような機会を持っていたらと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） そういうですね、機会があれば。例えば指導者として来るちゅう部分じゃなくて、講演会をすとかですね、そういう部分では今後検討していく価値があると思ひまして。ただ、その仁志選手を呼ばって……。仁志選手というか、そういう人を呼ばって阿見町の指導者のところにやるっち部分については、ちょっとそこまでは、ちょっと今考えてない状況でございます。はい。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） トップアスリート教室は永井議員もこないだバスケのほうで随分活躍されてましたけども、やはりそのときにきちんと指導者が来て指導してくれる人たちのお話を聞いたりなんざりすれば、それだけでも随分勉強になるなと私は思っております。サッ

カー等もね、みんながコーチが来たり、そして野球にしてもね、みんなそれぞれ監督とかコーチとか来て、そのつぶさにそういう人たちの動きを見てるわけですから、そういう面での勉強は非常になってるんじゃないかなと、そう私は感じております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） すばらしい指導者のもと、阿見町のスポーツに汗する児童生徒・町民がより技術を磨き、成長し、町からオリンピック選手誕生というニュースが流れる日が来ることを期待しまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで12番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） それでは通告に従いまして、一般質問させていただきます。

初めに、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンに若者の力を、についてであります。我が国の少子高齢化と人口減少が大きな課題であり、未来の担う若者が地方から流出し、東京圏への一極集中によって地方の過疎化にさらに拍車がかかることが懸念されています。日本の首都圏への人口の集中度は諸外国に比べて圧倒的に高いと言われていています。このままでは人口減少を契機に消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状況に陥ってしまいます。

このような状況を踏まえ、政府は昨年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと、地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定いたしました。さらに、都道府県や市町村には2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課されています。

まち・ひと・しごと創生法の主な目的として、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正すると第1条に記されています。その上で国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会生活インフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として上げられています。

この地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう地域の資源を活かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかにかかっています。地元住民はもとより地域の企業や大学、地域の実情をよく知るNPO法人や民間団体とともに連携していくことも重要です。中でも若者の力は大変に重要であります。若者が地方に定着する最低条件としては、学びと雇用の場があり、結婚、

出産、子育て、医療の充実など安心して子供を産み育てられる切れ目のない支援が整備されていることが上げられます。

阿見町には、3つの大学と高校があり、隣接している学校も含めれば大変に恵まれた地域と言えます。若者の柔軟な発想は大いに期待すべきものであり、町外・県外の人であれば、外から見た阿見町として新たな発見を見出します。そこで、地域に根差す我々が一体となり、我が自治体での戦略策定を後押しする必要があると考えられます。

当町の現状をお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） まち・ひと・しごと創生長期ビジョンに若者の力を、にお答えいたします。

海野議員の御質問にお答えしたとおり、町も長期的なビジョンを定める必要があることから、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定を進めてまいります。

これらに基づき、まち・ひと・しごと創生を実行する上では、住民、NPO、関係団体のほか、事業者の参加・協力が重要になってまいります。したがって、実効性の高い町総合戦略を策定するためにも、広く関係者の意見が反映されることが望ましいと考えております。

若者の力については、戦略策定という限られた関与というよりも、町の発展にとって若者の力が不可欠であるという視点に立ち、こうした方々に対する施策展開を図ることが望まれます。

平成26年度補正予算においては、地方創生の交付金を活用し、町内従業者とUターン者をターゲットにした施策展開を予定していますが、今後の施策展開の新たなターゲットとして、町内大学等に通う学生の定住につながる施策ができないか検討したい、そう考えております。

やはり、定住促進もそうですけど、若者文化をどうつくっていくかっていうことと、やっぱり若者にとってこの阿見町が、先ほどいろんな条件がありますけど、非常に条件は整っていると私は思っております。そういう中で、やっぱり若者文化をどうつくっていくかと。そういう中でやはり、皆さんのいろんな提言をいただいて、やはり新しいものにも、やはり積極的にやっけていくっていうか、そういうことをやっぱり町はやるべきだなという、そういう思いをしております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。

先ほどの答弁の中の阿見町に交付される地方創生交付金の正式名称とその額についてお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

交付金の名称をとということですが、正式には地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金という名称でございます。それで、この交付につきましては、消費喚起と生活支援型というものと地方創生先行型というようなことで、2つに分けられた交付金ということで、地域消費喚起・生活支援型につきましては4,403万4,000円と地方創生先行型につきましては2,924万3,000円というようなことで交付の決定がされているということでございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。

その限られた交付金の中で、しっかりとしたものをつくっていただきたいなというふうに思っております。

それと、先ほどのUターンについてですけれども、UIJターンということで、Uターンは地元阿見町から都市部に流れた若者が帰ってくることがUターン。Iターンは、阿見町が出身地ではないけれども他市町村、他県の人が学業や仕事その他で阿見町に住んでいた人、そのまま定住していただくという。そこにも力を入れていただきたいと改めて強く思う次第です。

どうすれば魅力あふれる地域として発展していくか、若者の意見を取り入れる機会をとにかく多く設けていくことが重要でないかなというふうに感じております。若者の意見を吸い上げるために、今までどのような方策をとっていらっしゃったのかお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

今議員御指摘のとおり町には茨大ですね、あと県立医療大、それと東京医科大学霞ヶ浦病院の看護専門学校というような学生が多く住んでる町でもございます。そういう方々が約1,500人ほどいるというのが現状でございます。

そういう若い人たちの意見をこれからの施策に反映させるというような観点から、これまで道の駅基本構想や第6次総合計画、そういうものにそういう学生たちの意見を取り入れる機会を設けたということで、道の駅では基本構想の段階で茨大の学生さんの2名に参加していただいたというようなことと、6次総合計画の中では討議会というものを設けまして、先ほど言いました大学のほかに土浦二高と牛久栄進、そういうところからも各学校から推薦をしていただきまして18名の学生に討議会に参加していただいたというようなことで、いろいろな若い人からの阿見町の外から見た阿見町に対する見方、これからどうしていったら阿見町が魅力的になるかとか、いろんな視点で議論をしていただいたというような経緯がございます。

そういう中で、6次総合計画の中でも基本計画ですかね、そういう中の1章の文言の中にも

そういうところで出た言葉を引用したというような経緯がございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

道の駅もそうですけれども、第6次総合のその18名の学生さんたちが集って協議会に出るといのは、これはすばらしいことだなんて思います。最初の道の駅でしたかしら、茨大の方が2人っていうのが、なかなか大人の中に学生さんが2人だと自分の意見がなかなか言えないですけれども、18名の学生さんたちが集まれば、やはりいろんな声が出ると思うんですね。

ちなみにその協議会はどんなイメージでやりとりなさっていたんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） 道の駅の準備会のほうですか。道の駅の準備検討委員会では茨大の学生さん2人入っていただいたということで、検討委員は総勢14名の方がメンバーとして入っていただいたということで、商工会とか町の商店の方、それとか農協関係、あとは一般公募とかいろんな関係からも参加していただいたということでございます。

直接的な学生からそういう意見等というのがなかなか反映できないというのが現状だったというふうな話は聞いておりましたが、学生さんもふだんそういう町のいろんな関係機関の方と話す機会もなかったというようなことで、そういう場を通じて意見交換をしたということについては、その学生さんがこの阿見町に対してよりよい深い理解と関心を持っていただいたというようなことがあったのではないかとこのように感じております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ごめんなさい。第6次総合のほうですね。18名が集った学生さんたちのグループですけど、これはワークショップとかそういう形でグループ編成でやられたんじゃないのかなっていうふうに思うんですけれども、その辺の意見の活発さはどのような感じだったのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 済みません。立場が違うんですけど、企画財政課の当時に総合計画を策定したということで。

若い人の意見を聞くというふうな機会、これは視点2つございまして、通常一般町民の方、ちょっと人数的なそういうデータ的にはわからないんですけれども、課題を出して町民の方にいろいろと話を聞くというふうな、これはドイツが発祥というふうに聞いているプランニング・ツェレというふうな手法を用いまして、ある程度の班に分かれましてその課題に対して意見を出していただくというふうな方式でやりました。

で、もう1つは総合計画審議会の中でもっと若い人の意見を聞いたほうがいいんじゃないか。

それは18歳以上だったんですかね、その通常のプラーヌクスツェレは——町民討議会は18歳以上だと思ったんですけれども、18歳から二十歳以上だったと思うんですけれども、高校生ですとか大学生の意見をしっかりと聞く必要があるんだらうというふうなことで、霞ヶ浦高校、それから土浦二高、それと牛久栄進高校、それから東京医大看護学校、それと茨城大学農学部、医療大学の学生さん、生徒さんに集まっていただきまして、阿見町の安心安全な部分についてはどうしたらいいと思いますか。あるいは、地域のコミュニティーを活性化させるためにはどうしたらいいですかとか、そういう課題を出してグループ討議をしていただいたというふうな経緯の中で総合計画の若い人たちの意見を集約していったというふうな事業を行ったということでございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

そのような機会を随所に設けていただくと、非常にありがたいなというふうに思います。今回のまち・ひと・しごと創生に関しては期限がすごく限られていますのでね、なかなかそういうところまでいかないかもしれませんが、今後そういう形を定期的にとっていただければ、本当にいろんな意見がどんどん出てくるかなというふうに思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

それと、若者の活動の場所ということで、先だって空き家対策の推進に関する特別措置法が昨年11月27日に公布されまして、2月26日から一部施行されまして、また5月から全面施行になります。そこで、空き家を若者の定住促進に利活用している地域が、徐々に増えてきているんですね。若者の活動拠点や、あるいは借り上げ住居として空き家の利活用をしてはどうかというふうに思うんですけれども、これ始まったばかりですから、まだまだ検討の余地はあるかと思いますが、そのようなことはいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） はい、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほどの若者文化に対してですけど、やはり男女共同参画のあいう場所もできたり、やっぱりどっか1つね、いつでも集まれるような、そういう状況の場所が本当に必要なのかなと。それこそやっぱり若者の考え方を、まして18歳からの今度は選挙権が付与されるということでもありますから、そういうことを本気になって今考える時期かなという気はしております。

そういう中でやっぱり先ほどから言っているとおり、若者に対しての意見集約というものの、そういうつくれる場所をやっぱりつくっていくことが阿見町にとってやっぱり地域創生の大きな柱にもなってくるんじゃないかなと。

もう1点、空き家対策は本当に、こないだも利根町もそうですけど、隣の美浦村もやってお

ります。これは早く空き家の性質っていうか、そういうものをやっぱり調べてきちんとした対策をとらないといけないということで、なるべく早くそういうものをやろうという話は阿見町でも今しているところなんで、やっぱり早急に対策をとっていかないとまずいんじゃないかなと。

定住促進もうそうですけど、外から来た人に対しての貸家とかね、貸して幾らとか、そういうやっぱりIターンとUターンという、そういう話の中でね、地域創生の中で、やっぱりその政策を進めていくっていうこともやっぱり大事なかと、そう思ってますので、期待して待ってて……。期待して待っててもらって大丈夫だよな。大丈夫です。期待して待っててください。もうばっちりやる気満々ですから。よろしくをお願いします。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

若者だけじゃなく若い御夫婦ですとかね、そういう方々なんかにも……。例えば山形県の遊佐町というところですけども、ここは定住促進のために借り上げ空き家リフォーム制度っていうのがありまして、町が空き家を借り上げてまして、リフォーム後に居住者に貸し出すということなんですね。空き家を活用して1棟につき350万円を上限に台所やお風呂場の修繕を施すというようなことが、これ平成25年——昨年度よりスタートしたんですけども、こういったことで、今も本当にそういったお話をいただきましたので、検討の余地があればどうかよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

このたびの地方創生、2015年度に独自の政策と数値目標を盛り込んだ地方版総合戦略を策定するということで、じっくりと時間をかけて、できないことがなかなか多いかもしれませんが、最終的には人が主役の地域社会をつくり上げていこうっていうのが今回のコンセプトですので、そういったことでみんなで試行錯誤をしながら、そして多くの人々の意見を取り入れて、誰もが定住したくなるようなそういったまちづくりをみんなで作っていききたいなっていうふうに思っていますので、今後ともぜひよろしくをお願いします。

それでは、まず1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは2点目の質問に移ります。産学官連携あるいは産官学連携って言いますが、第6次産業の発展についてであります。

産学連携は、新技術の研究開発や新事業の創出を図ることを目的として、大学など教育機関、研究機関と民間企業が連携することをいいます。政府、地方自治体など官を加えて産学官連携、または産官学連携ともいいます。大学との連携事業については、昨年6月議会において質問させていただきました。企画財政課の地（知）——地上の地と知るの知、の拠点整備事業——大

学COCや、また農業振興課の東京農業大学や茨城大学また県立医療大学との連携などいち早く推進されたことは大変に評価しております。

現在までの進捗状況と今後の計画について、お尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 産学官連携と第6次産業の発展についてお答えいたします。

町では、平成26年5月に、東京農業大学生物産業学部との間において、地域資源を活用した6次産業化、並びに新商品開発及び販路拡大等による町農業の活性化を目指した包括連携協定を締結いたしました。

現在までの進捗状況でございますが、これまで3つの事業を展開しております。

1つ目は、東京農業大学の連携企業であります株式会社アルビオン——大手化粧品メーカーと町認定農業者連絡会稲作倶楽部との間で水稻の特別栽培を目的とした「おいしいお米プロジェクト」がスタートしております。

このプロジェクトは、生産者が農業体験を兼ねた企業社員及び大学関係者とともに米づくりに取り組んでいるものです。さらに、栽培手法にもこだわりを持ち、農薬等の低減に努めるとともに、刈り取った稲の乾燥もおだかけによる天日干しで行っております。このようにして収穫されたお米は高い食味が得られ、付加価値のついた「こだわり米」として一般米よりも高い評価を得ております。また、企業社員や大学関係者との共同作業は、人材交流が図られ、都市交流事業にもつながっております。

ちょっと今日の朝日新聞だと思うんですけど、すばらしい米は化粧品にいいっていう、そういうあれが出てました。これがアルビオンとまたね、そういう関係で化粧品にいいんならまた進むのかなと、そういう思いを今日新聞の中で読まさせていただきました。

2つ目は、10月に東京農業大学生物産業学部長と農協代表、町農業関係者との間で町農業の現状や課題を再認識することを目的に意見交換会を開催しました。出席した関係者からは、6次産業化に向けた取り組みの必要性が十分に理解でき、今後の農業経営に関して意識の改革が図れたと評価を得ております。

3つ目は、町の地域資源を活用した新商品開発について、3品の試作品に取りかかっております。1品目は、南高梅を活用したアイスクリーム——非常にさっぱりしておいしかったです。2品目は、サツマイモを活用したタルト、3品目はレンコンを活用したパンであります。

既に、南高梅のアイスクリームについては試作品が完成し、残りの2品についても年度内に完成する予定になっております。

今後の計画としましては、これらの実績を踏まえ、おいしいお米プロジェクトは継続しつつ、高品質な米生産と都市と農村の人材交流を積極的に推進してまいります。

また、新商品の開発に関しては、地域産業の発展にインパクトを与えるような地域リーダーの育成が重要であるため、人材育成講座の実績を持つ東京農業大学から講師を招き、出前講座を開催する予定であります。受講対象者に関しては、認定農業者及び農業後継者を初め、農協、商工会、地元企業、茨城大学や医療大学の学生等から幅広く人材を募り、今後の6次産業化を担う人材の育成に努めてまいります。

当該連携事業はその目標が農業者の所得向上であり、ひいては、町の農業振興を推進していくことにあります。今後、町としましては、認定農業者等を中心に幅広く事業への協力を呼びかけるとともに、大学や企業側の提案内容に関して、町の実情と農業者等の意見を考慮しながら、積極的に推進を図ってまいります。

非常に農業振興課自身が積極的に打って出てるんで、町の農業後継者とかやはり認定農業者、そういう人たちに非常に信頼されて、いい調整ができてると。これについても本当に職員が一生懸命やってくれてるなっていう思いをしております。

商工観光課においてもね、本当にそれぞれが一生懸命やってくれててね、やはり町をやっばり売っていくためには、こういう部署部署でそれぞれが、自分の持ち場で一生懸命やっていただけのが一番いいのかなと、そう思っております。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時5分といたします。

午後 1時54分休憩

---

午後 2時05分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

紙井和美君の一般質問を続けます。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。先ほどの答弁の中の東京農大との話し合いの中で第6次産業についてのお話し合いがいろいろ、るるなされていると思うんですけども、それに対する第6次産業化することのメリットとまた課題についていろいろ上げられていると思います。それについてお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。

議員も6次産業化については御承知かと思いますが、6次産業化は農業者が生産する農作物——1次産業と、それとその農産物を加工生産する2次産業、それと流通販売までの3次産業を掛け合わせて6次産業というふうなことで、総合的に農業者が2次産業、3次産業ま

で入り込んで所得を得ていくっていうふうな考え方のもと、6次産業化を進めるというふうなことだというふうに思っております。

その6次産業化につきましては、まだ阿見町としてはそういう成功事例は、具体的に阿見町が仕掛けた中ではないんですけれども、メリットとしましては農作物をそのまま調理加工、そういった販売することができるので、市場価格に左右されることなく安定した農産物の販売ができ、収入が安定するというふうなことが大きなメリットであろうというふうに思います。それと、他の産地の作物との差別化ですか——作物のブランド化、そういったものができ、雇用拡大にもつながるといふようなことが1つの大きなメリットになるんじゃないかなというふうに思います。

反面デメリットとしましてはですね、加工流通生産まで手がけるというふうなことで、ある程度の設備投資が必要になってまいりますので、そういった部分である程度初期投資も必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。それから、宣伝広告費用ですとか、そういった部分についても自ら農業者がやっていかなければならないということで、ある程度の6次産業化を進めるに当たってのノウハウ、そういったものが必要になってくるというふうなところも1つの課題にはなってくるんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。おっしゃるとおり第6次産業っていうのが、名前ができたときには1次、2次、3次を足して6次ということ、単純な寄せ集めのような形でしたが、そうではなくて、これからは本当に掛け算でもっと多角的に広げて、今までのシェアをもっと広げていくっていうことで、その必要性があるのではないかっていうことを2010年あたりから特に言われ始めてきたんですけれども、確かに第6次産業、生産者の人がいろんな加工をするっていうことに関しては、やりたいっていう方と無理っていう方がたくさんいらっしゃる、無理っていう方のほうがたくさんいらっしゃるわけなんですけれども、そういったことで作物の、先ほどのブランド化もありますけれども、やはり法人化が必要不可欠であると。

自分の家族や親類だけでやるっていうことではなくって、やっぱり従業員を雇用しなくちゃいけないとか、あるいは衛生面でも以前よりももっともっと厳格なことが求められてくると思うんですね。以前2012年にあるところで浅漬けが腸管出血性大腸菌食中毒の事件が起きたわけなんですけれども、そういったことから本当に綿密な衛生面も考慮しなくちゃいけないということで、第6次産業についてはデメリット——課題も大きくあるのかなというふうに思います。

そういったことで、やはり東京農大の方々にいろいろと教えていただきながらやるというのは必要なことだと思うんですけれども、その辺は東京農大の皆さんはどのような考えでいらっ

しゃるのかお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。

東京農大さん、非常に、企業とのつながりが非常に強い大学でございまして、特に6次産業化には非常にたけた大学であるというふうに阿見町でも認識をしているところでございます。そういった面では、そういったノウハウの活用というものは非常に必要不可欠なところがあるというふうに思いますので、東京農大さんのアドバイス等を伺いながら進めていくということが大切なんだろうというふうに思っています。

そのために、27年度はですね、先ほど町長にも答弁がありましたとおり、農大さんのほうの先生の方に来ていただきまして、農業者あるいはJA、そういった多様な農業にかかわる人たちのための講座等についてもやっぱりやっていこうというふうには考えております。そのことによつて、そのきっかけの中で農業者の方がある程度積極的に6次産業化に向かえるような態勢ができれば、ひとつ大きな1つの成果になるんじゃないかな。できるかどうかわかりませんが、そういうことも含めてそういった先生方にいろいろ教えをいただきながら進めていくということも大切なんじゃないかなというふうに思つて、そういう事業も来年度進めていこうというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

我が地域の中には、茨城大学と県立医療大学、東京医科大学の看護学校ありますけれども、またそして今回は先ほどから出てます北海道オホーツクの東京農業大学、それぞれが得意とする分野——専門分野があると思うんですけれども、その専門性がどのように分かれているのか、また町の中でどのようにすみ分けをしながら協力していただいているのか、その辺を具体的に教えていただきたいのでお願いします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） お答えをいたします。

茨城大学さんとは農学部ということではなくて、茨城大学全体で包括的な連携協定を結んでおります。県立医療大もそうです。殊に農業に関してというふうなことだと思いますけれども、今までも阿見町では茨城大学さんと「あみまちを食べよう学校給食事業」、これまでも進めてきて、これからも進めていくスーパー食育事業とかあるいは学校農園事業ですとか、さまざまな農業に関する分野で協力をいただいているというふうなところでございます。

特に、特にといたしますか、県立医療大学さんについても「あみまちを食べよう学校給食事業」について途中から参画をいただきまして、食に関する食育の部分について一緒になって進

めてきていただいたというふうな経緯がございます。

3大学それぞれの持つ味は、味といたしますか、特徴というものはやっぱり違うところがあるというふうに認識しております。東京農大さんについては、先ほど言いましたように流通販売まで手がけた6次産業化ですとか、あと企業とのつながりが非常に強いというふうな強みもあります。また茨城大学農学部さんにつきましては、その特出した栽培手法ですとか土壌ですとか、そういった部分についての研究的な分野の中である程度御協力いただける部分もあるんだろうというふうに思います。

また、県立医療大学さんについては、健康管理ですとかそういった部分についていろいろとアドバイスを受けられるというふうなところもございますので、その辺は必ずしも全て同じような形の中で連携をするということではなくて、それぞれの大学さんが持っている特徴を活かしながら、阿見町としても3大学と一緒にあって連携をしていくということがやっぱり必要なんだろうというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

それぞれ阿見町が欲していることを、つぶさに協力していただけたところが近くにあるということは、非常にありがたいことだなと思って感謝しております。今後も産学官の学の部分についてはしっかりと協力をお願いしながら、連携をとっていければというふうに思っています。

次に産学官の産のほうですけれども、これは民間企業の働きかけについて。企業の中には雪印メグミルクですとか、あとツムラ、協和発酵、幾つかありますけれども、産のところ——企業のほうに働きかけはどのようにしているか、お尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。

産の部分については、先ほどの町長答弁にありましたアルビオン、これは町内の企業ではありませんけれども、東京農大さんと非常につながりの強いところの企業でございまして、もう既にアルビオンさんとの連携は一緒に東京農大さんと含めて連携をしているところでございます。

今後、先ほど町長が化粧品販売会社なんで、化粧品にいいというふうな話を話されてましたけれども、まさにもう既に町としても東京農大さんのアドバイスを受けまして、今後……。まだそこまでには至ってないんですけれども、米ぬかを活用した化粧品にどう使えるかというふうなことも、今後事業展開ができれば、そういったことの取り組みもしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど町内には3つの工業団地とそれ以外の工業団地の中にも食にかかわるような企業が何社かございます。例えば雪印メグミルク、それからツムラ、キンレイ、マルカン酢、小川香料、キリン、協和、ピジョンといった、そういったいろんな企業がございますので、そういったところと連携ができるものがあるのであれば、積極的に連携をしていきたいというふうには考えております。

既に東京農大さんのほうでも現地のほうを視察していただきまして、何点かいろいろそういう企業さんとのコラボができるんじゃないかというような提案も受けております。まだまだ企業さんのほうに直接的に、具体的にお話をしたというところはツムラさんだけなんですけど、ツムラさんの場合には、いろいろと漢方薬の栽培というふうな観点からなかなかちょっと、阿見町の農業者とのすり合わせの部分についてはちょっと困難な部分があるので、なかなかちょっと難しい部分があるんですけど、それ以外の企業さんについても一応御提案などをいただいておりますので、そういった部分で、もし町内の企業さんとコラボができるのであれば、積極的に取り組んでいきたいなというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

農業振興と、あと地域ブランドの開発、また先ほどから出ている食育のスーパー食育ですとか、発展性を持った食の文化、あと阿見町の活性化にそれがしっかりとつながっていきますように、本当に御期待申し上げます。

以上で、産学官連携の質問は終わらせていただきます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 続きまして最後の質問、道の駅の整備計画についてお尋ねいたします。

皆様御承知のとおり、道の駅は1993年現在の国土交通省によって制定制度がつくられ、当初は103カ所からスタートをいたしました。現在は全国に1,040駅——2014年の10月10日現在ですけども、それほどの道の駅が点在し、そのほとんどが市町村が設置をしています。これだけの数があるので、経済的効果と費用対効果が十分出ている道の駅もあれば、また完全に失敗してしまっている道の駅もあります。採算が十分取れている道の駅は、このうち数パーセントではないかなと思うところであります。

さて、現在の道の駅も少しずつ形態を変えまして、地元特産品の直売のみならず高齢者の買い物支援サービス、また個性あふれる駅がたくさん増えており、地域の雇用創出や経済効果にも目を向けています。国交省では、先月1月30日道の駅の新たな展開により地域活性化の拠点づくりとして年間120万人訪れる群馬県の川場田園プラザほか6カ所を特にすぐれた全国モデ

ル道の駅、また将来有望な35カ所を重点道の駅と選定し、発表をいたしました。この41カ所は同省や農林水産省など関係省庁が所管する補助金を優先配分するという初めての試みがありました。

ほかにも地域活性化への意欲が高い駅を企画立案面で助けていく重要道の駅候補として、49カ所選ばれました。道の駅に対して新たな戦略と展開が期待されているのかもしれませんが。また、今後つくられる上でも参考にしていきたいと考えます。当町の現状についてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 道の駅整備計画についてお答えをいたします。

町における道の駅に関する検討の経過につきましては、平成22年度より内部の検討を進め、平成23年度においては、公募の町民や、農業や商工業の実務者等を加えた阿見町道の駅準備検討委員会を組織し、意見やアイデアをいただきました。平成24年度においては、JAや商工会の代表者、議会の代表、県の関係部局等による阿見町道の駅整備推進会議を組織し、道の駅基本構想を策定いたしました。

特に運営については活発な議論がなされ、採算性の観点から経営の見通しを立てることや、持続的な発展に努めることが必要であるとの提言がなされました。その提言を受け、町といたしましては、総合的に経営・企画のできる民間事業者を運営主体として据えることを方針として、道の駅整備事業を進めております。

今年度においては、より具体的に、導入機能や施設規模、整備手法などを整理した道の駅基本計画の策定を進めております。

候補地につきましても、民間事業者の意向を調査した上で、絞り込みを行ってまいりました。場所としましては、国道125号線バイパスと県道竜ヶ崎阿見線バイパスが交差する追原交差点の南東側が適していると判断をいたしました。先日、追原地区の方を対象にした地元説明会を開催したところでありますが、今後、地権者の方々の御理解、御協力をいただきながら、現地の調査測量等を進めてまいりたいと考えております。

質問にありました、国土交通省が選定した全国モデル道の駅につきましては、地域活性化の拠点として、継続的にすぐれた機能を発揮している道の駅が選ばれたものであります。町としても、運営面において持続的に発展させていくことが重要であると考えており、参考にできる部分は多いものと考えております。

平成31年度のオープンを目指し、事業者の公募や関係機関との調整等、進めてまいります。阿見町が持つ特性と、追原地区の地の利を活かし、町民の方に喜ばれる道の駅を整備してまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございました。

先ほど申し上げましたとおり、1,040の道の駅のほとんどが行政主導あるいは指定管理者制度や第3セクターで運営をされています。さきの答弁でありました、当町では民間事業者を運営主体とする方針で進められているとありました。民間活力導入可能性についての調査は、27年度からですが、事前の調査は現在も十分なさっていると思います。その辺の経過をお知らせいただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

民間活力を導入して、道の駅を運営していきたいという考えに基づきまして、町としては、道の駅民間活力導入支援の業務を委託するというようなことで、これも地方創生、今回の補正の中でその策定業務を委託することとしております。これは先ほどから申しましているように、官民連携による道の駅事業を推進するために民間事業者を公募するというようなことで、この選定に向けまして必要となる情報や条件、そういう整理を行う業務を委託するというので、今回の地方創生の先行型というところで、その交付金を活用して調査をするということでございます。

○議長（柴原成一君） 企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） はい。27年度の事業の部分については、今部長のほうから答弁したとおりなんですけど、現在26年度基本計画を策定中でございます。その中であって、民間事業者の方にヒアリング等を行い、道の駅として民間の方々はどういったものを期待してるのか、そういったものを調査しております。

その中で今回場所選定に至った1つの理由の中にもありましたが、前面交通も大事ですけども、やはり普段使い、日常に使われる施設というのが大事だというような民間事業者の方からの御意見もいただきました。そういう中で、やはり土日の観光客に頼ることなく、普段使いでも道の駅としてやっていけるというような施設がいいのではないかとというような意見をいただいておりますので、そういったことも考慮した上で今回追原の交差点というような部分を選ばさせていただきました。周りの人口とかそういったものも考慮した上で、あの場所に決めさせていただいたということでございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

先ほど例にとりました川場田園プラザ——群馬県なんですけれども、ここは120万人の方々がいらっしゃるんですが、常に7割の人がリピーターだそうなんです。今おっしゃったよう

に普段使いができること、これもやっぱりすごく大事なことだと思います。

場所的にも、これ先ほど飯野議員が貸してくださったんですけど、ここの周りには本当にないんですね。ここにはいっぱい道の駅があるんですけども、ここにできると非常に活性化されるのではないかなというふうに、改めて地図を今見せていただいて実感したところですけども、そういったことで場所的にも非常にいい場所でもありますし、とにかく民間の知恵をかりながらやっていくということは、非常に大事なことであるというふうに思っています。

それと、あとですね、先ほど来何人か出ていらっしゃいましたけど、浅野議員からも出てましたけど、湖まちづくりに関して。町内施設の連携を結ぶ動線というの、やはりこれは大事なことかなと思うんですね。霞ヶ浦を活かした阿見町ということで、湖まちづくりの発展性も非常にこれ重要になってくると思うんですけども、場所としては非常に1本でつながっているのかなと思うんです。そういったことにつながり、連携、そういったことの検討はどのようにされているかお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

湖まちづくりとの連携ということでございますが、道の駅が追原ということで、追原久野線を超えるとすぐ霞ヶ浦におりるということで、その下に湖まちづくりでこれから整備を進めるという計画があります。その辺をやはりサイクリングコースと結んで、サイクリングを利用する人たちのサポートができるような拠点を整備したいというふうな考えは持っております。

何ていうんですかね、サイクリング自転車の専用スタンドとか空気入れ、修理が必要な人に貸し出すようなものとか、あとはサイクリングを利用する人たちの情報提供——町内を周遊する情報提供、そういうものを整備していくというようなことを考えて、道の駅にもそういうものも整備しながら、町内を周遊観光できるような道の駅の施設になるというようなことも当然考えているところでございます。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 要するに湖まちづくりとの連携ということなんですけど、まずアウトレットがあって、そして雪印メグミルクがありますよね。これ工場見学ができるっていうことで非常にそういう面では道の駅がそこにあるということは観光客というか、そこを見に来た人のルートになるわけですよね。そして、先ほど課長が言ったとおりそこに住んでる人にも利便性があると。それは南平台の地区はそういう場所がないですよ。生活難民と言ってもいいぐらい買い物は別のところへ行くっていうことで、そういう面での生活難民になりますね。

で、南平台の今度は東側に今から地区計画を立てようっていうことで進んでるわけですよね。町としては、そこに住宅でもできるような状況をつくっていこうよ。そして下には島津の小

公園が今きれいになります。そして桜堤ができました。その下に湖まちづくりで、やはり水辺をっていうような、そういう国交省の考えも持ってますんで、そういうものをやっぱり積極的に進めていくっていうこと。そして、そうすればまた予科練平和記念館にこう一周できるっていう、そういう感じですよ。

あとサイクリングロードにしてもね、やはり道の駅自体が防災拠点であったり、そういうサイクリングをする、そういう貸しサイクリングとかそういう場所にはなり得るだろうし、いろんな用途を考えながら、やはりやってかないとだめじゃないかなと。やっぱりある程度多機能を持たせないと、人が寄らないことには商売にならないっていうことで、今後どういう民間の人が入ってね、どういう構想を持っていくかっていう中でもやっぱり皆さんにお知恵をかりながら、こういうものも必要じゃないかとかね、そういうものもやっぱり考えていけばいいんじゃないかなと思います。

まあ何しろ今後阿見町にとって大きな活性化になっていく、そういう道の駅にしていかなければならない、利益を出さなければならぬっていう、これは至上命題だと私は思っていますので、そういう観点から民間をどうやって使っていくかっていうのは大事かなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。

これは民間主導で行政とタイアップしながら道の駅をつくった方のコメントなんですけれども、「私自身もかかわったプロジェクトとして、初期の段階で行政支援を仰いで、その上で事業に取りかかったということもありました。しかしながら、すり合わせをしていくとどうしても民間の事業ルールと行政の計画との間にはずれが生じてくると。結果、成果も小さくなってしまふという過去が何度もありました」というコメントがありました。

ですから、最初は本当に大変なんですけれども、民間でできることを考え抜いて実行すること、しっかり地に足の着いた経営ができると思って取り組んでいかなきゃいけない。何でもかんでも行政が支援していると、支援もないのにがんばれないという依存心が民間のほうにも出てきたりしますので、そういったことでは普通の市場では戦えないと。民間の持つべきその能力がどんどん失われていくって懸念もあるんだということで、そういったことで、今一度公共としての役割、また民間としての役割についてしっかりと線引きをしながら、あるいは競合しながら一定の緊張感を持った連携が必要ではないかというふうに思うんですね。

道の駅というのは、休憩機能、また情報発信機能、先ほどから出ている防災機能もそうですし、地域の連携機能という、この3つの要素を持つていくことが期待されていると。とはいっても、実態としてはほとんど商業施設として地域商品の販売や観光拠点など、地域の活性

化を目指して経済の活性化を図っている。消費の喚起を大きな目標として経営されている。ということは、消費者がまた行ってみたいなと思えるような、リピーターが増えるような運営をどのようにやっていくかっていうことで、明暗がくっきりと別れてくるということなんですね。

行政がかかわるので、公共性を意識して情報発信とか、また地域の連携とかっていう要素を意識し過ぎるんですけども、実態としては道の駅自体は、やはり市場にさらされている立場の施設であるということもやはり忘れてはいけないのかなって思うんです。

今回の地方創生では、まずこの構造での情報収集とか、あと事業の実施から離れて戦略や事業実施を先進的な民間の取り組みに基づいて考え直していくという、ある意味行政にとってもすごくいいタイミングなんではないかなというふうに思うんです。ですから、地方の活性化には知恵が必要であるということで、民間企業のノウハウはしっかりと行政としても学び、また行政としての意見も民間に話をしっていう、しっかりと連携をとっていくことが非常に大事。だから、行政も職員の人たちが考えて考えて、ふなれでもいいですので、考え抜いたからこそ独自でプランを作成していくって、コンサルとかにお願いするのではなくって、自分たちで考えて、その上で専門性のことで行き詰ったときにプロの専門家にちょっと助言をいただくってというような程度にしておくということが、やはり人間せっぱ詰まったときに一番能力が発揮されますので、そういったことで性根を据えて、やっぱりやっていくべきときなんではないかなというふうに思うんですね。

先ほど出ました工業団地ありますけれども、メグミルクとかツムラとかピジョンとかって、先ほどの産学官連携でも出ましたが、この道の駅に関してもそういった企業の方にも声をかけたりしたのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの……。はい、総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

今年度の道の駅の基本計画の策定業務の中で、工業団地の企業の方にもアンケートの調査を行っているところでございます。そういう中で、企業さんからはその商品の納入について、そういう道の駅に出店できる、商品が納入できる可能性があるというような回答もいただいているところでございます。それと、あるいは企業からは、ぜひそういうところに出店したいというような回答もあったということでございます。

また、アンケート調査の中で26社からあったわけですが、そのうち12社が工場等の中に社員食堂等がないというようなことで、そういう従業員については、働く人たちの昼食の場の確保という意味でも、そういう道の駅を利用することも可能ではないかというような御意見もいただいている。そういうようなことで……。

あとは物流関係ですね、工業団地ですので、工場にいろいろ荷物を搬入する車両が交通事情

によって早目に到着してるということで、待機場がないというようなことも考えられまして、そういう道の駅ができればそういうところで停留して時間調整等も行えるというような、そういう企業からの——工業団地からのそういうニーズが、このアンケート調査のほうで把握できたというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひ、それは活かしていただきたいと思いますので、今後さらにまた連携をとっていただきたいと思います。せっかく工業団地があるので、いろんな商品が道の駅の中にどんどん入れ替えていくっていうのが、やっぱりリピーターを増やすコツでもありますので、そういったことで。

あと採算をとることにやはり絶対的に視点を置かなくちゃいけない部分もあるんですけども、やはり地域の交流拠点でありますので、例えば障害者の、地域の道の駅の周りのところを花で埋めるですとかいろんな人たちがかかわって、あと高齢者の方々がそこで何かをするですとか、そういったこともしっかりと踏まえていくことは重要かと思うんです。ですから、採算も踏まえながら、地域に人たちが自分たちが運営しているっていう自負が持てるような、そういったことも兼ね合わせるという、まあなかなか難しいことではあるんですけども、いろんな方の意見を取り入れながらやっていくことが今後重要なことというふうに思っています。

先ほど、ここで若者の意見はどうでしょうって聞こうと思ったんですけど、先ほどの産学官のところでも道の駅の構想の18名の学生さんたちの話が出ましたからわかりましたけれども、やはり若い方は斬新な意見を持っていますので、専門性はわからなくてもやっぱりそういった斬新な意見を取り入れながら、はっと気づくところがありますので、そこもやはりいろんな多角的に捉えていく柔軟性を持っていきたいなというふうに思っています。

最後ですけども、道の駅に限らず地方創生ということについては、まずコンサルに依頼をするとかそういうことではなく自分たちでやっていこうと決めて、十分な議論を重ねて初めて形ができてくるのではないかなというふうに思っています。それぞれのやり方で、たとえ小さくても前進していける可能性を秘めてくるのではないかと思っています。

31年、まだ少し年数はありますけれども、あっという間に迫ってくると思うんですね。だから着実に失敗のないように、大成功できるように、また未来につないでいけるぐらいの発展性を持ったものをつくっていかないといけないと思いますので、そういったことも踏まえてみんなですっかり連携して、一丸となって成功させていければいいなというふうに思っています。

以上で、道の駅についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで11番紙井和美君の質問を終わります。

次に、10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 皆様，こんにちは。通告に従いまして，地方創生交付金を活用したプレミアム商品券について，一般質問させていただきます。

地域の商店街などでお得に買い物ができるプレミアム——割増金付商品券への期待が高まっています。個人消費の喚起に効果が上がっているほか，利用者から好意的なアンケート結果が得られています。眠っている個人のお金が消費にも回る，そんな機会になります。プレミアム10%で新たな消費に結びついた，倍率が平均二，三倍前後，中には五，六倍に上るなど，高い経済効果をもたらした事例もあります。

阿見町では，これまで平成21年から5回プレミアム率10%で，最近では参加店舗の独自サービスの提供やAPカード加盟店のスタンプラリーなど，いろいろな特典をつけて実施して経済効果を図っているところでありますが，2月の28日に今年度は終了しました。

国では平成26年度補正予算に個人の消費喚起や地方活性化に向けた経済対策を柱とする3兆1,180億円が成立しました。交付金としては，地方創生に向けた新たに地域住民生活等緊急支援のための交付金が4,200億円盛り込まれ，そのうち地域消費喚起・生活支援型の交付金に2,500億円，地方の実情に応じたプレミアム付商品券の発行が盛り込まれました。この交付金はプレミアム分の経費や商品券の印刷費などに充てることができます。

交付金が使える例としてプレミアム商品券のほかにふるさと名物商品券，旅行券，低所得者向け商品，サービス購入券，多子世帯支援策など示されていますが，地域消費喚起と生活支援であれば自治体独自の取り組みも認められることになっています。プレミアム付商品券の発行への動きが各地で進んでいます。名称も新潟市の「合併10周年記念プレミアム付き商品券」，また大阪府の「ぎょうさん買うたろう！商品券」と発行時期や金額などは自治体によって異なりますが，各地でそういう工夫した企画，アイデアが出てきています。

例えば埼玉県では交付金と県独自の補助金を活用し，全63市町村で商品券を発行する予定で，そのうち約8割に当たる50の自治体で購買額に30%のプレミアムをつけ，個人消費の拡大を後押しするとしています。一方，子育て世帯の生活支援として，松戸市では中学生以下の子供1人につき3,000円の商品券の配布を予定としています。兵庫県の川西市は，中学生以下の子供がいる世帯につき2,000円引きで商品券を販売するとしています。

商品券の発行は，住民のニーズをしっかりと反映させなければ最大の効果を望めません。経済効果の高い内容が盛り込めるよう，商工会等関係団体などと利用者の使い勝手も含めて徹底して検討していただきたいと思います。大きな経済効果が望めそうなアイデアが出ていれば，参考にさせていただきたいと思います。

阿見町の公明党ではプレミアム付商品券の早期発行、地域で最大の効果が出るように求める要望書を町長に先月初め提出させていただきました。また、アンケートには担当部局に御協力いただきましたことに感謝申し上げます。

それでは3点質問させていただきます。

1、具体的にどのような発行の仕方をし、地域の消費喚起や生活支援の促進を図るのか伺います。

安価な買い物から使えるよう500円券での発行、町内全ての店舗で使えるように参加店舗の拡大はどうか伺います。

3番、県の域内外消費喚起を目的とした事業に対して、町ではどのように連携して、どのように取り組んでいくのか伺います。

いばらきキッズカード、いばらきシニアカード、ひとり親家庭への図書カード配布等の使える町内店舗の拡大を図っていくべきではないか、御所見をお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 地方創生交付金を活用したプレミアム商品券発行事業について、お答えいたします。

1点目の、具体的にどのような発行の仕方をし、地域の消費喚起や生活支援の促進を図るのかについてであります。

プレミアム商品券事業につきましては、これまでも各自治体の支援を受け、それぞれの商工会等において実施しているところも多く、阿見町においても商工会に対し補助金を交付し、商工会が主体となって実施しております。

今回の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金のうち、地域消費喚起・生活支援型のメニューは、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し国が支援するもので、この交付金を活用し、来年度のプレミアム商品券事業を実施する予定であります。

今年度実施しました商品券事業は総額5,500万で、そのうちプレミアム分が10%の500万、1冊1万1,000円分の商品券を10,000円で販売し、商品券の内訳は500円券が6枚、1,000円券が8枚で、1,000円券のうち5枚は大型店でも使用が可能となっております。

来年度の事業は、総額2億4,000万で、うちプレミアム分を20%の4,000万とし、1冊1万2,000円分の商品券を10,000円で販売する方向で検討しておりますが、発行時期や参加店舗の拡大、500円券の発行枚数など、詳細につきましては、今後、商工会の実行委員会において検討することとなっております。

ただ、阿見町としましてはやはり店舗の拡大はやっぱりきちんとやってもらったのがいいなって、そういう考えを持っています。

安価な買い物から使えるように500円券での発行ということですが、国の交付金の目的として、プレミアム商品券事業は消費者が通常行う消費ではなく、新たな消費喚起策として位置づけられていることから、全てを500円券にすることは、交付金の目的とは相違してしまうものと考えられます。それで500円券は先ほど言ったとおり枚数になりますのでよろしくお願い申し上げます。

2点目の子育て支援、シニア世代の支援として、優先販売や多子世帯にはプレミアム商品券の支給等の検討は、についてで、優先販売につきましては、75歳以上の高齢者に対しては、現在の商品券事業でも実施しているところで、今後は、対象者をどのようにするかについては実行委員会での検討課題となります。

また、多子世帯へのプレミアム商品券の支給等については、現段階では難しいと考えておりますが、子育て世帯の負担軽減策としては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る県事業として、プレミアム商品券を購入する際にいばらきキッズクラブカードを提示することで、割引される制度が設けられます。また、高齢者に対する負担軽減策としては、いばらきシニアカードの提示で同様に割引されることとなっております。

町としましては、これらの割引が受けられるカードの申請について商工会と連携し、広報紙やチラシ等を活用し周知に努めてまいります。

3点目の県の域内外消費喚起を目的とした事業に対して町はどのように連携して取り組んでいくのかについてですが、前述したとおり、いばらきキッズクラブカード及びいばらきシニアカードの申請について周知に努めてまいります。

また、いばらきキッズクラブカード及びいばらきシニアカードの町内利用店舗の拡大についてですが、協賛店の募集・登録・審査については県が行っております。事業としては、直接町が行うものではありませんが、店舗拡大のため商工会等と連携して事業の周知を図り、子育て世帯の支援や高齢者の積極的な外出を促し、あわせて町商工業の振興につながるよう努めてまいります。

ひとり親家庭への図書カード配布につきましては、プレミアム商品券の割引制度と同様に、今回の交付金に係る県事業として位置づけられたものであり、図書カードを取り扱う店舗で広域的な利用が可能となるもので、カードの配布や事業の周知等については、県と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時5分からいたします。

午後 2時53分休憩

---

午後 3時05分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

難波千香子議員の質問を続けます。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 御説明大変にありがとうございました。

今回の国の交付金としてかなりの大きな額になりますけれども、この国からの交付金の基準でございますけれども、市町村によって大分差があるようでございますけれども、その基準の方法、我が町にどれだけの交付がされて、また阿見町にはどの程度が見込まれ、また商工会に対してどの部分に補助金を交付していく予定なのか、その辺を詳細にお聞かせください。

また商工会の実行委員会が前回1回開かれたようですけれども、その構成メンバー、またその中で予定だとは思うんですけれども、発行時期予定、また商品券の名前等もこんなものが検討されているというものがあれば、ぜひぜひ教えていただきたいと思います。

よろしく願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） それでは、私のほうから交付金の積算について、御説明いたします。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ということで、今難波議員の御質問の中にもありましたが、全国ベースで地域消費喚起・生活支援型として2,500億円予算化されております。

それについて、まず都道府県、それから市町村で4対6にそれを配分します。で、市町村に配分されたものについては、これはまたさまざまな係数を使って配分するんですが、ざっと申し上げますと、人口それから町の財政力指数、それから消費水準等、そういった係数を用いて配分されると、交付されるというものです。で、町への交付分につきましては、先ほど紙井議員の御質問にもありましたが、地域消費喚起・生活支援型として4,403万4,000円が交付されるということになっております。

私のほうからは以上です。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） まず商工会に対する補助金の額ですけれども、今回4,400万円消費喚起型で町のほうに入っております。2億円っていうのは、そのプレミアム部分20%ということで、4,000万円がプレミアム分として行くということです。それとあわせて事務費が800万円ですので、補正予算の中では4,800万円を商工会のほうに補助するというふうなこと

になります。

それと、実行委員会のメンバーでございますけれども、商工会の副会長さんが頭になりまして、商工会の理事さん、青年部、女性部、それから消費者リーダー、それと町の商工観光課長がそのメンバーに入っているというふうなことです。実は正式な人数はこの前休んでる方もおりまして、商工会から正式な名簿をいただいているということがなかったものですから、昨年度の例を見ますと、商工会の理事さん2名、青年部2名、女性部2名、それと消費者リーダー2名、それと町の何ですか、担当課長1名ということになるというふうなことだと思います。

で、昨日2月の26日に第1回の実行委員会を開きまして、そこで全てが決まったわけではございません。ただ決まった項目といたしますか、予定として、先ほど難波議員のほうからいろいろ御提案をいただきました500円券について、全て500円というふうな意見も出てるんだというふうなお話をさせていただいたんですけれども、町長の答弁の中でも消費喚起策としての位置づけというふうなことです。全てを500円にすることはできないだろうと。ただ、今までは500円を6枚だったものを8枚にするというふうな予定でいこうじゃないかというふうな話はされたというふうなことです。

それと名称につきまして、そのクーポン券の名称ですが、まだ正式には決まっていはいないみたいです。ただ、合併60周年というふうな——町村合併60周年ということで、その60周年というふうなことは入れて名称を決めようというふうな方向で調整されているというふうなことです。

それ以外にも、難波さんからいろいろ子育て優先、高齢者優先販売というふうな部分についても商工観光課長のほうからも、そういった話も出てるんだというふうな話はさせていただいたというふうなことでございます。ですので、まだ第1回目、顔合わせですので、まだこれから何回か開いて、いろいろその販売の仕方とかを決めていくもんだろうというふうには思っております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） まだ……。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 発行時期ですか。発行時期につきましては、まだ正式にそれも決まっていはいないんですけれども、今考えてるのは2億円というふうな大きなお金ですので、一気に1回でやるということよりも前期、後期に分けて販売をして、商品券事業を取り扱ったのがいいんじゃないかなという方向で進められているというふうなことでございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。ちょうどボーナス時期っていう

か、後半と前半ってことで。決まったら、また周知がされると思いますけれども。

あと、気になるんですけれども、参加店舗が年々減少しているんですね。その辺何が考えられるのか、その1点をお聞きしたいのと、あと今回総額が今までの4倍ということで、消費喚起と生活支援策に対して国が支援するものであって、協賛店舗の拡充をぜひともね、図っていただきたいと思うんですけれども、協賛店、売上げが倍増している店舗もありますので、その参加店舗の減少をどのように考えておられるのか、今後の取り組みをぜひとも伺いたいと思います。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。プレミアム商品券については基本的に商工会加盟店が参加をしているということなんですけれども、減少しているかどうかというのは、ちょっと今私のほうでもわからないんですけれども、今年度までは参加店舗からもある程度の負担金をいただいているというふうな状況もございます。ただ27年度に関しては全て町のほうからの補助金で賄うというふうな考え方に基づいていますので、商工業者から負担をいただくということは今考えてはいないというふうなことで進めていこうということです。

ですので、なるべく、先ほど町長が言われたとおり、参加協力店については、多くの商店の方に参加していただけるような働きは商工会のほうにもしていきたいというふうには考えております。

それから、これは難波さんのほうから質問はいただいてないんですが、いばらきキッズカードと、あとシニアカードの部分についても、阿見町ではそんなに協賛する施設っていうか店舗がないんですね。そういった部分については、茨城県のほうが認定をする部分がありますので、なかなか難しい部分があるんですが、商工会の会員の中にもそういうふうな協賛店になっていただけるような働きかけはできるというふうに思いますので、そういった部分についても商工会さん等をお願いをしてキッズカード、シニアカードの協賛店になるように働きかけをしていきたいというふうに思っています。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今部長が言ったとおりだと思うんですけど、難波さんも女性部ですよ。やっぱり商工会に働きかけて、やはり店舗拡充をしていくっていう、それも一般のね、商工会へ入ってない人もどンドンどンドンやっぱりやっていただく。その後商工会員に勧誘するっていうね。今やはり商工会員が随分少なくなってるっていうような状況のようですから、そういう面ではやっぱり商工会員の拡充っていう、そういう観点からも商工会に入っていない店舗の皆さんにも入っていただけるような状況をつくっていくことが、やはり商工会にとってもいいんじゃないかなと。なるべく拡大をしていただきたい。そう思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。

それですね、あとですね、責任はあるんですけども、あとスタンプラリーっていうこと……。そうですね、あと……。申しわけありません。今年の、毎回消費者リーダーとかいろんな方がアンケートをとっていただいているんですけど、まずその考察と課題から、また次回活かしていくべきだと思いますので、その辺のところを、考察また課題、それをまた今回活かしていけるとと思いますので、お教え願いたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長佐藤哲朗君。

○商工観光課長（佐藤哲朗君） はい、お答えいたします。

毎回ですね、消費者リーダーの皆様にはですね、御協力いただきましてアンケートということで実施されております。大きな課題としましては、やはり町民の皆様への周知ですね。御存じの方と、やっぱ御存じでない方っていらっしゃるということがございます。その中でですね、今回2億4,000万という大きな事業でございます。さらに全国的な取り組みということになりますので、そういったことにつきましては今回一定の解消はできるのかなというようなことで考えてございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。

済みません、私もアンケートをとったほうなんですけれども、もうとにかく数人しかあれですけれども、全体感をね、お聞きしたかったんですけれども。私を感じてる範囲では、とにかく若い人はまず知らないっていうことでしたね。本当に手ごたえがない。その辺、今回ぜひ若い方にどれだけこのプレミアム商品券の、また買っていただいて、またその辺のところを、また町活性化に今度新たななるのかなということで、その辺をぜひ極力今まで買えなかったところに新たな消費喚起ということですので、やはりぜひアンケートなんかも考察していただいて、その部分に力をぜひ入れていただきたいなと、そう思います。

あと1点、スタンプラリーって何ですかってほとんど聞かれますので、APカードのお店がほとんど今減ってきてますので、その辺も形骸化になってきているということで、その辺もちょっと考えを、またいろいろ変えて……。全然わからないという。せっかくね、5枚で当たるんですよ。わからないと、わからないと思うんで、1,000円でスタンプ1個で、5個で何と5,000円とか1万円当たるんですよ。だから、それは楽しみなんですけれど、わからない人がほとんどでしたので、何かもったいないですよ。その辺はもっときめ細かにやっていただければなど。すごい楽しい、阿見町の商工会頑張ってるんですけど、その辺が伝わっていないのがちょっと大変あれかなと思います。

もっと今回はにぎやかにね、商工会もぜひやって、もっと本当に元気な活性化ができる、今までの本当5,000万——1億がね、5,000万になっちゃうんですね。減らされちゃってね。そういう……。今度は増えますので、俄然皆さんもね、本当に商店街の人は楽しみに実はしてするので、その辺ぜひぜひ、また御協力ね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあと、若い世代が使えなかったということで、今回新たな消費喚起につなげていっていただくためにもその世代の工夫が必要であります。検討課題になっている優先販売には、また御検討していただき、ぜひとも子育て世代も加えていただきたいと思ひます。各地の一例でございますけれども、福岡市では18歳以下の子供が3人いる多子世帯を対象に1世帯当たり1万円の商品券を配布している。また奈良市では子供の人数に応じて1人につき1,000円割り引いて販売していると。また熊本市では一般は15%のプレミアム率ではありますけれども、中学生以下の子供のいる家庭は20%に検討しているところもあると。

地域によって違いますけれども、18歳未満の子供がいる家庭が割引価格で購入できるように、今回が無理でも次回は商品券の配布を考えていただきたいと。ぜひ喚起が——また違うところで消費喚起になるかと思ひますので、検討していただきたいなと思ひます。これは、これからってということですよ。質問しても……。はい、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 済みません。申しわけございません。

そうです。先ほど答弁したとおりなんですが、まだ実行委員会の中で、昨年度高齢者に対する優先販売を先駆けてやりました。ただ、そういう子育て世代に対する優先販売ということについても問題点は商工会さんとも共有していますので、ただそれをどういうふうな形で進めていくかはこれから……。まあ、できるかできないか私もまだわかりませんが、実行委員会の中で決めていくんだらうと思ひます。

ただ、今御提案あったようにプレミアム付の商品券を多子世帯に配布するとか子育て世帯に配布するとかってというようなことについては、それはちょっと難しいんだらうというふうには思っております。ですので、あくまでも優先販売とかそういったものができるのであれば、実行委員会の中でも検討していただきたいなというふうには思っております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） いろいろ試行錯誤していただき、期待しておりますのでよろしく……。あ、実行委員会ですかね。後ろには傍聴来ていらっしゃいますけど。

あと次に、いばらきシニアカードといばらきキッズカードですけども、これは2,000円が少なく、我が町に当てはめると1万2,000円のもの8,000円で買えるという。まあ本当殺到するのが目に見えてるんですけども、混雑が予想されますので、そういった購入申請場所で

すよね、まず皆さん持ってませんので、その申請場所等を増やしていかなないと、大変かなと思いますので、その辺もぜひ児童福祉課と高齢福祉課になると思うんですけども、券を買いに行くときには、その券を持っていくっていうんですが、まずそれがないというのが現実ですんで、それは阿見町で申請して、すぐいただけるようになってますので、その辺どのように。

役場だけじゃなくて、ほかもやっていただけるのかどうか。また、そうですね、あと協賛店舗の拡大の要望も非常に多いので、その辺もぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、その1点だけ。その辺何か考えていらっしゃるのかどうかで最後の質問にさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） キッズカードに関しまして、お答えをいたします。

キッズカードにつきましては、茨城県で実施してますけど、平成19年からもうやっておりまして、直近のデータでは26年の4月から1月で247券も発行してると。その前では25年の4月から26年の3月で385枚ということで、ある程度お持ちの方がいらっしゃるということがございます。ですけども、今回プレミアム商品券と一緒に割引ができるということになりますと、かなり多くなる——殺到してくるかもと予想されますけども、この県のほうの事業のほうは、まだ詳細が——こちらに説明とか仕様とかありませんので、それをちょっと詳しく伺ってですね、それで対応していきたいというふうに考えています。

特にこの県のほうの事業がですね、大々的に2割サービスだと、割引だという話がありますけども、茨城県全体のキッズカードの所有者に行き渡るほどの予算が確保してないという話もございますので、そこら辺もよく詳細を確認した上で対応していきたいというふうに考えています。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。じゃ、今後ともよろしくお願ひいたします。

じゃ、次の質問に入らせていただきます。

食育と地産地消の推進について質問させていただきます。

昨年6月にスーパー食育スクールについて質問させていただきました。文部科学省から指定を受け1年近く経過いたしましたけれども、推進を見させていただき、すばらしく成果を上げておられますことに、まずもって敬意を表したいと思います。その中で御要望いただきましたことを今回は質問させていただきます。

阿見町におきましても、こういった学校の食育事業の中で食育を行政の重要課題に位置づけ、食育先行地域を目指して、また行政の責務としてあらゆる世代や生活の場面の中で食育を総合

的計画的に進めていき、その基本的な指針として条例の制定、食育実施計画、達成目標の数値のようなものを積極的に取り組んでいただきたいと思います。また、町民の方を巻き込んで、今回のスーパー食育スクール事業を盛り上げていく新たなツールを考えていくべきと考え、3点質問させていただきます。

1、食育の推進について。スーパー食育スクール事業の推進につきましては、栄養教諭を中心に関係する部局とどのように連携して、どのように集まり実行しているのでしょうか。お聞きいたします。食育に関してまとめ役部局はどこで、どのように集まり実行しているのかお伺いいたします。

2番、食育かるたについて。食育のツールとして作成している自治体は多数ありますが、阿見町では健康づくり課で健康標語を毎年募集し、子供たちからすばらしい作品が集まっています。こういったものを活用したり、食生活改善推進を初め、町民も巻き込んで食育を根づかせる工夫の1つとして、町政60周年記念事業としても食育かるたを作成していったらどうでしょうか。

3、朝御飯条例制定について。朝御飯を食べようと小中学校で朝食摂取率100%を目指しています。朝御飯を食べる習慣を広げる運動を推進し、条例を制定してはどうでしょうか。米を中心とし、食文化を再確認するとともに米の消費拡大を進め、農家を支援し地産地消の推進を地域が一体となってさらなる町民の健康増進を図ってはどうか。御所見を伺います。  
○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 1点目のスーパー食育スクール事業では、食育の推進について栄養教諭を中心に、関係する部局と連携をとり、どのように集まり実行しているのか。食育に関してまとめ役部局はどこで、どのような会議を開いているのか、についてお答えします。

本年度の事業内容として、JA茨城かすみや茨城大学農学部との協力により、学校農園での農作物の栽培の助言・指導や、あみまちを食べよう事業を実施しております。また、県立医療大学の協力による食に関する講演会や、学校での食育の授業を実施しております。さらに、食生活改善推進協議会の協力による調理実習など、関係機関の皆様の御協力により事業を進めております。

スーパー食育スクール事業の運営は、阿見町役場内の農業振興課、健康づくり課、商工観光課、企画財政課、生涯学習課、学校教育課、給食センター、指導室などの関係各課が連携をして進めています。それぞれの課の職員がワーキンググループとして年に7回ほど会合を持ち、事業を進めており、その諮問機関として推進協議委員会を設置しています。

推進協議委員会は、委員として、茨城大学農学部や県立医療大学の教授、JA茨城かすみやPTAの代表の方、食生活改善推進協議会会長、県保健体育課指導主事、阿見中学校区の校長、給食主任、養護教諭などの方々に依頼し、御助言をいただいております。

阿見町全体における食育に関しましては、関係各課が個々に取り組んで推進しているところで、会議については、関係各課で行っている状況です。

2点目、3点目につきましては、町長より答弁させていただきます。

○議長（柴原成一君） はい、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは2点目の食育かるたについてお答えいたします。

食育のツールとして食育かるたを作成してはどうかという御提案ですが、町では平成26年度から5年間のプランとして、あみ健康づくりプラン21策定いたしました。プランでは、食育の普及を基本方針の1つとして取り組んでおります。

事業の取り組みとして、毎年町内の各小学校に御協力をいただき健康標語を募集して、優秀作品については健康づくり事業の通知文に掲載するなど広報周知活動を行っています。平成26年度はスーパー食育スクール事業と協働して作成したパンフレットに標語を掲載したところです。このように食育の推進については、健康標語をはじめ、かるたに限らずさまざまなものが考えられますので、他の自治体での食育推進事例について調査研究し、食育について広く町民に関心を持ってもらえるように推進活動を行っていききたいと思います。

3点目の朝御飯条例についてですが、阿見町の小中学校でのアンケート調査では、朝御飯を食べていると答えた人が90%を超えているというデータがございます。児童生徒についてはかなり高い数字が出ているので、就学前のお子さんや高校生以上の成人について、朝御飯を食べる習慣を広げる運動を推進していくことで、バランスのとれた食習慣が形成され、健康増進が期待できます。

町では、食生活改善推進員という健康な食生活について普及啓発し地域活動を実践しているボランティア団体がさまざまな場面で活動を行っておりますので、こういった団体とも協働して朝御飯を食べる習慣を広げる運動を推進していきたいと思っております。

また、農家の支援につきましては、経営所得安定対策事業補助金や振興対策補助金等により支援しているところでありますが、昨今の米価下落による価格補償については、当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金により、補填される制度により取り組んでいるところであります。

米の消費拡大、地産地消の推進につきましては、平成25年度から学校給食において町内産米による米飯給食を取り入れており、積極的に地産地消と消費拡大を推進し、水稻農家の経営安定を支援しております。

このように、多様な視点から米を中心とした食文化について再確認をしながら、地域一体となって町民が健康増進を図れるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 御説明ありがとうございました。

我が阿見町は本当に小中学校……。小学校ですね、特に学校農園持ってるということは、本当に他市から来たらもう夢のような、そういう学校だというお話を聞いてます。本当に素晴らしいなと思います。土になじんで、またいろんなこういう世の中においてね、やはり原点、土に触れ、またそういう作物に触れるっていうのは、やはりすきんだ心も一番その子にとって真っ直ぐに成長できる根本ではないかなと思っております。その中で、本当にいろんな人の御協力を得てね、答弁を伺っても、こうやって成り立っているんだなあって、それがあって今のスーパー食育スクールがね、今回ね、なったんだなあっていうことを本当に誇りに思っております。どうぞ、あとね、頑張ってくださいなと思います。

それで質問なんですけれども、推進協議会はお名前をいただいて、そうしますと20名……。校長先生やらで、何名の方になるんでしょうか。構成人数というのは。済みません。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。

推進協議会委員は15名ということになります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 本当にこういった今までなかった、こういう阿見町の中で農業振興課とか、そういった連携していただいて、やってるっていうのがすごいなと思います。横の連携で学校を中心に、子供たちを中心に今なってるというのは阿見町にとっても画期的ではないかなと、非常に思います。

それで、次の答弁、一番最後なんですけれども、阿見町全体における食育に関しましては関係各課が個々に取り組んで推進しているところ、会議については関係各課で行ってる状況ですということで、ここで1つさらなる阿見町全体において食育に関してはそういった答弁でありますけれども。先ほど、あみ健康づくりプラン21というところで、当然その中で食育の提示もあるんですけれども、データも出てきてはいるんですけれども、それをもとにさらに、これ教育委員会ではないんですけれども、せっかくここまで、数ページですかね、この後ろのほうに食育っていうことで載っているんですけれども、そういった中で全然構わないんですけれども、それを基にして実施計画のようなものをつくるとか、あと達成目標、そういったものを積極的に取り組んでいただきたいなと思います。

これ、すぐって言ってもあれでしょうけれども、今後27年……。これ26年、昨年25年につくったばかりだとは思いますが、そういう中で食育推進計画ということで、そういった自治体も多いわけですが、これだけね、学校が頑張っているんですが、そういったお考えは2007年にね、国ができてますけれども、その辺どうなんでしょうか。もしお聞かせ願えれば。もっとも数字的にはいいものができるんじゃないかなと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

保健福祉部のほうはですね、健康づくりの推進ということで、この健康づくりプラン21で推進を図ってきたところでして、今までは健康標語とかですね、いろんな施策をしております、なかなか食育というところまで踏み込んでなかったんですが、最近食育というのが重要視されてまして、それで取り組みを始めたところですが。

国もそうなんですけども、文部科学省であったり農林水産省であったり、こっちは厚生労働省管轄ですけども、それぞれのところで立ち上げてそれぞれの施策を行ってまして、その影響か町のほうも教育委員会があったり農業振興課があったり、私のほうの健康づくり課があるというようなことで、いろんな関係課が協働して今んとこ進めているというような状況でございます。ですので、今のところ町のほうも健康づくり課のほうはですね、この健康づくりプラン21に基づきまして関係課の協力をいただいてですね、進めているという現状でございます。

これがですね、かなり話が煮詰まってですね、いろんな事業がこう立ち上がって動いてきたときにはですね、やはり統合した、統一した考え方のもとにですね、いろんな資料も多分必要になってくると思いますけども、そういったものをつくってですね、難波議員御提案の計画っていうんですか、そこまで踏み込めるかどうかわかりませんが、そういったみんなが集まって協議して1つの施策に向かっていくと、目標に向かっていくということが、先の話になりますけども、そういった方向に向かっていくのではないかというふうに考えてます。

残念ながら、現在のところ各部署でそれぞれ食育の取り組み始めたばかりですので、現状としましては各部署でそれぞれ行ってるということでございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 今回ね、教育委員会のほうからすばらしい……。杉並区でしょうか……。こういった、やはりすごいところはすごいついていうか、そこは東京都23区のうち4割を杉並区で農地を持っているという……。確かに大根なんかはね、杉並……。

〔「練馬じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○10番（難波千香子君） あ、練馬区。済みません。練馬大根でしたね。済みません。失礼

しました。練馬。

そういう中で、とってもいい練馬はモデル地区になってるということで、ちょっとすばらしいなと思って。小中学校の中でもそういった食育推進計画というのができてるんですけども、阿見町はちょっと食育基本計画がね、まだ町でできていないので、学校でつくるっていうのはかなり無理があるんですけども、すばらしい……。私も読ませていただいているんですけども、何か読んでいただいて、将来的に何か感じた点があれば。食育の推進ということで、はい。

そうですか。なかなか、感想を求めているんですけど、そこまで……。

〔「感想はないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○10番（難波千香子君） 感想はないんですね。ここに練馬区……。失礼しました。

〔「子供のやつ」と呼ぶ者あり〕

○10番（難波千香子君） そうです。はい。食育推進計画っていうことで、ちょうど今年27年度からまたできるということ、練馬区教育委員会ということで、はい、私も教えていただいていたわけですけども、本当にすばらしい、ここまでやるのかなというのが載ってる。練馬大根を中心としたね、給食とか。やはりそういったものを非常に表立ってやっておりますけれども、阿見町も劣らないほどのね、そういう食材はたくさんあるかなと思うんですけども、将来的にはこういった阿見町の小中学校に食育推進計画っていうか、そういったものも1つの目安にして、きちんとまたなっていけば、そういうものが目に見える形で周知から実績、そういったものになるのかなと思うんですけども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 確かに食育の推進計画、内閣府がつくったのは平成18年の3月ちゅう形になってると思います。そんで、その中にですね、確かに阿見町教育の振興計画ありますよね、その部分が全てこう、大体こう来てんですね。例えば子供の食育における保護者、教育関係等の役割、スーパー食育スクールにも出てますけど、朝食または夕食を家庭と一緒に食べる——これ共食ちゅう部分。それから学校給食における、これ地場産業の使用率の割合を高めるちゅうような形の部分が内閣府がつくった食育推進計画にありまして、その部分がうちのほうの教育振興基本計画に出てる。それに基づいているんな学校で授業をやったり、食習慣を栄養教諭ですね、授業をしたりっちことで、あと学校農園とかいろいろやっています。

で、確かにちらっと練馬の食育、学校教育の推進教育ちゅうのはいいなっちは難波さんにちょっと立ち話したのは覚えてます。ただ、御存じのように練馬区については、先ほど言ったように食育推進計画ちの部分、これ教育……。教育じゃなくて、食育基本法に基づいて市町村は作成に努めなければならないよっちゅう部分がありまして、それができてですね、初めて

そこからいろんな部分で、先ほど保健福祉部長が言ったように、将来的にはそのようになったときには、当然今第2次食育、子供らも……。練馬あたりは第2次食育推進計画になっておりますけど、それが今やってるものを1つにまとめればち部分なんですけど、ただ教育委員会だけでぽこっとつくっても何かおかしいもの。あくまでも上に健康づくりちゅうか食育推進計画があって、その中で教育委員会の部分、子供——児童生徒の部分はここですよち部分だったらすっきりしたいと思うんで、だから今後の課題だと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） いろいろと課題はあると思いますけれども、1つ1つ、また阿見町でもそういったものが、機運が上がってきましたので、またそういうこともぜひ検討して、よりよい長寿社会ですね、子供から大人まで全て食育は関係ありますので検討していただきたいなと思います。

それですね、次なんですけれども、食育かるたなんですけれども、これも食育の1つのツールということで、これは行ってきたんですけれども、私が。それでこうやって50音でこういったかるたがあります。で、後ろにレシピが——食育ってことで19のレシピが、これは給食で人気のあるレシピを載っけてあります。とてもこれ評判がいいんですけれども、そういったものがお手軽っていうか、そういうもので喜んでいただいて、食育かるたで喜んでいただいて地域に広がると。

中野区だけではないんですけれども、例えばということで、どんなのがあるかなというと、「弁当に立てた誓いはダイエット」とか、あと「へそ回り、ちょっと気になるお肉かな」とか、あと「ハンバーグ、お母さんのが世界一」とかという、まあ、あるんですけれども、これも後で見ていただければいいんですけれども、これが650円ということで、区内の学校、保育園、また学童クラブ、児童館、高齢者会館には全て寄贈したということで、皆さん使っていただけてるということです。民間施設にも配ってる。500個つくって300個は公共施設、残りは売店があるんですけれども、そこで完売したということで、追加つくってるんですけれども。

で、読み札の川柳ですけれども、これは児童館とか高齢者会館の食育のそういった応募箱を設置して、そこから25人で組織された健康づくりを推進する会で、その川柳を選定したと。また絵札のほうは、絵手紙の皆さんで描いていただいたということで、本当に食育を根づかせる工夫の1つではないかなと思うんですね。で、いろんなイベントでも使って、今でもいろんなイベントで大変喜ばれているということでございます。そういったことであります。

で、阿見町健康づくり21の中でも食育についての言葉も意味も知っていたという人は、これを見ましたら半分なんです。食育は53%の方が知っていたと。あとは知らなかったという。

こういった現状が阿見町でありますので、本当にこういったもので地道にやっていくことも、楽しくやっていくことも必要なのかなと思います。

それで、今回食生活改善推進員の、会長さん初めお話しされたときにもう本当に喜ばれておりましたので、こういったものもぜひツールとして何らかの形になるのかなと思います。阿見町にはいろんなかるたがあります。生涯学習かるた、環境かるた、介護かるた、体操かるた。もう本当にそのツールとして、皆さんがそれを持っているんな会場でやるという、そういった一番お手軽なそういう周知をしているという中で、ぜひこういうのもね、今回どうかという事で質問させていただきました。

改めてお聞きしたいなと思うんですけども、こういったみんなで1つのものをつくり上げていく中で、食育のそういったものを知っていただけるっていう、そういうのが大切かなと思います。いかがでしょうか。再度。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

難波議員御提案のように、みんなで食育のことを考えて例えばかるたをつくるというようなことが、やっぱり推進につながっていくんだろーと思います。それで私も食育かるた、ちょっといろんなところで調べさしてもらいましたらば、やはり保育とか児童が遊びに使っていたり、放課後児童クラブでも使ってるというふうな話もございまして、なかなかそういったことでも活用できるのならというふうには思っております。

それで、現状としましては、町では健康の推進——健康づくりにつきましては、このプランの中でさまざまな施策を推進している中で、健康標語というかなり長年定着したものがございまして。これが1つありまして、これをどういうふうに、食育かるたとつなげていくかというところがまだ御提案いただいたばかりですので、今から考えていかなければいけないというのが1つございます。

それと、このかるたの中には、ほかの市町村では特産物を入れたりですね、郷土料理、食文化というような内容を入れたりしているようですので、これはやっぱり関係——いろんな食育に取り組んでいる各課とも協力を行わなければつくっていけないだろうというふうなことで、食育の推進もそうですけども、いろんな関係機関の協議の中で、食育の推進をどうしたら進めていくかという協議の中でこれも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、よろしく願いいたします。協議していただいているものをつくっていただきたいなと思います。

それで、最後に朝御飯条例についてでございますけれども、これ御要望を、どうしてもとい

うことでいただいた1つなんですけれども、地域でさまざまな条例があります。乾杯条例、そしてまた地酒の消費拡大につなげると、牛乳消費拡大応援条例等と、全国に先駆けて「朝ごはん条例」を制定した青森県の鶴田町でございますけれども、その長谷川先生のお話です。学校の教育活動に「朝ごはん条例」を位置づけて、食育学習、食の教育の推進に取り組んでいらっしゃるそうです。米文化の継承、地産地消の体験学習、早寝早起きの生活リズムの確立、そういったことを食育推進の関連ながら学校教育に位置づけているそうです。

で、学校だけではできないことですから、行政、また校区の住民の協力的な支援指導が伝統的に位置づけられているということで、やはり学校と地域が一体になってるのがすばらしいなと感じました。恵まれた教育環境だと先生もお話されておりました。

阿見町でも今、スーパー食育スクール事業に取り組んでおりますけれども、学校だけではなく町ぐるみでさらなる支援をすべく条例の制定を検討していただけたらと思ひまして、御要望させていただいたわけです。御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） たびたび歯切れの悪い答弁で申しわけないんですけども、健康づくりのほうの部署としましては、これをちょっといろいろ読まさせていただいて、御質問読まさせていただいて考えていたんですけども、条例とすれば、それよりもまず健康づくり条例かなというふうに……。たんですけれども、今回の御提案は朝ごはん条例ということですので、これも他市町の事例を見ますと、やはり米を食べようということを、その自治体の大きな、重要な施策の1つとしまして進めてるようなところがございます。

そういったことですので、まず阿見町の米の推進ということをよく町の施策としてですね、位置づけた中で、どうしても重要施策として推進していくんだというようなことが位置づけられたときには、やっぱりこの朝ごはん条例とかそういったものもつながっていくのかなというふうに考えております。

それともう1点、朝御飯を食べる子供たちの割合ということで、昨日も飯野議員の御質問の中でも報告がありましたけど、小中学生で約9割の方が朝御飯は食べてるということで、残りの約1割の方は朝御飯を食べる食べないの前に、先生からお話がありましたけど、規則正しい生活が送れてるかどうかというようなことがございましたので、やはり子供たちの朝御飯を100%に持っていくのはいろんな施策の中でやはり規則正しい生活を送っていただいて、その延長に朝御飯があるんだというふうなことも必要かというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） しっかりと条例はね、考えていただきたいなと思ひます。済みません。最後に答弁のところで、米の消費拡大をということで消費拡大を促進し、経営安定を支

援しているという答弁がございましたけれども、本当に阿見町におきましても米余りが危惧されて、本当に米を給食に順次増やしたりやっておりますけれども、茨城県では今ふくまる米ですかね、出ているとか、そういった阿見町の米に対して今後、かなりそういった、こういうことがあると大変な状況に、つくる方が減るのではないかなという危機感もあるんですけども、その辺の答弁がなかったので、今後の考え方をお聞きして、再質問は終了させていただきます。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。はい、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 給食センターで……。週4日というような形でやっています。今後はやはり阿見町の事業所、いろんな事業所ありますよね。社会福祉課であるならば特老とか老健とか、そういうところでどういうお米を、米はどこのお米使ってるのかと。先ほど3つの工業団地の中で実際には食堂がある会社がどんだけあって、どういう町のお米を使ってるのか。また児童福祉なら、やはり保育園とか幼稚園とか、そういうところでどういうふうなお米を使ってるのかと、そういうことをやっぱりきちんと把握して、そして阿見町のお米を使っただけのような状況をつくりたいっていうのは、こないだそういう話を担当課にもしておりますんで、そういうことからやっぱり始めて、阿見町の米の消費拡大を図っていききたいなと、そう思っております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 地産地消ということで、さらなるそういったことも必要かなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

住宅用のLED照明……。

○議長（柴原成一君） はい、難波千香子君に申し上げます。ここで暫時休憩を入れますので。

暫時休憩いたします。会議の再開は午後4時5分といたします。短いようですが、注意してください。

午後 3時57分休憩

---

午後 4時05分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

それでは、難波千香子君の一般質問の続きを行います。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） それでは、住宅用LED照明設置の助成について質問させていただきます。

できます。

現在阿見町では町有地の有効活用を図り、民間事業者による太陽光発電所の設置、太陽光発電の公共施設屋根貸し事業の開始、防犯灯全灯のLED化の実施、また住宅太陽光発電システム設置に上限9万円の助成も3年続きましたが今年度で終了となりました。LED照明におきましては、かえたくとも高価なためなかなか購入まで踏み切れない方が多いのが現状であります。住宅用太陽光発電システムの設置も町の助成で進みました。節電、省エネ支援、町内経済活性化の取り組みとしても町民が待ち望んでいるところのLED住宅用照明の購入助成制度を実施すべきと考え、平成26年3月の質問に引き続き、4点質問させていただきます。

1番、LED照明に関する町民アンケート集計結果からの考察について。

2番、事業計画内容と具体的な財源確保について。

3番、期待される効果、二酸化炭素排出量等の削減効果について。

4番、今後の周知方法と助成拡充はどうか、伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 住宅用LED照明設置の助成についてであります。

昨年の——26年3月の議会で、難波議員の提案で背中を押されたという、そういう感じをしています。

1点目の、LED照明に関する町民アンケート結果からの考察についてお答えいたします。

このアンケートは、平成26年12月13日から平成27年1月30日までの期間で実施し、中央公民館等に設置したアンケート回収箱や町行事に参加した人等、町民427名から回答をいただきました。その中で、LED照明を知っている人は98%で、使用している人は63.9%でした。使っている場所は、居間が62.6%、玄関が39.9%、食堂が30%、以下、廊下、トイレ、キッチンと続きました。結果として、約6割の人は使っているが、まだ一部でしかないということがわかりました。

LED照明の魅力として「消費電力が少ない、寿命が長い」がともに80%、LED照明を使っていない最大の理由は「器具が高額である」が55.3%でした。「LED照明の補助制度があれば交換する」と答えた人は72%でした。LED照明の効果は認識しているが、器具が高いため普及が進んでいないという実態が推察されますので、町補助金により費用面で支援することは、家庭の省エネ促進に有効な手段であると考えております。

2点目の、事業計画内容と具体的な財源確保についてにお答えいたします。

住宅用LED照明への町補助金は、地球温暖化対策として、照明の省エネルギー化を支援することによって、家庭における電力使用量の削減及び温室効果ガスの排出抑制を目的に平成27年度から平成29年度までの3年間実施する予定であります。

補助対象者は、町に住民登録をしているか、もしくは住民登録をする見込みがある世帯主で町税を滞納していない人です。補助対象経費は、平成27年4月1日以降に町内の事業者から購入及び設置に要した費用であり、合計額が4,000円以上であること、未使用のものが条件となります。補助金の額は、補助対象経費の2分の1とし、上限は2万円です。1,000円未満は切捨てとなります。

財源としては、町独自の事業である筑波南第一工業団地調整池の太陽光発電所や屋根貸し事業による使用料収入及び当該事業者の太陽光発電設備に課税される固定資産税収入並びに町内に設置された太陽光発電施設に係る固定資産税等を活用しております。

今もう随分あちこちで太陽光発電の設置がなされているが、十分阿見町でも20メガから30メガぐらいのものができてくるのかなと、そういう感じはしております。

次に3点目の、期待される効果、CO<sub>2</sub>排出量等の削減効果についてお答えいたします。

期待される効果としては、消費電力が少ないことによるCO<sub>2</sub>排出量の削減や電気代負担の軽減、照明の寿命が長いことによるごみの減量化や高所の照明交換負担の軽減、省エネルギーの照明を導入することによる節電意識の高揚等、多くの効果が期待されます。CO<sub>2</sub>の削減効果としては、玄関、居間、食堂、洗面の4カ所を250軒が使用した場合、年間約26トン-CO<sub>2</sub>の削減効果があると試算しております。

最後に4点目の、今後の周知方法と助成拡充はどうかについてお答えします。

今後の周知方法については、平成27年4月1日以降に購入及び設置したのから対象となるので、平成27年度予算の議決後、回覧、町ホームページ、公民館等へのポスター掲示、町内事業者へのお知らせ等により速やかに周知を図りたいと思います。助成拡充については、まず制度施行後の町民ニーズを把握して、それから検討したいと思います。

なるべく、町民の皆さんに多く使っていただければ、拡充していきたいなとそう思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

財源といたしましては固定資産税等を活用との答弁がございましたけれども、金額等そういった面で詳細がわかりましたらお聞かせ願えればと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

今の町長の答弁の中でも今まで町の公共施設の屋根貸し事業、これ役場の車庫ですとか、舟島小、一小、朝日中、竹来中の屋上にソーラーパネルの屋根貸し事業を行っております。それで約20年間で約1,700万円ほど試算で町のほうの歳入へ入るのではないかなというふうに見込んでおります。

それ以外に阿見ソーラーパーク——筑波南第一工業団地の調整池に設置された太陽光発電については、施設使用料と固定資産税——これも20年間ですけれども、約4,300万円ほどの試算を見込んでおります。失礼しました。1,800万円の試算を見込んでおります。ですので、あわせて約4,300万円ほどの20年間の中に入れてくるというふうな試算でございます。

ただし、既に太陽光発電事業、住宅用太陽光発電事業から生み出されたお金を活用するというふうな考え方で進めてますので、まだそれを差し引いても2,500万円ぐらいは20年間の中では浮いてる部分もあるというふうなことで試算しております。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。そういった還元をしていくということになるかと思うんですけれども、環境の還元ということで。また、今回いろんな面で……。もし今回通りましたら、申請方法とかそういった面もかなり町民には難しい面があるかなと思うんですけれども、この場でちょっとお聞かせ願えればなと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。環境政策課長兼放射能対策室長岡野栄君。

○環境政策課長兼放射能対策室長（岡野栄君） はい、お答えします。

4月以降に購入した——町内ですすね、購入したLED照明の領収書、それと写真を持って1カ月以内に申請するということになります。この補助金は1回限りということですので、どの照明を交換するのかよく考えて申請していただければと思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） かなり1カ月というと何だか忘れちゃって、大丈夫でしょうかね。濟いません。ここで言うのも何ですけれども。その辺は厳しく決めたということですね、はい。何とも言えないんですけれども、はい。その辺はまた改革の余地があればね、ぜひ柔軟に。まず初めてのことなので、やっていただければなって思いますね。

あと、もう1つ心配なのは太陽光発電の助成の1回目ですよ。朝の6時、4時ですか、もうずっと並んでましたよね。それで、これをとるのに、助成をとるのに、また同じような情景がね、なるとも限らないので、その辺本当に助成の拡充がもし一遍に……。あのときも本当に1週間でなくなってしまったので、そういったすごい、やはりね、呼び水になるかと思うので、やはりそういうときにはね、2回目少なかつたんですけど、倍にさせていただいたんですよ。その年に。だから、そういったことも今からもしあれば、本当に需要があるこの事業だと思いますので、ぜひその辺は柔軟に。よろしいでしょうか。

○議長（柴原成一君） はい、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やはり、これをやるっていうことは、それだけの需要があれば、やはりやっていくっていうか、3年間ですから、それをやっていくっていうことなんで、財源を生み出していくっていうことです。

まあ、先ほども言ったとおり民間の人たちが十分太陽光発電やってますよね。これによるやっぱり償却資産とか土地の固定資産税とか、そういうものがどんどん上がってくるわけですから、そういうものをやっぱり財源にしていくっていうこと。十分私は足りていくんじゃないかなと、そう思っております。

また、手続等のね、やっぱり簡素化っていうか、十分簡素化されていると思いますよ。そんなに難しい話——今課長が言われたとおりね、そんな難しいことではないんでね、そういう面では。ただ、私も知らなかったんですけど、太陽光の最初のときはそんなに並んだんですか。ああ、そうですか。まあLEDの場合は、それほどではないんじゃないかなと私は思います。買った領収書が必要でどうのこうのって、1カ月以内っていうことですから、そういう面ではそんなに混雑するような状況にはならないんじゃないかなと、そう思ってます。

○10番（難波千香子君） そうでありたいなと思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） じゃあ、以上で、本当にいろんな、また27年度始まりますけれども、本当にまたしっかりと腰を据えたいろんないいものが皆さんに還元できればいいのかなと、私も1人としてしっかり頑張りたいなと思います。

以上で質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで10番難波千香子君の質問を終わります。

次に、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。それでは通告に従い質問をさせていただきます。

今回は多くの方が地方創生についての質問をされましたが、私もこれについて少々質問させていただきたいと思います。

さて、昨年5月に日本創成会議が発表した人口減少・自治体消滅の報告は大きな反響を呼び、地方創生法をつくる足がかりとなりました。そして今、日本全国で人口が政策課題のキーワードになっています。特に人口減少地域とされた自治体での議論は深刻であり、それは関東地域においても無視できないものであり、当然阿見町も同じであります。

しかし、実は今問題視されてる日本の人口減少は、少なくとも1970年代の半ばには予測され

ていたことです。にもかかわらず東京1極集中を拡大させる経済成長型政策の展開で、国土全体に極端な人口的、産業的なアンバランスを生み出し、格差と貧困を広げて未婚者を増大させるなど、人口の再生産、循環力を破壊してきました。

そしてもう1つ、人口問題には食料、環境、エネルギーなどが絡む世界的な規模の深刻な課題があります。世界の人口の推移を見てみると、20世紀が始まった段階で16億5,000万人だった世界人口が、100年後の2000年には61億2,800万人、3.7倍になりました。世界人口は21世紀に入ってから増大を続け、2010年には9億人増え69億1,600万人を記録しました。本年1月現在の推計値は72億3,000万人です。このような動きを基礎として2050年の推計値が95億5,100万人とされています。所得格差は高所得国の人口は20%であるが、世界の70%の富が集中しています。

では、世界人口の地域分布を見てみるとどうなのか。2013年の資料で見ると、アジア60%、アフリカ15%、世界人口の75%を占めており、所得の低い地域に人口が集まっています。そしてこれは世界的な人口問題、飢餓人口の問題と結びついています。国連の機関であるWF P—世界食糧計画は、世界の飢餓人口を8億500万人としていますが、その65%がアジア・アフリカの7カ国に集中しているといいます。それらの国と所得格差を国民1人当たりのGNIで比較すると、最貧のコング民主共和国に対してインドが5.7倍、インドネシア13.1倍、中国22.7倍、日本184倍です。

そして、改めて考えなければならないのは、日本が飢餓人口を持つこれらの国の幾つかから食料を輸入してるという事実です。飢えている者の国から食料を買い取っているのです。なぜ食糧の自給を実現しないのかが問われていると思います。

さて、このような中、2050年には95億5,000万人と推計される人口を世界は養えるのか、エネルギーは足りるのか。当然環境問題にも結びついてきます。

次に、高所得国と日本の人口推計を見てみるとどうなるのか。全29カ国のうち21カ国が人口増、72%。減少に向かうのは7カ国、28%。そのうち日本の減少率が24%と最大です。そして、全ての国の高齢化率は上昇します。高齢化率は2011年、2050年とも日本がトップであり、2050年には38.8%です。日本以外では6カ国が30%を超えます。

都道府県別の人口予測を見ると、2010年と2040年の比較で全国人口指数83.8%、高齢化率これは23%から35.1%、合計特殊出生率1.39。茨城県はこの比較で見ると、人口指数が81.6%、高齢化率は23.8%から36.4%、合計特殊出生率は1.44となっています。

日本の人口の変化は1192年鎌倉幕府のときに757万人、1603年江戸幕府1,227万人、明治維新1868年、3,300万人、70年前終戦1945年7,199万人、2004年がピークで1億2,784万人、そして2050年の推計では9,515万人、2100年の推計では4,771万人と出ております。

日本創生会議は総人口を8,000万人の段階で静止人口にすると提案しています。では、静止人口の可能性はあるのか。希望子供調査では、1982年から2010年まで男女ともずっと2.0人以上保っています。しかし、未婚率の推移はどうか。1960年には男性は1.3%、女性が1.9%。2010年男性が20.1%、女性が10.6%と大きく上昇しています。その大きな原因は所得格差の問題です。

今全国では、生活保護基準と同等、またはそれ以下の貧困世帯は4分の1になります。付属率は全国で約10%、北関東では約6%です。こうした貧困化の背景に、非正規・低賃金労働の急増があります。女性で見ると、非正規化が全労働者の60%に及んでいます。これまでの政策を根本的に転換しなければならないときが来たと思います。

地域に住民主体による協働的な産業システムがなければ、子育てはもちろん生涯にわたる安心のシステムがなければ人口問題の展望は築かれません。

そこで質問いたします。

1点目、地方創生の目的は。

2点目、地方版総合戦略の計画策定はどのようにするのか。

3点目、第6次総合計画との整合性はどのようにするのですか。

4点目、どのような施策に重点を置くのですか。

以上4点質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 地方創生について、一般質問の中での人口問題等述べていただきました。ありがとうございます。

1点目の、地方創生の目的についてお答えをいたします。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力のある社会を維持することを目的に、各地の創意工夫のもと、施策展開を図ろうとするものです。

2点目の、地方版総合戦略の計画策定はどのようにするのかについては、海野議員の質問にお答えしたとおりであります。

3点目の、第6次総合計画との整合性及び4点目のどのような施策に重点を置くのかについて、あわせてお答えいたします。

国の総合戦略においては、「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域を

つくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標が示され、これらに沿った施策展開が想定されております。

町では第6次総合計画・前期基本計画における重点施策として「定住促進」「安全・安心」を掲げております。これらについては、国の4つの基本目標に沿うものであり、地方創生に関する施策展開は、町第6次総合計画・前期基本計画の推進に関し、国の支援を得て強力に進めていくものになると考えております。このような中で、特に若い方々の定住を図ることが、町の持続的な発展につながるものとして重要であると考えております。

やはり地域創生って、その地域地域、まあ6次総合計画は阿見町のやっぱりこの地域性でね、やっぱりこう計画を立ててるわけですから、その地域地域のね、やっぱり特性を活かして計画立てる。これはもう当たり前のように地方自治体のほうが国よりも早いんですよ。何でも早い。実際には。やってることは。それでPDC Aってわかんないですけど、国がそんなこと言うこと自体もまあ、おかしいんじゃないかって私は思ってます。本当にかえって地方のほうが早くね、いろんな計画を立てて、こういう問題に対応しているっていうのが実際ではないかなと、そういう考えは私は持っております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

私も町長と同じ意見で、地方のがずっと早く手を打ってるっていうのが実感でございます。

その中でちょっと何点か質問させていただきます。

この創生法の第2条の2項から5項まで、これはどのように町としては捉えているのか。第2項では基盤となるサービス、3項では結婚・出産または育児についての希望を持つことができる社会、またその環境整備等々として出ておりますが、この点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

これは国の法律なんですけど、町でもその基本理念——2条には基本理念ということでございますので、そういう理念に合わせて町の総合戦略も立てるということでございます。これに関して町のかかわり方っていうことですが、この地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得るといって、これは今の現状を踏まえて、これよりもまだ増して踏み込んだ内容というふうに理解しているところでございます。

こういうことから人口が減少を迎えたということ、転機を迎えたということで、そういうことに……。町は国よりも先に、先ほどから言ってるように、先手を打ってるというか、現実的な問題として町はそういうものを末端行政として直接町民とかかわりながら、そういうこと

を実感してるということでございますので、こういう理念に沿った形で当然今後も地方創生を進めていくというふうに理解しておるところでございます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 国のほうで早急にこの計画を立てろという中で、とりあえずそれはそれで立てていかれると思うんですが、その中で海野議員のときも話ありましたが、この住民の意見とかいろんなものを、要するにこの創生法に沿って計画をつくるだけではなくて、いろんなこれから民意を、また地域の人たちの意見を集約してやっぱり聞いてくってことが、これは大事になってくるかと思うんですが、今回のこの計画を立てる中において、そういう告知をしていろんな意見をもらうとかっていうことはしていくのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。これも、昨日ですね、海野議員の質問にも答えたとおりでございます。当初の今回27年度に策定する総合戦略においては、かなりタイトなスケジュールで策定していかなければならないということで、そういう広く意見を聞くっていう機会を設けるのはなかなか難しいということでございますが、その策定をつくれればそれで終わりということではなくて、その策定を毎年P D C A回しながら、なおかつ、その内容を見直していくということでございます。ですから、そういうとき、折に触れてそういう町民からの意見、いろんな形でそういう意見を入れながら修正を加えていくということは可能であろうというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

いろんな形で町民の意見を集約したり、発言——いろんな意見があるかと思うんで、それはぜひよく聞く、そういうシステムといいますか、そういう機会を設けていただければと思います。

ところで、この阿見町の場合2010年から2040年にかけて16.7%減少するというような推計が出ておまして、約4万人弱という。町においては静止人口ということを考えているのかどうなのか、ちょっとその辺を。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○9番（川畑秀慈君） いや、考えてなければなくてもいいんですが。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ私はね、この創成会議の3万9,000でしたっけ、4万弱になってしまうっていう2040年でしたっけ、これをやっぱりどうやって覆していくかっていうことが大事だと思います。まあ、今の状況の中でね、本当に懸案の場所自体がどんどんどんどんいい

方向に行ってるっていう、そういう状況ですね。そして、今後もやはり吉原の区画整理事業あたりにも大きな、やっぱり物流とかそういう機運は必ず入ってくるんじゃないかっていう、そういう大きな希望もありますし、そういう面では十分その覆すだけの材料があるんじゃないかなど。そのためにはやっぱりこちらの、役場の職員もそうですけど、議員各位また町民と一体となったね、やっぱり阿見町が本当に暮らしやすいんだと、そういうことをやっぱり積極的にやっていく。そのためにやっぱり努力していくっていうことが大事かなど。

必ず2040年のこの創成会議のね、人口っていうのは必ず覆すんだっていう、そういう大きな意識でやっぱり今後町政を担っていききたいなど、そう思ってます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

私もそう思います。勝手によその自治体の人口推計をしてこうなるんだって、また、自治体消滅論を言うこと自体、何か大きなお世話という感じがするんですが、その中で、合計特殊出生率は茨城県が1.44、阿見町においてはどのくらいか御存じでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○9番（川畑秀慈君） あ、じゃあ、いいです。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） いや、いいです。私もこれちょっと調べてみたら、1.32なんですね。で、1,741自治体のうち1,396番目。そうなんです。非常に子供の生まれる人数が、そういう出生率っていう部分から見ると、人口は徐々に微増はしてるんですが低い。将来やっぱりこれではこの人口減っていうのは食い止めることはできないっていう現実はこの数字を見ると明らかなんですけど、やはりこの地方創生のこの戦略の中で、ある意味でこれ、いかにうまく使って、スピード感持って阿見町をよりよく住みやすく、貧困問題も福祉の問題も教育の問題もいろんな問題が今山積してありますが、特にこの若い人たちの——答弁の中で最後のところに、定住を図ることが大事だとあります。ぜひこの若い、そして子育てをする世代の人たちが阿見町は子供を育てやすい、住みやすい町だというような町をつくっていくことが、やはり私も大事になってくると思います。

で、ちょっとこの総務省——国のほうでは地方創生ということを打ち出して、実際どういう手だてをしていいかわからないんで地方自治体に投げてきたというような経緯が多分あると思うんですね。皮肉なことに、その成功例ってのは幾つかの自治体でございます。じゃあどういふところかという、国指導でやった町村合併を拒否して自分たちの村、町は自分たちでつくるといって自立した自治体がそういう例が非常に多い。宮崎県の綾町あたり、総務省の担当者が行ったときには感動して帰ってきたっていう話もありますが、ちょっと何点か自治体、ちょ

っと私ピックアップして、いろんな事業をやっていることをちょっと調べてきましたんで、それをちょっと御紹介しておきたいと思います。

今、宮崎県の綾町。自然と共生したまちづくりで照葉樹林都市～綾，自然生態系農業の取り組み，自治公民館活動の展開，ユネスコ・エコパークの登録，地域資源を活かした産業観光の取り組み。

で，昨年民教で視察に行きました，大玉村。ここは安心して子育てできる村づくり，これで行っております。持続可能な地域をつくるための実践ということで，定住のための政策，子育て支援，農業の6次産業化に向けた拠点施設の整備，再生可能エネルギーの推進。

もう1つが群馬県の上野村。林業とエネルギーの自給を目指す村づくり，森林を活用し村内循環型経済社会の構築を，ここやっています。森林事業者の経営が成り立つ仕組み，これをつくった。高性能森林機械購入，これを無料貸与。で，素材生産が4年間で20倍に，間伐材をペレットに，そしてペレットボイラーの設置，ペレットストーブの購入，そしてその推進。そして上野村のきのこセンター。

岡山県の奈義町。子供からお年寄りまで安心して住める町。那岐山麓山の駅——ここ道の駅じゃなくて山の駅なんですね。地域観光や産業振興発展に向けた取り組み，農業体験や加工体験ができるコテージ，研修室を併設した滞在型リゾートスポット。女性の力を活かした加工食品部門，見るもの・食べるものを組み合わせる。あと有機堆肥と菜の花を緑肥として使い，菜の花米の生産の取り組み，加工販売，そしてエコ米。

で，前回もよく話をしました長野県の阿智村。ここは持続可能な発展の村を目指す。ここは住民自治，そして地域自治組織。役場の職員もそう，地域の住民も議会もみんなで学び合いの中で時間をかけて，自分たちで考えているような改革をして，本は1冊になってるぐらいいろんなことをやっております。

やはりこれを見てもみますと，食糧問題，環境問題，エネルギーの問題，そしてまた自治体内での，この経済の循環化であるとか，今町で取り組んでいる内容とも非常にダブってるところもあるかと思います。これをやはり，よりいろんな知恵を出して，阿見町のいいところをいかに磨きをかけて，これから地方創生の，これは国から，いい案であれば補助金が出てくるということなんで，それを活用して大いに進めていただきたい，こう思いまして1点目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） じゃあ，2点目の質問に入らせていただきます。

これは今年の9月の議会でもちょっと質問したんですが，公共事業の維持管理計画について，ちょっとお伺いしたいと思います。

公共事業の基本的な財政スキーム、これは地方公共事業の財政は、建設は国庫支出金と地方債、一般財源のこれは組み合わせになる。そして、維持管理や補修は、これは自治体の一般財源で行うというのが、これ基本でございます。

そして、財務省による公共施設の管理責任の捉え方というのをまとめてありますけども、「公共施設の維持管理は、管理者負担原則に基づき管理者自身が負担していく。そして、地方公共団体が管理する公共施設の維持管理費用については、地方公共団体自身が負担するとの前提に立ち、この人口減の中で残すべき公共施設を厳選する。自ら管理する公共施設の規模等を見直した上で、維持管理費用の効率化や自主財源の確保に対応すべきである」と、このような方針、また答申が出ております。

その中で、国交省の社会資本のこの将来の推計をちょっと見てみますと、2010年をゼロとしてずっと行きますと2037年から維持管理費、これ更新費が、投資総額を上回っていく。この2060年までの50年間に必要な更新費が190兆円あるらしいんですが、そのうち30兆円、約16%は更新できない。要は財政的な問題もあって、人口減の中で地方自治体に集約をして効率化、そしてまた公共施設の配置転換等をこれは求める、計画を立てろということで出てきておりますが、その点に関して質問させていただきます。

公共施設の維持管理計画は誰が策定するのですか。

2点目、町の公共施設の規模は将来どのように変化をしていくのですか。総面積の変化、カテゴリー別の面積の変化。

3点目、施設の統廃合、再編計画はどのようにしていく考えなのか。

この、以上の3点をお伺いします。

○議長（柴原成一君） はい、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 公共施設維持管理計画について、1点目の誰が策定するのかにお答えいたします。

昨年4月22日に総務大臣より各都道府県知事、各指定都市市長に対し「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が通知されました。この内容は、国の動きと歩調に合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定に取り組むことを要請するものであると同時に、市区町村に対しても、本通知の連絡と趣旨徹底を要請するものとなっております。これを受けて、茨城県総務部長名により、同月25日付で町長宛に通知がありました。適切な対応を要請する内容となっております。したがって、公共施設等総合管理計画については、町長が策定するものとなります。

2点目の町の公共施設の規模は、将来どのように変化するのか、にお答えいたします。

現在、データ収集により把握に努めていることから、未確定の情報とはなりますが、建物延

べ床面積は約11万平方メートル、このうち学校については約7万平方メートルで全体の約6割を占めております。道路については、延長約72万メートル、道路面積約335万平米となっております。変化の見通しについては把握しておりませんが、今後の計画策定において明らかになるものと考えております。

最後に3点目の施設の統廃合・再編計画はどのようにするのかについて、町公共施設等総合管理計画の策定状況に触れた上でお答えいたします。

町では4月の大臣通知を受け、行政改革の一環として取り組むこととし、行政改革大綱実施計画に追加して位置づけ、さらには、3カ年実施計画の中に位置づけ、平成28年度内に策定することとしております。

これを受け、職員からなる庁内プロジェクトチームを立ち上げ、現在データの収集にあっているところで、今後どのくらいの維持更新費用がかかるのか、そのピークはどのくらいなのかについて、概算を把握することを今年度の到達点として進めております。

来年度についてはこの結果を踏まえ、どのように進めていくのかを検討し、平成28年度の策定に向け必要となる作業を洗い出し、これを実施いたします。なお、平成28年度の計画策定にあたっては、専門家や町民からなる組織を立ち上げ、御検討いただくことを考えております。

計画策定後に想定される施設の統廃合・再編については、町民の皆様との合意形成が重要となりますので、丁寧な説明と理解を得ることは当然のことと考えております。そのためにも公共施設等総合管理計画が客観的な情報として共有され、共通の理解のもと、問題解決につながることを望まれます。したがって、個別具体の施設の統廃合については、計画策定後の平成29年度以降に合意を図っていく必要があると考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

この特に統廃合の問題に関しては、計画ができ上がってから、もう廃止になるっていうことが決まってから住民の方が聞いたりすると、非常にこれはまた住民の方もびっくりされる。ぜひ丁寧に、そして途中の計画の過程からやはりしっかりと話し合いを進めていって、新しい町をどのようにデザインしていくかっていうことにも、これつながっていきますので、それはぜひ丁寧に住民の意見を聞きながら進めていっていただきたいと思います。

ちょっと1点質問したいと思います。この公共施設の規模の中で、上下水道の延長距離——総延長距離、この辺はちょっとわかりますでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部次長大野利明君。

○総務部次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

ただいまの御質問ですが、まず上水道、下水道の順で説明させていただきますが、上水道に

についてはですね、延長が26万8,103メートルでございます。26万8,103メートル。よろしいですか。下水道はですね、22万640メートルでございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

これはよその自治体なんか見てみますと、上水道の配管が漏れていて、結局それを補修するのに大幅な水道料金の値上げを行っていかなくてはいけないというようなニュースなんかも流れたりしました。ぜひ、これは計画的に財源をしっかりとためて維持補修、それも含めた上での計画をよろしくお願ひしたいと思ひます。

公共施設の統廃合、これは多分縮小する方向で行くのか、人口がふえれば、またこれは話は別になってくるかと思うんですが、それでも集約をしていかなければいけないっていうのは1つの流れだと思ひます。

その中で、ちょっと今小学校の統廃合の問題も委員会で検討されているということを聞いておりますので、その点でちょっと1点御紹介したいと思ひます。

実はこれ、長野県の先ほど紹介しました阿智村と浪合村って清内路村の中学校統合問題があったときなんです。実は清内路村というのは人口が777人と非常に切りのいい自治体だったんですが、中学校を新設し、その中学校の2階には何か温水プールがあって、高齢者が中で健康増進のために活用するような非常にすばらしい学校をつくったんですが、結局それも財政破綻の1つのもととなって、立ち行かなくなった。

で、その中で阿智村のほうが、ちょうど中学校が建て替えの時期に入ってきた。そのときに、その状況を見て阿智村のほうから清内路村のほうへ、要するにそちらの子供たちを阿智村の中学校に統合するのであれば、阿智村はその子供たちを含めた上での規模の学校をつくる。ただ、それをしないでそのまんま今の清内路中学校にいるのであれば、今の規模の人数で校舎を——学校を建てるという話をしたそうです。そのかわり後から入れてくれって言っても、それはちょっとできない相談なんで考えてほしいということで打診をしました。

清内路村のほうもいろいろと考えまして、最終的にはじゃあ阿智村の中学校へ統合して一緒に自分たちの村の子供たちを阿智村へ、清内路村の子供たちを阿智村に通わせるということに決定をしたそうです。で、そのとき清内路村の決断というのは中学校のこれは廃止になります。当然生徒は転校して阿智村のほうへ行く。そのときに、阿智村の中学校のほうは1つ考えたんですね。阿智村の校歌っていうのは、阿智村の自然や歴史をうたったものである。そこに清内路村の子供たちが来たときに清内路村のことは全く何もない。まさにほかから来て阿智村の中学校に転校で来てるっていう、そういう非常に疎外感があり、また子供たちもそうでしょうし

保護者の皆さんもそうことは感じるんじゃないかっていうんで、阿智村の中学校のほうでは、これを——校歌を変えたんですね。要は阿智村の自然、歴史、文化をうたい、そしてこの清内路村の自然とまたその歴史を校歌の中に入れて迎え入れた。

ですからやはり、そういうことを考えてみましても廃校になる、またそうやって施設がなくなる地域の人たちどのようにまた対応していくのかといったところでも、この後での地域の人たちのわだかまり、また子供たちが悲しまないとか、いろんなことがあるかと思えますんで、これからいろんな施設の統廃合向かう中で、やはりそこにいる人を大事にさせていただいて、心のこもった、やはり心の伝わる対応をぜひお願いしたい。こう申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで9番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、15番倉持松雄君の一般質問を行います。

15番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔15番倉持松雄君登壇〕

○15番（倉持松雄君） 阿見町にこんな凶悪な事件が起きたら大変だと思い、急遽安心できる学校生活と題して質問をいたします。

川崎の多摩川の河川敷で中学1年の男子生徒が遺体で発見された事件で、今朝の新聞——3月5日の今朝の新聞によれば、上村君に殴るけるの暴行を加え、同学年の少年が持っていたカッターナイフで切りつけるなどした後、裸になって真冬の寒い、それも深夜の多摩川で泳ぐように命じ、川から上がった上村君にさらに暴行を加え刺し殺し、衣服を近くのトイレで燃やした。極めて残忍な事件であります。

万引きを断った真面目な少年が殺されて、不良少年が大手を振って人生を歩む、このことは国家としても重大問題であり、早速少年法を改正する必要があると過日のテレビで報道されました。

先月2月の21日に最初の新聞報道があり、20日の早朝、川崎の多摩川河川敷で男性の遺体が発見され、その後の警察の捜査によってその遺体は市内の中学1年の男子生徒上村遼太君と判明。家族の方は泣いても泣ききれない悔しい思いだと思います。また、同じ年代の子供を持つ保護者の皆さんは、我が身を心配してるのではないのでしょうか。

彼は島根県の離島から小学校6年の夏に大勢の友人に見送られ川崎に引っ越してきたそうです。上村君がどのような状況で不良グループに引き込まれてしまったのかわかりませんが、2月24日の新聞によれば、上村君の小学校の同級生によると、上村君は昨年11月ごろから通学している中学校とは別の少年らとつき合いがあった。同級生が1カ月前に上村君に会った際、上村君は目の周りにあざがあり顔をはらした状態だった。上村君は万引きを断ったら暴力を振

るわれたと打ち明け、つき合いをやめて学校へ行きたい、でも怖くてやめられないと同級生に話していたそうです。この小学校の同級生は、中学校は別かもしれませんけれども。

私は新聞とテレビを見ただけの知識ですので話は前後しますけれども、昨年11月ごろから通学している学校とは別の少年グループと行動をともにしている姿が近くのアミューズメント施設や公園で頻繁に見受けられていたと。その場所は川崎市域を中心にして半径約2キロぐらいの範囲なので、上村君を探す気になれば探せたはずだとテレビでは言っていました。1月中旬旬には上村君が暴行され、それを知った友人たちが加害者の少年の家に押しかけていった。そのときは警察ざたになってしまったと。それから夜中まで連れ回されたとか、自宅付近で不審なバイクが見られたとか、「やばい、殺されるかも、もう限界」とかLINEとやりに書き込んだとか。事件の4日前にも顔や腹にあざがあったとか。腹のあざは誰がどうやって見たのかわかりませんが。

上村君のせっぱ詰まった身辺の状況は、クラスの中では話題になって子供たちは全員が知っていたようですが、先生だけが知らなかったのはなぜか。学校側では昨年12月までは学校を休むことはなかったが、冬休み明けから登校しなくなった。そのような事実を知りながら家庭との連絡は10回電話して1回通じた。しかし、翌々日のテレビでは30回電話して1回通じたと。5回は家庭訪問しても会えなかったと。テレビでも言っていました、このことは。学校側は今になってアリバイづくりをしてると。何回電話したって、何回家庭訪問しても会えなかったのは何の連絡もしなかったと同じことになってしまいます。

今回の上村君は窮地に追い込まれていたのですから、まずは救出する。その手だてを何1つしないで事件が起きてから校長先生は新聞の取材に対し、言葉が見つからないほどショックを受けていると。2月28日の新聞には、欠席が続いたときもっと手だてを打っておけばよかったと。校長先生、あんた何とぼけてんだ、それでも校長か。担任の先生は何をしてるんだ。川崎の市民は大変怒ってると思います。

第1に、冬休み以降1日も登校していない不登校生であると。2番目に、1月中旬には上村君が暴行されたことを憤慨して友人たちが加害者の少年宅に押しかけていき警察ざたになったとき、学校と警察の間には連絡協議会があるのですからいち早く連絡があったはずです。3番目に、上村君の近況はクラスの中では話題になっていた。にもかかわらず学校側だけが知らなかった、驚いたなんていうことは誰にも納得される話ではございません。

これまでのことは、川崎のことです。確たることも知らずして長々と私が申し上げることは余り意味がございませんので、これから先のことは川崎の警察にお願いをして本番の質問に入ります。

幸いにして、当町では現在のところ平穏に行っていると思われれます。これは教育長初め指導

室、各学校の先生方が一丸となって学習、校外での生活指導、友をいたわり他人の痛みを知る心の教育が充実しているたまものではないかと、先生方に敬意を表する次第でございます。しかし、油断は禁物です。災害は忘れたころにやってくる。転ばぬ前につえをつけとのことわざがありますので、今やっていることをさらに充実・継続していただきたいと思いますが、私なりに心配をいたしておりますので、質問をいたします。

まず最初に、阿見中、竹来中、朝日中の1日だけの無断欠席、1週間の欠席、長期欠席の状況を伺います。

それから2番目として、その間の保護者との連絡はどのようにしているのか。

3番目、連絡内容は、教育長はその内容を把握しているのですか。

4番目に、生徒一人ひとりの近況、友人関係、悩み等の聞き取り調査はどのようにしているのかを伺います。

それから、これ1つになってしまいますけど、質問が。大分昔のことですが、忘れてならないのがもう1つございます。約15年か20年前の話でございますけども、山形県の中学校で体育の時間にマットでぐるぐる巻きにして用具室に逆さに置き去りにし、放置されてしまった。そして死亡した事件がありました。皆さん、もう忘れているかもしれませんが、忘れたころが一番危険なのです。当町での体育館授業では、終了時の人数の確認、用具の点検管理はどのようにしてるのか、伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 倉持議員の子供たちへの熱い思い、本当にありがとうございます。安心できる学校生活について、お答えします。

まず、町内3中学校の欠席者への対応についてお答えします。

不登校生徒の状況ですが、現在、町内には43人の不登校生徒がおります。各学校では、不登校生徒や不登校が心配される生徒には、担任だけで対応するのではなく、複数の教員がサポートチームをつくって対応に当たるようにしています。また、毎月不登校生徒の状況を報告させ、把握に努めています。場合によっては、スクールカウンセラー・町教育相談センターやすらぎの園・民生委員児童委員・児童福祉課・児童相談所などと連携しながら、いろいろな方面からかわりが持てるようにしています。欠席をした生徒がいる場合は、電話連絡や家庭訪問を行うことになっています。どのような理由で欠席しているのか、生徒の状況を把握するよう指導しています。

また、学期に1回生活アンケートを実施して、生徒の悩みやいじめなどに対応するよう指導

しています。スクールカウンセラーを町内3中学校に配置して、生徒や保護者の心のケアに努めています。そして、町教育相談センターやすらぎの園では、生徒や保護者との相談、職員による家庭訪問を実施しています。さらに、生徒が安心して学校生活を送るために、教員向けの研修会を実施しております。

次に体育館での授業に当たり、人数の確認、用具の点検管理はどのようにしているのかについてお答えします。

体育の授業が始まる前に、欠席者や見学者の確認を必ず行うよう指導しております。

また、用具の点検管理については、計画的に点検日を決め、毎月安全点検を実施させております。不備がある場合には、教育委員会から担当者が出向き、早急に修繕するなどして、安全確保を行っております。

○議長（柴原成一君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 不登校生徒が43人いるということで、やや驚きを感じました。先生方におかれましては、素人の私がここで細かく申し上げるよりも既に努力はしていることだと思います。しかし、子供の思いが先生に伝わらなくては困りますので、救いを求めている生徒を見逃すことなく1人でも多くの生徒を救ってやってください。

答弁の中で生徒の登校状況を報告させるとか、対応はどんな対応をするとか、家庭訪問したとき本人に会えたのかとか、細やかな言葉じりをつかんでのやりとりはしなくても、これは微妙な言葉のニュアンスもありまして、子供たちがこんなにいじめられてるのとか、こういうふうな状況であるとか、詳しく説明できて先生方も正しく聞いて第三者に話せる話かどうかは、これはわかりません。

子供たちの求めている救いを救ってあげるには、やはり先生方一人ひとりが我が子を見つめるようにきめ細かな気配り、目配りが大切だと思います。そのような気持ちで対応をしていただければ自然に解決できるのではないかと思います。

そこで、学校と警察の協議会というのがあるそうですけども、今まで学校の手には負えないことを警察の協力を得て大事に至らずによかったと思ったことはございますか。それと、家庭訪問はしても、10回しても20回しても会えなかったと——まあ各家庭によって状況はいろいろあると思いますが、行っても会えなかったというのはどのくらいあるんですか。お尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。

学校と警察との連絡協議会というのがございまして、議員御指摘のように、阿見町は牛久署管内に属しておりますので、牛久市の小学校・中学校・高等学校、それから阿見町の小学校・中学校・高等学校、それぞれその校長先生とそれから生徒指導主事の先生がその会議には参

加しております。そこへ牛久と阿見町の教育長、そして指導室からも担当者が参加をして、生安課の課長さんとか交通課の課長さんに現在のですね、事件とか事故等の情報を提供していたりとか、あるいは生徒指導面でのアドバイスをいただいたりしております。

それと、分科会——小学校部会、中学校部会に分かれまして、各学校の情報交換をします。そしていろんな生徒指導面のヒントを得るといような会議になっております。警察のほうのいろんな御協力によって、いろんなことが未然に防げたり、あるいはそれ以上大きくならなかったということで大変助かっております。

それから、家庭訪問して会えなかった児童生徒がおるかというようなお話でしたけれども、残念ながら現在数名ですね、家庭訪問して保護者には会えても子供たちに会えてないというような状況がございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 最初の学校と警察の協議会ですが、いろいろ聞いてもらって勉強になっているかと思いますが、具体的に阿見町でそのことについて大事に至らなくてよかったと思っただけかということかというところが1つですね。

それから、やはり家庭訪問しても会えなかったというのが何人かあるそうですけども、じゃあ子供は元気であるという確認はできていなかったんですね、そのときは。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。最初の質問ですが、大ごとにならなかったというのは、よその市町村から年度の途中に転校してきたお子さんで、なかなか会えないで、生徒指導主事も夜12時ぐらいまで探して歩いたりしたんですが、難しい家庭状況なもので警察にもお願いしたりしてありました。で、LINEで埼玉県のほうの無職の青年が泊まりに来たりというようなことがあったりで、生徒指導主事の熱い思いと——生徒指導主事は気持ちをその子にいつも寄せてましたので、休みなくメールとかそういうので子供の気持ちを把握していたので、警察に連絡をして事なきを得たということがありました。今はもう卒業して在学しておりません。

もう1つ、守秘義務がありますので他言はしないでいただきたいと思いますが、家庭訪問してもらいが明かない場合に、警察のほうに捜索願をお願いしたりしたときもあります。それから、先ほど議員さんが御心配していらっしゃったうちに行っても会えないというのは、精神的な面で部屋に引きこもっているというお子さんで、精神科クリニック等に通っているようなんですが、なかなか状況が芳しくなくて、お母さんとは話し合いはできるんですけど、先生のところまで出てこられないというようなお子さんとか、今いろいろな状況があります。

できるだけ阿見町では、子供の味方になる教員を——各学校チームを組んで子供の気持ちを

よく捉える、担任には話し、うまく人間関係いかななくてもあの先生となら人間関係がうまくいくというような場合がありますので、そういう子供の心を把握する人を必ずどの子にもつけておくようにしています。

それから、どうしようもない場合には警察にお願いする場合があります。現在のところはそういうことで事なきを得てますが、今の世の中ですから、いつどうなるかわかりませんので、中学校の教員も少しも気の緩まることはないと思いますが、私ども教育委員会としましても本当に気を張り詰めた状況で、今卒業式前の大事な時期を刻々と卒業式に向かって努力しているところでございます。

○議長（柴原成一君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） この川崎の事件は、校長先生もはっきり担任からいろんな報告を受けたのか受けないかわかりませんが、私も新聞で見ただけですから。やはり当町においては、一番子供に接してわかるのは親よりも先生です。担任の先生。ですから、まあほれ、子供の気の合った先生もいるかと思えますから、そういうことから情報得ても結構ですけど。それからクラスの状況を把握するのも担任の先生です。担任の先生が全部、まあ教育長まで行かなくて、校長先生ですね、校長先生に報告するというのが一番いいんですけども、こんなことを校長先生に報告したらおめえの能力がねえんだなって言われたら大変だと、校長先生に迷惑をかけるなということで報告をためらう、そういうことがあっては困ると思います。

ですから、気軽に全部報告を受けられるように、そういう環境をつくっていただいたほうがよろしいと思いますが、この環境づくり、環境ってどんなんですかっていったら、いや、こんな格好をしてんだよ、こんなだってって、これは言葉であらわせるものではないと思います。ですから、私は一番いいのはやはり教育長が全責任でありますから、教育長が阿見町全部の先生をよくかわいがってやると。それが素直に全部報告を受けられるチャンスだと思います。先生、かわいがってやりますか。

○議長（柴原成一君） はい、教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） とうとい御意見ありがとうございます。

かわいがってます。いつも教職員には、子供のいいところを見て褒めなさいっていうふうに――褒めてください、子供は褒めて伸びるものですから、5つぐらい褒めてやると1つ注意するぐらいでちょうどいいので、褒めることを忘れないようにということを事あるごとに話しています。

それから、おかげさまで阿見町の先生方は、とても子供を大事にする教職員で、本当にいつも感謝しています。

それから、議員さんおっしゃいますように、チームを組んでおります。先ほどの答弁でも話

しましたが、必ずどの学校も生徒指導主事を中心に複数の教員でチームを組んでおりますので、見逃しがないように1人の目では見えないことも3人・5人の目で見るとともにチームを組んで当たっております。ですから、校長先生に報告するのは生徒指導主事のところから校長先生のところに報告するような組織になっております。

○議長（柴原成一君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 私がそう申しましたが、教育長先生が末端の担任の先生まで直接は話せません。生徒指導とか校長先生とか順番に行くと思いますから、それが末端の先生まで届くように、そういう体制をとっていただきたいと思います。このような微妙なことは、生徒を救出も万年その生徒に付き添っているわけにはいかないと思います。ですので、これは言葉であらわせない微妙な先生の思いやりが必要だと思います。

それでこの川崎の事件は終わりにしますが、次に山形県の事件でございます。

これはもう皆さんお忘れになっているかもしれませんが、忘れたところが一番危ないんです。それで、先ほどの答弁の中では毎月安全点検してるとか。毎月ではやはり私は足りない。あのときも体育館から出るときに人数を確認したり、用具を全部見れば中に入ってるのわかったわけです。毎月では死んでから見つけることになるんですよ。それでは困りますので、やはり体育館へ入った人数、出た人数は確かめて、その場その場で確かめていただけたらよろしいんじゃないかと思いますが、確認の方法は……。今先生方はそれは大変だと思いますけれども、やはり授業が終わったときには確認と点検をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 先ほど教育長の答弁にもありましたように、まず体育の授業等では欠席者それから見学者の確認を教科担当が必ずやっております。授業の後も必ずやっております。それと体育倉庫とかそういったところは、必ずその教科担当が最後見回して体育館を出るようにしておりますので、当町ではそういった心配は今のところないかなというふうに考えて……。

先ほどの1カ月ごとに安全点検というのは、用具の危険性に関してのことを答弁してしまいましたので、毎時間毎時間の子供たちが隠れてないかとかそういったことではないのです。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） はい。ちょっと質問1カ所忘れてましたけども、生徒の悩みやいろいろ個人的なことをアンケートをとるということを、学期に1回アンケートをとるという話を伺いましたけれども、この特定の子供さんは別だと思っておりますがいかがですか。

○議長（柴原成一君） ただ今の質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 特定のお子さんというのは、どういうお子さんですか。休んでるお子さんですね。

もちろん休んでるお子さんに関しましても、家庭訪問とか会えたときには、紙を渡すということはしませんけれども、現在抱えているようなものについては担任が把握をするようにしております。

○議長（柴原成一君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 会えたときにしか会えないんですけども、なるべく会うように努力をしてください。

私がここでこう申し上げても現場の先生方はなかなか相手もあることですから、相手も親もいることですからなかなか大変だと思いますけれども、それでも大変だと思わないで頑張ってください。先生方にはいろいろ普通のサラリーマンと違って子供さん相手の仕事ですから気配り・目配りが大変だと思いますけれども、どうぞ御自愛のほどを。

阿見の子供のために全力を尽くしていただきたいことをお願いして、質問を終わります。

○議長（柴原成一君） これで15番倉持松雄君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月6日から3月18日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 5時25分散会

第 4 号

[ 3 月 19 日 ]

## 平成27年第1回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成27年3月19日（第4日）

### ○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長 青山壽々子君		
総	務	部 長 横田健一君		
町	民	部 長 篠原尚彦君		
保	健	福	祉	部 長 坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
秘書課長	武井浩君
交通防災課長	建石智久君
町民活動推進課長	湯原勝行君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須徹君
児童福祉課長	青山広美君
児童館長兼 児童福祉課長補佐	村田敦志君
障害福祉課長	煙川栄君
健康づくり課長	篠山勝弘君
商工観光課長	佐藤哲朗君
都市施設管理課長	柳生典昭君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長	菊池彰君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君
指導室長	根本正君
消防本部総務課長兼 予防課長	湯原清和君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成27年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成27年3月19日 午前10時開議

- 日程第1 議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第2 議案第2号 阿見町名誉町民条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 阿見町放課後児童クラブ条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 阿見町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 阿見町行政手続条例の一部改正について
- 議案第16号 阿見町政治倫理条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町介護保険条例の一部改正について
- 議案第18号 阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係

		る基準に関する条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
	議案第20号	阿見町保育所設置条例の一部改正について
	議案第21号	阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
	議案第22号	阿見町工場誘致条例の一部改正について
	議案第23号	阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について
日程第11	議案第24号	平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
	議案第25号	平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
	議案第26号	平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第27号	平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第28号	平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
	議案第29号	平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）
	議案第30号	平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
	議案第31号	平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第12	議案第32号	平成27年度阿見町一般会計予算
	議案第33号	平成27年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第34号	平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
	議案第35号	平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
	議案第36号	平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第37号	平成27年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第38号	平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第39号	平成27年度阿見町水道事業会計予算
日程第13	議案第40号	町道路線の廃止について
	議案第41号	町道路線の認定について
日程第14	請願第1号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
日程第15	意見書案第1号	「手話言語法」制定を求める意見書（案）
日程第16		稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第17 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

○議長（柴原成一君） 日程第1，議員提出議案第1号，阿見町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

16番佐藤幸明君，登壇願います。

〔16番佐藤幸明君登壇〕

○16番（佐藤幸明君） 皆さん，おはようございます。議員提出議案第1号，阿見町議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は，教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな責任者の新教育長を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い，市長村長や各行政委員会の委員長などの議場における出席義務を定めた地方自治法第121条の規定が改正されたことから，同条に係る規定である阿見町議会委員会条例第17条について同様の改正を行うものであります。

また，消防本部の稲敷地方広域市町村圏事務組合への加入に伴い，総務常任委員会の所管から消防本部を除くものであります。

提出者，阿見町議会議員佐藤幸明。賛成者，阿見町議会議員藤井孝幸，同じく諏訪原実，同じく倉持松雄，同じく紙井和美，同じく難波千香子。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を承諾することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第2号 阿見町名誉町民条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、議案第2号、阿見町名誉町民条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月11日午後1時57分に開会し、午後2時39分に慎重審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため執行部より天田町長をはじめ関係職員19名、議会事務局より2名の出席をいただきました。

それでは、議案第2号、阿見町名誉町民条例の制定についてを御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、具体的に想定する人物はいないのに、なぜ今回この議案を提出し

たのかをお聞かせくださいという質疑に対し、県内44市町村中、実に41市町村で既に条例化されております。このことを踏まえて御提案をさせていただきましたとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第2号、阿見町名誉町民条例の制定については、全委員が賛成し、議案どおり可決いたしました。

委員長の報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第3号 阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、議案第3号、阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、引き続きまして議案第3号、阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例の制定についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、阿見町の中で虐待の実態はどうかという質疑に対し、今年度1月現在、相談件数ですが、児童虐待が24人、障害者虐待が1人、高齢者虐待が7人、配偶者

の暴力等が15名という形になっております。実態につきましては、もっとあるのではないかと  
思っておりますとの答弁がありました。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を  
終結し、採決に入りました。議案第3号、阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに  
配偶者等からの暴力等の防止に関する条例の制定については、全委員が賛成し、議案どおり可  
決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案どおり可決する  
ことに決しました。

---

議案第4号 阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予  
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準  
等に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第4号、阿見町指定介護予防支援等の事業の人員  
及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準  
等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、  
委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告  
を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の

経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日午前10時に開会し、午前11時36分まで慎重審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第4号、阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に係る条例の制定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、包括支援センターでは、保健師と介護予防支援に関する知識を有する職員、担当職員を1名置かなければならないとあるが、人数にかかわらず1名いればよいのか。また、町には指定介護予防支援事業者は何か所あるのかとの質疑があり、何人以上に何名ということはありません。阿見町では、この事業を行っている包括支援センターには保健師1人を置いており、介護予防支援事業所は、この地域包括支援センター1カ所です。要支援1・2の方に、予防する観点からの介護予防のケアマネジメント、計画づくり、プランの作成業務等を行い、一部は居宅介護支援事業所に委託しています。委託契約している事業所は、町内12、町外42事業所です。

次に、32の4項に、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置づけるよう努めなければならないとあるが、阿見町にはそういう活動があるのかとの質疑があり、そういった活動の実態はありません。27年度からの介護保険計画の3年間の中で検討構築していく予定ですとの答弁がありました。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第4号、阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に係る条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第5号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第5号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、議案第5号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の制定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、阿見町には第1号被保険者は何名いるのかとの質疑があり、26年11月末現在、11,631人ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第5号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案どおり可決する

ことに決しました。

---

議案第6号 阿見町放課後児童クラブ条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第6号、阿見町放課後児童クラブ条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、議案第6号、阿見町放課後児童クラブ条例の制定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、放課後児童クラブの事業終了時間を6時半から7時までで延長できないのかとの質疑があり、今回の条例制定に当たり、朝8時から6時半までの開設時間を、7時半から6時半までにさせていただきます。アンケートでは、開所時間を早くしてほしいという方が42名、閉所時間を延ばしてほしいという方が10名、その中で開始時間を30分延ばすことによって、42名のうち28名の方の要望に応えることができます。今後は、閉所時間についても検討していく考えでいますとの答弁がありました。

次に、第3条の（6）に、放課後子ども教室との連携に関することとあるが、現況はどうなっているのかとの質疑があり、放課後子ども教室は町内全8小学校で実施しており、週1回全校一斉下校の日に、月曜日と木曜日に分かれて放課後から5時までの活動となっていますとの答弁がありました。

次に、各放課後児童クラブの定員を教えてくださいとの質疑があり、阿見小70名、実穀小35名、吉原小20名、本郷小50名、君原小30名、舟島小120名、阿見第一小120名、阿見第二小35名となっていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第6号、阿見町放課後児童クラブ条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。4番、永井義一君。

○4番（永井義一君） 反対討論がないので、私は要望を述べて賛成討論を行います。要は、要望がありますのでそれを述べます。討論の時間ですから。

まず、この議案ですけれども、民生教育常任委員会を傍聴しましたときに、浅野委員の質問に対してアンケートの結果の話が出されました。その中で、開所時間について10名の方が延ばしてほしいと回答を寄せられていました。町の答弁では、今後、利用者の意見を聞きながら行っていきたい、そういう答弁があったわけなんですけれども、この第5条第2項に書かれていることをしっかり遵守していただくことを強く要望し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第7号 阿見町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、議案第7号、阿見町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 続きまして、議案第7号、阿見町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につい

て、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、教育委員長と教育長の一本化ということで教育長が兼ねるということかとの質疑があり、新教育長という形になりますが、教育長の在任期間中は経過措置として今のままです。また、今までは教育委員会の互選で決めていたのが、この改正で町長が直接任命することになります、との答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第7号、阿見町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第8号 阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議案第8号、阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 続きまして、議案第8号、阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、いじめ調査委員会の内容を教えてほしいとの質疑があり、調査委員会が動き出すのは相当大きな案件が発生したときに限ります、教育委員会の諮問によって行われることとなりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第8号、阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第9号 阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、議案第9号、阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第9号、阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定についてを御報告申し上げます。

質疑及び討論はありませんでした。採決に入り、本議案については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第10号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第11号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第12号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第13号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第14号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第15号	阿見町行政手続条例の一部改正について
議案第16号	阿見町政治倫理条例の一部改正について
議案第17号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第18号	阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
議案第19号	阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

- 議案第20号 阿見町保育所設置条例の一部改正について  
議案第21号 阿見町予防接種健康被害調査委員会の条例の一部改正について  
議案第22号 阿見町工場誘致条例の一部改正について  
議案第23号 阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、議案第10号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第14号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第15号、阿見町行政手続条例の一部改正について、議案第16号、阿見町政治倫理条例の一部改正について、議案第17号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第18号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第19号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、議案第20号、阿見町保育所設置条例の一部改正について、議案第21号、阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について、議案第22号、阿見町工場誘致条例の一部改正について、議案第23号、阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について、以上14件を一括議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、委員長報告をさせていただきます。

まず、最初に、議案第10号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項、議案第11号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

各議案は、ともに質疑討論なし。採決に入り、全委員賛成のもと、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第12号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、(1)の第1項と(2)の全項は、条文の中のどこをさしているのかという質疑に対し、第1項に規定する場合は週休日等のことであります、(2)の前項に規定する場合とは、「前条に」のところですという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第12号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第13号、阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項についてを御報告申し上げます。

質疑及び討論なし。採決に入り、議案第13号、阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第14号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、任期付職員の任期はどのくらいですかという質疑に対し、一般的に1年から5年程度ですという答弁がありました。次に、任期付職員の賃金の改定になるわけですが、単純に37万7,000円が37万円と7,000円の減額になることですかという質問に対し、そうです、行政職の給与表と均衡を図るということで、7条第1項の給料と8条第2項についての期末手当の支給割合について同様の減額改定ということですよという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。反対討論が1件ありました。討論を終結し、採決に入りましたところ、御異議がありましたので起立により採決いたしました。その結果、起立多数により、本案は原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第15号、阿見町行政手続条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑及び討論なし。採決に入り、議案第15号、阿見町行政手続条例の一部改正については全委員が賛成し、議案どおり可決いたしました。

次に、議案第16号、阿見町政治倫理条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑及び討論なし。採決に入り、議案第16号、阿見町政治倫理条例の一部改正については全委員が賛成し、議案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 次に民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君）　続きまして、議案第10号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第10号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第11号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第11号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第13号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第13号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第17号、阿見町介護保険条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、新しく改正になって6段階から9段階に分かれるが、現状と新しい保険料になったときの人数を教えてくださいとの質疑があり、第1号被保険者が納付対象者となりますが、現在の6段階別の割合は、6段階別のそれぞれの割合は、1段階15.3%、2段階5.3%、3段階40.2%、4段階11.2%、5段階12.3%、6段階15.6%です。27年度から29年度までは現在の3段階を3つ、6段階を2つに分けて9段階になる予定です。パーセンテージは基本的に変わりません。新しい保険料になったときの人数は、27年度段階全部で1万2,095人、28年度は1万2,460人、29年度は1万2,781人で想定していますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第17号、阿見町介護保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第18号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第18号、阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第19号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第19号、阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第20号、阿見町保育所設置条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、学校区保育所の閉所後の構想はあるのかとの質疑があり、平成27年度中に解体工事を行う予定で、その後は新たな施設を建築するという想定はありませんとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第20号、阿見町保育所設置条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第21号、阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、子宮頸がんワクチンの被害のことか、阿見町にもあったのかとの質疑があり、子宮頸がんワクチンだけでなく、定期の予防接種に係る健康被害が発生したときに開催するもので、平成24年に日本脳炎の予防接種で健康被害にあったということで、1回だけ開催していますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第21号、阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、引き続きまして、産業建設常任委員会に付託された議案の審査経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成27年3月12日午後1時57分に開会し、午後2時51分まで慎重審議を行いました。出席議員は6名、議案説明のため、執行部より町長を初め関係職員12名、議会事務局より2名の出席をいただきました。傍聴者が1名ありました。

初めに、議案第22号、阿見町工場誘致条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、第4条に追加した4項の「その遅延が災害その他やむを得ない事情によるものであると町長が認めるときは」とあるが、具体的にはどのような事情を想定していますかとの質問があり、執行部からは、例えば、東日本大震災のような大規模な自然災害等が考えられますという答弁がありました。

その他の質疑はありませんでしたので、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。原案、いや、もとい、議案第22号、阿見町工場誘致条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第23号、阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について質疑を許しましたところ、委員から、議案第22号と同じく、第4条に追加した4項の「その遅延が災害その他やむを得ない事情によるものであると町長が認めるときは」とあるが、具体的にはどのような事情を想定していますかとの質問があり、執行部からは、議案第22号と同様に、例えば東日本大震災のような大規模な自然災害等が考えられますという答弁がありました。

また、委員からは、第6条の2項、雇用促進奨励金について住所を確認できる住民票等を求めると思うが、10万円を支給するという事なので、しっかりと実際に居住しているかどうか確認は必要ないですかという質問があり、執行部からは、詳細は規則で定めますが、住民基本情報等の確認はします、現地確認までは必要ないと思いますと答弁がありました。

その他の質疑はありませんでしたので、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第23号、阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 私は、議案第12号には、反対の立場から討論します。

この議案は、ただ単に平均2%の削減をするだけで、進歩的な提案がないためです。隣の土浦などでは地域手当を出しており、新人採用のときにも、その金額を合計して募集しています。これでは有望な新人を採用しようとしても、土浦のほうに流れてしまいます。ですから、阿見町でも地域手当を出すべきと考え、反対します。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。4番、永井義一君。

○4番（永井義一君） 私もこれに反対の立場で討論いたします。

まず、議案第12号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正、それと議案第14号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について及び議案第17号、阿見町介護保険条例の一部改正について、反対をいたします。

まず、議案第12号なのですが、過日の総務常任委員会において、私の不勉強のため勘違いをして賛成してしまいました。本日改めてお詫びするとともに、反対討論をさせていただくことを、よろしく願いいたします。

まず、この議案は、消防職給与表の削除で、管理職員特別手当などの幾つかの項目があったのですが、ここで問題なのは、別表1の給与表の改定です。人事院は安倍政権の賃金抑制政策に迎合して、給与制度の総合的見直しの4月実施を勧告しました。これは、地方で働く多くの地方公務員に賃下げをもたらす、重大な不利益変更であります。今回、この議案は、全体の賃金水準を2%引き下げ、また50代後半で最大4%を引き下げるものです。また、再任用職員までもが引き下げられます。今回、この公務員の賃金引下げが民間へ影響を及ぼすことは必至です。よって、この議案に反対をいたします。

次に、議案第14号ですが、これも12号と同様に任期付職員への賃金引下げになるもので、同様に反対をいたします。

次に、議案第17号、介護保険条例の一部改正ですが、これについては月額基準額が4,400円から5,200円に上がるというものです。階層の区分も6階層から9階層になって、最高階層の人は2,233円の増となります。昨年4月からのこの消費税増税と相次ぐ食料品等の値上げで、町民の生活は厳しさを増しています。これ以上、町民に負担をかける今回の改正案には反対いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号から議案第23号までの14件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案14件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第10号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第10号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第11号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第11号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしでよろしいですね。御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第12号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第12号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） ちょっと待ってください。いいですか。オーケーです。結構です。起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第13号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第13号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第14号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第14号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第15号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第15号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第16号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第16号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第17号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第17号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第18号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第18号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第19号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第19号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第20号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第20号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第21号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第21号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第22号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第22号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第23号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第23号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案どおり可決することに決しました。

それではここで、暫時休憩といたします。会議の再開は、午前11時05分からといたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第24号	平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第25号	平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第26号	平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第27号	平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第28号	平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
議案第29号	平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）
議案第30号	平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第31号	平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第11、議案第24号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第25号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第26号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第27号、平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第28号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）、議案第29号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）、議案第30号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第31号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第24号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会所管事項を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、地方創生交付金の件で定住促進、少子化対策事業費について具体的に物事が進んだのでしょうかという質疑に対し、地方消費喚起・生活支援型につきましては4,403万4,000円で、地方創生型が2,924万3,000円で、2月23日の全員協議会の資料等に掲載した数字と同額でした。

進捗状況の方は、実施計画を県に提出し事前審査を受けました。おおむねの問題なしとのこと返事が来ましたので、国のほうへ正式な実施計画の申請をいたしましたという答弁がありま

した。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第24号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、議案第24号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち、民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第24号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち民生教育常任委員会所管事項については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第25号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第25号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第29号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、討論なし。採決に入り、議案第29号、平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第30号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第30号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、議案第24号、平

成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会所管事項について、審査経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、第5款衛生費について、委員から、ごみ収集委託料の大幅減額補正の原因及び電気使用料の増額補正の原因は何ですかという質問があり、執行部からは、ごみ収集委託料は平成26年度から3カ年契約ということで、委託料の低減が図られました。減額は契約差金です。電気料については、太陽光発電促進負荷金、再生エネルギー促進負荷金や燃料費の変動など不確定要素がありますが、今回の補正值は、最大値を取り入れて補正しましたという答弁がありました。

また、委員から、防犯カメラ設置工事及び看板設置工事の減額補正の原因について質問があり、執行部からは、防犯カメラ設置は9台、不法投棄抑制のための看板は37枚設置しております。いずれも契約差金ですという答弁がありました。

また、5款、農林水産業費について、委員から、産官学連携事業講師謝礼がありますが、いつごろ、どのような講師に依頼するか具体化していますかと質問があり、執行部からは、地方創生先行型を活用して行うもので具体的には決定していませんが、東京農業大学の先生を招いて、六次産業化を担う人材を育成するようなテーマで考えていますと答弁がありました。

また、6款商工費について、委員から、阿見町PR映像等作成業務委託料について何分ぐらいの時間で、どのような機会に映像を活用するのですかと質問がありました。執行部からは、地方創生関連のもので全額を繰り越します。プレミアムアウトレットで流している紹介画像は5年を経過しており、その後、本郷地区や予科練平和記念館、雪印、メグミルクの立地など、町の状況の大きな変化を取り入れたいと考えています。ユーチューブ等での活用も考えていますという答弁がありました。

また、7款、土木費について、委員から、都市計画事務費の事業協力者謝礼について減額の要因は何ですかという質問があり、執行部からは、都市計画マスタープランを今年度と来年度に策定していく中で、町民の意向を吸い上げる町民討議会のメンバーを60人ほどで予定していましたが、実際には30人となったための減額ですと答弁がありました。

また、委員から、木造住宅耐震診断士派遣事業委託金の減額の原因及び実績についてどのようになっていますかと質問がありました。執行部からは、木造住宅耐震診断士派遣業務は建築士会に委託して実施していますが、今年度は5件分の予算を計上しましたが、申請は1件だけでしたという答弁でした。

また、委員から、区域指定集落实態調査委託料は当初予算を全額減額していますが、現状どのようになっているのですかと質問があり、執行部からは、25年度から調査を継続しています。道路や排水施設の整備状況、宅地率や建築戸数の確認をし、指定可能な集落ということ

で一応出しました。11号指定区域で11地区、12号は3地区抽出しています。26年度は、都市マスタープランが今年度、来年度で策定しますので、その中で位置づけをするということになりました。そのために、今年度は全額減額補正しますと答弁がありました。

さらに、委員から、公共住宅マスタープラン策定委託料は、当初予算で830万6,000円、今回の減額が449万3,000円で大幅な減額となっていますが、どのような要因ですかという質問があり、執行部からは、新年度になって、その後、内容について精査をし、公共賃貸住宅供給の方針を変更したことに伴う設計変更があり、大体570万円程度の設計という形になりました。入札は380万円での落札となりましたので減額させていただくものですという説明がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第24号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第26号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を許しましたところ、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入り、議案第26号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第27号、平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、委員から、本郷第一土地区画整理事業不動産鑑定委託料でまだ鑑定しなければならない土地はありますかとの質問があり、執行部からは、今回の減額補正は一般保留地は完売して、付保留地が2区画残っています。このための減額ですと答弁がありました。

その他の質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第27号、平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第28号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）について質疑を許しましたところ、委員から雑入について説明してくださいとの質問があり、執行部からは、汚泥について放射能検査をしています、その費用分を東京電力に請求していたものですという答弁がありました。

その他の質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。議案第28号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第31号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）について質疑を許しましたところ、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、

採決に入りました。議案第31号、平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第24号から議案第31号までの8件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案8件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第31号までの8件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第32号	平成27年度阿見町一般会計予算
議案第33号	平成27年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第34号	平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
議案第35号	平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
議案第36号	平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
議案第37号	平成27年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第38号	平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第39号	平成27年度阿見町水道事業会計予算

○議長（柴原成一君） 次に、日程第12、議案第32号、平成27年度阿見町一般会計予算、議案第33号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第34号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第35号、平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第36号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第37号、平成27年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第38号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第39号、平成27年度阿見町水道事業会計予算、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、予算特別委員会に付託いたしました。

委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算特別委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔予算特別委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○予算特別委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、命によりまして、予算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会は、3月の6日、9日、10日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員の出席をいただき慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案32号、平成27年度阿見町一般会計予算については、反対討論は1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第33号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第34号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第35号、平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案36号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第37号、平成27年度阿見町介護保険特別会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第38号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第39号、平成27年度阿見町水道事業会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4 番永井義一君。

○4 番（永井義一君） 私は、議案第32号、平成27年度阿見町一般会計予算、議案第33号、平成27年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第37号、平成27年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第38号、平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第39号、平成27年度阿見町水道会計予算、水道事業会計ですね、予算に反対をいたします。

まず、一般会計予算ですが、過日の予算特別委員会の審議の中でも零戦と掩体壕の本年度予算が計上されていました。私は、昨年も発言したとおり、これらの予算は不要不急のものではないかと考えております。

また、予算特別委員会の産業建設常任委員会での議論でも、LED照明の補助金など、エコや地域の活性化の観点から、住宅リフォーム助成制度に拡大して行うべきだと考えております。

それと、一般会計から特別会計への繰出金ですが、国保や介護に回すことにより、高い国保税の引き下げ、介護保険料の引き上げを抑えることができるのではないのでしょうか。そのようなことで、平成27年度阿見町一般会計予算に反対をいたします。

次に、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計ですが、一般会計からの繰出金をもっと増やすことなどで、町民の負担を軽減することができると考えられます。よって、この2点にも反対をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、これに関しては、日本共産党としても制度そのものに反対をしています。75歳で医療に線引きをして、高齢者を別枠の医療制度に囲うこの特別会計には反対をいたします。

最後に、水道事業会計ですが、普及率の問題では私も一般質問させていただきましたが、今回の予算では、町民が安心安全、そして安価な水を使うという観点が欠落しているのではないのでしょうか。配水管の埋設整備だけではなく、水道料金体系への抜本的見直しをして、使った分だけの料金を支払うというこの料金施設システムが、今必要ではないかと思います。よって、この議案にも反対をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言をします。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第32号から議案第39号までの8件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案8件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第32号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第32号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので起立によって採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい結構です。起立多数であります。

よって、議案第32号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第33号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第33号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので起立によって採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい結構です。起立多数であります。

よって、議案第33号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第34号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第34号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第35号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第35号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第36号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第36号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第37号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第37号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので起立によって採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい結構です。起立多数であります。

よって、議案第37号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第38号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第38号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので起立によって採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい結構です。起立多数であります。

よって、議案第38号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第39号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第39号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので起立によって採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい結構です。起立多数であります。

よって、議案第39号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第40号 町道路線の廃止について

議案第41号 町道路線の認定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第13、議案第40号、町道路線の廃止について、議案第41号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、先ほどに続きまして、審査経過と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第40号、町道路線の廃止について審査をいたしました。

質疑を許しましたところ、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。

議案第40号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第41号、町道路線の認定について質疑を許しましたところ、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。

議案第41号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） はい、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第40号から議案第41号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第41号までの2

件は、原案どおり可決することに決しました。

---

請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

次に、日程第14、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本案については、去る3月3日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の経過報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明を求め、その後、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号についての委員長報告は、採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は、原案どおり採択することに決しました。

---

意見書案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

次に、日程第15、意見書案第1号、「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題といたし

ます。

本案に対する趣旨説明を求めます。

10番難波千香子君，登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君）先ほどに続きまして，意見書第1号，意見書案第1号，手話言語法制定を求める意見書（案）の提出に当たり，経過と趣旨について御説明をいたします。

この意見書（案）につきましては，去る3月12日，民生教育常任委員会で審査した結果，本会議に提出することとなり，本日提出するものであります。

提出者，阿見町議会議員難波千香子。賛成者，阿見町議会議員飯野良治，同じく諏訪原実，同じく藤井孝幸，同じく浅野栄子。

提案理由は，意見書（案）の朗読をもって説明に変えさせていただきます。

〔「川畑……」と呼ぶ者あり〕

○10番（難波千香子君）失礼しました，大事な人を忘れました。同じく……。失礼しました，川畑……後でよろしいでしょうか。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）。

手話とは，日本語を音声ではなく手や指，体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う者にとって，聞こえる人たちの音声言語と同様に，大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら，ろう学校では手話は禁止され，社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月採択された国連の障害者権利条約には，「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め，2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は，可能な限り，言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また，同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており，手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め，きこえない子どもが手話を身につけ，手話で学べ，自由に手話が使え，さらには手話を言語として普及，研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって，本町議会は，政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

1. 手話を音声日本語（Japanese）と同様，国語（National Language）と同じ位置で教育を

行うこと。

2. 聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話ができるよう、ろう学校及び一般校における環境整備を行うこと。

3. 手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を行うこと。

4. 以上を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日、茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます、御説明といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号については、原案どおりに可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

案文の、案の文字の削除をもって、可決された意見書の配布といたします。

案の文字の削除を願います。

○議長（柴原成一君） 次に、日程第16、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、議員3名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規程により指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、佐藤幸明君、吉田憲市君、平岡博君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました佐藤幸明君、吉田憲市君、平岡博君を、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。ただいま当選されました佐藤幸明君、吉田憲市君、平岡博君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

---

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第17、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（柴原成一君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成27年第1回阿見町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時48分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴 原 成 一

署 名 員 藤 平 竜 也

署 名 員 野 口 雅 弘

## 参 考 资 料

平成27年第1回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第2号	阿見町名誉町民条例の制定について
	議案第3号	阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例の制定について
	議案第9号	阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する等の条例の制定について
	議案第10号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項
	議案第11号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項
	議案第12号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第13号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項
	議案第14号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
	議案第15号	阿見町行政手続条例の一部改正について
	議案第16号	阿見町政治倫理条例の一部改正について
	議案第24号	平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 総務常任委員会所管事項
民生教育 常任委員会	議案第4号	阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について
	議案第5号	阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の制定について
	議案第6号	阿見町放課後児童クラブ条例の制定について
	議案第7号	阿見町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

民生教育 常任委員会	議案第8号	阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
	議案第10号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第11号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第13号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第17号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第18号	阿見町指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
	議案第19号	阿見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
	議案第20号	阿見町保育所設置条例の一部改正について
	議案第21号	阿見町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
	議案第24号	平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 民生教育常任委員会所管事項
	議案第25号	平成26年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第29号	平成26年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）	
議案第30号	平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	
請願第1号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願	
産業建設 常任委員会	議案第22号	阿見町工場誘致条例の一部改正について
	議案第23号	阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について
	議案第24号	平成26年度阿見町一般会計補正予算（第6号）

<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第31号 議案第40号 議案第41号</p>	<p>内 産業建設常任委員会所管事項 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） 平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号） 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号） 町道路線の廃止について 町道路線の認定について</p>
<p>予算特別委員会</p>	<p>議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第39号</p>	<p>平成27年度阿見町一般会計予算 平成27年度阿見町国民健康保険特別会計予算 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計予算 平成27年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算 平成27年度阿見町介護保険特別会計予算 平成27年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 平成27年度阿見町水道事業会計予算</p>

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成26年12月～平成27年3月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	2月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回臨時会会期日程等について</li> <li>・阿見町議会委員会条例の一部改正について</li> <li>・その他</li> </ul>
	2月24日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回定例会会期日程等について</li> <li>・その他</li> </ul>
総務 常任委員会	1月22日 ～ 1月23日	静岡県浜松市 東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと納税の取り組みについて</li> <li>・火災や災害時の対策，発生時の行動等について</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">（本所都民防災教育センター本所防災館）</p>
産業建設 常任委員会	2月13日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランについて</li> <li>・都市計画道路の再検討について</li> <li>・その他</li> </ul>
議会だより 編集委員会	12月25日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第143号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	1月8日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第143号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
全員協議会	1月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅の整備について</li> <li>・その他</li> </ul>

全 員 協 議 会	2月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度阿見町予算内示について</li> <li>・阿見町役場庁舎耐震改修工事請負契約について</li> <li>・中央公民館耐震工事に伴う休館について</li> <li>・その他</li> </ul>
	2月23日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿見町職員の給与に関する条例の一部改正等について</li> <li>・阿見町行政手続条例の一部改正等について</li> <li>・阿見町政治倫理審査会委員の委嘱について</li> <li>・地域住民生活等緊急支援のための交付金の活用について</li> <li>・阿見町名誉町民条例の制定について</li> <li>・防災行政無線整備事業について</li> <li>・阿見町児童虐待，障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例の制定について</li> <li>・阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例等の制定について</li> <li>・阿見町放課後児童クラブ条例の制定について</li> <li>・阿見町工場誘致条例の一部改正について</li> <li>・阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について</li> <li>・阿見町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義</li> </ul>

<p>全 員 協 議 会</p>			<p>務の特例に関する条例の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定等について</li> <li>・ 阿見町議会委員会条例の一部改正(案)について</li> <li>・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員について</li> <li>・ 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員について</li> <li>・ 議会運営委員会からの報告について</li> <li>・ その他</li> </ul>
------------------	--	--	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月18日	第1回全員協議会 ・平成27年第1回組合議会定例会提出予定案件について		久保谷充 飯野良治
	2月25日	第1回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合委員会委員の選任について ・平成26年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号） ・平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算	牛久市 益子政一氏 原案可決  原案可決	久保谷充 飯野良治
牛久市・阿見町齋場組合	2月26日	第1回全員協議会 ・平成27年第1回組合議会定例会提出予定案件について		倉持松雄 浅野栄子 難波千香子
	2月26日	第1回定例会 ・牛久市・阿見町齋場組合齋場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ・平成26年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計補正予算（第2号） ・平成27年度牛久市・阿見町齋	原案可決  原案可決 原案可決	倉持松雄 浅野栄子 難波千香子

牛久市・阿見町 斎場組合		場組合一般会計予算		倉持松雄 浅野栄子 難波千香子
茨城県後期高齢 者医療広域連合	2月2日	第1回全員協議会 ・平成27年第1回広域連合議会議 定例会提出議案等について ・平成27年第1回広域連合議会議 定例会開会までの日程等につ いて		難波千香子
	2月16日	第1回定例会 ・茨城県後期高齢者医療広域連 合職員の勤務時間及び休暇等 に関する条例の一部を改正す る条例の制定について ・茨城県後期高齢者医療広域連 合個人情報保護条例の一部を 改正する条例の制定について ・茨城県後期高齢者医療広域連 合行政手続条例の一部を改正 する条例の制定について ・茨城県後期高齢者医療広域連 合後期高齢者医療給付費準備 基金条例の一部を改正する条 例の制定について ・茨城県後期高齢者医療広域連 合後期高齢者医療制度臨時特 例基金条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決  原案可決  原案可決  原案可決  原案可決	難波千香子

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）</li> <li>・平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）</li> <li>・平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算</li> <li>・平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算</li> <li>・茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて</li> <li>・茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて</li> </ul>	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>日立市 島崎英男氏 水戸市</p> <p>石川治氏 水戸市 内田一廣氏 水戸市 小林由士郎氏</p>	難波千香子
--	--	---	---	-------

# 請 願 文 書 表

平成27年第1回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 所出 者氏 名	紹氏 介氏 議員 名	議決 結果
1	平成 27年 2月 17日	<p>1. 件 名 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願</p> <p>2. 主 旨 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。</p> <p>しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。</p> <p>2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。</p> <p>障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。</p> <p>また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。</p> <p>よって、下記事項を請願する。</p> <p>（請願事項）</p> <p>1. 手話を音声日本語（Japanese）と同様、国語（National Language）と同じ位置で教育を行うこと。</p> <p>2. きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使えるよう、ろう学校および一般校における環境整備を行うこと。</p> <p>3. 手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を行うこと。</p> <p>4. 以上を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。</p>	<p>茨城 県水 戸市 住吉 町349 -1</p> <p>一般社団法人 茨城県聴覚障害者協会 会長 会沢 隆典</p>	<p>紙井 和美</p>	